

オックスフォード・レポート
Oxford Report

日本の経済社会に対する I F R S の影響に関する調査研究
The Impact of IFRS on Wider Stakeholders of Socio-Economy in Japan

2012年3月30日
30th March, 2012

オックスフォード大学
トモ スズキ (教授)



Professor Tomo Suzuki
University of Oxford

This report is intended as a basis for policy discussion only. Whilst every effort has been made to ensure the accuracy and completeness of the material in this report, the author gives no warranty in that regard and accepts no liability for any loss or damage incurred through the use of, or reliance upon, this report or the information contained herein. The opinions expressed here are those of the author and do not necessarily reflect the positions of the Government of Japan or any other institutions.

© Tomo Suzuki. March 2012
SAID BUSINESS SCHOOL,
The University of Oxford,
Oxford, OX1 1HP, United Kingdom.

序

...なぜ証券市場の効率性ばかりを前提にして話が進んでしまうのだろう。IFRSが他の多くのことに関係していることは自明ではないか。IFRSはビジネスそのものにかかわる、...オペレーション、企業統治、サプライチェーン、物づくり、顧客との関係、ペンション、従業員関係、税金、粉飾もあれば、農業や、エネルギー産業、その他いろいろな関係があるはずだ。それから、マクロ経済の管理についても。...おかしな話になっている。株式市場のことはほんの一部にすぎないにもかかわらず、このレトリックに席卷されてしまっている。...（この段階においては）主流派の統計的な研究手法によっては、IFRSに関する効率性とか透明性とかいったことのロバストな証拠は得られない。そんな方法は的外れだ。...（これ以上無駄な研究に努力を費やすのではなく）現場に出て事情を聴取することに努めなさい。彼らの言葉に基づいて、彼らにとってIFRSが何たるかを調べ上げないといけない。時間はかかるだろうが、それがスターティングポイントだ。

[Int. Acad.(Professor of Accounting, ex-IASC expert, Hopwood)-A-Oxford, Oct. 2007]

インタビュー（2007年10月）

欧州会計学会創立者・会長（1977）

故・アンソニー・ホプウッド教授（1944–2010）

Late Professor Anthony G. Hopwood (1944–2010)

Editor-in-Chief of *Accounting, Organizations and Society* (1976–2009)

Principal Founder of the European Accounting Association (1977)

Dean of Saïd Business School, University of Oxford (1999–2006)

要約

UNIAS 研究プロジェクト (University of Oxford)¹ は、第一義的には、日本、中国、インドや東南アジアの国々において 2000 ユニット²を超えるインタビュー (聞き取り調査) とレトリック分析を基盤に、国際財務報告基準 (以下 IFRS と表記)³ がもたらす影響を分析、総合することにより、近年顕著に観察される経済社会分野のグローバル規制の在り方について研究しようとするものである。第二義的には、そこで得られたデータに基づき、各法域の財務報告政策に貢献しようとするものであり、実際、そのような貢献をはたしてきた。本報告書もそうした研究活動の一環であり、IFRS が日本の経済社会にどのような影響をもたらしているのかについて、より広い視野から考察を加えることにより、日本の政策討議 (Policy Discussion) の基礎を提供しようとするものである。

我々はまず、日本の会計の現代史に触れると同時に、IFRS が近年飛躍的に国際化・グローバル化してきた背景を概括する (第一節)。そして、その過程で観察された論理やレトリック、政治手法について批判的検討を行うにあたって適切な研究方法論を検討する (第二節)。次に、第二節で説明された様々な方法を組み合わせることによって、日本において国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board 以下 IASB と表記) が目的とする証券市場の効率化が図られるのかどうか検討する (第三節)。更に、証券市場の効率化という狭義の目的を超えて、IFRS が日本の社会・経済の多くのステークホルダーに資するものであるかどうか考察する (第四節)。以上の検討に加え、(国際) 規制の政治力学の観点も含めて、今後日本の短期・中期的 (5-15 年) な会計・財務報告政策の在り方を検討する (第五節)。最後に、本研究での発見事項と、今後の調査研究のために示唆された新しい論点をまとめることにより、現時点での政策討議のための基礎を提供する (第六節)。

本報告書は非常に限られた時間内での取纏めであり、また伝統的な学術研究報告というよりは IFRS に関する全般的な政策討議に係る資料の提供ないしはコミュニケーションの促進を目的としているため、各論に偏重することはせず、重要論点をバランスよくカバーし整

¹ Unexplored Impact of International Accounting Standards / International Financial Reporting Standards: Phase I : 2000-2010. <http://www.sbs.ox.ac.uk/research/accounting/Pages/UnexploredImpactsofIFRS.aspx>.

² ユニットは一回当たりのインタビューの時間にかかわらず、その回数×参加人数で計算。

³ International Financial Reporting Standards。IFRS は「イファース」と発音する。「国際財務報告基準」の他、一般的には「国際会計基準」とも訳されることがある。本稿では IFRS の前身的基準たる International Accounting Standards (IAS) も IFRS に含まれるものとする。なお、IAS と IFRS とを併せた一組の会計基準 (a single set of accounting standards) の体系は、IFRSs (イファーズ) と総称されることがある。

理することに努めている。そのために本報告書内では十分なデータが提示できていない場合もあり、論点が整理できていない部分については後日別の方法によって公表する。

本調査は今後も関係各位との協同体制の下、継続的に調査、研究、討議されてゆくべきものであるが、現段階の中間的な報告として、次を結論する。

(1) 一般に IFRS 推進派の主張する「投資家のために有用な会計情報を提供することが、効率的な証券市場を構築するうえで必要不可欠である」という論理やレトリックに対しては、注意深く洗練された投資家と多くの日本企業から強い懸念とその証拠が提示されている。原則主義と公正価値による世界統一会計基準のもとでは財務諸表の透明性と比較可能性は低下すると考えられている。少なくとも短期・中期的なタイムフレームの中では、IFRS の導入により国際的な証券市場の本質的な効率化が促進されるとは考えられず、投資家にも企業にも資するところが少ない。従って、本報告書は IFRS の日本における性急で強いフォームでの強制アドプションを支持しない(第三節)。ここに「性急で強いフォームでの強制アドプション」とは、十分な議論・検討に基づく合理的な期間内のコンセンサスを経ずに、多くの企業群に対し必要最小限のカーブ・アウトさえも認めない形で強制される IFRS の一律的な採用を言う。

(2) 証券市場への直接的な参加者を超えた幅広いステークホルダーに与える影響は、重要かつ長期にわたるものであるにもかかわらず、その分析は十分になされていない。実質的に財務諸表の透明性と比較可能性が低下しているにもかかわらず、IFRS のラベリング効果により、表面的な透明性と比較可能性が向上し、これがハイパーリアリティーを形成する可能性がある。このハイパーリアリティーが日本の経済社会の持続的な発展にどのような影響を与えるかについては不確定要素が多い。こうした不確定要素が多く存在するという意味においても、IFRS の性急で強いフォームでの強制アドプションを支持しない(第四節)。

(3) ただし、IFRS の導入は上記(1)及び(2)とは全く異なる次元で、規制関連ビジネスの伸張や国際規制の政治経済的な駆引きの性格も有しているため、これに適切に対応しなければ、短期的には、日本の証券市場および国際的なファイナンスに支障をきたす恐れがある。これに適切に対応するには、①日本は今後も国際的な会計・財務報告の実質的な改善を目指して一層の努力と貢献を進めること、及び②海外において個人、産業界、および政府レベルでの人的・財務的・組織的貢献を強化し、国際的な会計基準策定に係るガ

バランスの改善に貢献していくことを日本国全体のコンセンサスとして積極的にアピールすることが必要である（第五節）。

（４）日本においては IFRS のような国際規制の政治経済的な駆引きに関し、政府レベル（特に内閣レベル）・総合的組織での対応が求められる。今後多くの社会経済規制でグローバル・レベルの駆引きが増えるものと予想されるが、日本国の経済的な国際的地位の低下と新興国の勢力拡大に伴い、その対応は困難を極めるものと予想される。IFRS 対応での経験を生かし、横断的組織でいち早くインテリジェンス対応がとられるよう体制を整えるべきである。

Executive Summary

This report addresses the impact of the potential mandatory adoption of International Financial Reporting Standards (IFRS) in Japan. Our findings are drawn from an extensive Oxford University study of IFRS adoption in Asian countries, which is based on wide-ranging evidence from interviews, surveys and other sources. We conclude that the premature and wholesale adoption of IFRS is likely to cause decreased transparency and comparability of financial statements, and fail to achieve the stated goals of IFRS. Furthermore, we suspect that abandoning Japanese accounting standards in favour of IFRS would have undesirable impact on a variety of aspects of the socio-economy which are important for the management of Japan's mature economy. We recommend that Japan continue to be proactive in developing better international accounting standards by actively participating in the standard setting process.

The fundamental objective of the UNIAS Project (**Un**explored Impact of **I**nternational **A**ccounting **S**tandards / International Financial Reporting Standards: Phase I: 2000-2010; University of Oxford) is to evaluate the impact of global standardization of accounting on a variety of stakeholders in Asian countries, primarily China, India and Japan. In this report, which is only a part of the UNIAS Project, we focus our attention exclusively on Japan where a policy discussion is currently taking place to determine an appropriate form of IFRS adoption which would best serve the country's socio-economy as a whole.

After a brief review of Japan's modern accounting history, which was developed to serve its broad socio-economy rather than the narrower interests of investors alone, we examine the ways in which International Accounting Standards Board (IASB) came to have a significant impact on Japan's accounting standards setting (Section 1).

In the early stage of IFRS introduction in Japan, some empirically-unverifiable theory and rhetoric were (and still are) used to push the idea of global accounting. As the standard hypothetico-statistical method and surveys do not help much in such circumstances, we developed a long-term dialectic interview method instead. We conducted approximately 1,000 units of interviews with a variety of stakeholders including ministers of relevant departments, accounting standards board members, executives of multinational companies and small local businesses, over an extended time period (2000-12) that included the whole life-span of the IASB. The rationale for this long-term dialectic interview was primarily to discover unexplored and unintended consequences of IFRS, and to promote effective communication between different stakeholders who had little opportunity and means to exchange their views over merits and demerits of adopting IFRS (Section 2).

We have also conducted a comprehensive review of the literature (637 articles in Japanese and 72 academic papers in English) to guide our interpretations of the interview data. On balance, the literature suggests that the degree of transparency and comparability of financial statements has actually declined after the adoption of IFRS. However, the same set of papers also shows that the statistical correlation between accounting and capital market returns (often misleadingly labelled “value-relevance” in many academic studies) increased slightly. This result may appear as a “paradox” (e.g., Brüggeman, Hitz, & Sellhorn, 2012).

However, since IFRS have resorted to accounting from the markets, instead of accounting for the markets, this is neither surprising, nor an argument that supports adoption of IFRS. Testimonies from CFOs of the top Japanese firms and “sophisticated” investors across the world reveal that (1) transparency and comparability are actually damaged due to principles-based fair value accounting which allows management to have more discretion over subjective valuation and accounting choices. However, (2) the label of “high quality global standards,” having been slapped on IFRS, misleads many, especially un-sophisticated investors who tend to react to the face value of reported income without investigating accounting policies and footnotes. Both factors (1) and (2) can create an artificial reality in a world of short-term investment behaviour, and degrade objective, transparent and comparable accounting data. The result is likely to distort share prices as well as managerial decisions (Section 3).

From the viewpoint of production and operation, rather than finance, such potential distortions have already caused serious concerns among top Japanese companies. For example, under the Japanese accounting standards, goodwill is required to be amortized on a regular basis, and also the development costs are to be expensed as they are incurred, whereas IFRS disallows amortization of goodwill and allows capitalization of development costs. Executives of top firms recognise that these IFRS standards provide managers yet another instrument for income smoothing. Adoption of IFRS in Japan is likely to damage its long cherished disciplined management philosophy. The departure from long-established practice of historical cost accounting and conservatism are also among the most serious concerns, which would undermine the foundation of long-term investment and innovation that have been the key strengths of Japanese management. Furthermore, industries such as banks and insurance companies are concerned that the introduction of fair value accounting which would fundamentally and negatively change, their business models. We identified a consensus view among CFOs, who have already adopted IFRS, that the adoption of IFRS had not reduced the cost of capital. In general, many CFOs anticipate increasing costs of regulation, including the audit fees, under the principles based global regulation (Section 4).

Despite the fact that major stakeholders had significant concerns over the impact of IFRS, the mandatory adoption of IFRS was presumed (between June 2009 and June 2011) to be the established government policy. We explored the mechanism by which this false impression of mandatory adoption was created, and identified some loud, repeated and highly effective rhetoric which was put forward by pro-IFRS businesses and political camps.

By now (March, 2012), the major stakeholders, including Financial Services Agency (FSA), Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) and *Keidanren* as well as individual companies, have seen through and demystified this rhetoric of global accounting and found it to be without logical or evidentiary foundations. However, they still need to engage themselves in politics of international accounting standards setting so that international accounting standards would be improved in substance and not in mere rhetoric in the future. To this end, the Report recommends that all stakeholders collaborate to enhance proactive rather than reactive efforts towards international convergence. This may lead to the adoption of a single set of accounting standards in the distant future, but such a course of history depends on several important parameters including evidence (and not just rhetoric) of IFRS leading to higher quality accounting in some clearly understood and measurable fashion; improved governance of IASB and an active, effective, and reasonable participation of advanced as well as emerging economies (Section 5).

Please quote as:

Suzuki, Tomo (2012) 'The Impact of IFRS on Wider Stakeholders of Socio-Economy in Japan'. On the request of the State Minister Shozaburo Jimi, Financial Services Agency, the Government of Japan. First submitted: 30th March, 2012 in Tokyo. 217 pages. Professor Tomo Suzuki, Saïd Business School, University of Oxford, OX1 1HP UK..

For details, please contact the Principal Researcher:

Professor Tomo Suzuki
Head of Accounting Group
Saïd Business School
University of Oxford
Oxford OX1 1HP, UK.
www.sbs.ox.ac.uk
tomo.suzuki@sbs.ox.ac.uk



目次

| | |
|----------------------------------|-----|
| 序..... | 2 |
| 要約..... | 3 |
| Executive Summary..... | 6 |
| 図表一覧..... | 11 |
| 第一節: 背景..... | 12 |
| 1. 経済・社会のための会計..... | 12 |
| 2. 投資家と証券市場のための会計..... | 17 |
| 第二節: 目的・方法・構成..... | 26 |
| 1. レトリック分析..... | 26 |
| 2. 従来の方法..... | 29 |
| 3. UNIAS プロジェクトの方法..... | 38 |
| 4. 主目的：コミュニケーションの促進..... | 47 |
| 第三節: 「投資家のための財務報告」の歴史、論理、影響..... | 50 |
| 1. 財務報告の国際化の歴史..... | 50 |
| 2. IFRS のグローバル化の論理・レトリック・影響..... | 56 |
| (1) 公正価値会計に基づく資産・負債アプローチの影響..... | 62 |
| (2) 原則主義に基づくグローバル化の影響..... | 72 |
| (3) 小括..... | 98 |
| 第四節: 投資家以外のステークホルダーへの影響..... | 103 |
| 1. 先行適用企業のケース・スタディー..... | 104 |
| メリット：グループ内財務諸表・管理の統一..... | 105 |
| 2. 「のれん」の非償却というメリット..... | 108 |
| 3. 開発費の資産計上という懸念..... | 113 |

| | |
|---|-----|
| 4. 「ものづくり」立国に資する会計か | 116 |
| (1) 各勘定科目レベルでの懸念 | 116 |
| (2) 保守主義と持続的成長に関する懸念 | 119 |
| 5. 特定産業に関する懸念 - 金融業 / 保険業 | 126 |
| (1) 金融業 | 126 |
| (2) 保険業 | 132 |
| 6. 関連法規や制度の視点からの懸念 | 135 |
| 7. 総合的な主観定量データとその解釈 | 139 |
| 第五節: 会計基準設定の政治学 | 144 |
| 1. 「国際政治」や「会計基準関連ビジネス」のレトリック | 144 |
| 2. 海外比較のレトリック | 152 |
| 3. 日本の対応 | 158 |
| (1) 過去の政策判断との継続性 | 158 |
| (2) 批判的な声とその検証 | 159 |
| (3) コンバージェンスとアドプションの狭間の問題 | 161 |
| 第六節: まとめと政策提言 | 175 |
| 補節 1. アンケート調査とインタビュー調査に関するノート | 185 |
| 補節 2. IFRS 適用に係る諸外国の先行研究レビュー | 187 |
| あとがき - 謝辞 | 203 |
| ファンディング | 205 |
| 参考文献 | 206 |
| 索引 (Index) | 213 |
| 引用と連絡先について (Citation and Contact Details) | 217 |

図表一覧

| | |
|---|-----|
| 図表：1 - 戦後最初の標準化された P/L と B/S | 13 |
| 図表：2 - 会計を利用した企業統計と資金循環表..... | 13 |
| 図表：3 - 近年における会計基準の改定（要約・一部省略） | 18 |
| 図表：4 - 日米の動向 | 21 |
| 図表：5 - IFRS を取り巻く様々な研究分野..... | 26 |
| 図表：6 - サーベイ・アンケートのまとめ..... | 31 |
| 図表：7 - インタビューを実施したステークホルダーの分類表..... | 41 |
| 図表：8 - IASB/IFRS の発展経緯..... | 50 |
| 図表：9 - 637 本の文献レビューまとめ | 58 |
| 図表：10 - 関係者別アドプション賛否 | 60 |
| 図表：11 - アドプションを支持する理由のまとめ | 60 |
| 図表：12 - プランテーション・ビジネス利益モデル | 67 |
| 図表：13 - 英国における日本株を投資対象としたファンドのリスト | 87 |
| 図表：14 - アジア・パシフィックファンドのホールディングの例..... | 89 |
| 図表：15 - 個別企業 IFRS 導入メリット・デメリット..... | 105 |
| 図表：16 - のれん総額によるランキング..... | 110 |
| 図表：17 - アドプションによるメリット | 139 |
| 図表：18 - 各団体による海外視察調査書一覧 | 152 |
| 図表：19 - 非アドプションによるデメリット | 162 |

第一節: 背景

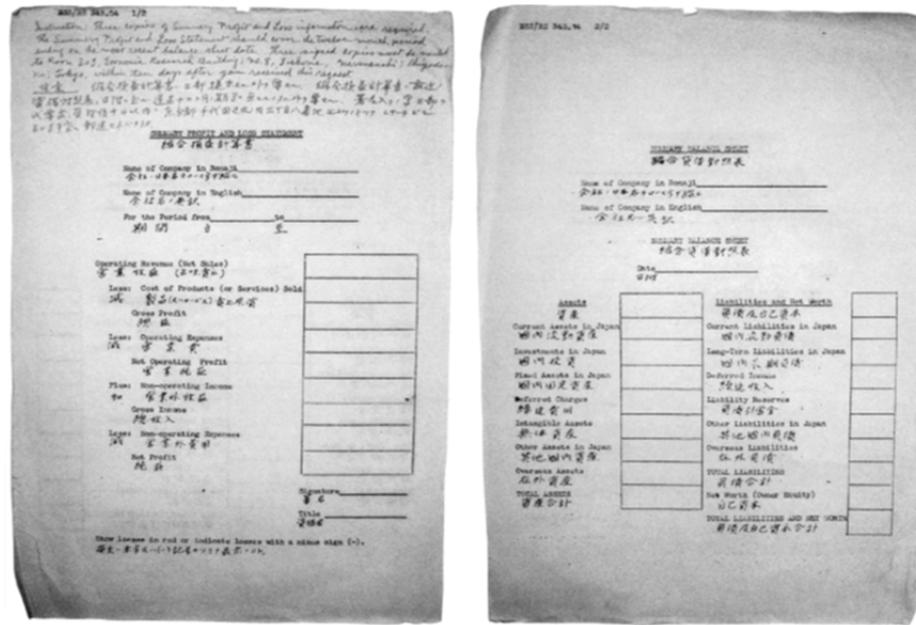
1. 経済・社会のための会計

近年の IFRS 対応は、ややもすると細かな技術論に陥り、また狭義に定義された「投資家や証券市場のための会計」という点からのみ行われてきたきらいがある。そこで我々はまず、第二次世界大戦後、日本の会計制度は、「日本の経済・社会全体を統合的に効率よく運営するための基礎」として、世界的に見ても優れた統合的システムであるとの認識に立ち、それが確立された経緯を確認することから始める。

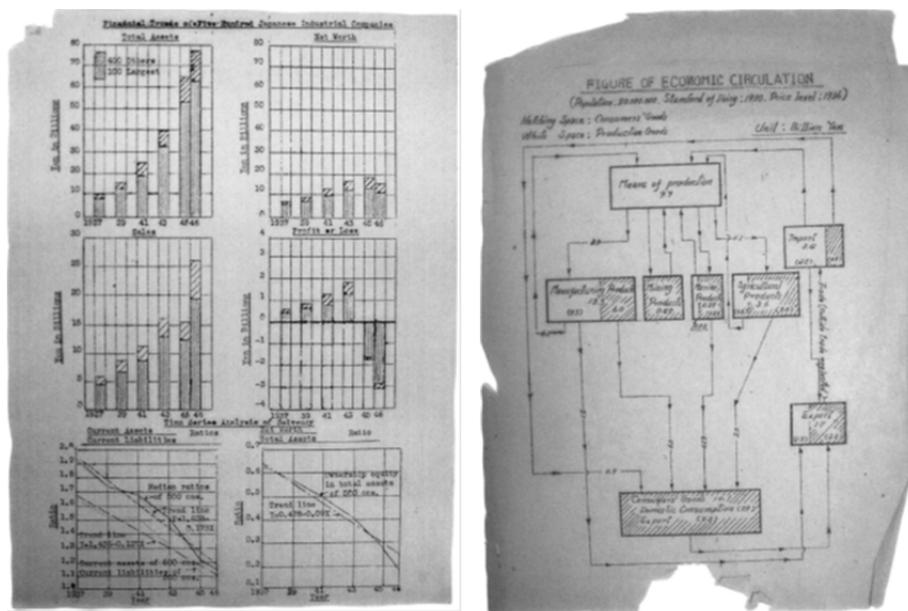
日本国の「現代」において会計の標準化が飛躍的に進んだ一つの局面は第二次大戦後すぐに観察された。1945 年秋、米国による占領体制下、米国経済使節団や統計使節団は日本の戦争を支えた経済構造を分析するため、また、戦後の経済社会を設計するために、詳細な経済・産業統計を必要とした。例えば、1947 年、当時米国において標準的であると考えられた損益計算書と貸借対照表のヒナ型が日英語併記される形で印刷され、トップ 2,000 社に送付され、2 週間の内に回収された（図表 1 参照； [Int. Acad. (Prof. of Econs. Galbraith)-A-Cambridge, MA, Oct., 2003] ）。この資料は、米国占領軍経済使節団のチーフであり当時ケインズ派の影響を強く受けていた John K. Galbraith（ハーバード大学）と、日本側からは都留重人（一橋大学）を中心に行われた、産業構造分析や財閥等の企業分析および国民経済計算（National Income Accounting）の基礎として重要な役割を果たした（図表 2 参照）。こうしたマクロ経済統計整備上の要請はその基礎構造として、また企業再建・発展の基礎としての企業会計の整備の要請と直結し、上野道輔（東京大学）、太田哲三（一橋大学）、黒澤清（横浜国立大学）等による精力的な会計制度改革が進められた。さらに、大企業のみならず、大多数を占める全国の中小企業に適切な会計記帳を義務づけ、これを国家の税制の基礎とするために、Carl S. Shoup（コロンビア大学）等を中心に税制改革が同時に進められた（e.g., 千葉 [1998]; Suzuki [2007a, 2007b]）。

この過程に関して、今日の IFRS 対応との関係において、特筆すべき点は以下の 4 つである。第一に、日本の会計はその経済社会の全体的な構造の分析と管理を目的として改革がはじめられたという点である。第二に、1890 年にドイツ法の影響を受けて利害調整機能を中心的役割として制定された商法上の会計に加え、米国の投資家保護と証券市場の効率化の思想を受けた証券取引法上の会計が導入された点である。第三に、税制を確立する基礎としての会計は、商法上の会計から独立して定められるのではなく、基本的に商法上確定された決算を基礎として租税が計算されることとした点である（確定決算主義）。

図表： 1 - 戦後最初の標準化された P/L と B/S



図表： 2 - 会計を利用した企業統計と資金循環表



上記は、商法上の会計、証券取引法上（現・金融商品取引法上）の会計及び税法上の会計という、日本国に特徴的と言われるいわゆる「トライアングル体制」の確立の過程として

理解されることが多い⁴。しかし、第四の特徴として最も重要なのは、現在、日本の会計を国際化するうえで足枷のように捉えられがちなトライアングル体制は、当時、日本国の再建・発展のための「総合的・整合的な経済社会データシステムの構築」という高邁な思想と行動力によって確立された点である。それは、当時、統計制度の整備と企業会計制度の整備が対のものとして考えられていたこと（統計法—統計委員会と企業会計基準法（企業会計法）—企業会計委員会の並置構想）にも表れている。この点については一般にあまり理解されておらず、今日、IFRS 対応を検討するうえで、以下に一定の解説をする必要があるだろう。

日本に特徴的であると言われるトライアングル体制が特に「問題視」されるようになったのは1980年代後半からのことである。90年代に入ると、いわゆる国際的調和化の観点から日本の会計の根本的な改革が主張され始め、そのコンテキストにおいてトライアングル体制が障害として立ちほだかるとの認識が一般的になった。たとえば、当時、日本の国際派の第一人者であり「ミスター国際会計基準」と愛称された白鳥栄一（IASC⁵ 議長：1993-1995）は『国際会計基準 — なぜ、日本の企業会計はダメなのか』（1988）の中で、日本には会計が果たすべき一番大切な役割についての根本的な思想が欠けており、複数の利害関係者調整のためのあいまいな計算構造が並立している点を批判した。また、日本の会計が、債権者保護に重点を置き配当可能利益額計算のための書類程度のものにとどまっているとの認識に立ち、現代に必要とされる、また、国際財務報告基準の明確な目的である「投資家が経済的な意思決定を行う際に必要な情報を提供すること」（証券市場における意思決定有用性を念頭に置きたいいわゆる「意思決定有用性アプローチ」）に比してその重要性の低さを強調した。

インタビューア： 白鳥先生がおっしゃる会計の果たすべき一番大切な役割というのはどこからきているのですか？先ほどお話しさせていただきましたように、日本の確定決算主義にはマクロ的には経済を自動的に安定させる機能がありますし、商法の会計にはいろいろな利害関係者の間を取るといふか、コンセンサスを得るといふか、所謂利害調整機能が働いています。そうした、会計システムの目的といふか役割は、投資家のための意思決定会計のそれに劣るものというお考えですか。

⁴ ただし、多くの国においてこうした会社法・証券取引法・税法の関係は複雑に絡み合っており、これをもって日本に特有の状況というのはやや単純化された見方であろう。

⁵ IASC (International Accounting Standards Committee) は、2001年に改組されたIASBの前身であり、世界9カ国（英・加・米・豪・蘭・西独・仏・墨・日）の職業会計士団体により1973年に設立された民間団体である。1987年に証券監督者機構（IOSCO）がIASC諮問グループに参加することで、急激にその影響力を増していった。

白鳥: まあ、そうした日本の会計の役割もあるのでしょうけども、そうしたものは欧米の会計とは違うし、世界が変わってきていますよね、、、これからはどうしても国際的な投資家のための会計が国際基準になってゆきます、、、会計に色々な役割があることを否定するわけではないんです。ただ、それでは国際化に乗り遅れます。

[Int. IASB (IASC, Chairman, Shiratori)-A-Tokyo, June, 1994]

このように日本の会計制度の特異性については、国際化、或いはより正確には英米化、という大義の前に無用に立ちはだかるかのように扱われ、その存在意義を根本的に再認識することは少なかったように思われる。

しかし、これとは逆に、日本の現代会計制度の基礎を築いた先人たちは、日本の会計制度こそ欧米が達成できなかったものであり、偉業を成し遂げたとの自負を持っていた。

Galbraith: 、、、君はそれ（資料）をどこで見つけたのかね（インタビュアー：US Military Archives です）。面白い質問をする。今ではそんなことを聞く人も、覚えている人もいないでしょう、、、あれは「世界最高の経済社会データシステム」の構築作業そのものだったのだよ。

日本の企業会計原則を中心に、財務会計データが生まれ、ここで経営者や従業員や顧客、株主といった関係者の利害関係が調整される、、、今の言葉で言えばコーポレートガバナンス。株主総会を経てコンセンサスある利益をもって国への税金を納める。財務会計上の利益が多ければ多くの税金を支払い、利益が少なければ、税金も少ないという意味において、我々はビルト・イン・スタビライザー、経済の自動安定装置をも意識していた。

米国においては投資家が最もパワフルであるけれども、こうした投資家にも我々の利益概念、プラクティスこそ、有用な指標であると思われた。

、、、（利害の対立する）色々な関係者がいる中で、ワンセットの会計数値というコンセンサスを求めるシステムこそ、真に整合的で、民主的なデータシステムなのだと思う。

[Int. Acad./Reg. (Economic Mission, Chief, Galbraith)-A- Harvard, MA, Oct. 2003; trans.]

こうした認識は、経済学者のみならず、当時会計改革を担っていた会計人や統計専門家たちの間でも共有されていた。こうした整合的で理想的な経済社会データシステムは、欧米では既得権を死守することに躍起になっている各省庁が協働しないために達成しえないシステムであるとし、日本で生まれつつあるこの総合的なシステムは英米を抜き出る世界最

高のシステムであるとの自負があった（詳しくは Suzuki, 2007a, 2007b 参照）。もっとも、ここで「世界最高のシステム」であるとの認識は当時のコンテキストの中でのことであり、今日、これがそのまま我々の議論に当てはまるものではない。しかし、今日の議論が「投資家のための会計」という一面のみが強調されて進められている状況があるとすれば、警鐘として記憶するに値する。

企業会計制度対策調査会は 1948 年に経済安定本部に設置された戦後最初の基準設定機関である。その中心的なメンバーであった上野道輔や黒澤清らは、そうした会計の経済社会における中心性や相関性を強く認識し、当初、経済安定本部を基盤として会計を「会計基準法」という独立した法体系の中で位置づけ、関連法規の上位規定として中核的役割を果たすものとして企画した。この構想は、他国に例がないことを理由として連合軍らの賛同が得られずに挫折したが、その精神は、1950 年設置の経済安定本部企業会計基準審議会、そして、1952 年にそれを経済安定本部から移管した大蔵省の企業会計審議会（後に大蔵省から財務省を経て金融庁に移管）によって引き継がれ、会計制度の整備においては、常に多くの関係各省庁の中核人物（後に審議官レベルになる官僚）を常に討議に参加させる形で会計の中心性・整合性を維持させる形で遂行していった（千葉 [1998]；薄井 [2012]；Suzuki, 2007a & b）。この精神は、会計史に詳しく、現在（2012 年 3 月）企業会計審議会会長である安藤英義氏（一橋大学名誉教授）の発言にも明確に見て取れる⁶。

（藤沼亜紀委員の「今までの議論では、皆さんが議論のテーマとして考えていることがかなり拡散しておりまして、このまま議論していて果たしてほんとうに意見がまとまるのかということ非常に危惧いたします。」との発言があり、そのコンテキストの中で）

、、、実はこの企業会計審議会とは何ぞやと私も随分勉強させていただいたんで、、、皆さんご存じだと思うんですけど、企業会計審議会というのは、前身は企業会計原則をつくった企業会計制度対策調査会、あれは経済安定本部の中に置かれていました。その後、大蔵省に行き、金融庁に来たわけですけども、守備範囲が非常に広い審議会なんです。それが一番わかりやすいのは、金融庁設置法には書かれていない審議会です。金融審議会は書かれてい

⁶ 日本に特異なトライアングル体制，とりわけ会計と税の一体関係は，旧大蔵省が金融および財政を包括的に所管し，会計規制の企画・立案と運営・監視が旧大蔵省の管轄とされていたことと無関係ではない。省庁再編によって，財務省と金融庁の分離がなされ，それを契機として会計ビッグバンが生じたのは偶然ではない。税効果会計の導入によって，会計は税に対して一定の自由度を得たものの，それはあくまでも投資家に対する情報提供を重視するという局所的な目的のものであり，日本経済の運営という大局的目的にとって会計と税を分離することが望ましいという意思決定をしたわけではない。

る。企業会計審議会はどこにあるかという金融庁組織令にある。すなわち、事務局は金融庁でやるんだということなんです。

それから、以前の企業会計審議会令、現在の金融庁組織令 24 条を読むとわかるんですけど、守備範囲は非常に広いです。今、藤沼委員のご発言は、これは金商法会計に特化すべきだというご発言と私は聞きましたけど、企業会計原則からも分かるように本来的には実はそうじゃない。ただ、事務局が今金融庁に置かれていますから、ほかのことをやっていると事務局の業績にはならないと私は見えています。ですから、どうしても金商法会計のほうに行っちゃうんですけども、この審議会は、本来、もっと広範な守備範囲を持っている。はっきり言えば会社法会計とか、立派に発言できる。そういうものです。皆さん、ご関心があるんでしたら、ぜひヒストリーを知っていただきたい。そういうことです。

〔企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議
2011年8月25日 安藤会長発言〕

また、日本会計基準委員会 (Accounting Standards Board Japan: 以降 ASBJ と表示) 前委員長、斎藤静樹氏 (東京大学名誉教授) も、会計基準の策定・改正においては、関連サブシステムの歴史的・社会的結びつきを十分考慮する必要性を繰り返し強調する (例えば斎藤 [2011a & b]⁷⁾。同氏はその多くの著作において会計やディスクロージャー制度の主たる役割を資本市場における情報機能に見出しているが、それでも会計基準の設定プロセスにおいては、周辺サブシステムとの関連性の検討が必要なことを強調する。それは、会計基準は、市場で資金と情報を取引する当事者の私的な契約を補完する性質のものであり、その契約は各経済社会における様々なサブシステムを前提として締結されるものであるという当然の (しかし、会計の国際化のコンテキストにおいては、失念されがちな) 事実認識によるものであろう⁸。

2. 投資家と証券市場のための会計

1990 年代後半からは、こうした国内での「会計と外延関連性」の議論とはおよそ別の次元で会計制度の急激なコンバージェンスが展開された。これは国際会計士連盟 前会長 (2000-2002) で、現 IFRS トラスティー副議長 (2010-) の藤沼亜起氏が主張するように、「日本と同様の問題を抱えながら IFRS 導入を進めている国が多いのは、大局を

⁷ 斎藤静樹 戦後日本の会計制度改革 Accounting Standard Reforms in Postwar Japan) <http://w-arc.jp/OP20101227%28Prof.%20Saito%29Japanese.pdf> (Access: 30th Mar., 2012) も参照。

⁸ さらに言えば、会計は一般には記録対象たる経済取引から独立しているように考えられがちであるが、現実の取引の中にはその会計自体が経済取引の中心的地位を占めることも稀ではない。リース取引はその一例である。会計を経済事象を客観的に描写する独立的存在であるべきであるとする立場は可能であるとしても、経験的事実としては明らかに誤りである。

みて、公開企業に唯一の国際会計基準を適用し、比較可能性や透明性を高めるというビジョンや、その方向性に賛同しているからである」と認識されている（藤沼 [2011]）。本報告書は日本における IFRS 対応について一定の見識のある読者を前提としているので、この間の様々な会計制度の改革の詳細については割愛し、図表 3 を示すにとどめる。

図表：3 - 近年における会計基準の改定（要約・一部省略）

| 名称 | 公表 | 適用時期 | 主な内容 |
|--|--------|--------------------------------|---|
| 「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」 | 97年6月 | 00年3月期（99年3月期から一部適用） | 連結財務諸表中心の開示制度の充実 連結キャッシュ・フロー計算書の導入 中間連結財務諸表の導入 |
| 「連続キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」 | 98年3月 | 00年3月期 | 連結ベースの期中のキャッシュ・フローを営業活動、投資活動、財務活動の3つに区分して開示 |
| 「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」 | 98年3月 | 00年3月期 | 研究開発費の範囲の明確化 研究開発費の発生時における費用処理 ソフトウェア制作費の会計処理の整備 |
| 「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」 | 98年6月 | 02年3月期（01年3月期から原則適用） | 従業員に将来支給する退職一時金・年金給付債務（退職給付債務）の現在価値から年金資産の公正価格を控除した額を、退職給付引当金として負債計上 退職給付見積額を積立方式・給付形態を問わず、統一的に処理 過去勤務債務および数理計算上の差異の規則的な費用償却 |
| 「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」 | 98年10月 | 00年3月期 | 会計上の収益費用と法人税法上の益金損金の認識のタイミングのずれによる差異の調整（当該差異を繰延税金資産/負債として計上したうえで適切に期間配分） |
| 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」 | 99年1月 | 01年3月期（その他有価証券への強制適用は02年3月期から） | デリバティブから生じる債権債務への時価会計の導入 有価証券を保有目的別に①売買目的、②満期保有目的、③子会社および関連会社株式、④その他有価証券に区分し、一部に時価会計を導入（①は時価、②は取得原価または償却原価、③は取得原価、④は時価 ヘッジ会計の導入 財務構成要素アプローチに基づく金融資産/負債の認識・認識要件の設定 複合金融商品に関する会計処理の提示 |
| 「外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書」 | 99年10月 | 01年3月期 | 貨幣性項目は、短期・長期を区分せずに、決算日レートにより換算 為替換算調整勘定の資本の部への計上 在外子会社等の全賃借対照表項目の決算日レートによる換算を認容 |
| 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」 | 02年8月 | 06年3月期（04年3月期から任意適用） | 投資額の回収が見込めなくなった事業用固定資産の簿価を減額し、減損損失を認識 |
| 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」 | 03年10月 | 07年3月期 | 企業再編に係る会計基準を明確化 企業結合におけるパーチェス法の原則適用 のれんはB/Sに計上し、20年以内で定期的に償却 |
| 企業会計基準第1号 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」 | 02年2月 | 03年3月期 | 商法改正を受けた自己株式、準備金の取り崩し等に関する会計処理の全面的な見直し |
| 企業会計基準第2号 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」 | 02年9月 | 03年3月期 | 商法改正を期に、開示項目である「1株当たりの当期純利益」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定方法を設定 |
| 企業会計基準第4号 「役員賞与に関する会計基準」 | 05年11月 | 06年5月期 | 役員賞与の会計処理を、役員報酬の場合にあわせて、発生した期に費用として認識 |
| 企業会計基準第5号 | 05年 | 06年5月 | 賃借対照表の「資本の部」を「純資産の部」とし、そのなかを株主 |

| | | | |
|-------------------------------------|-------------|--------------------------------------|--|
| 「賃借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 | 12月 | 期 | 資本と株主資本以外の各項目に区分 株主資本は、資本金、資本剰余金および利益剰余金に区分 株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等、新株予約権、少数株主持分（連結賃借対照表に限定）に区分 |
| 企業会計基準第6号 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」 | 05年 12月 | 06年5月 期 | 会社法上、株主資本等変動計算書の作成が要求されるようになったことを受けて、その作成方法を示唆 |
| 企業会計基準第7号 「事業分離等に関する会計基準」 | 05年 12月 | 09年3月 期 | 「企業結合に係る会計基準」では扱われていない会社分割や事業譲渡等における分離企業の会計処理や、合併、株式交換等の企業結合における結合当事企業の株主に係る会計処理を明確化 |
| 企業会計基準第8号 「ストック・オプション等に関する会計基準」 | 05年 12月 | 06年5月1 日以後付与 されるストック ・オプション | ストック・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利確定日まで賃借対照表の純資産の部に新株予約権として計上 |
| 企業会計基準第9号 「棚卸資産の評価に関する会計基準」 | 06年 7月 | 09年3月 期 | 棚卸資産の評価方法を低価法に一本化 トレーディング目的で保有する棚卸資産への時価会計の適用 |
| 企業会計基準第10号 「金融商品に関する会計基準」 | 06年 8月 | 06年8月 期 | 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」以降の諸制度・基準の変更等を踏まえた改定 社債を含む金銭債務の賃借対照表価額として償却原価法を適用 その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、新株予約権を純資産の部に表示 新株予約権社債に関する会計処理の提示 |
| 企業会計基準第11号 「関連当事者の開示に関する会計基準」 | 06年 10月 | 09年3月 期 | 関係当事者の範囲を拡張・明確化 開示すべき関係当事者との取引の範囲・内容を拡張 |
| 企業会計基準第12号 「四半期財務諸表に関する会計基準」 | 07年 3月 | 09年3月 期 | 金融商品取引法上、四半期報告制度が導入されたことを受けて、その作成方法を提示 |
| 企業会計基準第13号 「リース取引に関する会計基準」 | 07年 3月 | 09年3月 期 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に関わる方法に準じた会計処理を廃止 |
| 企業会計基準第15号 | 07年 12月 | 10年3月 期 | 長期採請負契約に関する収益計上について、工事進行基準と工事完成基準の選択適用を廃止し、それぞれが適用される場合を明確化 |
| 企業会計基準第16号 「持分法に関する会計基準」 | 08年 3月 | 10年3月 期 | 持分法に関する統一的な会計処理と開示の規定明確化 |
| 企業会計基準第16号 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」 | 09年 3月 | 11年3月 期 | セグメント情報の整備・拡張・コンバージェンス |
| 企業会計基準第25号 「包括利益の表示に関する会計基準」 | 2010 年6月 | 11年3月 期 | 期中に認識された取引及び経済的事象により生じた純資産の変動を包括損益として報告することを要請 賃借対照表との連携（純資産と包括利益とのクリーン・サープラス関係を明示 |
| 企業会計基準第22号 「連結財務諸表に関する会計基準」 | 11年 3月 | 14年3月 期 | 企業集団）を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を総合的に報告する制度の徹底 |

このような会計基準のグローバル化の流れは、米国においても大きな影響を及ぼした。当初、米国が自国基準（US-GAAP）を放棄するなど言うことは一切考えられないとの見方が主流であったが、2002年にIASBとのノーワーク合意を経て、米国におけるIFRSのアドプションが現実味を増し、IFRSのグローバル化プロセスに一層の弾みをつけた（日米のIFRSに関する動向については図表4を参考）。た

たとえば、佐藤 [2011] は、2002 年 10 月の金融庁の羽藤参事官の発言や 2003 年 5 月の法務省の見解、あるいは経団連の意向を引用しながら、2000 年代半ばまでは日本でもグローバルな資金調達を円滑化するための 1 つの措置として、相互承認の方針が重視されてきたことを明らかにしている。日本ではこうした相互承認のため、アメリカでの動向を注視しつつ、自らの発言力をいかに高めるかという点に腐心していた。しかし EU が 2004 年 10 月に EU 域内に上場する域外企業に対して IFRS と同等の国際的な会計基準の採用を求める方針を打ち出すと、にわかに日本基準は EU の同等性評価を意識した会計基準の策定を積極的に行うようになった。この結果、2008 年 10 月に EU の同等性評価を受け、日本基準は国際的な会計基準と同等であると認められるに至った。

にもかかわらず、日本ではさらに IFRS とのアドプションの可能性を強く示唆した動きが進展していった。後述するようにアメリカでの動向が後退したにもかかわらず、日本は米国にも先行して、2009 年 6 月の企業会計審議会・『中間報告』で、IFRS のアドプションの可能性が強く示唆されるに至った（第五節参照）。「米国にも先行して」としたのは以下の理由による。米国は、2009 年 1 月、これまで IFRS 導入を積極的に推進してきたコックス SEC 委員長に代わり、シャピロ SEC 委員長が就任し、急激な IFRS 導入に対する慎重な姿勢を示し始めた⁹（注にあるように、明確に IFRS に対する慎重姿勢が見て取れる）。これに対して日本は 2009 年 6 月に至っても、広範囲のアドプションの可能性を含む更なる IFRS 推進の方針を打出したと同時に、さらなるコンバージェンスが進められた。

⁹ 上記、シャピロ氏の upper house 銀行委員会での証言は以下の通りである。Ms. SCHAPIRO: Well, I would proceed with great caution so that we don't have a race to the bottom. I think we all can agree that a single set of accounting standards used around the world would be a very beneficial thing, allowing investors to compare companies around the world. That said, I have some concerns about the road map that has been published by the SEC and is out for comment now and I have some concerns about the IFRS standards generally. They are not as detailed as the U.S. standards. There is a lot left to interpretation. Even if adopted, there would still be a lack of consistency, I believe, around the world in how they are implemented and how they are enforced. The cost to switch from U.S. GAAP to IFRS is going to be extraordinary, and I have seen some estimates that range as high as \$30 million for each U.S. company in order to do that. This is a time when I think we have to think carefully about whether imposing those sorts of costs on U.S. industry really makes sense. Perhaps, though, my greatest concern is the independence of the International Accounting Standards Board and the ability to have oversight of their process for setting accounting standards and the amount of rigor that exists in that process today. I will tell you that I will take a big deep breath and look at this entire area again carefully and will not necessarily feel bound by the existing road map that is out for comment. (Shapiro, 2009, pp. 21-22).

図表：4 - 日米の動向

| | 日 本 | 米 国 | |
|------------------------------|--|---|----------|
| 1990年代後半 | ○ レジエント問題発生 ● ASBJ: 差異縮小のためのコンバージェンス作業に着手 | | |
| | | ○ IFRSと米国会計基準 (US GAAP)との統合化を目指した <u>ノーワーク合意を公表。</u> | 2002年10月 |
| 2004年10月 | ○ CESR(欧州証券規制委員会) 「第三国会計基準の同等性及び第三国の財務情報の 法執行メカニズムの説明に関する概念のペーパー案」 公表。 = 域外企業に対する <u>同等性評価</u> | ○ 同 左 = 域外企業に対する同等性評価 | 2004年10月 |
| | | ○ FASB(米国財務会計審議会)とIASB(国際会計基準 審議会)との間で <u>MOU(覚書)</u> 締結。 | 2006年 2月 |
| 2007年 8月 | ○ 「 <u>東京合意</u> 」にてIFRSと日本基準の差異を2011年6月までに 解消するため、コンバージェンスを更に加速する旨公表。 | | |
| | | ○ SEC(米証券取引委員会)は、海外企業が米国市場で 資金調達する際、IFRSに準拠した財務諸表を差異調整 なしで受け入れることを決定。 | 2007年11月 |
| | | ○ <u>ロードマップ</u> 案を公表。IFRSの適用を義務化するかどうかを 2011年までに決議する。2011年に議決した場合には 2014年~2016年にかけて段階的にIFRS適用を義務化する。 | 2008年11月 |
| 2008年12月 | ○ 日、米ともECよりIFRSと <u>同等の基準である旨の評価</u> を 得る。 | ○ 同 左 | 2008年12月 |
| | | ○ <u>シャピロSEC委員長就任</u> 、同時に上院銀行委員会において、 <u>ロードマップの見直しを行う考えを示唆</u> | 2009年1月 |
| 2009年 6月 | ○ 金融庁企業会計審議会より「我が国における国際会計 基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」が公表される。 = 日本版ロードマップ。 ● 2010年3月決算以降に任意適用を認める ● 強制適用の判断を2012年をめぐりに行う。もし強制適用 となれば2015年または2016年から実施。 ● 連結、個別財務諸表については、「 <u>連結先行</u> 」の 考え方で対応する。 | | |
| 2009年 7月 | ○ IFRS対応会議(IFRS導入のロードマップに対応した民間の 推進機関)が発足。 | | |
| 2009年10月 ~2011年2月 ~継続中 | ○ 経団連が日本公認会計士協会及び四大監査法人と連携 して、IFRS導入準備。タスクフォースを立上げ実務的検討 に着手。(2011年2月迄に計13回開催) | | |
| 2009年11月 | ○ 経済産業省 <u>企業財務委員会</u> 再開。 | | |
| 2009年12月 | ○ 内閣府令の改正により2010年3月期までに <u>米国基準</u> を採用 している会社等については、引き続き提出が認められる のは、 <u>2016年3月期まで</u> とされた。 | | |
| | | ○ SECの委員会声明で、従来の <u>ロードマップからワークプラン</u> へと内容を変更。 ● <u>早期適用のオプションを撤回。</u> ● 強制適用開始可能時期の変更(2014年→ 2015年へ)。 ● ワークプランには、業界規制、税、配当規制、監査 基準等への影響分析に加え、企業側の影響として 内部統制、コーポレートガバナンスや小規模企業への 影響分析も実施する旨公表。 | 2010年 2月 |
| 2010年3月 ~2010年7月 | ○ 非上場会社の会計基準に関する懇談会開催。 | | |
| 2010年4月 | ○ 経済産業省 <u>企業財務委員会</u> <u>中間報告書</u> 公表。 【提言事項】 ● 「連・単分離」(議論を切り分け)。その上で「単体」 について関係者が一体となった検討。 ● 開示制度全体の再設計 ● 非上場企業のための会計 | | |
| | ○ 金融庁 「 <u>国際会計基準(IFRS)に関する誤解</u> 」を公表。 | | |
| 2010年7月 | ○ IFRS財団に対するモニタリング・ボードが財団見直しの ためのワーキング・グループを設立。 <u>金融庁河野正道</u> <u>金融国際政策審議官</u> が議長に。 | | |
| 2010年6月、 7月、8月 | ○ <u>企業会計審議会総会</u> 開催。 ● 8月3日の会長発言に集約(コンバージェンスの着実な 実施、連結先行のアプローチ他)。 | | |
| 2010年10月 ~2011年4月 | ○ FASFIによる単体財務諸表に関する検討会議。 ● 8月3日の企業会計審議会総会で「ASBJの独立性を 確保しつつ、基準設定機能の強化及びそのための 産業界を含む各ステークホルダーによるバックアップ 強化の方策を検討することとなった。」 | ○ FAS(財務会計財団)の評議会は、 <u>FASBの議長ロバート・ ハーツ氏</u> (Robert H. Herz)が任期満了を待たずに2010年 9月末をもって <u>退任</u> することを発表。 | 2010年 8月 |
| 2010年11月 | ○ 東証がIFRSの準備状況に関する調査結果を公表。 ○ JEITA(電子情報技術産業協会)、JEMA(日本電機工業会) 連名で連・単分離に関する要望書提出~金融庁、経産省、 ASBJ、経団連宛。 | ○ AICPA(米国公認会計士協会)の全国大会でSECスタッフの ベスウィック(Paul A. Beswick)副主任会計士が個人的見解 として、IFRSを自国制度に取込む方法として「 <u>コンドームメント・ アプローチ</u> 」という造語を紹介。「米国は、コンバージェンス・ アプローチとエンドースメント・アプローチの間を取るのでは ないか」と述べ、以下の点をコメントした。 ● <u>米国会計基準は引き続き存在する。</u> ● FASBとIASBはMOUの主要プロジェクトを完了させる。 FASBは新たなプロジェクトには着手しない。また、IASBの アジェンダに載っていない会計基準については、優先順位 を決め、取敢作業に取り組む。 ● 「ビッグバン」的な会計基準の切換えには、コスト面での 慎重な対応が必要。 | 2010年12月 |
| 2010年12月 | ○ <u>東京財団</u> が政策提言として「日本のIFRS対応に関する 提言」を公表。 | | |

| | | | |
|-------------|--|--|--------------------------------|
| 2011年2月 | ○ 東京財団主催の国会議員向け説明会実施される。 | | |
| 2011年2月11日 | ○ IFRS財団が、アジア・オセアニア地域のサテライト・オフィス を東京に設置することを公表。(開設は2012年秋の予定) | | |
| 2011年3月 | ○ リース事業協会が「リース会計に関する論点整理」を公表し、 連・単分離を主張。 | | |
| 2011年5月25日 | ○ 産業界の主要企業、団体(21社、1団体)が、「我が国の IFRS対応に関する要望」を金融大臣、経産大臣、ASBJ 委員長宛提出。 【要望事項】 ● 上場企業の連結財務諸表へのIFRSの適用の是非を 含めた制度設計の全体像について、国際情勢の分析・ 共有を踏まえて、早急に議論を開始すること。 ● 全体の制度設計の結論を出すのに時間を要する場合 には、産業界に不要な準備コストが発生しないよう、 十分な準備期間(例えば5年)、猶予措置を設ける (米国基準による開示の引き続きの容認)等が必要。 | ○ SECのスタッフペーパー公表 ● US GAPPIは引き続き存続する。 (→ ルールベースの基準は残る) FASBは移行に伴うコストを最小化するため一定期間に亘り IFRSをUS GAAPに取込む(コンバージェンス・アプローチ)。 コンバージェンスの期間は、例えば5~7年の移行期間とし、 米国発行者が負担するコストと労力を最小化する。 ● コンバージェされたUS GAPPIは、これまで通り「US GAPPJ と 呼称する。 ● SECは財務報告要件を設定する最終的な権限を保持する。 [米国FASBがIASBに対し影響力を保持することも記述] ● FASBは、IASBによる基準設定を支援し、IASBが設定する 基準に米国の視点を反映させ、それらの基準をUS GAAP に取込む。FASBはUS GAAPに取り込まれるIFRSに何らかの 追加又は変更を行う権限を保持する。 ● SECは、米国基準設定主体であるFASBの監督を引き続き 行い、IASBの基準設定プロセスやIASB及びその統括機関 の活動に積極的に参加する。 | 2011年5月26日 |
| 2011年6月7日 | ○ 2012年連合の重点施策(2011年7月~2012年6月)が 公表された。この中でIFRSにつき下記のように記述。 ● 『上場会社の連結財務諸表に対してIFRS(国際財務 報告基準・国際会計基準)を強制適用することを当面 見送る方針を早期に明確にする。また、個別財務諸表 に対する会計基準は、注記などによる透明性確保を 前提に、日本の産業構造や企業活動の実態に照ら して適切な事項のみをコンバージェンス(取れん)し、 その結果として連結財務諸表と個別財務諸表の会計 基準が異なることも許容する。』 | | |
| 2011年6月21日 | ○ 自見 金融担当大臣「IFRS適用に関する検討について」 発表(記者会見)。 ● 企業会計審議会、企画調整部会の委員を追加し、 さまざまな立場からの議論を6月中旬に開始する。 ● 会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史・ 経済文化・風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制 等の関連する制度、企業の国際競争力など会計基準 がもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や 米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極め ながら、総合的な成熟された議論を展開すること。 ● 少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えて おらず、仮に強制適用する場合であっても その決定 から5~7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと。 2016年3月期で使用終了とされている米国基準での 開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする。 | ○ シャビロ SEC委員長講演 (於、ワシントン) ● IFRS適用を求める米企業や株主の声はそれほど多くは ない。 ● 「まだやるべき作業がたくさんある」とし、2011年中にIFRSの 適用の是非を判断する時期が遅れる可能性を示唆。 | 2011年6月21日 |
| 2011年6月30日 | ○ 企業会計審議会総会・企画調整部会 合同会議開催。 【自見大臣冒頭挨拶】 ● 経済活動に対する不要な負担・コストが発生すること がない必要な措置を講じること。 ● 2009年6月中旬報告で”とりあえずの目標”とされている 2012年にとられず総合的に成熟された議論を早急に 開始することが必要と考え、政治的決断の舵を切った。 ● 中間報告等の見直し・検証をしっかりと行うこと。 ・国内の任意適用の状況、今後のコンバージェンスのあり方、 ・税法等との関わり、日本基準の位置づけ、単体開示の あり方、・「連結先行」の考え方の見直し等々。 | | |
| 2011年8月25日 | ○ 企業会計審議会総会・企画調整部会 合同会議開催。 今後の議論・検討の進め方を提示。 米国SECのワークプランの取組みに倣い、いわゆる「 日本版ワーク プラン 」とも言える11項目を提案 (1) 我が国の会計基準・開示制度全体のあり方 (2) 諸外国の情勢・外交方針と国際要請の分析 (3) 経済活動に資する会計のあり方 (4) 原則主義のもたらす影響 (5) 規制環境(産業規制、公共調達規則)契約環境等への 影響 (6) 非上場企業・中小企業への影響、対応のあり方 (7) 投資家と企業のコミュニケーション (8) 監査法人における対応 (9) 任意適用の検証 (10) 国内会計基準設定主体(ASBJ)のあり方 (11) 国際会計基準設定主体(IASB)のガバナンス | ○ 在日米商工会議所(ACCJ)によるIFRS導入に関するコメント ● 日本は各国のIFRS導入状況を研究し、慎重に導入の便益 とコストを評価し、導入時期について適切な判断を行う 必要性を支持する。 | 2011年8月25日 |
| 2011年10月17日 | ○ 企業会計審議会総会・企画調整部会 合同会議開催。 ● 会計基準のあり方、我が国のこれまでの取組みの 評価と今後の戦略、基準設定主体・作成者・利用 者・監査人・取引所・規制当局等の利害関係者に 求められる役割、海外視察等に関する議論。 ● 連結と単体の関係、連結先行の考え方、会計・開 示制度等に関する議論。 | ○ 議会上院が、SEC委員キャサリン・ケーシー氏の後任として ダニエル・ガラハー氏を承認。ガラハー氏は法律事務所の パートナーで、2006年から2010年までクリストファー・コックス 前SEC委員長の顧問を務めていた人物。 11月7日に正式にSEC委員に就任 ○ FASBのレスリー・シードマン議長が米州公認会計士審議会 協会(NASBA)の年次会合の講演で「 コンドールメント・ アプローチ 」を支持する旨発言。シードマン議長は9月26日 Council of Institutional Investors で主催したカンファレンス においても同様な発言を行っていた。 | 2011年10月21日 2011年10月24日 |

| | | | |
|---------------------|---|---|-------------|
| 2011年11月10日 | <p>○ 企業会計審議会総会・企画調整部会 合同会議開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国産業・雇用構造の状況を踏まえた会計基準のあり方、我が国企業の海外進出の状況や我が国企業の資金調達状況を踏まえた会計基準のあり方 等に関する議論 収益と費用の対応、公正価値会計、保守主義の原則、確定決算主義の観点から会計基準の変遷や企業経営に与える影響等に関する議論。 | <p>○ ジェームス・クローカーSEC主任会計士が、IFRSに関するSECの決定が年内に行われない可能性を示唆。</p> <p>○ SECがIFRSの組込みに関する2つのスタッフ・ペーパーを公表。本レポートは、2011年5月26日に「コンドースメント・アプローチ」を提案した際に予定されていたもの。</p> | 2011年11月7日 |
| 2011年11月30日 | <p>○ IASBのアジェンダ・コンサルテーションのコメント・レターを提出 (ASBJ)。 ---IASBが2011年7月26日に公表したアジェンダ・コンサルテーションに対するコメント(11月30日期限)。</p> | <p>① 米国会計基準 (US GAAP) とIFRSとの比較</p> <ul style="list-style-type: none"> SECは、高品質な会計基準とは「投資家、貸手、債権者及び資本配分を決定する他の人々に有用な首尾一貫性、比較可能性、目的適合性及び信頼性のある情報」でなければならないと述べている。 US GAAPとIFRSの基本的な差異として2点挙げている。 ※IFRSは全ての産業に適用する一般的な原則 (broad principles) を定めており、具体的なガイダンスや例外的な取扱いは限定されている。 ※FASBとIASBの概念フレームワークに基本的な差異が存在する。 例えば概念フレームワークの適用上の権威という差異、資産と負債の定義及び認識の差異等。 <p>② 実務におけるIFRSの適用状況の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> IFRSに準拠して財務諸表を作成している183社を分析。(ドイツ、フランス、イギリス、中国、スペイン、オランダ、スイス、イタリア、スウェーデン、ベルギー他) その中で2点指摘。 ※サンプルとなった財務諸表の透明性と明確性に改善の余地がある。 ※IFRSの適用において実務が統一されていないため、国及び業種間の財務諸表の比較可能性に問題が生じている。 | 2011年11月16日 |
| 2011年11月末 ～12月中旬 | <p>○ 企業会計審議会として海外実態調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 欧州(仏、独、EU) 11月27日～12月4日 北米(米国、カナダ) 12月11日～12月18日 アジア(中国、韓国) 12月11日～12月18日 | | |

なぜアメリカを意識した会計基準の改革が欧州へとシフトしたのか、相互承認からコンバージェンス、アドプションへと会計基準改革のターゲットが変化したのかについては、論理的に説明が難しい部分が多い。また、国際的にも、例えば、中国の財政部では「自国の主権を放棄するつもりなのか」と、非常な驚きをもって迎えられていた [e.g., Int. Reg. (Official of Chinese Government, <Disguised>)-A/B-Beijing, Mar. 2010]。こうした点については、第5節で一定の検討を加えるものの、多くは今後の検討課題として記録するにとどめる。本報告では、むしろ投資家にとって会計基準の国際的統合化・収斂化がどのような意味を持つのかという点を中心に分析を進めていくことにする。

こうした流れを受けて2010年を終えるころには、多くの投資家やアナリストにとって、日本の会計基準はIFRSと殆ど変わらないところまで改良された、と表現されるに至った (e.g., 金子 [2011])。各国の財務諸表を調整することなく、財務諸表を国際的に比較分析できるのであれば、それは投資環境としては「理想」或いは「夢」であり、IFRSの強いフォームによる強制アドプションで、今やこれが実現しようとしているとの理解が表明されることが多かった。

こうしたIFRSへの一方的な同調の傾向は、多くのステークホルダーからの様々な種類とレベルの懸念・批判を生んだ。例えば、田中 [2010] はIFRSの覇権を次のように批判する。

IFRS の真相を言いますと、「物づくり」では稼げなくなった英米が、国際会計基準という「平和的武器」と金融工学という「マジック」を使って世界の富を（自分たちは汗も流さず）手に入れようとしているのです。

（田中 [2010, p. iii] ）

ここでの指摘が、仮に、英米が意図的に「世界の富を（自分たちは汗も流さず）手に入れようとしている」ということを示唆しているのであれば、UNIAS プロジェクトはこの見解に同意しない。過去 12 年間にわたり、IASB とその関係者に対し継続的なインタビューを施すことによって事実を確認するよう努めてきたが、そのような意図が感じられることはなかった。多くの関係者は IFRS による公共的便益の促進を信じて献身を続けており、一定の法域においては IFRS による公共的便益も確認されている。

ただし、結果的に、ここで懸念されるような効果が現れることは十分に考えられる。事実、中国やインドにおいてはそうした懸念が同国の会計政策を策定するにおいて一定の論点となった経緯がある。2012 年 3 月現在、中国やインドでは当初の強いフォームでのコンバージェンスやアドプションは撤回され、IFRS との間に一定の距離（クッション）をおくことにより、必要が生じれば国益の保護が図れる体制をとっているものと考えられている（e.g., Suzuki & Jain [2011]）。

IFRS の政治力学を考える時に、「英米（ための）」という大きな単位で力関係を考えることは多くの場合有用ではない¹⁰。事実、米国においても産業界からの懸念はもとより、証券市場への参加者からも IFRS アドプションによる効果に疑問が投げかけられていることは明白である。たとえば、2008 年 10 月に公表されたロードマップ案に対して一般事業会社、投資家、規制当局、学者などから計 251 通のパブリック・コメントが寄せられ、IFRS アドプションについて慎重に判断するべきであるとの意見が多かった¹¹。これらステークホル

¹⁰ IFRS 対応・政治力学分析では、IASB 議長、個々の IASB ボードメンバー、各国における会計基準作成責任者、各国会計基準当局や有力な国際機関の担当者という単位で分析した方が有効であることが多い。政治的に影響力を及ぼそうとすれば、個人的なレベルでのコネクションとインテリジェンス情報が欠かせない。大きな単位での枠組みとしては「EU vs. 米国」や「先進国 vs. 新興国 vs 発展途上国」などが役立つことが多いが、この場合にしても各単位におけるキーパーソンの判明調査と関係強化が重要であることは言うまでもない。この点、UNIAS プロジェクトでは日本におけるインテリジェンス情報とその体制の弱さを危惧していた。第五節参照。

¹¹ 詳細は、SEC; Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers. [Release No. 33-8982; File No. s7-27-08] <http://www.sec.gov/comments/s7-27-08/s72708.shtml> を参照されたい。

ダーとの意見交換もあり、2010年2月のSEC声明以降、米国ではIFRS採用に関する慎重姿勢が一層明らかとなり、アドプションへ向けての作業が遅延していることは周知の事実である。

日本においても、特に2010年の後半から、産業団体やシンクタンクからIFRSアドプションに関する懸念が次々と公表され、IFRSに関する国内外の環境が急激に変化してきたことが明らかになった。こうした状況に鑑み、自見庄三郎金融担当大臣は2011年6月、次のような談話を発表し、IFRSのアドプションについては、当初の判断時期の「とりあえず」の目安とされていた2012年という期限に縛られず慎重に検討する方針が発表されるにいった。 (金融庁 [2011, Jun. 30])

IFRS適用については、「中間報告」(2009年6月)において方向性が示されているが、、、2010年3月期から任意適用が開始されている事実、EUによる同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえつつ、さまざまな立場から追加の委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を6月中旬に開始する。この議論に当たっては、会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、さまざまな立場からの意見に広く耳を傾け、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な成熟された議論が展開されることを望む。(金融庁 [2011])

IFRSに関する海外状況視察の意味も含め、2011年10月、自見庄三郎金融大臣は英国を訪問し、その際に金融庁とオックスフォード大学のUNIASプロジェクトとの協働を検討した(自見 [2011, Oct.])。もっとも、この訪問は2010年以来、関連省庁やインテリジェンスによるUNIASプロジェクトに関する事前調査に基づいたものであり、日本のIFRS対応を国際的な観点からも検討する必要性に迫られての結果であった。UNIASプロジェクトでは、日本に関するサブプロジェクトは2000-2010年の第I Phaseの膨大なデータを集計し始めていた時期であり、これに2011年以降の最新の情報を追加して早急にデータを分析・総合・判断すること、および学術研究上の独立性を確保することを条件に本報告書の上梓に合意したものである。

第二節: 目的・方法・構成

1. レトリック分析

第一節でも触れたように、UNIAS プロジェクトはそもそも IFRS のグローバルイゼーションが世界の経済社会に与える影響とその過程について、長期・広範にわたる調査を重ねる手法により、グローバルガバナンスに関する学術書として纏めることを企画している。会計に関する学術書のなかには「会計は投資家のため、証券市場の効率化のため」という一面的で偏狭な機能だけを前提にして議論を展開するものがあるが、我々はそうした立場をとらない。その理由は第一節で述べた日本における歴史的経緯にもよるし、また国際的にも IFRS が証券市場以外の様々な経済社会上の問題を提起しているのが明らかだからである。図表 5 は、2007 年 *Socio-Economic Review* 誌上に発表された IFRS に関する広範なテーマで今後の研究が望まれるものをまとめたものである。こうした広範なテーマを纏め上げることは我々の長期的課題である。

図表：5 - IFRS を取り巻く様々な研究分野

| クラス | サブクラス | 例 | コード |
|-------------------|------------------|--|---------|
| 経営学・ ミクロ経済学系 | 戦略・戦略論 | M&A など、グローバル戦略の変更? | Mgt 1 |
| | 労務・労務論 | 人事管理やペンション管理への影響? | Mgt 1 |
| | 労働組合関係論 | ドイツや日本における労働組合や労働者生活に関する影響の変化? | Mgt 3 |
| | 企業統治論 | 企業統治の変化や、保守主義の後退? | Mgt 4 |
| | 顧客・サプライヤー 関係論 | 顧客との関係や、マーケティングや、サプライチェーンとの関係 の変化? | Mgt 5 |
| | CSR | 企業の社会的責任に関する変化? | Mgt 6 |
| | プロフェッション | Big 4 など、プロフェSSIONナルファームの業務変化? | Mgt 7 |
| | その他 | 国際会計に関するリサーチのモードの変化? | Mgt 8 |
| マクロ経済学・ 産業経済学系 | ミクロ経済理論 | 経済学理論への影響や変化? | Econ 1 |
| | 経済統計論 | タイムリーで自動的な XBRL による経済統計フレームワークへの 変化? そうした自動化に伴う、経済政策や哲学のテクノロジーカル・ ディターミネーションによる弊害? | Econ 2 |
| | 開発経済・移行経済 | IFRS の BRICS への影響? サステナブルな成長への影響? | Econ 3 |
| | 公共経済学 | IFRS が政府系企業・政府活動に及ぼす影響? | Econ 4 |
| | 租税・税金 | IFRS の公正な租税・公共支出への影響? 経済の自動安定装置とし ての租税への影響? | Econ 5 |
| | フェアトレード | IFRS によりフェアトレードは促進されるか? | Econ 6 |
| | 証券市場 | IFRS によりボラティリティは高くなるか? 証券機器の起こる確率・ 程度は高くなるか? | Econ 7 |
| | 銀行論 | 銀行業への影響? XBRL によるモニタリング機能の変化? | Econ 8 |
| | 法律論 | 会計と関連法規の関係の変化、不整合性の問題? | Econ 9 |
| | 基準・規制の統一化 | グローバル経済の規制・ガバナンスの方法の開発・変化? | Econ 10 |
| | グローバルイゼーシ ョン | 会計の経済社会におけるグローバルイゼーションにおける役割? | Econ 11 |
| | 産業開発 | 産業開発プロセスへの変化? リース、保険、銀行業、原子力産業 等、特定産業への影響? | Econ 12 |
| | その他 | 例えば南北問題への影響? | Econ 13 |

注： *Socio-Economic Review* 誌は経済社会学系最大のメンバーを要する Society for the Advancement of Socio-Economics (SASE) の公式研究誌である。この分類は IFRS がもたらし

うる幅広い分野への影響を列挙し、今後の調査研究のコーディネーションへ役立てようとしたものである。2007年出版時点で、既に証券市場における各指標のボラティリーの高まりや、バブルの発生とその崩壊などの可能性を取り上げたことで話題を呼んだ。

UNIAS プロジェクトの下にはいくつものサブプロジェクトが設置・実行されている。例えば、インド、中国や日本に関しては、「IASB がそのレトリック（言説）を駆使して、5年程度の比較的短期に公式なコンバージェンス或いはアドプションの公約を勝ち得れば、IFRS による世界統一への大きな前進となりえるが、これに失敗した場合には、レトリックへの反発が強まり当初の計画を大幅に変更せざるを得なくなる」という予想・仮説のもとに調査が進められた¹²。我々はこうした国々の担当大臣を含む当局や会計士団体、トップ企業との緊密な連携により、長期にわたる経験的なデータの収集に努めてきた。

ここに、レトリックとは言説であり、必ずしもネガティブな意味合いを持つものではないことを明記しておく必要がある。時として良好な結果をもたらすこともあれば、逆の効果をもたらすこともある。いずれにしても、レトリックとはレファレント（指示対象物）を表象している、或いはそのように信じ込まれているが、実はそのレファレントの実際上の実態とは一定の差を持つものである。そして、その差は自覚なく築かれる場合もあれば、意図的に築かれる場合もある。

UNIAS プロジェクトが上記のような「レトリック」を中心課題として予想・仮説をたてたのは、IASB が次の一定のレトリックを繰り返し主張することで、IFRS のグローバル・マーケティングを推進していることが明らかになってきたからである(e.g., Tweedie in Heffes, 2004; FFS&A & FGA, 2007; 大日方 [2011a])。すなわち、IFRS は「公正価値」と「原則主義」による「透明性」と「比較可能性」の高い「高品質」な会計基準であり、これを「世界統一

¹² このような予想・仮説は自然科学上の「仮説（統計）検証」型の研究にみられるようなフォーマル起点として機能するものではない。我々の予想・仮説は研究の大綱と方向性を確認するためのものであり、柔軟に利用しているに過ぎない。社会科学一般、殊に IFRS への対応を考察するにあたっては、研究者とその研究対象と考えられている事象の間に「Reflective」な関係が存在し、その関係は、研究者の社会規範上の価値観、政治価値判断、プラグマティックなタイミングや経済社会認識に関する多くの制約などに依存する。近年では、こうした主観性を回避するために研究対象をタイトに絞り込み、統計手法を駆使してロバストな仮説検証結果を示すことに研究の卓越性を認めるような傾向があるが、我々はそうした立場をとらない。研究者自身のためにロバストな検証結果が得られるような分野を選択し、数学や統計そのものの持つ客観性に依拠して卓越性を誇示するような研究がもてはやされるという傾向があるとすれば、それは会計学全体の衰退にもつながる問題である。翻って、UNIAS プロジェクトの採用する方法論の問題点については以下に詳述する。

基準」とすることにより「資本市場の効率性」を促進する、というレトリックである。このレトリックは、言葉そのものの内的完全性に依拠するところが大きいため、会計の詳細を知らない政治家や国際機関の議長などに対しては特に有効に機能する¹³。しかし、それゆえに、レトリックとレファレントの実態の差が大きくなりうることが危惧された。

ここで危惧という言葉を使ったのは、多くの歴史を概観するまでもなく、我々は社会、経済、政治のあらゆる分野で、性急なプロセスのうちに、時空を超えるような絶対的な価値、主義、主張を信じ、また信じ込まされることによって、いくつもの失敗を繰り返してきたからである。IFRS の例で特に注意を要するのは、IFRS を含む会計が「たかが会計程度」のものとの認識でとらえられがちであるがために「静かな革命」と繋がりうる点である(Suzuki [2003a, b ; 2007a, b])。多くのステークホルダーに周知されることなく、経済社会が一定の方向へ動員されてゆく可能性がある。例えば、国民経済計算体系 (System of National Accountitng) は 1940 年代に英・米及び国連の主導でいち早くグローバル基準として確立され経済管理に一定の役割を果たしたが、公害、環境破壊、人権侵害といった経済社会の構成要素を含まない計算体系であるがゆえに、一面的な経済成長に傾倒した可能性が指摘されることがある。また、そうした傾向は、世界的に標準化された会計という「当然のように広く受け入れられた技術 (Taken-for-granted Technology) 」による「テクノロジカル・ディターミネーション (ある固定的な技術やフレームワークにロックインされて抜け出せない状況) 」を起こしていると懸念されることがある。

我々は、IFRS に関するレトリックとその行き着く先は経済社会の厚生悪化であるなどということを必ずしも主張しているわけではない。事実、我々はある国のある時期の政策として IASB との共同と IFRS へのコンバージェンスの加速を進言してきたし、またある国のある時期には IFRS アドプションについて極めて慎重な姿勢をとるよう進言してきた。こうした違いはそれぞれの法域の時期や状況によって当然異なる。我々が UNIAS プロジェクトで、および本報告書で達成したいこととは、IFRS のグローバルイゼーションに「静かな革命」のような側面があるのであれば、そのレトリックを注意深く観察し、各法域のある発展段階における影響を明らかにすることである。本報告書は、他の多くの調査研究書と異なり、そうしたレトリックや政治的側面を一つの中心的課題として捉えたうえで、IFRS が今後 5 年から 15 年の内に日本の経済社会に与える影響を幅広い観点から検討することを目的とする。

¹³ 言葉自身の持つ認識論的価値と呼ばれているもの。例えば、一般に「公正」、「透明性」、「比較可能性」、「高品質」であると特徴づけられたレファレントに対して、嫌悪感や反対意見を持つ者はいない。

2. 従来の方法

では、こうしたレトリックの機能を注意深く観察してゆくにはどのような方法が適切であろうか。近年の会計学の主要な研究方法は、商業用データベースから得られる定量的なアーカイバル・データを駆使して、証券市場に対する会計情報の有用性や会計情報が持つ特性について統計的手法を用いて調査する仮説検証型のものである¹⁴。この方法はこれまで数々の研究成果を生み出してきたが、IFRS が資本市場における効率化を達成するか否かに関する研究については首尾一貫した結果が得られているわけではなく、政策提言という観点からあまり成果を発揮していない（c.f., Hail, 2009; Brüggemann, *et al.*, 2012；補章の実証研究のサーベイを参考。）。2005年、欧州でのIFRSアドプシオンが実施されてまもなく、こうした方法論に基づく会計研究の草分け的存在として知られるRay Ball（シカゴ大学）は、IFRSが投資家に本当に有益であるかどうかに関するリサーチを推進し世界中で論文の投稿を呼びかけたが、「結果は4本しか集まらなかった」[Int. Acad. (Professor of Accounting, Ball)-A-London, 2005]（ICAEW P. D. Leak Lecture, London, 2005）と述べている。これは、当然ながら、IFRSを採用している主要な企業や証券取引所の数が少なく、その歴史も浅いことから、定量的なデータの蓄積が少ないことにその一因がある。その後、特に欧州におけるアドプシオンの歴史が重なるにつれ、こうした方法論に基づく学術研究が増えてきているが、それでも各証券取引所や企業の置かれている経済環境、関連法規、規制制度や証券監督局のモニタリングの差など地域・国レベルの制度的要因の影響が大きく、IFRSアドプシオンの効果そのものを明らかにするのが困難な状況は不変である。この点について企業会計審議会に於ける斎藤静樹委員の先の発言にも同様の理解がうかがえる。更に、今日までの統計的証拠は、今後日本や米国がIFRSアドプシオンを行い世界万国がIFRSを使用するようになった場合の結果と同じである保証は全くない。すなわち先発組の利益は確認されたとしても、後発組にそうした利益があるとは限らない。Ball自身も自らの問いに答えるのに、統計手法は使わず、論理的に推論するという研究方法をとっている（Ball, 2006）。

こうした統計的手法に基づく仮説検証型の研究手法に代わり、IFRSの導入に関する調査で日本、欧州やインドでよく観察される方法としては、探索型のサーベイやアンケート調査があげられる。日本国内における主なものは図表6にまとめられる。しかし、UNIASプロ

¹⁴一般に会計学の中で世界のトップ4研究誌と呼ばれているもののうち、3誌はそうした方法論に偏重していると言われる。2010年時点でFT40リサーチジャーナルにリストアップされる会計研究誌は *The Accounting Review*、*Journal of Accounting Research*、*Journal of Accounting and Economics* と *Accounting, Organizations and Society journal* である。このうち最初の3誌は米国で編集され定量的分析が主たる方法であるのに対し、*Accounting Organizations and Society journal* は英国で編集され、多様な方法論が展開されている。

ジェクトではこうした研究の遂行とその結果の利用に関して、重大な懸念を持っている。その理由は以下の3点である。

まず、第1点として研究者の側にグローバリゼーション（ポリティクス）と各法域の文化習慣と会計に関する知識を兼ね合わせたものが少ないことが挙げられる。例えば、オックスフォード大学の政治学部内で企画・実施された、あるIASBのグローバリゼーションに関するアンケート調査は、非常に不適切な方法によっていた（しかもこの調査に基づく結果は公刊されている）。主任研究員はグローバルポリティクス研究の権威の一人であるが、会計に関しても、日本を含む多くの法域における文化習慣についても素人である。IASBの会計基準設定プロセスについて企業担当者にアンケート調査を実施したのであるが、そのアンケート調査票には、データが単体ベースで回答されるべきなのか連結ベースで回答されるべきなのか明らかにされていなかった。我々がそれを指摘しても、その指摘の意味さえも分からない状態であった。また、2008年当時、日本の殆どの企業の担当者はIASBやIFRSの詳細を知り得ていないことが明らかであるにも関わらず、回答のオプションとして「わからない・不明」を設定することを拒否していた。これは、研究者の都合で、何としても、有意な統計的・定量的なデータを得ようとするために起こる、調査設計上の基本的な不備或いは不正である。程度の差はあるが、同様の不備は図表6の中のサーベイ・アンケートにもみられる。サーベイ・アンケート実施者のIFRSやIASBに対する立場や言葉遣いによって、回答結果に相当のバイアスが生じているように見える（補説の「アンケート調査とインタビュー調査に関するノート参照」）。

図表：6 - サーベイ・アンケートのまとめ

| 著者 | 年 | 論題名 | 調査対象 | 調査期間 | N数 (回収率) | 総合 | 主要結果 |
|----------------------------------|----|--|----------------|------------------------------------|---------------------|---------------|---|
| 吉岡正道・ 徳前元信・ 大野智弘・ 野口強子 | 11 | IFRSの導入に伴うコスト とベネフィットの比較－ 2010年度IFRSに関する アンケート調査研究－ | 産業経理協会 会員企業 | 2010年11 月11日～11 月26日 | 204社 (41%) | ネガ テイ プ | IFRSの導入に関して日本企業は必ずしも積極的であるわけではなく、むしろ導入にかかるコスト増を懸念している可能性がある。また、IFRS導入のコストがベネフィットを上回ると上場廃止を検討する可能性が高まる一方で、上場廃止に伴う潜在的なリスクが上場を廃止できない要因となりうることを報告している。 |
| 長吉眞一・ 潮崎智美・ 異島須賀子・ 伊藤龍峰 | 11 | IFRSの適用に関するアン ケート結果の概要(1) | 東証一部上場 企業 | 2010年8月 29日～2010 年10月31 日 | 330社 (20.9 %) | ネガ テイ プ | IFRSの任意適用を予定している企業は7%弱であり、82%の企業が任意適用の予定はないと回答。またIFRS適用のメリットとされる資金調達円滑化について、約8割の企業がIFRS適用は円滑な資金調達には影響しないと回答。IFRS適用のメリット・デメリットについては、約8割の企業がそのデメリットがメリットを上回ると回答。 |
| 森田佳宏・ 岸牧人・ 伊藤龍峰・ 片岡洋人 | 11 | IFRSの適用に関するアン ケート結果の概要(2) | 上に同じ | 上に同じ | 上に同 じ | ? | IFRSにおける収益認識基準について多少影響があると答えたのが約5割である一方、IFRSにおける減価償却の実施について大きな負担増となると回答したのが約72%であった。また開発費の資産計上に関して負担が増加すると回答したのは約6割である。IFRSにおける借入費用処理についてはデメリット(メリット)がメリット(デメリット)を上回ると回答したのは約53%(約3%)であった。他方、借入費用の資産家に関しては、その金額の重要性の低さから企業経営に直ちにインパクトを与えるものではないことも報告している。 |
| 進美喜子・ 井上善弘・ 長吉眞一・ 異島須賀子 | 11 | IFRSの適用に関するアン ケート結果の概要(3・終) | 上に同じ | 上に同じ | 上に同 じ | ? | IFRSにおける未消化有給休暇の負債処理に関し、損益に影響があると回答したのが約7割である。また当該負債処理に対し社内規則の改正についての質問に関して、改正する予定はない、または未定であると回答した企業が92%であった。他方、有給休暇債務を計算する作業時間が増えると回答したのが約62%であり、また当該負債計上がある消化促進につながると回答した企業は約35%であった。 |
| 小津稚加子 | 11 | IFRS導入移行期における 導入コストとベネフィット の研究－上場企業の反応 の分析－ | 上場全社 | 2008年9月 末日～2008 年10月末日 | 391社 (9.81 %) | ? | 質問票の分析および回帰分析の結果から、IFRS移行期において必ずしも日本企業は導入コストと比べるとベネフィットを認識しているわけではない、また導入コストについて市場別に意識が異なることを報告している。 |

| | | | | | | | |
|-------------------------|----|---|-------------------|---------------------------------|-----------------------|-------|--|
| 小津稚加子・ 進美喜子・ 潮崎智美 | 09 | 国際財務報告基準 (IFRS) 導入のコスト・ベネフィット調査 - 中間集計の概要と若干の分析 - | 上場全社 | 上に同じ | 上に同じ | ネガティブ | IFRS 導入に伴う困難度の高いものとして、基準の解釈に関する不確実性や担当者のトレーニング等が挙げられている。また IFRS 導入が困難な会計領域として、過年度遡及修正や連結財務諸表等が挙げられている。IFRS 導入に伴う追加的な作業時間の増加に関しては、監査人との協議や経理担当者の作業に係る時間が挙げられている。また、IFRS 導入のベネフィットについて、多くの企業が「他社 (外国企業) との財務情報の比較可能性が高まる」と回答する一方、株主および債権者からの資金調達能力について、約 75% の企業が影響がない、と回答している。また、日本基準が「真実な報告」に資するものであると答えたのが約 6 割で、IFRS については約 40% であった。さらに、IFRS の適用範囲については、54.2% が上場企業の連結財務諸表に導入すべきと回答している。 |
| あずさ監査法人 | 11 | 国際財務報告基準 (IFRS) 対応状況調査 2011 | 上場全社 | 2011 年 8 月 10 日～2011 年 8 月 31 日 | 1074 社 (29%) | ? | IFRS 適用に向けた準備に関して、約 72% が強制適用を想定して準備中 (このうちの 72% が準備初期段階)、21% が強制適用を想定しているが準備未着手である。また 71% の企業が IFRS 導入に係る専門部署ないしは準備チームを設置。また 77% の企業が IFRS 導入準備を継続すると回答。重要課題については、「効率的な IFRS の導入方法」と答えたのが 60% であった。 |
| 大和総研 | 09 | 国際会計基準導入に関するアンケート調査 (要約版) | 財務諸表作成者および財務諸表利用者 | 2009 年 8 月 25 日～2009 年 9 月 16 日 | 作成者：76 件 利用者：154 件 | ポジティブ | 作成者 (利用者) の 35% (32%) がアドプションを支持、25% (34%) がコンバージェンスを支持、24% (25%) がその両方を支持すると回答。コンバージェンスの主なメリットとして、両者ともに「自国の基準を自国で決定できる」との回答が最も多い (作：68%、利：66%)。アドプションのメリットについても両者ともに「国際的な信用を得られる」との回答が最も多い (作：75%、利：64%)。他方、コンバージェンスとアドプションの双方の影響として、作成者は作成コストの増加と回答する企業が 57% で最も多く、利用者は国際比較の容易化と回答する企業が最も多く 77% である。任意適用について、その適用範囲が妥当であると考えている作成者は 86%、利用者は 80% であった。上場企業への強制適用について、作成者の 77% が賛成であるが、そのうちの 36% は適用範囲を狭めるべきと回答。他方、利用者の 81% が賛成であり、そのうちの 30% が適用範囲を拡大すべきと回答。強制適用の際の個別財務諸表について、作成者の 44% が廃止と回答し、利用者の 35% が現状のまま存続と回答。また個別財務諸表について、作成者の 32% が国際会計基準のみで作成すべきと答え、利用者の 26% が国際会計基準および日本基準の両方で作成すべきと回答。また IASB の日本支部の設立については、作成者の 77%、利用者の 63% が必要であると回答。 |

| | | | | | | | |
|----------|----|---|---------------------------|-----------------------|------------------------------|-------|---|
| 大和総研 | 10 | 投資家の国際会計基準への対応に関する調査報告書 | 国内外の投資家（インタビューおよび電話による調査） | 2009年12月9日～2010年1月20日 | 26件 （欧州：11件、米国：11件、日本：4件） | ポジティブ | 11人の投資家から、会計基準の違いにより「分析に手間と時間がかかる」、「同じ土俵で比較したい」との声があった。他方、問題でないとの声は2件であった。IFRSへの対応状況について18.5人の投資家が「概要を把握していない」または「注目していない」と回答している。IFRS導入により企業価値評価の実務に変化はないと回答する人は18人、変化とした人は8人。IFRS導入による影響として、「国際比較の容易化」を挙げる人が16人と最も多く、ついで「透明性の向上が企業ガバナンスの向上をもたらす」と答える人が15人であった。IFRS導入を受け、日本株投資に対する姿勢に変更があるかについて、6.5人が中立、5.5人が増やすと回答。また全面適用以前にIFRSを導入する企業を評価すると答えたのが16人であり、評価しないと回答した者はいなかった。さらに、日本がコンバージェンス・アドプションの動きを止めた場合に、日本株への投資姿勢は変わるかについて、18.5人がネガティブになるとしている。 |
| 東京商工リサーチ | 11 | IFRS（国際財務報告基準）適用アンケート調査～適用への意識高くも不安と混迷が表面化～ | 有価証券報告書提出企業 | 2011年5月31日～2011年7月15日 | 407社 （8.8%） | ネガティブ | 約85%の企業がIFRS適用について検討を開始している。そのうちの約64%は外国法人からの出資があり、約72%が海外取引を行っている企業である。また、適用を検討している企業の約58%が進捗状況として「事前調査・勉強段階」とし初期段階である。2015年に強制適用されても「対応可能」と答える企業は、約85%であった。またIFRS導入への懸念事項としては「システムやプロセスの変更」が最も多く約60%であった。任意適用について、「強制適用まで行わない」と回答したのが約70%である。またIFRS導入の影響について、多くの企業がデメリット回答を行い、とくに「会計処理」、「システム開発・入替」などに懸念を抱いている。 |
| 東京証券取引所 | 09 | 国際会計基準（IFRS）の適用に向けた上場会社アンケート調査結果の概要 | 東証上場全社 | 2009年8月～2009年9月 | 1416社 （60.7%） | ？ | IFRS適用に向けて検討を開始している企業が約6割あり、時価総額が大きいほど適用を開始している。そのうち93%が事前調査・勉強段階で対応初期段階である。IFRSの前倒し適用を検討している企業は全体の4%（56社）に留まっている。当該56社の目的について、「グローバルベースでの比較可能性を確保する」が21社と最多であり、次いで「グローバルベースでの決算集計等効率化」および「国際的信用の向上」が20社ずつであった。導入に伴う懸念事項については、「導入後の決算実務負担」が最多の77%であり、ついで「システム対応」（75%）、「IFRSに対応する社内人材の不足」（67%）となった。 |

| | | | | | | | |
|-----------|----|-----------------------------|---|------------------|------------------|-------|--|
| 東京証券取引所 | 10 | IFRS 準備状況に関する調査結果（概要） | 東証上場全社 | 2010年9月～2010年10月 | 1572社 (68.9%) | ? | IFRS 適用の準備状況について、「2015年以降に強制適用になると予想しているため、それに向けた準備を既に行っている」と回答したのが全体の67%である。他方、早期適用を検討していると回答したのは6.2%（97社）であり、そのうちの半数が適用時期について2015年3月期以降と回答している。準備段階については、約6割が知識収集という初期段階。「仮にIFRSが適用されない場合の不安」事項に関して、「日本の資本市場の魅力が低下し、投資資金が集まらなくなる」と答えたのが最も多く587社である。他方、「適用された場合の不安」事項については、「原則主義であり解釈指針が十分ではないため、具体的な会計処理手続きの設定が困難」が最も多く1195社である。単体財務諸表へのIFRS任意適用については、約6割が「可能としてもよい」と答えている。 |
| 日本経済団体連合会 | 08 | 今後のわが国会計基準のあり方に関する調査結果概要 | 金融制度委員会資本市場部会、経済法規委員会企画部会、同企業会計部会、委員企業等 | 2008年3月 | 39社 (59.1%) | ? | 約67%の企業がIFRSを選択適用とすべきと回答。また適用範囲については、「IFRSを必要とする上場会社の連結財務諸表にのみ」が13社である一方、「すべての上場会社の連結財務諸表にのみ」が12社であり、意見が割れている。個別財務諸表については、「IFRSと日本基準の選択適用とすべき」が最も多く21社（54%）である。また、金商法上の個別財務諸表について「廃止すべき」が84%であった。他方、損金経理に際して、30社がIFRSは不都合である、と回答している。IFRS適用に伴う懸念事項については、「原則主義がゆえのIFRSを解釈する実務上の困難さ」および「IFRSを使いこなせる人材不足」がそれぞれ35社と34社で多い。会計基準のあり方について、58%（23社）が「IFRSを必要とする会社、ないしは上場会社の連結財務諸表に採用する一方、非上場会社または個別財務諸表には日本基準を残すべきである」と回答している。 |
| 日本経済団体連合会 | 09 | IFRS適用に向けた取り組み状況等に関する調査結果概要 | 経団連全会員企業 | 2009年3月 | 446社 (34.1%) | ポジティブ | IFRS任意適用について、その時期や適用範囲について「中間報告（案）」を支持するが約8割強であった。また強制適用の是非については「肯定的である」が約9割で、適用対象企業として「原案を支持する（上場会社）」が85%である。また個別財務諸表については、「原案を支持（連結先行論）」が72%であり金商法上の取り扱いについて「抜本的な簡素化を求めるべき」が57%であった。IFRSの任意適用について「前向きに検討したい」が21%であり、その理由に関して「グローバルベースでの比較可能性向上」（52社）、「グローバルベースでの連結財務諸表作成の効率化」（46社）、ついで「国際的信用の向上」が多い形となっている。IFRS適用に関する懸念事項については、「導入後の決算実務負担」が最も多く、次いで「連単で会計基準が異なることによる実務対応」が多い。 |

| | | | | | | | |
|---------------|----|--|-------------------|----------|----------------|-------|--|
| 日本証券アナリスト協会 | 05 | 企業会計基準についてのアナリスト調査 | 日本証券アナリスト協会の検定会員 | 2005年9月 | 974名 (8.3%) | ? | 日本の会計基準が5年前に比して改善したと回答した人は94%であった。会計基準の国際的な統一について、「賛成だが、国際的な会計基準の内容には懸念もあるので、一概には答えられない」との回答が最多で44.6%であり、無条件での賛成は25%であった。 |
| 日本証券アナリスト協会 | 08 | 金融危機と会計基準アンケート集計結果 | 日本証券アナリスト協会の検定会員 | 2008年11月 | 666名 (4.6%) | ? | 金融危機と時価会計との関係について、「一度決めた会計基準は足元の相場動向によって動かすべきではない」と答える人が54.5%であり、時価会計の景気循環増幅性については、「規制当局が対応すべき」と答える人が56.2%であった。 |
| 日本証券アナリスト協会 | 10 | 「会計基準アンケート」調査の集計結果 | 日本証券アナリスト協会の検定会員 | 2010年6月 | 690名 (4.0%) | ポジティブ | 会計基準が5年前に比して改善したと回答した人が85%である。IFRSの採用については、49.3%が「採用すべきである」と回答し、「慎重に取り組むべき」および「反対」の意見は48.9%である。また、米国が採用しなくとも日本は採用すべきという回答が58.6%である。一方、IFRS採用の懸念事項としては、「日本以外の国や地域の意見で基準が作成される可能性があること」、また「IFRSを採用しても、国によって適用や監査の相違があり、財務報告内容に大きな違いが生じる可能性があること」の双方が最多の50.7%であった。個別財務諸表について、「利用している」との回答が約9割であった。また、連結も単独も同じ会計基準にすべきであるとの回答は43.6%と最多であり、「連結と同様、個別もIFRSにすべきである」の回答が48.6%であった。 |
| 日本証券アナリスト協会 | 10 | IFRS (国際財務報告基準) についてのアンケート結果 | アナリスト協会会員のうち特定の委員 | 2010年1月 | 71名 (53.8%) | ? | IFRSを知っているかの質問に対し、50%以上が「個別の基準を含め理解している」と回答。IFRS導入に向けて気になることを聞いたところ、「とても気になる」という回答は、「IFRSと日本基準の差」および「企業経営や企業業績への影響」と答えた人が80%超であった。 |
| 小津稚加子・梅原秀継【編】 | 11 | 『IFRS導入のコスト分析(著書) - 第2章「IFRS導入のコスト・ベネフィット研究(2) - 日本におけるIFRS導入前調査の分析 - 』』 | 上場全社 | 上に同じ | 上に同じ | ネガティブ | 小津稚加子・進美喜子・潮崎智美[2009]と同様 |

第2点として、回答者側に IASB や IFRS に関する知識が絶対的に欠如していることである。調査実施主体の多くが、企業担当者や、投資家、アナリストに対し電子メールや郵便を介して回答を求め、有効回答率を上げるために複数にわたるリマインダーを送る。しかしながら、こうして回答率を上げた場合でも、回答者の IFRS や IASB に関する知識はいかほどであろうか。日本では一般に 2009 年から 2011 年にかけて急速に蓄積されてきたように思われるが、それまでは、公認会計士においてさえ、一般的知識が著しく欠如していた。本報告書では割愛するが、UNIAS プロジェクトチームでは、こうした事実を、監査法人やコンサルティング会社の主催する IFRS セミナーに参加し、その講師や受講生からの証言を得ることによって確認した [e.g., Group Int. Big4. (Seminar by Big 4 firm, 23 CPAs)-B/C, 2010, Aug, Tokyo.]。また、アナリストや投資家とは、計 35 名とインタビューし、こうしたサーベイ・アンケート調査に関する議論をした。この結果、日本の会計が海外のそれと比較され、証券市場の効率性が高まるかどうかという点にまで質問が及ぶと、そのような知識を持つ回答者はほんの一部にすぎないという実態が明らかになった。サーベイ・アンケートでは、例えば「IFRS の強制適用に賛成ですか」というような問いが投げかけられ、本来ならば条件づけ（例えば、「東証一部上場会社に限る」とか、「米国が強制適用をする場合に限る」とか、それらのコンビネーションなど）が重要であるにもかかわらず、そうした条件づけがないままに回答され、それが調査結果として集計されてゆく実態が危惧された。

端的に言えば、「殆ど知識のない人たちに IFRS の有用性に関する可否を聞いて何になるんだ、、、かえってミスリーディングだよ」ということである。これは、ある主要証券会社系シンクタンクのシニアリサーチャーが、自ら主宰したアンケート調査の意義について反省的に発した言葉である[Int. Analyst (Major Think Tank, Senior Analyst, anon)-B-Tokyo, 2010, Aug.]¹⁵。

第3点として、こうしたサーベイ・アンケート調査が実施されても、結果が調査企画者の当初の思惑と一致しない場合には発表されないケースがあり、或いは、都合のいい部分のみ都合のいい形での発表がなされている場合が数多く存在する¹⁶。我々はそうした中でも明

¹⁵ 本段落で述べられていることは、IFRS 対応の任に就いてきた者にとっては、特に驚きに値しないことである。常時、肌身を感じる実態であるが、一般ステークホルダーには不明な点であり、ここで正式に記録しておく必要があった。

¹⁶ 遂行されたサーベイや、アンケートを最終的に公表しないこと自体が、必ずしも研究倫理に反するものではない。公表により、かえって事実認識や政治判断を誤ってしまう可能性が高い場合には、公表しないとの判断こそが広い意味での研究倫理にかなった行動であることは多々ある。ここで、研究倫理に反するケースとは、調査主催者の経済的或いは社会名声上の利益にならない場合に、それを主要な根拠として結果の公表を控えたような場合である。

らかに研究倫理に反するであろうと思われるケースに、インドでは3度、日本でも3度遭遇している。さらに、公表された結果は、短絡的でセンセーショナルなヘッドラインを付したメディア等を通じて、更にバイアスが増幅された形でステークホルダーに伝達されていった [e.g., Int. Media (Major Financial Paper, Journalist in charge of IFRS, anon)-n/a-Tokyo, Jul., 2007]。最も懸念されたのは、そうした大衆情報が IFRS グローバリゼーションを討議するうえで、一般的なコンセンサスであるかのような様相を呈することがあり、政策決定者の判断行為に影響を与えた例が観察されたことである [e.g., Int. Reg. (ASBJ, Member, anon)-B-Tokyo, Jul. 2007, Mar., 2008, passim.]。

こうした事情に鑑み、我々は研究者や研究機関、ビッグ4や政府によって実施された調査についてはできる限りその調査票を手に入れ、回答者にコンタクトをとり、その回答がアンケート実施者の求めるデータに適合しているかどうか、調査結果が適切に公表され、利用されているかどうかということを重要な研究プロセスとして確認するよう努めてきた。我々はこれまでに遂行されてきたサーベイ・アンケート調査の全てに問題があると言っているわけではないし、実際にそうした調査から多くのことも学んでいる。しかし、上記のような不備や難点が存在することは事実であり、既存の調査結果の利用には十分な注意を要することを指摘しておく。

サーベイ・アンケート型の調査で、有用な研究の一つに IFRS 導入に関するコスト・ベネフィット分析がある (e.g., 小津・梅原 [2011]; 吉岡・徳前・大野・野口 [2011] 図表6参照)。そのうちで注意深く遂行されたサーベイ・アンケート調査でさえ、その調査方法の利点を十分に引き出すのは難しい。というのは、IFRS が企業へ与える影響は、質的にも量的にも各社非常にまちまちで、インタビューで常にコンテキストに基づいた質問ができない限り、厳密な意味におけるデータの解析が非常に困難だからである。我々は小津・梅原 [2011] と同様の質問事項を東京証券取引所第一部上場会社 25 社の経理担当役員を対象にインタビュー調査した (期間: 2011 年 9 月から 2012 年 2 月)。

例えば、コストについては、(1) IFRS 対応のための内部増員・増時間に伴う費用、(2) 外部コンサルタント等に要する費用、(3) 公認会計士との相談・交渉時間の増大に伴う増加費用、(4) IFRS 財務システム購入・更新の費用、(5) その他、に分類して、過去および将来 (今後 5 年をめぐり) にかかる金額を聴取したが、こうした分類に基づく金額の集計でさえ、各社の理解が著しく違っていた。同じ業界に属し規模としても双肩する企業群が、事実上同じような人員を配備し、コンサルタントを利用し、システムも更新したが、最高では 47 億円という数値を挙げる企業がある一方、最低では 7500 万円という数値を挙げ

る企業があった。これは、支出を半強制的な IFRS 導入に伴う必要経費としてみるか、IFRS を機会に企業管理を積極的に改善してゆくための投資としてみるかによって数値が大きく異なってくることに起因するだろう。すなわち、IFRS 導入の費用は、IFRS を仕方なく導入するとか、積極的に利用するという企業の受け入れ姿勢、経営哲学によるところが多く、単純な統計的な集計にはなじまないように判断された (cf., Hail, 2009 の Section 4 を参照)¹⁷。

3. UNIAS プロジェクトの方法

これら研究手法の問題点等を批判的に検討したうえで、UNIAS プロジェクトでは長期に計画されたインタビューの積み重ねを中心とした定性・定量的手法を折衷した研究手法を開発していった (c.f., Creswell & Clark [2007]; Tashakkori & Teddlie [2003])。オックスフォード大学の会計研究チームではメインストリームの研究手法を代替する、或いは補完するようなオルタナティブ・メソッド (代替的研究手法) の開発を 1980 年代の初めから開始し、いかに現実社会における会計基準を討議するうえで有用なデータを構築するかということに努力してきた [e.g., Int. Acad.(Professor of Accounting, Hopwood)-A-Oxford, Oct. 2007; Int. IASB (IASB Senior Board Member, anon.)-A-Oxford, 2011, Sept.]。本報告書では近年のアクティブ・インタビューやダイアレクティック・インタビューの方法論を展開する余裕はないが、今後の IFRS 対応を考えるうえでいくつかの重要点とも直接かかわるので、以下に要点をまとめる。

我々は過去 12 年にわたって、日本における IFRS 対応に関して、幅広いステークホルダーに 1000 ユニットのインタビューを実施してきた (図表 7 を参照)。現場の声を丁寧に記録することを基本とし、学術誌上ではなく現場での対立構造を見出すとともに、最終的にはそうした対立構造を止揚することを目標とした。しかし、現場では一方的な主張が単発的に表現され、その対立構造が明らかではないことが多い。そうした場合には各主張の重要性を確かめるために、適宜小規模の仮説を立て必要におうじてサーベイ・アンケートを行い、重要性の程度を確かめた。その過程はフォーマルな仮説検証というよりはむしろ小さな疑問と対立点の整理であり、大きな対立点を見極めるための試行錯誤であった。そう

¹⁷ もっとも、サーベイ・アンケートに基づく統計的なデータは、個々のケース・スタディーデータの強みを否定するものではなく、弱点を補うところに意味合いを見出すのであるから、我々は例えば小津・梅原 [2011] の調査を批判するものではない。なお、参考のために、25 社のデータを簡単にまとめておくと、算出された平均は凡そ 5 億 8 千万円、最低値 5500 万円、最高値 200 億円であった。また、将来費用については、公認会計士との交渉時間が長くなるであろうとの予想が 24 社によって表明されたが、その金額の予想には非常に大きな差があったし、直観的なものを超えるものではなかった。

した現場での対立構造は、常に学術文献の戦略的レビューによって比較・確認された。また、海外の事例との比較によっても、その対立構造の意味合いを確かめるよう努力した。こうした作業は、例えば政府所管省庁による IFRS 調査と大きな違いはないものとするが、UNIAS プロジェクトは長期計画に基づき独立に遂行されている点に大きな違いがある。我々のインタビューは概念的には以下に示す三期に分けられ遂行された。

第一期 (Stage I: 2000–2006 approx.) は、UNIAS プロジェクトの Web Data Platform、内外の新聞・雑誌、教科書、パイロットテスト・インタビュー、理論的推論、その他の情報をもとに、可能な限りのステークホルダー・アイデンティフィケーション (洗出し) を行い、適宜グルーピングを施したうえで、毎年各グループに対しバランスよくヒアリングを続けた。このグルーピングは、業界を単位にしたり、職位を単位にしたり、或いは特定の勘定科目や、会計理論上の立場を基準にして構成された。この段階では、オープン・インタビュー或いはフリーアソシエーション・インタビュー (Free Association Interview) を基礎として、IFRS に対する対象者の理解や懸念、意見を丁寧に拾い上げることに専念した。

第二期 (Stage II: 2006–2009 approx.) では第一期で明らかになった、各グループに特徴的な理解や懸念を、対立するグループに投げかける形 (インフォーミングのプロセス) での、アクティブ・インタビューへと移行していった。これは、IFRS 対応においては、各グループにおいてその利害が特殊であったり、トレードオフ関係にあったりすることが多く、中立的第三者の積極的な仲裁がないと建設的な議論が展開されえない状態にあったからである。また、先の IFRS 推進論者によるレトリックに加え、「はぐらかしの話術」¹⁸ [e.g., Int. Ind. (Keidanren, Senior Member, anon.)-B-Tokyo, 2012, Jan; Int. Reg. (FSA, Senior Officer, anon.)-A-Tokyo, 2012, Jan..] の悪影響により実質的な討議が構築されにくい状況があったので、これへの対抗措置としてもアクティブ・インタビューの技術を利用した。

第三期 (Stage III: 2009 以降) では、各グループの対立点について互いの理解が深まるようにインタビューを構成し、更に、対話やメディアを通して議論を深めるよう誘導するアクション・リサーチの性格を強めていった。また、戦略的に重要な諸外国の情報について日本の主要なステークホルダーらに理解してもらうことは、日本の政策の方向付けを行う

¹⁸ 「はぐらかしの話術」とは、レトリックに気が付いた相手がレファレントを基準に実質的な話をしようとして議論を進化させた後も、最初のレトリック・レベルの話に戻り、総論的な議論に終始させるような話法・技術である。IASB の用いるレトリックは、言葉そのものが持ち合わせる高潔性・完全性に依拠するために、多くの場合証拠を提示することを必要とせず、主張を短く締めくくることが可能なために、公開討論などの場では有効・有利に機能する。

うえで有効かつ重要な方法であり、これも意識的に実施した。アクション・リサーチの下では本報告書の起稿・上梓自体も主な対立点の整理と最終的な妥協点を見極めるコンセンサス・プロセスの大切な一環としてとらえられる。

もちろん、このような方法論には多くの利点と弱点が存在する。まず、利点として大きく5つのことが挙げられる。

第一に、UNIAS プロジェクトが重視するのは、先験的予想や定量的方法ではとらえられない、さまざまな論点の洗い出しと整理であることである。近年では会計の役割があたかも投資家や証券市場での合理的な意思決定のためだけにあるように主張されるが、これは一方的なクレームでありコンセンサスの得られた見方ではないから、無批判に会計政策の基礎とすべきではない。近年、資本市場や証券市場の役割やパワー、またそれに関わるスキャンダルや危機といったものが著しく増大し、経済社会の運営と管理に著しい影響を与えていることを考えると、会計の役割も、投資家や証券市場だけのためのものであるかのように考える傾向には一定の反省が必要である (e.g., Holtausen & Watts [2001]; Laux & Luez [2009; 2010])。伝統的に企業会計には証券市場に対する情報提供機能とともに、他のステークホルダーの間の利益調整機能、契約支援機能が認識されてきた (e.g., Kothari *et al.* [2010])。さらに近年では、たとえば証券規制或いはマクロ経済統制上の道具としての役割、および内部統制、CSR、持続的成長のための基礎としての役割などは企業会計が果たすべきものとして注目視されている。また、UNIAS プロジェクトでは、中小企業や中小監査法人の意見など、普段無視されがちなセカンダリー・ステークホルダーの意見を積極的に聴取することも重要な役割と考えている。

図表：7-インタビューを実施したステークホルダーの分類表

| | Category | インタビューに関する詳細 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|--------|-----------|--|----|----|----|-----|
| 国際 | IASB | IASB、IFRS 財団、IFRIC 等、IASB を中心とした組織のメンバー | 21 | 24 | 39 | 84 |
| | Int-Org | G20、UNCTAD、IOSCO、World Bank、EU Commission、Asia Development Bank 等のメンバー | 10 | 7 | 21 | 38 |
| | Foreign | 米国、インド、中国等で日本の会計基準設定に重要な影響を及ぼし得る政府・その他の機関の関係者 | 39 | 30 | 38 | 107 |
| 政府関係 | Polit. | 政治家（現国会議員の他に、最近まで国会議員を務めたもの、議員直結の影響力ある秘書を含む） | 4 | 7 | 27 | 38 |
| | FSA | 金融庁内、組織、担当官僚、専門委員、諮問委員会、会議を含む | 9 | 18 | 41 | 68 |
| | METI | 経済産業省内、組織、担当官僚、専門委員、諮問委員会、会議を含む | 2 | 6 | 30 | 38 |
| | SMEA | 中小企業庁内、組織、担当官僚、専門委員、諮問委員会、会議を含む | 2 | 3 | 6 | 11 |
| | MoF | 財務省内および国税庁内、組織、担当官僚、専門委員、諮問委員会、会議を含む | 5 | 2 | 2 | 9 |
| | MoJ | 法務省内、組織、担当官僚、専門委員、諮問委員会、会議を含む | 5 | 2 | 2 | 9 |
| | JoB | 中央銀行内、組織、担当官僚、専門委員、諮問委員会、会議を含む | 3 | 1 | 4 | 8 |
| 経済界 | Incls. | 日本経済団体連合会（経団連）、関西経済連合会（関経連）、経済同友会（同友会） | 13 | 21 | 38 | 72 |
| | JICPA | 日本公認会計士協会、役員、職員、シニア研究員を含む | 4 | 9 | 8 | 21 |
| | SAAJ | 日本証券アナリスト協会、会員を含む | 8 | 18 | 28 | 54 |
| | Inv. | 投資銀行、証券会社、ファンド・マネージャー、ストラテジスト、個人投資家、外国人投資家を含む | 18 | 12 | 19 | 49 |
| | Big4 | KPMG、E&Y、Deloitte 及び PWC（各法域法人を含む）主にはそのパートナー、シニアパートナー、理事、理事長 | 19 | 12 | 28 | 59 |
| | Law | 法律事務所 大手法律事務所（国内外） 法律学者 | 3 | 3 | 8 | 14 |
| | Acct. | 中小の監査法人 個人公認会計士 会社に勤務する有資格の会計士 | 0 | 2 | 4 | 6 |
| | Consult. | IFRS 導入に関するコンサルタント、コンサルティング会社、ソフトウェア提供会社、アイアール（Investor Relations） | 3 | 6 | 8 | 17 |
| | Cor. | 一般事業会社（東京一部上場会社は TES1、中小会社は SME というように記す） | 13 | 18 | 68 | 99 |
| | Bank | 銀行（都市銀行は City Bank、地方銀行は Local Bank、信用金庫は Shinkin と記す） | 4 | 9 | 13 | 26 |
| | Insu. | 保険会社（上場、非上場を含む） | 3 | 2 | 5 | 10 |
| | Agri. | 農業、林業等を含む | 0 | 0 | 2 | 2 |
| | Lease | リース会社、及びその産業団体を含む | 5 | 12 | 12 | 29 |
| | Natu-Res. | 石油 ガス 石炭 鉄鋼関等の 自然資源産業会社 | 1 | 3 | 4 | 8 |
| | Nucl. | 原子力関係の会社、団体 | 2 | 5 | 3 | 10 |
| Labour | 労働組合関係 | 1 | 3 | 3 | 7 | |
| メディア | Media | 日本経済新聞をはじめとする新聞 雑誌 テレビ局関係者 レポーターと編集者を含む | 2 | 4 | 9 | 15 |
| 学界 | Acad. | 学者 研究者 大学 シンクタンク 専門学校 | 15 | 13 | 27 | 55 |

右列：インタビューの数（ユニット）を示すが、一回のインタビューで、複数の立場（カテゴリー）からの発言もあり、これは複数カウントしている。そうした場合における、正確で客観的な分類は不能であるが、おおよそのインタビューのバランスを示す目的のためにデータを公開している。

このように UNIAS プロジェクトでは、数ではなくバラエティと質にこそ、これまで検討されてこなかった重要な論点が潜んでいる可能性を重視している。ここにいうバラエティと質とは、一つにはこれまで（特に定量的な方法によっては）あまり認識されてこなかった論点を整理して提示することであり、もう一つは、これまでの議論を違う観点からの見直しも含めて深化させることである。長期的計画に立脚した丁寧なインタビューを続けることは、既知と考えられていた論点でも、その複雑性を分析することに役立つ。例えば、一般に「投資家」とか「証券市場」とか「企業」といったカテゴリーは疑いを持って扱われないが、IFRS を議論するにあたっては、その「投資家」の内容を吟味する必要がある。ある話者によっては海外機関投資家が念頭に置かれ、他の話者によっては国内の個人デイトレーダーやアルゴリズム取引自体を対象としていることがある。長期投資を重視する「好ましい・理想的な」投資家を念頭に置いている場合もあれば、ナノ秒のアービトラージで利益を追求する「単なるシステム」としての投資家を念頭に置いている場合もある。投資家を「投資家」と一括りにしてしまうのではなく、詳細な分類を施したうえで、インタビュー形式で議論を深めることは今後のIFRS対応を考えるうえで重要なプロセスである。同様に、「IFRS の強制適用に賛成ですか」というような問いに対する回答でも、多くの場合「米国が強制適用に踏み切った場合のみ」であるとか「東証一部トップ 100 社のみ」などと言う条件付けが大切な場合が多いにもかかわらず、画一的なサーベイやアンケートではこうした条件付けが難しい。さらには、同じ会社の中でも、経営トップと経理担当取締役、部長、課長またはその下位の従業員では IFRS 対応に関する考え方が全く異なる。我々のインタビューでは、こうしたサーベイ・アンケートでは拾いきれない複雑性を丁寧に記録し、長期でなるべく多くのインタビューを実施することによって、IFRS 対応の全体像を理解できるよう努めた。

第二に、上記の点と関連しているが、個々の重要なケースを詳しく分析することができる点である。例えば、2012年1月時点で、IFRS を任意適用した或いはすぐに適用すると予想されている会社として、日本電波工業株式会社、日本板硝子株式会社、花王株式会社、武田薬品工業株式会社、大手商社等があげられるが、UNIAS プロジェクトではこうした企業への個別ヒアリングを実施している。ここで強調しておきたいのは、こうした企業らが IFRS 採用に関して積極的であることはメディアを通じて知られているが、上記4社について学者や研究機関、或いは政府機関が正式にヒアリングを施しその利点や問題点を整理したような経緯がないことである¹⁹。これまで日本における IFRS 対応議論は概念的である傾向が強かった。これに対し UNIAS プロジェクトでは、例えば、日本電波工業株式会社については、2006年から社長や財務担当取締役等へのインタビューを実施し、IFRS 導入の経緯、対策、メリット、デメリット、他社或いは日本全体への適用の可

¹⁹ 花王株式会社については、財務部門統括取締役・三田慎一氏と関西学院大学商学部教授・平松一夫教授の対談が掲載されている(『国際会計基準 IFRS 完全ガイド 2011』日経 BP ムック[2011]pp. 14-19)。

否などについて意見を収取しているし、他社についても2011年より同様の聞き取りを行っている。ここで判明した事実は、大衆メディアで一般に報道されているものとは異なることが多い。また、以下の(3)で触れるように、例えば、個々の勘定科目一つが、単に株価との関連性のみならず雇用の維持など持続的な経済活動の発展や活性化に直結するような場合も多く観察され、これを幾多のインタビューを重ねることにより、一つのケース・スタディーとして検討することができる。

第三に、インタビュー調査は定量的なデータを確保できず、日本の経済社会全体への影響が測りにくいとの印象がある。しかし、例えば、自動車、鉄鋼、電機、電力(原子力を含む)等、一国の経済社会政策と直結するような分野のトップ数社からの事情聴取という形で、日本全体に関するデータを広く収集しうる。これは、一つには、先に触れた「殆ど知識のない人たちにIFRSの有用性に関する可否を聞いて」、そのデータを集積してもかえって誤解を生むという状況を避けられる。また一つの会社或いは産業自体が、日本の経済社会を支える重要なものである場合には詳細で有用なデータを提供しうる。すなわち、インタビューデータは量的重要性よりも、質的重要性に注目して、日本全体のデータを収集する場合には特に有効である。

第四に、インタビュー方法による最大のメリットは、ステークホルダーの不合理性に基づく行動を不合理なものとしてそのまま記録できることである。サーベイ・アンケートのようなフォーマルな質問票では、ステークホルダーにその不合理な行動を反省させる機会を与え、あたかも合理的な判断のもとで行動しているような回答を可能にさせる。インタビューのような会話形式ではそうした機会が少なく、不合理・無理解・あやふやな理解や行動がそのまま記録されうる。インタビューの最初にIFRSの積極的な導入に賛成であるとしておきながら、各論では多くの部分で無知が明らかになったり、懐疑的であったりして、インタビューの終わりにはIFRSの導入には非常に懐疑的になり「はあ、そういうことなんでしょうな、まあ、正直なところあまりよく考えたことはないんです(笑)。いいですよ、引用していただいても、本当のところですから。まあ、あまり会計のことをどうこう言ってもね、、、ということですよ。」[e.g., [Int. Com. (TSE1, Trading House, Senior Mgt.)-A-Tokyo, 2011, Dec.] というような場合が多い。UNIASプロジェクトで、こうした、通常学術誌上に現れないような言説を丁寧に再現しているのは、実はそうした不合理な行動の一般的な存在がIFRS対応の方向性を決める大きな要因になっていることが多いとの判断による。「あやふやな状態」や「どうでもいい」という姿勢が大勢を占めるがために、表面上、単純明快なIFRSのレトリックに対抗することを得ず、IASBの意図するままになってきたという構図も理解される [Int. Inds. (Keidanren, Middle Mgt.)-B-Tokyo, 2012, Feb.]。

不合理・無理解・あやふやな理解や行動は、IFRS 対応だけにみられる現象ではない。IFRS に関する印象や無理解が投資行動や企業行動に多大な影響を及ぼし得る。例えば、「IFRS の導入により投資家の圧力が高まるので経営者は短期業績主義に陥りやすい」という仮説を考えてみよう。ファイナンス学者の間では、特定のモデルに基づき、こうした仮説・主張を論理的に反証する立場が多い。UNIAS プロジェクトでは、こうした主張については論理的には判断が付かない状態が続いていた。しかしながら、インタビューを通じて経営者の行動および思考様式を観察すると、実際に短期業績主義に陥るケースがあることが分かる。これは、例えば次のような説明から観察されうる。

東証一部 CFO

実際、OCI が表示されているわけでね、投資家はきちんと経営を見るなんて言うけれども、実際はこうした数字が出る以上、長期的な投資はしづらいですよ。これは明らかに経営者としてはやりにくいんです、、、（投資家の前では言えないけれども）、経営というのは少し、だれもそこまでは分からないだろう、少しはごまかしが効く、それくらいの余裕というか、許しの部分がないと、リスクをとって経営できないわけですよ。全てトランスペアレントであればいいというような簡単な世界じゃないですよ。ヤマ勘というかね、少し不合理くらいでも、リスクをとらせてくれる環境がないと、イノベーションなんてないわけですよ。

[Int. Com. (TSE1, Chem., Senior Mgt. CFO, anon.)-A-Tokyo, 2011, Dec.; Passim in Pharm., Steel., Real Est. All in 2011 and 2012]

シニアアナリスト

投資家としたって、短期業績主義にならざるを得ない場合もありますよ。特に OCI が表示されて、これを指標に投資をするバカな投資家がいるとすれば、そいつらの行動を読んで我々も売買しなければならぬ状況だって出てくるんです。お客さんに叱られますからね、毎回、毎回、利益が上がっていないと。いくら長期的な投資をうたっていたって、短期的なプレッシャーが強くなってきて、今回こうした IFRS のようなもの、特に XBRL みたいなものとセットになってくるとね、なおさらですよ。そうした影響はあります。みなさん綺麗ごと（注：OCI に影響されずに長期投資すること）というか、何とおっしゃるか知りませんがね。

[Int. Analyst. (Inst. Inv., Senior Analyst., anon.)-B-Tokyo, 2011, Dec.]

IR 関連団体幹部

アルファをとってくれる投資家が少ないんです。こうした会計（IFRS）が進んでくると、ますます、ベータで利益をとる投資家が多くなって、本当に何のために IR をしているのかわからなくなってきましたよね、、、IR 担当者の悩みはいつもなんといっても、キチンと長期的な視点で見てくれる投資家がないことですよ。なんでもいから早く財務諸表を組み換えして数字だけみよるような風潮がねえ。かえって、会計が違うことによっ

て時間をかけて説明させてくれる時間があつた方がいいということもある
かもしれませんね。

、、、みなさん、私たちは会計の組み換えで飯を食っているわけではない
と仰るんですけど、そうじゃなくて、実は会計の組み換えさえしないとな
るとどんどんスピードが速くなって、というか、説明させていただく時間
さえなくなるというおかしなことが起りますよね。これは IR の担当者
なり、ロードショウをなさる担当役員の方々に聞けばみんなそう思われ
ると思うんです。

、、、何もわからないような、若いアナリストが意味もないような質問攻
めをするよりも、少し真面目に会計の組み換えだとか、注記だとか読み込
めるような実力のあるアナリストさんとお話しさせていただく機会がほし
いんだと思います。なんか変な話なんですけど、会計が完全に一致してし
まうと（本当はそうじゃないんですけどね）、対話がなくなるんです、事
実上の問題としてですよね。

[Int. Consult.(IR Comp. Senior management, anon.)-B-Tokyo, 2011, Dec.]

これら事象は、言葉には表されずに顔の表情や手振り身振りにこそ現れる場合が多く、そうした
ものの重要性は言葉やロジックに勝ることがある。こうした人間行動上の側面もインタビューの
ような対面形式のデータコレクションによって効果的に収集しうる。

第五に、一回限りのインタビューではなく、長期にわたり、主要ステークホルダーに定期的或
いは適宜ヒアリングを繰り返すことにより、IFRS 対応におけるドライビングフォース（事実上の
推進力）の移り変わりが明らかになることである。このドライビングフォースは、先験的に、「投
資家のためになる」或いは「投資家のためにならない」などという論点とは全く違うことがあり、
こうした点は、長期に真の経験主義的手法によってこそ明らかになると考えられる。

以上の調査プロセスは、「IFRS がどのように機能すべきか」という合理性を前提にしたものでは
ない。実際に「IFRS がどのように機能すると考えられているか」という経験主義的なデータであ
る。現実の世界における不合理性や曖昧性を許容し、ドライビングフォースの変容をも捕捉する
インタビューデータは次のような視点も与えてくれた。これらは、本報告書の中で十分に検討し
解決のつくようなテーマではないが、今後金融・財務報告制度を考えてゆくうえで大切な視点で
あり、以下に簡単にまとめておく。

(1)IFRS 推進は一般に透明性が高ければ高いほどよいことを財務報告制度の前提としているが、
この点については企業側から疑問が呈されている。企業に「適切なレベルでの透明性」を求めな

いと、投資家にとってもマイナスであろうとの意見が増えつつあるが、こうしたことは企業側から疑問を呈すること自体がモラルに反する、或いはタブーなものとしてとらえられているため、第三者が代弁し理論的にも検討する必要がある。個々の企業を超えて経済社会の発展の観点からも、客観的・合理的計算による投資を推進し過ぎるよりも、ある程度のリスク・失敗を許すような財務報告の方が社会的にはイノベーションを生む可能性が高いとの証言があるが、「透明性」レトリックが支配的である現在の状況では、こうした議論が真剣に検討される基盤がない。

(2) 同様に、情報の発信は早ければ早いほどいいとの前提が信じられているが、この点についても多くの経営者が疑っている。一般に「投資(家)」として一括りにされているものの中には高頻度トレーディング、アルゴリズム取引、ソーシャル・ネットワーク・ファンドのようなものも含まれる。多種多様でいち早く投資決定のできる環境を「効率的な市場」として、あたかもそれが経済社会厚生を増進するかのように議論されることがあるが、これは検討に値する。インタビューによれば、企業のみならず、証券市場運営者や政府官僚も、適格な投資家や株主のクラス(多様性)というものを考え、それに合った会計・財務報告というものを考案するに値するということが分かるが、そうした議論は今まで積極的に展開されていない。(1) および(2)については第三節・四節のインタビューデータの中に何度か発現するので再論する。

(3) さらに、国際関係においては、一方で IFRS は世界万国のための会計であるようなレトリックを使い、他方ではそれとは必ずしも関係のない人選、資金、サテライト・オフィスの確保などが主張されている。そうした矛盾について、インタビュー形式で批判論を展開すると、多くのステークホルダーに反道徳的側面があることが分かる。今後グローバルガバナンスや南北問題が更に注目され国際問題として討議されるようになると、こうした観点からの IFRS 対応が必要になるが、今日まで、こうしたレベルの議論を展開しているステークホルダーは極めて少ない。

(4) 以上、長期にわたるインタビューデータを総合してみると、今日の日本のステークホルダーで、IFRS の影響について全体的理解を示しているものは極めて少ない。このこと自体はさほど驚きにも当たらず、また問題でもない。しかし、このように「不十分な情報と理解の下でどのように合理的に国際対応をしてゆくか」ということに関する無理解と無策は憂慮されるべき点のように思われる。今日の米国がそうであるように、十分な情報や理解が得られていない場合には、それを理由に当初の計画を修正し、結論を出すことを遅らせることは国際的にままたまあることであるが、日本にはそうした戦略的な柔軟性が少ない。「日本はまじめすぎて、IFRS をやると言ったらとことんやろうとしてしまう、お金も時間もかけてね。それで、一回やると言ったら後に引けないような雰囲気でしょ。これじゃ不確実性の高い国際環境では生き残って行けないよね、中国ともやりあっていかなきゃいけないのに。」 [Int. Polt.(One of ex-MPs)-A-Tokyo, Jan., 2012]。今

後、日本経済の相対的地位が弱まり新興国の勢力が高まる中で国際基準の政治に対応していくうえで、こうした「戦略的曖昧さ」の必要性は最も大切な検討課題の一つである。しかし、日本の良識や美德の否定にもかかわるこうしたデリケートな論点を検討するにあたっては、正式な文書よりも対話形式のコミュニケーションこそが有効に働くと期待される。

4. 主目的：コミュニケーションの促進

上記の長期インタビューを中心とした研究の基本的な立場は、Jürgen Habermas 流の相互主観的なコミュニケーション論に依拠している。すなわち、我々は実際に言語的コミュニケーションのできる主体が相互に意見や感情を表現し、その表現を聞き手が了解することでコンセンサスとしての真理を構築してゆこうというものである。こうした立場は、学術研究や政策決定過程でも重視される「科学的客観性」を一本の論文や著作の論説の中に求めるものではない。個々の研究者や政策決定者が様々な価値判断やバイアスから抜け出せない以上、研究客観性はその一時的な結論たる著作物の中に求められるものではなく、継続的に啓発される問いと批判の過程の中に求められる。これは経済学の世界では Deirdre McCloskey 流のレトリック論とも基本的姿勢を共にする。研究者はあたかも価値やバイアスからフリーであるかのように装うべきではない²⁰。逆に自己の価値判断や政治的基礎を明らかにすること（Acknowledge）により、そのコミュニケーション的な真理価値が創造されてゆくとどの立場である。もともと、こうした立場は何も特殊な立場ではなく、古くはソクラテス的なダイアログであり、ヘーゲルらによって積極的に重用された止揚の過程に過ぎない。また、現実の政治の場面では常に目標とされているところであり、UNIAS プロジェクトが貢献しようとしているのはそうした当然のプロセスを、できる限り合理的にコーディネートしようとしているに過ぎない。こうした研究方法は、そもそも規範研究が盛んであり、その意義がいまだに十分認識されている日本でさらに発展し、海外にも積極的にアピールすべき方法でもある（万代 [2011]）。

また、本稿で採用する研究手法の問題点は以下のものである。ひとつは、コミュニケーション論を基本とする本稿において、政治的センシビティの高い現段階ではインタビュー어의アイデンティティを保護する必要があり匿名処理したものが多いためである。この点、本報告書内では証拠力の欠如として判断される可能性を認める。

²⁰ また、最近では、Ricardo Caballero (MIT 経済学部長) が 2008 年金融危機の反省から経済学者の「知ったかぶり病」を戒めるが (Caballero, 2010)、統計モデルを駆使して公正価値を求めあたかも客観性の高い真実の利益が算出されるようにふるまう会計学者とは立場を画しており注目に値する。

我々のもう一つの問題は「ピックアップ問題 (Picking Problem)」である。膨大なインタビューデータをそのまま提示できない以上、研究者が適宜必要であるとか有用であるとの主観性を伴う判断の下ピックアップしている側面を否定しない。ただし、このインタビューデータのピックアップ問題については学術的研究方法論で十分に検討されてきた点である。インタビューデータのピックアップは研究書の結論にネガティブなバイアスを与える要素としてよりも、コミュニケーションを推進・深化させるために必要なポジティブな要素として正当化されうる。また、UNIASプロジェクトでは研究者の主観性に関する懸念に対しても真摯な態度で改善に努めてきた。既に述べたように、我々はメインストリームと呼ばれる研究方法の弱点を認識し、その克服のために長期のインタビューを中心とした混合法を開発することで学術機関としての名声と信頼を獲得してきた。当研究課題のみならず教育を含む広範囲の学術的活動に対する一般的なレピュテーションや、研究哲学や倫理に関する規定やディスクロージャーも一般的客観性や信頼の確保に貢献している。繰り返しになるが、我々は一本の論文や著作そのものに従来の科学的客観性を求める立場にない。長期計画に基づくインタビューやレビュー、定型的質問事項による定量的データの収集などを繰り返し行い、これら試行錯誤のもと現実界とのコミュニケーションを図り、そのコミュニケーションの頻度、深化、クオリティーによってこそ、研究調査活動の価値が見出されるべきであると考え。あくまで本報告書で意図しているものは、絶対的に超越した事実の証明ではなく、コミュニケーションの促進である。しかもそのコミュニケーションは本報告書の内部で完成するものではない。絶対的な真理を中立性や客観性ある方法によって促進したように見せかけるのではなく、研究の根底にある研究者の関心事項、懸念や規範価値を適宜明らかにすることで、現場のステークホルダーとの実質的な交流、理解、意見交換を続けることが社会調査研究 Social Research の基本であるとの認識である。

既にいくつか使われているように、インタビュー、会合、Email等のデータの詳細(Interview Coding)は以下のような形式で示される：[Int. Cor. (Heavy Machine / Steel, Vice-President, et. al.)-A-Tokyo, Jun., 2011]。Intはインタビューを示す。セミナー、集団討議、会合には Meeting を使い、メールでデータを得た場合には Email、などの方法でデータソースを示した。次の、Cor. はインタビューの対象が「一般企業」であること示している。その他の記号については、図表7で確認されたい。()内はさらなる詳細を示すことができる場合に、できる限りのものを示している。例えば (Heavy Machine / Steel,) としたのは、Heavy Machine (重機) だけにした場合にはアイデンティティがあまりにも明らかになってしまう場合に、似たような業種、Steel (鉄鋼業) も併記することによって、その不都合を避けた。その他、社内や、官僚機構内での立場をできるだけ詳しく記載したが、やはり、アイデンティティ保護のために、一定の <Disguise> を施した。その次に、「A」としてあるのは、インタビューの当該組織内でのランクの高さを示している。ここでもまた、一定の主観的判断が必要となるが、トップ1-3%くらいに入るものについては「A」。

2%から 10%くらいのを「A/B」。10–20%くらいに入るものを「B」、その下を「C」として、できるだけ情報を提供している。なお、「*et. al.*」は数人が参加したインタビューを示している。

本節の目的・方法を総括するに、本報告書は会計・財務報告の分野に限らず、今後、日本国がグローバル化された経済社会の中で持続的な経済社会運営が効率的に行われるよう、基本的な問題点にも焦点を当てて提言する。会計学研究に対する貢献としては、IFRSの台頭とともに、議論が「効率的な資本市場」のレトリックの周辺へ偏重してきたことへの反省を促すとともに、会計学の社会学、政治経済学的な理解を促進する。本報告書が具体的に問うのは、これまで「日本という特定の法域」において、IASBのレトリックがどのように機能して来たか、また今後も機能してゆくのかという点である。仮に、IASBのレトリックの実態が疑われ、日本の社会経済の運営上ネガティブな効果を持つと判断された場合には、今後「5年から15年程度の短期・中期」において、どのような対応策をとるべきかという問題である。ここで注意すべきは次の2点である。

ひとつには、IFRSの影響を考える単位として「日本という特定の法域」主体を前提にしている点である。IFRSの影響を全世界の社会経済の厚生との関係で検討する場合には、その研究方法も結論も異なりうる。この点、多くの論者は無意識に或いはご都合主義的に検討単位を混同し、議論がかみ合わない場合が多かった。いまひとつには、IFRS対応の議論で一般的に欠如しているのは一定のタイムフレームに即した戦略思考である。IFRSがもたらす影響には短期に発現するものもあれば、20年30年後に発現するものもある。こうした時間軸を一方に想定すると同時に、国際合意上の時間軸（多くは数か月から3年ほどの短期）や大きな国際環境変化の起こりうる10–15年という時間軸をも考慮して、日本としての国策を決定する必要がある。上記で「今後5年から15年程度の短期・中期」においてというタイムフレームを用いたのは、後に説明するように、この中期を超えては、IASBの存続についても、米国とIASBの共同関係についても、また、中国やインドの後進国の国際財務戦略も国際的なファイナンスの状況自体も全く予想がつかないからである。

以下、第三節では、IFRSが世界会計基準として発展してきた経緯を簡単に振り返り、その論理・レトリックを確認する。そうした論理やレトリックと比べ、実際にIFRSが投資家にとって有用な情報を提供し、効率的な市場を形成しうるか検討する。第四節では、IFRSが他の広いステークホルダーに及ぼす影響について検討する。最後、第五節では、IFRS対応を「会計基準関連ビジネス」への対応と「国際基準の政治学」の観点から検討する。

第三節：「投資家のための財務報告」の歴史、論理、影響

1. 財務報告の国際化の歴史

本報告書は IFRS 対応および当該政策討議に関し一定の知識を持ち合わせた読者を対象としているので、IASC、IASB 及び IFRS の一般的な国際的發展に関する説明は既存の調査研究に譲り、ここでは図表 8 のように簡単にまとめるにとどめる。

図表：8 - IASB/IFRS の発展経緯

| 年 | 史実のまとめ |
|------|---|
| 1973 | 国際会計基準委員会（IASC）の発足。IASC は世界 9 カ国の職業会計士団体により設立される。IASC は発足以来、現在の国際財務報告基準の原型となる国際会計基準（IAS）を作成。 |
| 1987 | 国際資本市場の拡大、とりわけ多国間公募の拡大のため、証券監督者機構（IOSCO）が IASC 諮問委員会に参加。IOSCO が IAS を承認すれば、IAS が国際的な資本市場で用いられる可能性が強くなる。強制力を有しなかった IASC にとって、大きな転換点となった。 |
| 1988 | IOSCO は IASC の比較可能性・改善プロジェクトを積極的に指示する方針をとる。 |
| 1989 | 公開草案として E32「財務諸表の比較可能性」を公表、IAS の改訂作業を開始。6 年間にわたるこの比較可能性改善プロジェクトの作業。IOSCO が IASC を支援することにより、IAS が一定の強制力を持つことになった。 |
| 1993 | IOSCO はコア・スタンダードについて満足できる場合には、IAS を一括承認する意図があることを IASC に通知。 |
| 1993 | オスロ開催の理事会で 10 の IAS の改正が一括承認。6 年半に及ぶ「財務諸表の比較可能性」プロジェクト完了。 |
| 1995 | IOSCO と IASC は合意に達し、IOSCO が 1999 年に IAS を承認する見通し。 |
| 2000 | IOSCO が示した 40 の会計基準から成るコア・スタンダード（各国の会計基準との国際的な調和が図られた国際会計基準基盤）をめぐる IASC のプロジェクトは完了。 |
| 2000 | IOSCO は IAS を正式に承認。 |
| 2000 | IOSCO はシドニーでの年次総会の初日に、IAS の 30 の基準を財務諸表の作成・表示の基礎となるコア・スタンダードとして承認し、外国企業の各国での上場の際に IAS を使用することを認めるよう勧告。 |
| 2001 | IASC は国際会計基準審議会（IASB）に組織変更。これに伴い、IASB が新たに公表する会計基準は IFRS と称される。EU による IAS の EU 域内の上場企業への適用を決定。 |
| 2002 | FASB と IASB は、米国会計基準と IFRS とのコンバージェンスに対するコミットメントを正式に示すために、2002 年 10 月に「ノーワーク合意」を公表。 |

これに対し日本国内の歴史をみると、こうした国際的な流れに即してトライアングル体制や日本独特の会計基準の変更が迫られた。特に 1999 年 3 月期から 2003 年 3 月期にかけては、所謂「レジェンド問題」が発生し、その対応策としても ASBJ は矢継ぎ早に会計基準を改正し国際化が進んだ。

レジェンド問題とは米国証券市場に上場する日本企業の監査報告書に、当時の Big 5 監査法人により「ただし、この財務諸表は日本の証券取引法および会計基準で作成し日本以外の国で通用する会計基準で作成されたものではない」とのレジェンド（警句）が付される不測の事態であった²¹。こうした警句が証券・資本市場においてどれほどの影響をもたらしたのか定量的に分析した調査研究書は見当たらないが、UNIAS のインタビューによれば、これまでに 3 社によって、借入或いは社債発行利子率が高くなったとの証言を得ている。しかし、今回インタビューを通して得られたデータでは、定量的な危機感よりも「こうした警句みたいなイジメが今後も続くと、本当に社債が発行できなくなるとかね」というような漠然とした懸念が強かった。この点については第五節で再論する。

日本の 2000 年代の会計の国際化は 1986 年の英国における証券市場改革になぞらえて、日本の会計版「ビクバン」として表現される。この過程において日本において一般に公正妥当であるとされてきた会計処理や、国内関連法規との整合性、会計文化・哲学等はある程度蔑にされてきたと考えられている。この点は、例えば、そもそも会計基準の相互コンバージェンスを前提に策定してきた日本版「概念フレームワーク」が、結局は正式なものとして公表されることが許されず、『討議資料』（斎藤 [2005]）としてのみ出版されることとなった経緯はそのことをよく例示していると言われる [e.g., Int. ASBJ (Board Member, anon.)-A-Tokyo, Aug., 2005 ; Int. ASBJ/Acad. (ex-ASBJ member/Professor of Accounting, anon.)-n/a-<Disguised>, 2005 & 2006, passim.]。

こうした会計の国際化・グローバルイゼーションの過程で、注目すべき変化の一つとしては、IASB がその目的達成のために使っていたレトリック・手法が、当初の「調和化 (Harmonization)」から、「統一化・コンバージェンス (Convergence)」へ、更には「アドプション・適用 (Adoption)」へと変わっていったことである。2004 年 12 月採択の EU 透明性指令により、所謂「同等性評価」が問題となり、ASBJ と IASB の東京合意が締結されたころ（2007 年 8 月）にはコンバージェンスという概念が支配的に使われていた。しかし、2008 年 8 月、米国が自国基準 US-GAAP を放棄し、IFRS をアドプションする可能性が濃厚であるような報道がされるころには、IASB のメンバーは統一的にアドプションという言葉で IFRS のグローバルイゼーションを達成しようとしていた。

²¹ 例えば、“The financial statements are prepared based on accounting principles generally accepted in Japan. Accordingly, the financial statements and the auditors’ report are for users familiar with Japanese accounting principles.”

本報告書では、こうした経緯につき詳述する余裕はないが、IASB および ASBJ のメンバーへのインタビューによれば、こうした言葉使いの変化は IASB の国際戦略の一環として状況変化に応じて適宜変更されてきた。たとえば、当時 IASB の議長であった David Tweedie 氏は、東京合意の後、一つには次のような政治的手法でアドプシオンに向けた行動を強化していったと説明される。米国 SEC に対しては「日本のコンバージェンスは実質的にアドプシオンになる」と説明することで米国のアドプシオンへ向けての合意作りに貢献し、今度は 2008 年 8 月以降（米国がアドプシオンへ向けて大きく舵をとったとされる時期）は日本に対して、「アドプシオンを決めていないのは日本だけだ、日本はいつアドプシオンを決めるのだ、その条件はなんだ」と圧力をかけて行った [e.g., Int. IASB (Board Member, anon)-A-2009, June, Trans.; Int. ASBJ (Board Member, anon.)-A-Tokyo, 2009, Aug.; also, cf. 『季刊 会計基準』2008 年 6 月]。このような方法は、所謂「100 ヶ国」レトリックと並んで、“Reference to the other good citizens” と呼ばれている²²。

こうした IASB による外交戦略に対して、各国はしたたかに対応してきた。たとえば、アメリカでは 2002 年 9 月に FASB と IASB の間で結ばれた「ノーウォーク合意」を契機に、米国会計基準と IFRS のコンバージェンスを進め、2007 年 11 月にはアメリカ国内で上場する外国会社には IFRS に基づく決算報告も認めるようにし、更には 2008 年 11 月に公表されたロードマップでは 2011 年中に IFRS を強制適用するかどうかを判断することを公表することで、財務報告の国際化に積極的な姿勢を示してきた。しかし、その後は 2010 年以降に公表したワークプランなどの中で、IASB の「グローバルに単一で高品質の会計基準を作成する」という目的・理念を保ちつつも、自国企業や経済に与える影響を徹底的に分析し、そうした分析の結果を踏まえて導入のあり方を検討することを強調している。この結果、当初公表していた 2011 年中に IFRS を強制適用するかどうかの判断を延期し、2012 年 3 月現在もなおその分析は継続している。これらは自国の経済や企業の競争力を優先した対応と解釈できるだろう。

カナダは当初、アメリカ、日本と並んで EU の同等性評価対象国であったが、2006 年 1 月に上場企業についてはカナダ基準を廃止することを表明している。その後、議論の中で、アメリカの証券市場に上場する企業も数多く存在することを背景として、SEC の容認する米国会計基準の適用も認めることにした（当時においてカナダ企業の半数近くの企業がアメリカの証券市場に上場、

²² こうしたレトリックについては、国際政治学の世界では何ら特筆するようなものではなかろう。たとえば、現 IASB 議長、Hans Hoogervorst 氏は、2012 年 2 月 23 日時点で（その直前に SEC Chief Accountant の James Kroeker 氏によって米国が IFRS アドプシオンする可能性が強いことを伝えられたとした上で）日本とインドも同様になるだろうとの見方を表明している。しかし、UNIAS プロジェクトの日本及びインドにおける政府関係者の筋によれば、そうした見方が示されるような決定や情報公開は一切されていない [Speech by Hoogervorst at the Economist CFO Summit in London, 23 Feb., 2012]。

2007年時点で500社近くの米国上場の企業が存在)。2010年12月に証券取引法が改定されている。

中国では、2006年2月にIFRSと統合的な会計準則を公表し、2007年より適用しているものの、必ずしもすべてのIFRSと統合的な会計基準を採用することを必ずしも志向しておらず、関連当事者開示、公正価値会計、減損会計などは中国の実態とは合わないという主張が展開されている。また2005年よりIFRSへのアドプションを行っている香港市場において、中国の会計準則を採用した場合でも上場が認められるようになるなど、中国の会計基準を広げていこうという取り組みを進めている可能性もある。さらに2016年までに少なくとも10の国際監査法人、100の国内監査法人を育成する方針を掲げる一方で、Big4に対して、より多くの中国人パートナーを雇用することを求めている。たとえば中国政府は、監査法人が中国で監査業務を続けるためには、2012年8月までに海外会計士を40%以下におさえること、さらに2017年までにすべてのパートナーを国内会計士に、さらに海外スタッフを20%以下に抑える必要があることを公表している。その他の国も対応は様々であるが、インド、インドネシア、マレーシアなど各国に共通しているのは、自国の経済や企業の適合しない会計基準は受け入れないという姿勢である。第5節、第2項にそうした点が詳細に記述されている。

こうした潮流を受けて、IASBの行動も変化しつつある。たとえば、2011年7月にアジェンダ・コンサルテーションが公表された。この狙いは、各国における利害関係者からIFRSに対する意見を徴収し、今後の基準設定の円滑化を図ることにある。2011年11月にコメントの締め切りがあった。この意見に基づけば、円滑な基準設定が困難になりつつあったMOU項目については4つのテーマに絞り込んだほか、静止期間を設け、その適用の状況を検討しようとしている。その他、基準レベルのプロジェクトの数の制限を行うという意見が多く寄せられた。また2012年5月にはDue Process Handbookの公表が予定され、IASBのデュープロセスにおいて、各国の経済的影響などを注意深く検討したうえでの基準設定が進められる方針が打ち出されている。IASBをめぐるこれらの動向が示しているのは、IASBにおける基準設定のスピードが鈍化する可能性である。さらにいえば、こうした各国の意見の調整が進まない状態が継続するとするとすれば、IFRSのアドプションやコンバージェンスを進めることは困難になり、結果的に多くの国でアドプションという選択は不合理な政策決定となり、一定の基準の内容差を残した形での相互承認という形式での会計基準の運営が進展していく可能性が高い。

IASB がコンバージェンスに代わりアドプシオンという形で IFRS のグローバルライゼーションを達成しようと、日本にも働きかけてきたことに対して、日本国内のステークホルダーは様々な反応を示した。まず、ASBJ での反応は「それじゃあ、これまで何のために苦勞してコンバージェンスをしてきたんだ」という反発であった[Int. ASBJ (Senior Board Member, anon)-A-Tokyo, Jun., 2009; Passim in different interviews]。もちろん会計用語でいえば、「過去の事情は埋没原価で悔いても仕方のないこと」ではあるが、それまで会計の国際化要求と国内事情との難しい調整を行うことで日本社会・経済に貢献してきた ASBJ の無念さを伝えていた。これはまた、仮にアドプシオンが決定された場合には、ASBJ の存在意義自体に重要な影響があるため、この観点からの不安も関係していた。しかしながら、結果的には、IFRS を全面的に導入することを想定して、関係ステークホルダーと協働して新体制づくりに貢献していかざるを得なかったように思われる²³。

これに対し、東証一部上場企業の反応は不明瞭であった。UNIAS プロジェクトのインタビューおよびいくつかのアンケート調査(図表6)によれば、2009年の前半においては、多くの企業が「実際に強制アドプシオンが決まってからでないとなおさらでないとトップの了解も予算もおりませんからね」[Int. Comp.(Chem. Director of Acc. Dept)-A/B-Tokyo, 2009, Jan.] というような説明が多かった。それにも増して重要なのは、IFRS の強制適用が与える広範な影響調査が出来ておらず、この無知こそが遅いリアクションの最たる原因であるように思われた。東京証券一部上場会社の多くでそのような状態であったから、より小規模の会社や関連団体においてはなおさらであったことは言うまでもない。しかも、この時点では、中小企業を含める多くの企業への IFRS アドプシオンがまことしやかに話題になっていたことは記憶しておく必要がある²⁴。

こうした中で、金融庁(特にその企業開示課)では早急な対策が検討されていた。当時の金融庁の担当者は、米国は IFRS を強い形でアドプシオンするという見解を持って各ステークホルダーとの調整に当たっていた。「学者の先生方が懸念するところを理解していないわけではないん

²³ これに対し米国 SEC および FASB の対応策を比較して考えることは有意義であるが、本レポートでは割愛せざるを得ない。ただし、米国では IFRS 導入に関する影響調査を早急に、企業や学者を巻き込む形で実質的に行ってきた、その影響に関する懸念から 2009 年 1 月時点ですでに IFRS 導入に対する慎重姿勢をはっきりと打ち出し、また、更なる調査の必要性や関係ステークホルダーや法規との調整に時間がかかることを理由に、コンバージェンスプロジェクトを遅らせたり、或いは事実上コンバージェンスに近い概念であるにもかかわらず、「コンドースメント」のようなレトリックを使いアドプシオンに近いようなイメージを作り出したりする努力・工夫をこらしてきたことは記憶に値する。

²⁴ 最も、このような無知と混乱は日本だけに限られたことではない。例えば、インドにおいても同じであり、UNIAS プロジェクトはこうしたことを背景にインド政府から IFRS インパクト・スタディー・レポートの提出の依頼を受けた経緯がある(Suzuki & Jain, 2010)。この時のインドの混乱においても、一時はすべてのビジネス・エンティティーへの IFRS 適用が討議されたが、関連法、税、コーポレートガバナンスの分野での懸念、金融機関や保険業での保守主義の弱体化等を懸念して、アドプシオンはおろかコンバージェンスのプロセスさえも極めて慎重に進めるに至っている。第五節参照。

です、我々もいろいろな関係者を回りますからね。ただ、我々は現実に物事を決めていかなきゃいけない」 [Int. FSA (Director level Official, anon.)-A/B-Tokyo, <Disguised>]。同インタビューは、米国がアドプションへ大きく舵を切った後、ここで日本だけ取り残されたら、以前のレジェンド問題の再燃や IASB での交渉力の弱体化につながるのではないかとの懸念が、一番のドライビングフォースとなっていることを説明した²⁵。また、インタビュアーは、国際政治の世界で、IASB 等が短期で回答や行動を求めてくることに対し有効な対抗手段を見出していないように感じられた。

日本公認会計士協会（JICPA）も同様に早急な対応を求められていた。その一つの理由には、原則主義をうたう IFRS の下で会計・監査実務での混乱を避けるためには事実上公認会計士の監査が IFRS のエンフォースメカニズムになると自負と責任感があったからであると説明された。また、そうした機能を果たすためにはいち早く公認会計士の教育・再教育が必要であり、そのためには IFRS の強いフォームでの導入をいち早く決定し、会計士業界全体で動き出す必要があったと言われる [e.g., Int. CPA (Big 4 Representative Partner & Senior Role at JICPA, anon.)-A-Tokyo, May, 2009 ; Int. CPA (JICPA, President, Yamazaki)-A-Tokyo, 2012, Jan.]。ただし、これと並行して、Big 4 と公認会計士の業務の拡大、およびそれに伴う利益の拡大という利害関係が IFRS 推進を加速していた側面は当然ながら予想されたし、こうしたことは、いくつものインタビューでも確認された [e.g., Int. CPA (Big 4 Representative Partner & Senior Role at JICPA, anon.)-A-Tokyo, May, 2009.]。

この点に関連して、日本税理士協会も当初 IFRS の広範なアドプションを推進していた。これは税理士による IFRS コンサルティングおよび IFRS 監査業務に準ずる業務の拡大が同会の利益になるとの見解に立った行動であった。しかし、現在の日本税理士協会はそうした立場をとっていない。中小企業による IFRS 導入に対する反対が多く、中小企業の利益を守るべき税理士が自己の利益のために IFRS アドプションを推進するようなことは、長期的に同協会の利益につながらないとの反省的結論に至ったからであると説明される [e.g., Int. Inds. (JCCI, Senior Official, anon.)-A-Tokyo, 2011, Dec.; Int. Inds. (JFTCAA, Official, anon.)-B-Tokyo, 2009, Jan.]。

このような経緯を経て、日本は ASBJ を中心とする関係者が東京合意を踏まえたプロジェクト計画表に沿ってコンバージェンスを積極的に進めた結果、欧州委員会（EC）による同等性評価を得るに至った（2008年12月）。続いて2009年6月には金融庁、企業会計審議会は IFRS の強制適用も視野に入れた「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表し、早ければ2015年から IFRS の強制適用もあり得るとの報告を行った。この中間報告の意図

²⁵ ただし、2009年1月に SEC は IFRS に対する慎重姿勢を打ち出していることはすでに触れた。

するところに関してはいくつかの解釈があるが（詳細は第五節で再論）、その「注意深く書かれた文言」からは逸脱して多くのステークホルダーはこれを政府による事実上の IFRS 強制適用の表明として受け取った。なお JICPA の幹部の一人は現在（2012 年 2 月）まで、日本政府は IFRS のアドプションを国際的に公約したとの立場を示している [Int. Reg. (JICPA, Senior Official, anon)-A-Tokyo, 2012, Jan.]。また、コンバージェンスが推進され、こうしたアドプションが視野に入ってきた状況を、日本証券アナリスト協会の理事であり、IFRS 財団下の基準勧告委員会(SAC) 委員を務める金子誠一氏は次のように表現するまでに至った。

I IFRS を採用すべき 8 つの理由

1 比較可能性の向上

財務諸表利用者が IFRS 採用を支持する大きな理由は財務情報の比較可能性の飛躍的な向上である。東証第一部の上場会社数は約 1,700 社であるが、世界の上場会社数は 5 万社と言われている。世界中の国が IFRS を採用すれば、5 万社の財務数値を調整なくそのまま比較できるという、投資家にとって夢のような時代がすぐそこに来ているのである。（以下省略）

(金子 [2011] p. 56 ; [Also, Int. Analyst (SAAJ, Senior Director, Kaneko)-A-London/Tokyo, Jan., 2008-12, passim])

2. IFRS のグローバル化の論理・レトリック・影響

こうした日本の会計の国際化の動きを、前 JICPA 会長であり、現 IFRS 財団副議長である藤沼亜紀氏は次のように説明する。

国際会計基準に対する対応については、まず、世界の公開企業に適用する会計基準は、グローバル化した世界経済の中で、単一の高品質な国際会計基準を適用することにより、企業間の財務情報の透明性・比較可能性を向上させ、財務諸表の利用者等に有益な情報を提供するという、IFRS 財団創設の趣旨を支持することが極めて重要である。

(Doc.IASB.(Vice Chairman of IFRS Foundaton & Member of Cor. Acc. Comm)-A-Tokyo, 23rd Dec., 2011 ; [Also, Int. IASB (Chairman of JICPA, Fujinuma)-A-Tokyo, April, 2006])

また、2010 年 4 月、IASB 議長 David Tweedie 氏は、東京での公演でも同様の説明をしている。

The mission of IASB is simple—to make a single high quality global accounting standard.... For any transactions, accounting treatments should be the same across the world, but this has not been so far achieved.... By achieving global standards, comparability is increased, firms can reduce the financial costs and internal costs.... By using the same accounting standards, we will enhance investments and growth—that is the aim of IFRS.

[IASB(IASB, Chairman, Tweedie)-A-Tokyo (Yomiuri Hall), 28 Apr. 2010]

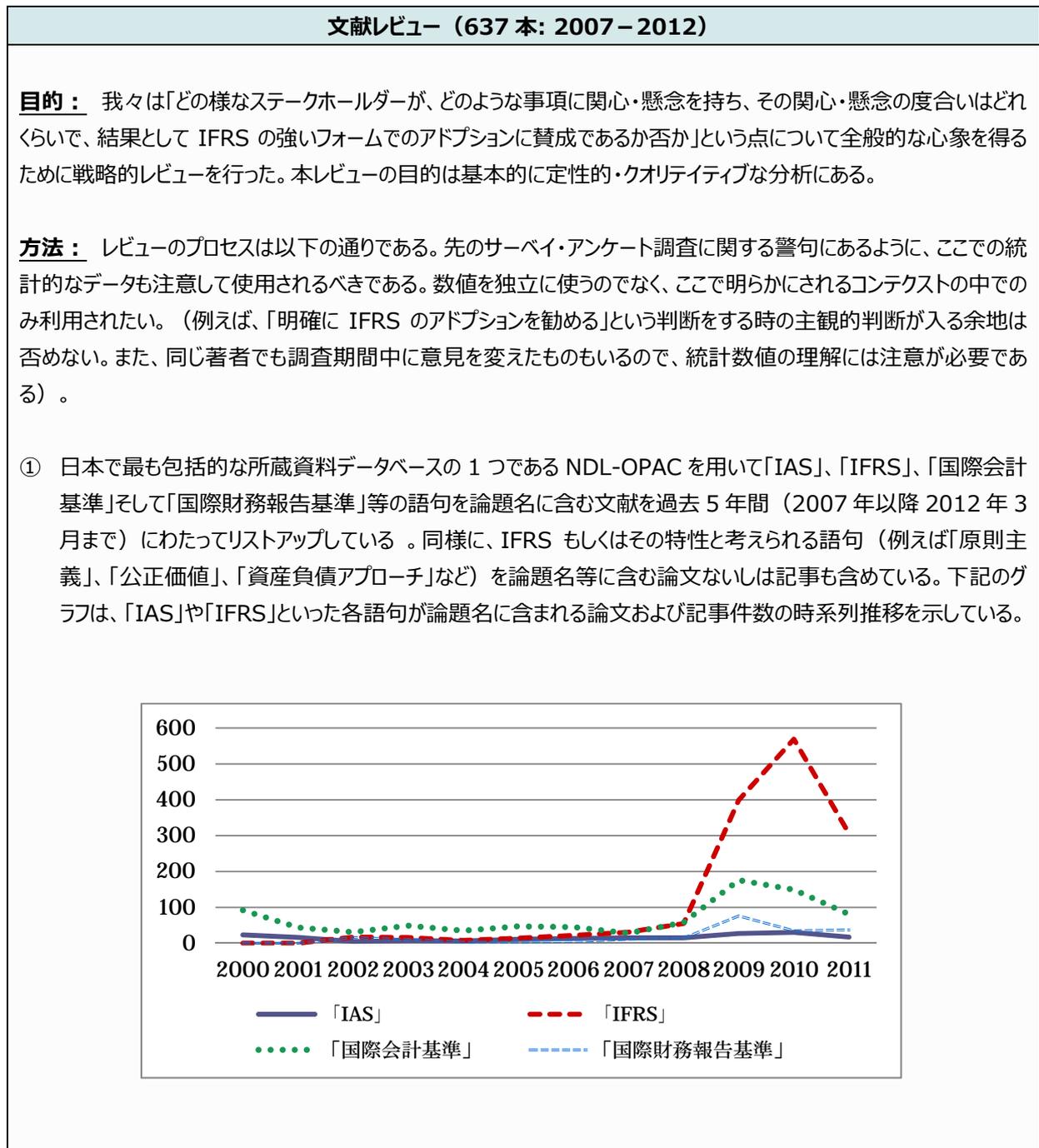
しかし、直観に反することであるが、こうした論理やその実際感覚が本来 IFRS のグローバルイゼーションによって最も利益を受ける「投資家やアナリスト」にも同様に共有されているかどうかについては必ずしも明らかではない（cf. 永井 [2011 a & b] 及びアナリストを代表する同著者の企業会計審議会での発言も参照）。UNIAS プロジェクトが長期にわたってデータを収集してゆく過程で直面した最も困難な事象の一つは、投資家やアナリストによる積極的な意見表明が少なく、その意見聴取には相当の努力が費やされなければならなかったことである。これは、日本だけの現象ではない。2009年にSECも同様の懸念を表明しているし、*Financial Times*も今日まで投資家の声が反映されていないことをレポートしている（Plender, 2012）。十分な意見聴取が達成されていないことには次の3つの原因が考えられる。すなわち、第一に、UNIAS プロジェクトの研究方法が抱える限界および努力不足により、投資家やアナリストへのアプローチが十分に取れていないこと、第二に、意見は存在するが、あまり重要なことではないので、あえて意見の表明をする手間をとらないこと²⁶、第三に、意見は存在するが、公にすると何らかの支障があるために意見の表明を控えることが考えられる。

第一の原因を解決するために我々は二つの努力をした。一つは、2010年前半から「投資家・アナリストの声が拾い上げきれていない」ことを公にし、機会あるごとに投資家・アナリストの紹介とインタビューを依頼した。例えば、いわゆる IFRS 賛成派のみならず、反対派と考えられているステークホルダーにインタビューやアンケート調査をする際にも、「UNIAS プロジェクトではバランスのとれたデータの収集に努力しており、IFRS を積極的に導入したいとの意見を持つ投資家やアナリストの意見をさらに聴取したい」旨を意図的に表明した。また、日本及び欧州の日本株専門投資家やアナリストのリスト（図表 13 を参照）を作成し集中的なインタビューも実施した。もう一つは、2007年以降に公表された学術誌、ビジネス誌、研究会論文集などを含むおよそ

²⁶ IFRS に反対している特定の財務諸表作成者やその他のステークホルダーには積極的に反対意見を表明することによって IFRS を阻止するインセンティブがあることと比べれば、一般的に投資家やアナリストのための IFRS が導入される過程では、投資家やアナリストの意見が少ないのはごく当然のこととも想像される。しかし、UNIAS プロジェクトにとってより驚きであったのは、2010年ころから IFRS 反対の声が優勢になってきたことが明らかになって、いまだに投資家やアナリストによる意見発信が少なかったことである。

600 本を超える学術記事および雑誌記事を包括的にレビューし（図表 9-11 参照）、そこに記載されていた IFRS を積極的に導入（強いフォームでのアドプション）すべき理由を網羅し検証するよう努めた²⁷。

図表： 9 – 637 本の文献レビューまとめ



²⁷ 日本に限らず、UNIAS プロジェクト全体としても、*Financial Times*（2000 – 2010）及び日経新聞（2000 – 2010）を基礎として同様の分析を行っている。

- ② 上記に加え、IFRS 適用に関して一般に最も見識のある者と考えられるステークホルダーの文献の漏れを防ぐために、以下に挙げる組織のメンバーの著作をもれなくカバーした。

日本会計研究学会（会長、理事、評議員、学会賞審査委員、監事）

企業会計審議会（会長、委員、各部長、臨時委員、専門委員、幹事）

企業会計基準委員会（委員長、副委員長、委員、各研究員）

財務会計基準機構（理事長、代表理事常務、理事、監事、評議員会議長、評議員）

日本公認会計士協会（会長、副会長、専務理事、常任理事、理事、監事）

また、金融庁、経済産業省、日本銀行、公私のシンクタンク、学界等による研究報告会において使用された資料や学術研究書も追加した。これを行うことにより下記 5 つの組織の上層部に所属していない見識者の IFRS に関連する論文や雑誌記事を漏れなくカバーした。

- ③ そうして集められた文献は 637 本であり、これを印刷し二人の研究員が独立にレビューした。主な調査事項と結果は以下の通りである²⁸。

結果：

- ① IFRS の影響はきわめて多岐にわたる。具体的には、企業経営、関連法制度（金融商品取引法、会社法、税法を含む）との整合性、管理会計、監査実務、会計教育、中小企業会計、内部統制、企業法務、公会計、会計文化、社内情報システム、上場規制、企業ガバナンス、企業年金制度、金融規制、信用評価モデル（格付け等を含む）、会計研究のあり方など、IFRS の影響について様々な観点から論じられている。しかし、IFRS の影響が広範かつ多岐にわたることもあって、総合的な分析を行った文献はほとんど存在しない。そのため、総合的判断の基礎となる調査報告書の必要性が感じられる。
- ② IFRS の各基準の解説や不備等の各論を極めて短い頁数で簡単に解説するような文献が大多数を占める。そのため全体として、IFRS の強いフォームでのアドプションに賛成或いは反対という意見を明確にしているものが少ない（図表 10-11）。ただし、各論という形で、IFRS が社会・経済の様々な部分に影響するという懸念が支配的であることについては確認できた。
- ③ IFRS の強いフォームでのアドプションを明確に支持しているのは、IASB/IFRS 財団関係者、幾人かの大学教授、JICPA 関係者、東京証券取引所関係者、アナリスト協会関係者、IFRS 関係コンサルティング会社が主である。それに対し、IFRS の強いフォームでのアドプションに対し明確に反対しているのは大学教授と少数の投資家・アナリスト、公認会計士であり、財務諸表作成者（企業）は反対意見を公刊文書としては明確に発表していない。（これは、前者にとって IFRS のアドプションはその職業的ミッションと直接関係して公刊による意見表明の利益が大きいのに対し、後者（各企業）にとってはそうした構造がないことと関係しており、後者については別の方法による意見の聴取が必要であることを示唆している）。

²⁸ なお、各会計基準の内容の説明や国際会議における議事録の報告などを目的としている論文・記事に関しては、本稿の目的とは一致しないために除外している。

- ④ 明確に IFRS の強いフォームでのアドプションを勧めると表明しているステークホルダーの理由は比較的限定されている (図表 11)。これに対し、IFRS の強いフォームでのアドプションに反対であると表明しているステークホルダーの理由、及び各論に示された懸念事項は多岐にわたっており、統計的に積算できるような性質のものではないので、本報告書の後半部分で定性的分析・総合事項として取り扱う。

図表：10 – 関係者別アドプション賛否

| 明確に IFRS のアドプションを勧める・積極派意見 * | | 明確に IFRS のアドプションを認めない・慎重派意見 | | | |
|------------------------------|-----|---|-----|-----|----|
| 所 属 | 記事数 | 所 属 | 記事数 | | |
| IASB・IFRS・財団 関係者 | 20 | 大学研究者 (13 大学の教授) | 36 | | |
| 大学研究者 (5 大学の教授) | 15 | 投資家・アナリスト | 3 | | |
| JICPA・公認会計士 | 8 | 公認会計士 | 3 | | |
| 東京証券取引所 | 5 | シンクタンク | 2 | | |
| 証券アナリスト協会 アナリスト | 4 | 一般事業会社 注) | 2 | | |
| コンサルティング会社 | 3 | 日本商工会議所 | 1 | | |
| 一般事業会社 | 2 | ジャーナリスト | 1 | | |
| 経団連 | 2 | 注) 一般企業の消極的意見は政府の審議会や研究会においてはが多いが、このサーベイが基礎を置く研究誌・雑誌への寄稿という形での意見表明は少ない。 | | | |
| ASBJ (個人) | 2 | | | | |
| ジャーナリスト | 2 | | | | |
| 証券取引等監視委員会 | 1 | | | | |
| S&P | 1 | | | | |
| 金融庁 | 1 | | | | |
| 合 計 | 63 | | | 合 計 | 48 |

* こうした意見発信後にアドプション推進派から慎重派へ変更した関係者がいる点は注意されたい。

図表：11 - アドプションを支持する理由のまとめ

| | アドプションを勧める理由 | 数 |
|----|---------------------------------------|----|
| 1 | 公正価値会計、原則主義、世界統一基準による比較可能性向上・資本コスト低下* | 46 |
| 2 | 日本基準では孤立する - IASB 等における発言力の確保** | 42 |
| 3 | グローバル・グループ経営の効率化・国際競争力の促進*** | 27 |
| 4 | 日本の資本市場の国際競争力の維持・促進*** | 17 |
| 5 | コンバージェンスでは不十分、コンバージェンスはコストがかかる ** | 4 |
| 6 | グローバル投資の促進、クロス・ボーダー M&A の拡大 *** | 3 |
| 7 | 監査制度の国際水準化に資する *** | 2 |
| 8 | BIS 等、国際規制対応の容易化 ** | 1 |
| 9 | 先達の努力を無駄にするべきではない | 1 |
| 10 | 中間報告による公約を守るべきである ** | 1 |
| 11 | G20 における国際公約を守るため ** | 1 |
| 12 | 規制上の裁定機会の減少 ** | 1 |
| 13 | 内部統制の標準化に資する *** | 1 |

* 本節 (1) と (2) で検討

** 第五節で検討

*** 第四節で検討

まず、最初の努力により得られた最大の成果は、我々が最も公共心に富んだ有力な投資家と出会い、その IFRS への思いを聴取できたことであった。世界でも最大級の資産運用額を誇るキャピタル・インターナショナル・グループのシニア・バイス・プレジデントであり、また、IASB のアナリスト・リプレゼンテティブ・グループのメンバーでもあった齋藤敏彦氏は次のように証言している。

まあ、もちろん、比較可能性と透明性が高まればベータが下がって、資本コストが下がって社会的な効用が高まるということですよ。、、、(IASB 関係の仕事は)もちろんボランティアでやっています、、、私どものように長期保有の哲学でやっているところは多くない。7割8割は、何らかの制度の欠陥を利用して稼いでいるようなところがほとんどですよ。、、、そういう人たちにとっては比較可能性とか透明性が高まらない方がいいですよ。、、、だから、投資家の声が聞こえてこないというのは本当です。

[Also, Int. Inv/IASB (V-President, Capital International -A-Tokyo, April., 2006)]。

即ち、前出の金子氏や藤沼氏と同様に、資本市場の効率化の観点から世界統一基準の構築を肯定する意見である。同氏に寄せられる一般的な名声や信頼、また UNIAS プロジェクトがインタビューを通じて受けた印象からも、同氏のこうした IFRS に対する期待は（一部のインタビューやステークホルダーから感じ取られるものとは違い）個人的なビジネスや利益のためではなく、真に公共的厚生増進の役割を負う国際的な投資家やアナリストとしての観点からの発言であることは十分に感じ取られた。ただし、このインタビュー時点では、最近 2・3 年の実証研究によってコンセンサス・ビューとなりつつある「IFRS の下では透明性や比較可能性が阻害されている」可能性については認識されていなかった。この点については、後に詳述する。

次に、投資家やアナリストの意見を文献レビューを基礎に推定すると、その結果は有用かつ明快であった（図表 10-11 を参照）。まず明らかなことは、こうした多くの文献のレビューをしても、投資家やアナリストはやはり積極的な発言をしていないことである。また、発言をしている場合でも、その IFRS のアドプション・積極的導入の理由の種類は非常に限られており、上記の藤沼氏や齋藤氏と同様の理由に集中していた（図表 11 の第 1 番目の理由に含まれる）。

本節では、図表 11 で IFRS のアドプションを推進すべきとの理由の第一番目に挙げられているものを（1）公正価値会計による資産・負債アプローチと、（2）原則主義的なグローバル会計基準による、透明性と比較可能性向上（ひいては資本コストの低減）に分け、市場関係者が実際にこのような効果があると認識しているかどうか検討する。この過程で、上記の投資家やアナリストの意見があまり聞かれない理由・原因も明らかにされるであろう。第四節では、図表 11 で三番

目の理由としてあげられている、IFRSの企業内部の経営管理に関する影響を分析する。第五節では、図表11で二番目の理由としてあげられている、政治的な懸念について検討する。

(1) 公正価値会計に基づく資産・負債アプローチの影響

「IFRSとはなんなのか」という根本的な議論をするにあたっては、その概念フレームワークの検討から始められることが多い。IFRSの概念フレームワークの歴史を簡単にまとめれば、以下の通りである。IASCが個々の会計基準をピースミールの開発・改訂してきた結果、IFRSの全体としての整合性が取れなくなることが危惧された。そこで2002年に米国とのコンバージェンスプロジェクトが合意されたことを受け（ノーワーク合意）、これを機に会計基準開発の演繹的な基礎としての概念フレームワークの開発が一目脚光を浴びることとなった。

その概念フレームワークの、第一章『一般目的財務報告の目的』で最初に明らかにされていることは、財務報告の目的である。すなわち、「現在および潜在的な投資家、貸手およびその他の債権者の報告企業への資源の提供に関する意思決定において有用な情報を提供すること」ということである。ここに言う「貸手」や「その他の債権者」の中にどのようなステークホルダーが含まれるかは必ずしも明らかではない。広義に解する論者もあれば、狭義に解釈する論者も存在する。

しかし、そうした違いは多くの場合問題にならない。なぜならば、例えば、橋本尚氏（NPO法人国際会計教育協会会長、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）が言うように、一般にはIFRSの目的は「投資家が株式等を購入、売却または保有するかどうかを意思決定するにあたって、有用な情報を提供すること」²⁹と解釈されているからであり、これは近年の多くの会計学者に共通の理解である。また、図表8にあるように、IASC/IASBが特にIOSCOとの共同によって国際的な存在意義を認められてきた経緯を重視すれば、IASBが投資家のための会計基準の開発を主要目標とすることは理解できる。また、2000年代中ごろのIASBの様々な提案が、特にCFAインスティテュートの「投資家のための会計」概念を中心にして進められたことは明らかである（辻山 [2012] ; CFA Institute [2005, 2009]）。橋本氏の説明によれば、「概念フレームワークでは、財務報告基準は、第一義的には財務情報の作成者である企業や経営者のためにあるのではなく、投資家などの財務情報の利用者のためにあるとの観点に立って、財務報告の目的を定めていますので、このような目的を踏まえて作成されるIFRSは、『投資家のことを最優先で考えた』基準となる傾向があります。主に財務諸表を通じてしか企業情報を入手できない投資家のニ

²⁹ 連載！IFRS（国際財務報告基準）基礎講座 「IASBの概念フレームワークとその位置づけ」第二回（2011年7月7日）[Access: http://www.v-schoolcity.net/ht/etown/voice_staff/ifrs/110707_2.html; Access: 30 Mar., 2012]

ーズを満たす会計基準を作ろうとすると、必然的に経営者がもっている企業情報の開示を求めるような内容にならざるを得ない」。こうした説明は UNIAS プロジェクトによる IASB 関係者に対する多くのインタビュー結果とも一致している [Int. IASB (IFRIC, Member, Yuasa)-n/a-Tokyo, 2012, Jan.] (『概念フレームワーク』、第三章、「有用な財務情報の質的特性」も参照；IFRSF [2011] Introduction では、経営者によるステークホルダーへの説明責任が第二の重要な役割とされている。)。この意味においては、投資家やアナリストが IFRS を積極的に支持することと整合的である。

概念フレームワークと関連して、投資家に有用な情報を提供するために IASB はいわゆる資産負債アプローチ (BS アプローチ) を採用している。財務諸表の構成要素の定義の順位として、まず資産および負債が定義されて、純資産は資産から負債を控除した残余として定義され、さらに、収益と費用は原則的に資産・負債の変動の結果として定義される点にある。すなわち、概念的には、「業績」を表現すると言われる収益および費用は、「財政状態」を表現する資産および負債の変化の結果として決定されることになる (『概念フレームワーク』、第 4 章、財務諸表の構成要素)。

さらに、そうした財務諸表の構成要素を測定する基準としては、取得原価、現在原価、実現可能 (決済) 価額、現在価値が列挙されているが、これらのうち優先順位などは示されておらず、ケースバイケースで適切な評価ベースが決定され (『概念フレームワーク』、第 4 章、財務諸表の構成要素の測定)、実際、IFRS 下での測定には取得原価が多く用いられている。ここで注意すべきは、一般に多くのステークホルダーはこの点を誤解していることである。すなわち、IFRS の測定は、概念フレームワークにより基本的には公正価値によると規定されていると誤解していることである [e.g., Int. Acad. (Professor of Accounting, Influential University, anon)-A-Tokyo, Jul., 2009; Int. Corp. (Director of Accounting Dept., anon)-B-Tokyo, Dec., 2011.]。もっとも、こうした誤解は理由のないことではない。2000 年代初めから、IASB をはじめ、IFRS を推進してきた主なステークホルダー IFRS の特徴として投資家のための公正価値会計を喧伝してきた。また 2011 年 5 月に公表されるに至った IFRS 13 号 (公正価値測定) は、米国 FASB の財務会計基準書第 157 号 (2006 年 9 月) を進展させる形で検討され決定されたものである。ただし、公正価値が概念フレームワークのレベルにおいては絶対的な地位を持つものではないことは、今後の基準開発・改定のために明記に値する。

誇張とも考えられる程に公正価値概念が浸透した理由は少なくとも二つある。一つには、公正価値概念により積極的であった米国出身の IASB ボードメンバー等が全面時価・公正価値会計を目標とするかのような発言・行動をとっていたことである (e.g., Johnson, 2005; Bullen & Crook, 2005)。

この点、山田辰巳氏は IASB がこれまで事業用資産等にまで公正価値評価を強制するような議論はしていないとする（山田 [2011, p. 24]）が、これは IASB の公式な会議や公表資料レベルのことであろう。UNIAS プロジェクトでは、IASB ボードメンバーの個人レベルの発言の中には全面時価会計・公正価値会計を目標或いは信奉するような言動と数多く遭遇した [e.g., Int. IASB (IASB Board member, anon)-A-London, 2007, 2008, 2009 passim.; ditto-Oxford, 2011, Sept.] し、事実多くのステークホルダーはそうした全面時価・公正価値会計への移行を期待或いは懸念していた。また、公正価値への傾倒は上記の資産負債アプローチを基本として会計を演繹的に再構築しようとする立場からすれば、当然のこととして捉えられていた。

しかし、こうした状況は、2011 年中旬、前議長 「David (Tweedie 卿) 等の退任パーティーのころには大きな変化を迎えていた」[Int. IASB (Staff member, <Disguised>anon.)-B-London, Sept. 2011] と考えられている。このことは日本にはあまり伝えられていないように思われる。IASB の内輪の一部で、強いフォームでの公正価値会計を支持していたグループを指す “Fair Value Corner³⁰” もすっかりいなくなったという感想がいくつも聞かれるようになっていた。演繹的な考えに従って推進しようとしていたプログラムが、実務からの継続的な抵抗にあったことが主な原因であると説明される [Int. IASB (Staff member, anon)-B-<Disguised>, Jan., 2012] 。

IFRS が公正価値会計であると誇張された原因のもう一つは、IASB がそうした “Fair Value Corner” をも積極的に起用して、米国を含めた多くの法域での世界統一基準を目指す必要があったからだと言われる。これまで各法域で使われていた取得原価会計に代わり、改革を進めるためには相対する公正価値という概念レトリックを使って改革圧力を高めることが有力であったとの説である。特に英語では “Historical Cost” よりも “Fair Value” の方がレトリック・言説効果は明らかに高い。各法域で、詳細な会計知識のない政治家や担当官僚、ジャーナリスト、国際機関の代表者へロビー活動をする時には “Fair Value” が有効に作用することは想像に難くない [e.g., Int. Polit.(MCA, Minister, Khurshid)-A-Delhi, Jul., 2009; Int. Politi.(Min. of Agri., Minister, Dompok)-A-KL/London, June/Nov., 2010; Int. polit. (FSA, Minister, Jimi)-A-London, Oct., 2011.; Int. Journal. (Editor, Major financial newspaper, anon.)-A-Tokyo, Sept., 2010.; [Int. Media(senior reporter of a major business TV programmes, <Disguised>)-A/B-Delhi (phone), Dec., 2010].]

しかしながら、現在までに、「IFRS=公正価値会計」のイメージは徐々に解消されつつあり、IASB がもう一度極端な公正価値会計を推進するような機運は確認されていない。それどころか IFRS 下の実際の測定が混合的な方法によってなされている事実が、IFRS の推進者によって、さらなる

³⁰ こうしたメンバーが隣り合って席（コーナー）を形成し、或いは一緒に行動をとることが多かったために一部の内部者から付けられた呼称である。

IFRS推進のための理由として使われることが多くなっているように感じられる[Seminar, Group of 14 (IASB, close bodies and academics)-A-Oxford, 2011, Sept.]。このような過程を経て、現在のIFRS会計実務が「修正取得原価主義とでもいうような、これまでの会計とあまり変わらないものに落ち着いている」[Int. Corp. (TSE1 Electronic, Director of Accounting, anon.) -A-Tokyo, Jan., 2012]との見方が正しいとすれば、今後はこうした「IFRS＝公正価値会計」観についての批判・検討を加える必要が少ないのかもしれない。

しかし、そうした局面に完全に移行する前に、公正価値会計については、次の3点については指摘し今後の参考にされるべきである。

① IFRSの理論的不整合

まず、FASBやIASBが資産負債アプローチを掲げ推進していった過程には、その理論的優位性が主張されただけでなく、様々な偶然性や誤解、ご都合主義も関係していたということである。FASBが1970年代後半に損益アプローチから資産負債アプローチへ転向していった過程における偶然性や不合理さについては、藤井[2011]にくわしい。また、2000年代におけるFASB/IASBは資産負債アプローチを擁護するにあたって、第二次大戦後すぐにオックスフォード大学で *Value and Capital* (1946) を著した John Hicks のいわゆる“Income No. 1” を理論的根拠にしているが³¹、これは理論全体を理解することなく資産負債アプローチを計算式的に支持する Income No. 1 をご都合主義的に切取ったに過ぎない。ヒックスが支持したのは一般的な状況で持続的に稼働できであろうと考えられるレベルの利益であり恒常的所得たる Income No. 2 であるのにもかかわらず、これが無視されている。こうした経緯から、学界からは公正価値会計による資産負債アプローチが、従来の取引価額をベースとした発生主義会計に比べ、投資家へ有用な情報を提供しうるか多くの疑問が呈されている(詳しくは Bromwich *et al.* 2010; 辻山[2011]; 福井[2011]; 加賀谷[2011a & b])。

② 投資家とアナリストによる実務的無関心

この点は、IFRSに関して注意深く関心を寄せている投資家やアナリストの理解とも一致している。例えば、長期にわたり会計制度の調査を続けてきた大手証券会社系調査会社のダイレクターレベルの研究者は次のように証言する。

私は、「包括利益」VS「当期純利益」という、わが国の議論での対立構図にも、あきあきしています。今後の収益を予測する利用者からすれば、一番重要なのは今後の予測が可能な本業の利益(営業利益?)であって、売却損益や評価差額など、予測不可能な要因の入った当期純利益や包括利益ではありません。当期純利益は、その期の結果として、包括利益は、リスク要因をどれだけ抱えているかの

³¹ たとえば、FASB および IASB のスタッフであった Bullen & Crook [2005] を参照されたい。

分析の手がかりとして、それぞれ役割があり、これらに対立されて議論することにそれほど意味があるとは感じておりません。先日お送りいたしました、、、（ある調査結果にも）、アナリストは営業損益を重視する旨がはっきりと現れております。

[Email. ThinkTank (Major Securities Research Institute, Director)-A-Tokyo, Mar., 2012]

同様に、UNIAS プロジェクトでは、いわゆる洗練された投資家やアナリストとのインタビューを通し、こうした「営業利益」や「経常的な利益」こそ投資家が正しい投資判断をする上で必要な指標であるとの証言をいくつも経験している [e.g., Int. Inv. (Top management, Investment firm, anon)-A-Tokyo, Jan. 2012; cf. 斎藤 [Feb., 2009]]。また、2000年代の終わりに、日本のある証券会社系のシンクタンクが欧州の投資家の IFRS 及び包括利益などの理解について聞き取り調査をした経緯があるが、投資家による包括利益の概念の無知と無利用に驚き、次のような証言をしている³²。

、、、これだと、報告書が書けませんよね。包括利益なんてほとんど誰も知らないというか、（財務諸表中での）「包括利益」の場所を探しているようなありさまですもの。誰も、こんなもの使っていないんですよ。、、、もちろん、みなさんに「包括利益は必要ですか」、とか「有益ですか」と聞けば、「はい」と言いますよね、でも、実際は必要とされていないというか、使われてない。、、、彼らが見たいのは経常的な利益なんですよ、キャッシュフローに裏打ちされた。

[Int. ThinkTank (Major Securities Research Institute, four researchers. Anon)-B/C-<Disguised>, <Disguised Year>.]

もっとも、IASB 関係者や IFRS 推進論者によればこうした批判の多くは的外れであると説明される。というのは、IFRS では当期純利益などの概念を捨象したのではなく、それに加えて包括利益の概念を追加することによって、更に会計情報価値を高めようとしたにすぎないとの説明である [Int. JICPA (Senior member, anon.) -A-Tokyo, Feb., 2012]。日本、英国、フランス、ドイツ（注意：米国のデータは得ていない）の投資家やアナリストにインタビューしてわかるのは、彼らの多くは損益アプローチで教育され、その後に出現した資産負債アプローチや包括利益の概念についての一般的な理解が欠けていた。実際に、包括利益という概念にどれほど影響されたかということに関しては、我々の長期にわたるインタビューデータを総合すれば、「投資家やアナリストの意見は少ない」また「あまり関心がない」というのが最も現実感のある回答であろう³³。この

³² UNIAS プロジェクト研究員の一人が、その調査の過程で途中結果について聞き取りをしたものである。ただし、この調査の詳細は、結局十分なレベルで公表されていないことを注記しておく。

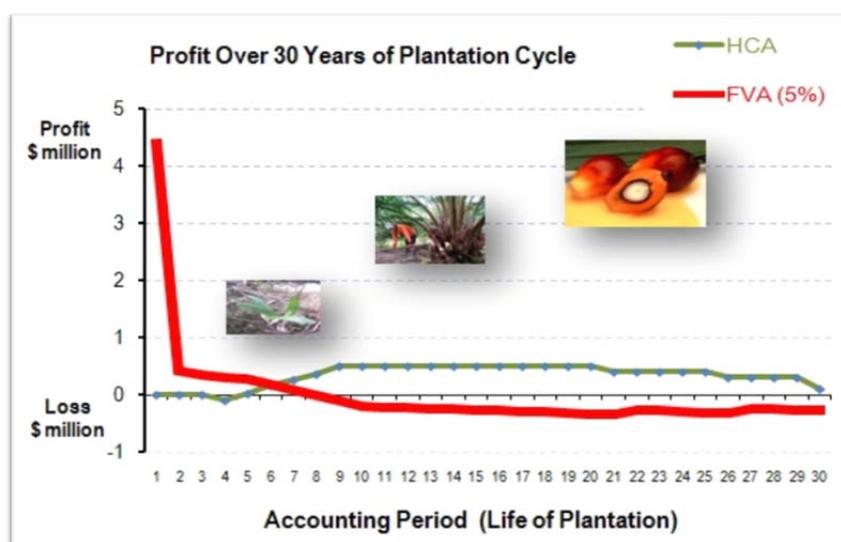
³³ 包括利益に対する実務上の無関心が観察される一方、包括利益の開示に伴い経営者の説明責任が増大する可能性がある。たとえば、伊藤 [2011] を参照されたい。

点は「損益アプローチ vs. 資産負債アプローチ」という論点全般についても同様であった。前節で触れた、投資家やアナリストからの IFRS に対する意見発信が少ないという現象については、こうしたことと関係があるように思われる。

③公正価値測定に起因する恣意性の広がり・行動学的懸念

この他にも、公正価値会計をベースとする資産負債アプローチで、投資家にも企業にも明らかに有益な情報を与えないと思われるケースがある。図表 12 を参照されたい。

図表：12 - プランテーション・ビジネス利益モデル



これは、UNIAS プロジェクトが、インド、インドネシア、シンガポールおよびマレーシアにおいて行った調査による、プランテーション・ビジネスに IAS 第 41 号（農業会計）を適用したときのモデルである。インドネシア、マレーシアの一大産業はパームヤシのプランテーションである。食材や化粧品など様々な用途に使われるパームオイルは、両国で世界の生産量の約9割を占める、両国の基幹産業である。その伝統的なビジネスモデルは、比較的単純である。種を植えて 4-5 年後にヤシの木がパームオイル種の実を付けるようになる。それを収穫し絞り、抽出されたオイルを売却する作業が 25 年から 40 年続く。伝統的な損益アプローチを用いれば、その毎年の利益は図表中、緑色の線（細い線）で表され、我々の直観に反しない。しかし、IAS 第 41 号が適用されると、毎年の利益（損失）は赤色の線（太い線）で示される。これは、植林の後、一年目の終わりに生物資産としての苗木を公正価値評価することが要求されるからである。実際の会計実務として割引キャッシュ・フロー法（DCF 法）が適用され、25 年から 40 年もの期間にわたる「合理的な」将来キャッシュフローの見積もりとその「合理的な」割引計算が行われる。一年目の終わりに、苗木の取得原価と公正価値の差額が利益として計上され、同時に、公正価値が貸借対照表

上に記載される。例えば、ロンドン証券取引所にはこうしたビジネスを主体とする事業会社4社が上場しており、実際にこうした会計が行われているが、それらの会社によって用いられる割引率は、事実上同じ事業地域、ビジネスモデル、商品であるにもかかわらず、5%から20%近くまで違いがあり、投資家に有用な情報を提供しているとは考えにくい³⁴。

また、こうした会計は投資家に有用な情報を与えないばかりでなく、例えば配当や租税を通じた資金のひっ迫の問題や、見積もり計算を機会主義的に活用した粉飾決算など、様々な問題を生じさせる³⁵。本報告書は、IAS第41号の詳しい解説を目的としないので、モデルの詳細は割愛する。しかし、UNIASプロジェクトでは事業会社および監査法人へのインタビューも実施し、計算の「合理性」よりは、主観性、政治性、戦略性が優先されることについて確認済みであり、事業会社、投資家および監査人にとっても著しく不都合で有害な会計であるとの心証を得た。ある大手投資銀行のマネージャーは次のように証言する。

インベストメント・バンカー 今は、「透明性」を買えるんです、そうでしょ、、、これまではちょっとした賄賂で、アナリストに好意的なレポートを書いてもらうことが横行していたけれども、今はそんな（危ない）手間をとらなくていい。バリュエーション・エキスパートに少し高いフィーを払えば、そこで出てきた数字が、公に認められた会計数値になるわけで、、、そしてアナリストは当然好意的なレポートを書いてくれる。すべてが「透明」で問題ないですよ、はい、IFRSは全く「透明」。イギリスではどうか知らないけども、東南アジアではこんなもんですよ。IFRSはまったく問題ありません(笑い)、シンガポールは欧米で作られたIFRSに準拠しています。

[Int. Inv. (Senior manager, <Disguised>)-A-
Singapore, Aug.2010 ; trans.]

³⁴ もっとも、あるトップビジネススクールのファイナンス担当教官によると、「私はそれでも公正価値会計を支持する。投資家が驚かないように適切に割引率のレベルを毎年変えて適用してやることによって、投資家にとって最も有用な情報となりうる」との証言があった[Int. Acad. (Top UK business school, Professor of Finance, anon.)-A-<Disguised>, Jan., 2012]。会計の機能を理解しない机上の論に終始する学者の言である。IFRSの開発とスタンダダイゼーションの過程における一つの問題として、会計実務を注意深く検討されないままにファイナンシャル・エコノミクスが多分に応用されている点が指摘されている(Morley, 2011)。なお、この教官はBig4(UK)のアドバイザーも務めている有力者である。

³⁵ Ball [2006]やKothari *et al.* [2010]は公正価値測定に際する経営者の機会主義的行動について警鐘を鳴らしており、たとえばBartov *et al.* [2007]やDechow *et al.* [2010]などの実証的研究は公正価値測定における裁量が機会主義的に用いられることを示唆している。

そこで我々は、インド、インドネシア、マレーシア、シンガポールとの政府および会計基準設定主体に働きかけて、少なくとも IAS 第 41 号のカーブ・アウトを助言した。その後、少なくともインド、インドネシアでは、IAS 第 41 号のカーブ・アウトが決定された [Int. Gov.(NACAS, Chairman, Malegan)-A-Mumbai, Mar., Jul., 2010; Int. Polt. (MCA, Minister, Khurshid)-A-Delhi, Jul., 2009; Int. IAI (Standard Setter, Technical Director, anon.)-B-Oxford, Nov., 2011]。2012 年 3 月現在、マレーシアは IFRS のアドプションを決めているが、IAS 第 41 号についての適用は一年延期し、その間に IASB の改定が進められることを希望している³⁶。

日本のコンテキストに置き換えれば、IAS 第 41 号の影響は林業やお茶の生産などには影響を及ぼし得る [e.g., Int. Corp. (TSEI, Forestry, Director *et al.*)-A/B-Tokyo, Sept., 2010]。しかし、我々が、IAS 第 41 号のモデルをここで引き合いに出したのは、こうした日本への具体的な影響を懸念するからではない。そうではなく、IAS 第 41 号が 2012 年 3 月現在、未だにこうした産業に適用され続けているというところに、IASB 体制下の公正価値計・資産負債モデルにいくつかの重要な危険性が潜むところを垣間見るからである。

第一には、IFRS の演繹的な会計基準設定・導入プロセスについてである。IAS 第 41 号で求められるモデルは、現地では一般に公正妥当な会計慣行や帰納的な知恵として認められてきたものではない。IASB が演繹的な哲学の下に現地の経済実態を顧みず、世界で統一的な会計が投資家の役に立つとの理念に立ちグローバルイゼーションを進めた結果である。次の証言にみられるように、IASB とその周辺では少なくとも一時期、ローカルな現場からの意見を聞き知識を得るという態度を欠いていた。

発展途上国からいったい何の貢献があるというのか。我々こそ最も優れた方法を知っているし、それを持って世界を助けてやれる。だから、我々は発展途上国が我々のテクニカルな作業を邪魔することを許すわけにはいかない。

余りステークホルダーに気を配りすぎるべきではない。我々はこの概念には気を付けないといけないんだ！ IASB (IASB) はデモクラティックになろうとしているのではない。世界で一番すぐれたエキスパートが君臨すべきだ。この世界にはおよそ 50 人のパワフルな人材がいる、、、

³⁶ 一般に、インドネシアは IFRS 全体をフルアドプションすることを決定したと信じられていた。しかし、2011 年 5 月 23・24 日、退任前の最後のアジアツアーの一環で IFRS Regional Policy Forum 2011 (インドネシア・バリ島)に参加していた David Tweedie 卿は、この場でインドネシアが IAS 41 をカーブ・アウトすることを知らされ、フォーラムの壇上にもかかわらず非常な憤慨を呈した。しかし、インドネシア側にすれば、国の一大産業の持続的成長を阻害する会計基準であり、カーブ・アウトする権利は当然保持していたというのが会計基準設定主体の立場である [Int. Reg.(IAI, Technical Director, anon.)-B-<Disguised>, Sept., 2011]。

(Interview with an IASC expert in Hallström, 2004, p. 126;

Also, IASB(ex-IASC Member, <Disguised>)-A-Cardiff, July, 2004].)

本報告書は演繹的な会計基準開発の利点をすべて否定するものでも、帰納的な会計基準開発の優越性をうたうものでもない。ただ、概念的な会計基準が市場競争というテストを経ずに強権的に適用させられることのリスクは、発展途上国のみならず日本でも認識されるべきである³⁷。このことは、たとえば、第五節の、「のれん」の減損テスト処理や開発費の費用計上の各論で再論される。こうした潮流を促進させた1つの要因は、IASBにそうした市場競争を受け入れる体制が整備されていなかったことが背景にあるといえよう。ただし2011年7月にはこうした姿勢への反省からアジェンダ・コンサルテーションを公表し、各国における利害関係者からの声を集める取り組みを進めている。さらにIASBの基準設定プロセスを見直すDue Process Handbookを公表されている。ただこうした取り組みが、どれほど実際の基準策定に反映されていくかについて我々は見守っていく必要があるだろう。

第二に、公正価値の測定可能性についてである。公正価値会計における測定にはそもそも原理的なパラドックスが指摘される(Ball [2001]; 大日方 [2011b])。すなわち、効率的な市場の存在を前提とする公正価値が存在すれば、その情報は既に市場によって消化されており新たに会計情報としての価値を持たない。すると、公正価値会計で求められているものの本質は、市場に認識されていない公正価値の測定ということになるが、それは定義上存在しない。伝統的な発生主義会計は、そうした事実上存在しない市場価値に測定の基礎を置くよりも、取得原価と実現概念に基づく測定に基礎を置くことにより、市場とは独立の有用な情報を提供していたのである。新しい会計思考のもと、こうした市場とは独立の会計情報の有用性が阻害されつつある。IFRSは市場の情報を基礎とする公正価値を多用し、会計の市場からの独立性を弱め、プロシクリカルな情報構造を作り出している。更に、市場の存在しない資産・負債まで公正価値で測定しようとする場合には、今度は多分に経営者や監査人の予測や価値判断の介入も許す結果となる。そうした予測や価値判断は、通常ファイナンスや金融工学などの特定の仮定や条件に基づくモデルからの「科学性」や「合理性」の名のもとに正当化されてしまう。東南アジアのプランテーションのケースが示したものは、多くの重要な資産や負債でも公正価値を有さないものがあり、この測定が無理に求められれば、人は「科学的」で「検証可能」で「合理的な計算」という名の下に、「主観的」

³⁷ このリスクを軽減する方法として、演繹的・論理的反論や帰納的なケースによるフィードバック・対話的プロセスによってより良い会計基準作りに貢献してゆかなければならないが、この方法として、アドプションをすることによって言わばIASBの中に入り込んで交渉するのがいいのか、一般的コンバージェンスの立場を保ち、外から議論すべきなのかは、全く別の議論であり、以下に譲る。

で「政治的」で「反証不能」で「ご都合主義」、「機会主義」的な計算を行う可能性が高いという社会学や行動（会計）学的には当然の帰結であった。

この危険な可能性を先進国のコンテキストで体現した最たるものはエンロン事件であった。しかし、この事件については一般に一過性のスキャンダルとしてとらえられており、行動学的な一般性が十分に認識されていない。この点、エンロンが社内で使用していた時価会計を基礎としたビジネス開発のプロモーションビデオは非常に有用である。『エンロン：巨大企業はいかにして崩壊したのか?』（DVD；2007）にはそうした社内ビデオが含まれている。主犯格とされる Jeff Skilling と取締役らが、時価会計を使えば、あたかも「アイデア」とか「契約書」という形式の資産が、金融工学を使って測定された瞬間に巨額の利益を計上できるような錯覚に陥った様子が実記録として観察可能である。

もちろん、ここでエンロン・スキャンダルを用いて時価会計や公正価値会計の危険性を誇張することは慎まれるべきである。先に述べたように、IASBでは極端な公正価値会計への反省が見られ、こうした危険性についてはそれほど危惧する必要がないのかもしれない。ただし、IASBは現在まで、基本的には公正価値を基本とした会計基準を構築しようとしていることには変わりなく、今後も継続的な議論の必要な部分であろう。日・英両言語に基づく文献レビューで明らかなのは、公正価値というレトリックが生む一般的な好印象とは異なり、数多くの財務諸表作成者、研究者、監査人らが多大な懸念と懐疑の念を強めているという事実である（e.g., 斎藤[2011]; 辻山[2011]）。

こうした公正価値会計の測定可能性の問題は、IFRSの任意ないしは強制適用に伴う原則主義の導入とあいまって、訴訟リスクと会計操作の拡大の問題とも結びつく。公正価値会計のもとでは、客観的な証拠に基づく監査判断が困難になることが予想される。このため、新たな訴訟リスクを企業や監査法人が負担しなければならない可能性がでてくる[Int. Law/Reg.(Comm. Member of Cor. Law, Top law firm, Lawyer)-A-Tokyo, Jan., 2012]。仮にIFRSを任意ないしは強制適用した場合、新たな訴訟リスクにどのように対応するかが明確にならない可能性があることから、アメリカや中国ではIFRSのアドプションに否定的な姿勢を強めている。また会計基準を管轄する行政機関の立場からいえば、公正価値会計のもとでは、財務諸表を作成する企業や監査法人の主観が会計処理に強く反映されることから、適切に規制を行うことができないという問題が生じる可能性がある³⁸。

³⁸ 実際に日本でもエンロンと同様の事件が起こっている。マイケル・ウッドフォード元社長の内部告発に端を発したオリンパスの会計不祥事はその一例と解釈できる。当該事件では、時価会計ないしは公正価値会計のもとでの「契約」をベースにした形式上の資産が損失分離、損失解消のための手段として活用されたと解釈できる。こうした時価会計ないしは公正価値会計のもとでは、これまで以上に会計監査人にとっての訴訟リスクも増大する可能性もある。いわんや原則主義のもとで監査判断が求

さらに測定可能性の問題は、企業会計の領域を超え、経済全般に大きな影響を与える可能性もある。景気良好な局面で利益が極端に上昇し、過大な投資やリスク負担が発生し、反対に景気悪化局面では必要以上に投資やリスク負担を減少させ、信用収縮や金融不安を引き起こすとすれば、ゴーイング・コンサーンを前提とした企業活動を持続させることがより困難となるためである。マクロ経済管理の観点からすれば、日本で伝統的に重視されてきた、測定が極めて困難な資産などに対し、取得原価による測定・認識を行い、合理的な定期償却を行い、仮に景気が悪くなるタイミングにおいても、損失を過大に計上する必要に迫られないという会計システムは、公正価値会計の持つプロシクリカルな側面を緩和するうえで極めて有効であったと考えることができよう。

第三に、こうした IAS 第 41 号の不都合については東南アジア各国（特にマレーシア会計基準委員会 MASB）から IASB へいち早く基準が改善されるよう極めて積極的な働きかけがなされているが、ボード全体における東南アジア諸国のプライオリティの低さのために十分な対応がなされないままである点を指摘する [Int. Standard.(MASB, Chairman, Azmi)-A-KL, Jun. 2010; IASB (IASB Board member, Garnett)-A-London, Aug., 2010]。後に述べるように、こうした発展途上国では世界銀行や IMF、UNCTAD 等の国際機関も国際援助の条件の一つとして IFRS 導入の圧力をかけた経緯があるが、国際機関全体の無責任さが目立つ例の一つである [cf., Letter: Int.(World Bank, Managing Director, Indorawati)-A-Washington D. C., 2009]。図表 11 の 2 番目の理由にみるように、日本国内ではアドプションを IASB に対する影響力の保持という観点から肯定する意見が多いが、そのような効果がある保証はない。IFRS 採用の優等生として称賛されることの多いマレーシアでさえ、その主要産業のマネジメントにおいて苦境に立たされている現実は記憶されるべきである。今後、新興国の勢力拡大と先進国の全般的な地盤沈下という潮流において、日本の国際的な影響力が相対的に弱まってゆくことがあっても強まることはないと思われ、IFRS の導入の方法をはじめ、国際機関との関係確立の方法については、会計の分野を超えて政府全体での十分な検討が必要であろう。この点については第五節で再論する。

（２）原則主義に基づくグローバル化の影響

IFRS のもう一つの特徴として、「原則主義に基づく高品質な会計基準による世界統一」という点が挙げられる。この論点も多くの場合、公正価値や資産負債アプローチの効用と共に、投資家のためにより透明性が高く比較可能で有用な情報を提供する条件としてとらえられている。しかし、このグローバル・スタンダダイゼーションという論点は、例えば従来の取引価格をベースとした発生主義会計でも達成できるし、収益費用アプローチでも達成できるので、（１）で考察した論

められるのであればなおさらである。IFRS の任意ないし強制適用は、こうした公正価値会計や原則主義がはらむ問題を増加させる可能性もある。こうした問題に対応するために、企業、投資家、監査法人の役割の変更は避けられず、今後、新たな役割分担の再検討が必要となろう。

点とは一応分けて論ずる。本節では、このグローバルイゼーションが投資家に与える影響を考察する。

①誰のためのスタンダダイゼーションなのか

会計における基準やフォーマットの標準化・スタンダダイゼーションは古くから議論のあるところである。一般に標準化は透明性を高め、比較可能性を高めるものと信じられることが多い。第一節の「背景」において紹介した戦後すぐのトップ 2,000 社の財務諸表の標準化もそうした論理や要求に応じて行われたものである。すなわち、占領軍の経済使節団が、日本の財閥の財務構造や日本の経済構造を早急に分析する必要に迫られ、日本の企業・経済データを米国のそれに統一させることにより、米国の経済学者に有用な情報を提供するとともに、日本人との間にも共通の認識論的・管理的な基礎を築いたのである。ある一定の目的と条件のもと、会計基準やフォーマットの標準化が報告企業の内容を理解せしめ比較可能ならしめることは容易に想像しうる。

しかし、これがある一定の「目的」や「条件」のもとでないと成り立たない現象であることは、認識論や情報論に従えば当然のことであるが、一般にはあまり理解されていない。例えばアップルとオレンジの価値の比較を考える（「フルーツ」或いは「企業」のどちらで考えてもいいし、或いはケインズ流に「美人」を考えてもよい）。一般的な問題としてアップルとオレンジの価値を総合比較・判断するにあたって、その情報は例えば「糖度」とか「食感」とか「ビタミンCの含有量」のうちの一つに統一されるべきであろうか。答えはもちろん否である。比較基準を一つに限るのではなく、可能なすべての比較基準を組み合わせ、総合的に比較・判断することが基本である。アップルとオレンジの「価格」をもって比較すればいいという議論が必ず出されるが、事実、米国におけるアップルと日本におけるアップルの値段は通常異なる。市場によってアップルの存在価値が違うからである。いずれにしても、そうした違う「価格」も一つの比較基準ととらえ「糖度」や「食感」と組み合わせた比較が、より総合的な比較に資することには異論あるまい。しかし、一般にこうした総合的な比較がなされることはまれである。例えば「糖度」が採用されたり、「ビタミンCの含有量」が採用されたりして、比較分析される。これは通常、その比較目的が総合的なものではなく「糖度」や「ビタミンの含有量」の比較に限られており、或いは、本来総合的なものであったとしても時間や資金の制約で、全ての比較基準に基づいて比較分析している余裕がないことが考えられる。すなわち、情報の標準化は比較目的が制限され、或いは比較時間や資金に制限が多い場合に有効な方法となる。

これは財務諸表の比較に置きなおしても同じことである。ある会社の業績を日本基準で測った場合には黒字だが米国基準で測った場合には赤字であると言った場合が問題になることがある。こうした場合、無条件に、これでは情報価値が低いと論ぜられる場合が多いが、これは誤りである。

日本基準にも米国基準にも精通し、分析する時間と資金に余裕があれば、日米両会計基準による業績測定がある方が情報価値は高い。なぜなら、日本基準の何が黒字たらしめ、米国基準の何が赤字たらしめるかについて増分的な分析を行う余地が残るからであり、それは当該企業の経済的実態を理解するのに有用だからである。同時に、日米の会計基準が異なり利益（あるいは損失）額が違うことが不都合であるとの印象を与えるのは、日米の会計基準に精通し、比較分析に十分な時間と資金をかける余裕がないという条件が所与となっているからである。

東証一部・財務部幹部 、、、本来、もっと勉強して、色々な会計数値を算出するのにお金も時間もかけてやらないと、企業の本当の姿なんて見えてこないわけですよ。会計は利益を生まないから安い方がいいという考え方は短絡的です。、、安くて、チープで、役に立たない会計と役に立たないアナリストを作り出すためにお金をセーブしても仕方ないでしょう。

[Int. Corp.(TES1, Electronic, Senior Director of Accounting, anon.)
-A-Tokyo, Aug., 2010] 。

この点は、近年ますます競争が激しくスピードと格安さが求められる証券業界の経営環境と直接関係しており、会計のグローバル化への背景となっていることは、後の議論のためにも、記憶しておく必要がある。

歴史的にみれば、こうしたスタンダダイゼーション・標準化の論議は幾度となく繰り返されてきた。例えば、米国における会計の標準化に関しては、1965年秋に『Law and Contemporary Problems』誌が特集した Uniformity in Financial Accounting (Duke University, Vol. XXX, No. 4) が多くの基本的論点を広く取り扱っており興味深い。また、最近のグローバル・スタンダダイゼーションのコンテキストとの関連でいえば、『Organizing International Standardization: ISO and the IASC in Quest of Authority』(Hallström, 2004) や 『A World of Standards』(Brunsson, *et al.*, 2000) は全て、標準化が何らかの絶対的な論理的合理性によってプログレス（改善や前進）したものではなくイボルブ（変化や進化論的な意味での進化）したに過ぎないことを示している。ここでは、特定の目的のための標準化が、特定のステークホルダーにより、いくつもの政治的な手法により実現される過程が実証されている。

こうした標準化が経済社会全体の厚生の上につなげるか否かは全く別の次元の話であり、それよりは、多くのステークホルダーの犠牲の上に特定のステークホルダーの便益が優先される政治経済的な行動に注意が向けられている。こうした観点から過去 10 余年にわたる IASB によるグローバル・スタンダダイゼーションを見直してみると、「投資家」という特定のステークホルダーのために（あるいは少なくともそのレトリックのもとに）、財務諸表作成者（企業）を含

すなわち、インタビューは、1990年代の企業国際比較分析は悪夢（Nightmare）であったと表現するものの、自ら積極的に情報を入手し、実質的な比較を行うことで競争優位が生まれ、これが企業への資源の最適配分にも投資家の利益にも貢献していた可能性を示したのである。

これに対し、2000年代の会計の調和化やコンバージェンスは一般に透明性や比較可能性を高めたと信じられているが、これが本当に実質的な意味での比較可能性や適正資源分配の促進に貢献しているか否かは不明である。すなわち、一般的な調和化によってある程度比較可能性が高まった状態を出発点として、今度は、IFRSの世界的アドプションが更なる透明性と比較可能性を促進するかという論点は別である。

この点、例えば、EUやオーストラリア、ニュージーランドなど他国に先駆けてIFRSへのアドプションを実現した諸国・地域で現在、大きな論点となっている項目の1つが基礎的・恒常的利益（Underlying Profits）の問題である。とりわけ鉱業や金融業のプレゼンスが大きいオーストラリア企業ではIFRSの導入を契機に利益数値の変動性が増大している。このため、例えばオーストラリアのASX100に組み込まれている企業のうち83%が、IFRSでは開示が求められない法令に基づいていない基礎的・恒常的利益を開示していることは注目に値する（Fincia and AICD 2008）。基礎的・恒常的利益はIFRSに基づいた情報開示が投資家や企業に役に立たないことを理由として公表されるのであるが、今度はこうした法令に基づかない業績指標の濫用が証券市場の混乱を招いていることが指摘されているASIC（2011）。比較可能性を狙いとして導入されたIFRSに基づき作成された財務諸表上での利益が活用されず、むしろ法令に基づかない利益の開示が混乱を招いているのだとすれば、本末転倒である。

IFRSが財務諸表の透明性や比較可能性を高めているかという点に関し、2012年3月現在、最新で有用な学術研究書レビューはBrüggemann *et al.* [2012]であろう（本報告書、補節のレビューを参照）。欧州におけるIFRSの強制アドプション以来透明性と比較可能性が高まったか否か及びその他の影響に関する多くの実証研究論文を分析している。Brüggemann等の結論は「これまでの実証研究によれば、一方で、IFRSが意図している財務諸表の比較可能性と透明性の向上という効果は一般に認められない」のであるが「他方、IFRSの強制適用とキャピタルマーケットとのポジティブな関係については多くの、ほぼ一貫した証拠が見られる」（前出、p. 28）とされる。換言すれば、実証研究論文の全体をレビューすればIFRSの適用により（1）透明性や比較可能性が高まった様子は無いにもかかわらず、（2）報告された利益と株価の関係は向上したということになる。ここで我々はBrüggemann等の結論を無批判に受け入れているものではないが、IFRSが実際にもたらす効果を示唆し我々の更なる分析へ方向性を与えるものとして注目したい。なお、2009年1月の米国SECシャピロ議長の証言（第一節、2参照）や2011年11月16日発表のSEC

スタッフペーパーでも同様に IFRS による財務諸表の透明性と比較可能性への懸念が表明されている。

Brüggemann 等の結論の内、最初の部分は第二節で紹介された Ball や斎藤、大日方等の理論的な予想と整合的であり、IFRS が原則主義に基づきまた関連制度との調整なく透明性や比較可能性を高めるなどということは考えにくいことを示唆している。この点は、Hail *et al.* (2009) による研究結果とも整合的である。この研究は FASB からの委託報告書であり、2012 年 3 月末、ジェームス・クローカー SEC 主任会計士による IFRS に関する SEC の検討状況説明とも一致している (Kroeker, 2012)。

しかし、この結論と後半 (2) の結論は整合的でなく、Brüggemann 等自身が認める通りパラドックスとして将来の研究へ解決が委ねられている。そこで我々は、これまでのインタビューデータに基づき、こうしたパラドックスについて次のような説明を試みる。まず、日本における最も洗練された元投資家の一人、また、日本を代表する企業の会計担当者らの証言を参照されたい。

投資家・研究者 よく IFRS を導入すると海外から資金が入ってくるなどと言うことが言われますし、私も昔はそう言ったこともあるんですけども、これはあまり信用していません、これはレトリックに過ぎない。(、、、Comparability、Fair Value、Transparent、High Quality がレトリックに過ぎないというご指摘、100%同意します。、、、私は、IFRS のレトリックは、会計基準におけるプラトンの「アイデア」ではないかと考えております。つまり、理想ではあるが、現実には決して完璧に実現できない理念であるということです。)

[Int. & (Email), Inv.(Top securities firm, Senior Researcher, anon.)-A/B-Tokyo, Feb., 2012]

インタビュアー: そうすると、比較可能性は高まりますか？

経理部長: 表面的には比較可能性が高まりますよね、IFRS という統一基準が世界全体で使われているわけですから。

インタビュアー: 「表面的には」ですか？

財務担当取締役: (インタビューに参加した他の 3 名の社員を見回してニヤニヤしながら) これはですね、実質的には比較可能性は高まりません。透明性も。こういうことはなかなか表には出しては言えないんですけども、先生が鋭い質問をするもんですからね、まあ、先生ですから申し上げるんですが、比較可能性なんて絶対に高まりませんよ。100% ありません。とくに原則主義の下でね。それはありませんよ。誰があんな (IFRS の下での詳細な) 注記を読み込むっていうのよ、書いてる自分たちだつてわからないのに (全員

で笑い)。、、、まあ、これがグローバリゼーションというかね、こういうところで落ち着くんでしょ。

インタビュアー: と申しますと?

財務担当取締役: まあ、本当は比較できないんだけど、比較できるっていうかね、、、そもそも、そんなに簡単に比較できるようなもんじゃないんですよ。それを世界基準が比較させるといふか、そういう気にさせるっちゃうかなあ、そういうところがあるわけですよ。そういう世の中になってゆくんじゃないですか、だんだん。

インタビュアー: それは、いわゆる原則主義と言われる会計基準の策定方法と関係ありますか?

財務担当取締役: まあ、これも、難しい話でね、経営者の裁量をなくすために特別損益項目をなくしておくとか言っておきながらね、全体では原則主義みたいなね、なんか、いろんなことが方便って言うかな、整合的じゃないんですよ。まあ、会社の体質にもよるんですが、うちは大丈夫ですが(笑い)、色々な会社が出てくると思いますよ、原則主義の下では。

インタビュアー: 粉飾ということですか?

財務担当取締役: うん、まあ、だけど、粉飾だけじゃないよね、どこで線を引くかっていうのがねえ、そこは会計士との相談になってくるんだけど、最近では会計士さんも厳しくなってきたからね。どうしても隠す企業は多くなってきてるでしょ。そりゃ我々だっていろいろ考えますよ、ええ(苦笑い)。

[Int. Corp. (TSE 1 One of largest companies in production sector, Four people under Vice-President/Exec. Officer)-A, B & C-Tokyo, <Disguised>, 2011]

また、某自動車/製造/電機会社の経理部の幹部の一人は次のように証言する(「某自動車/製造/電機会社」としているのはアイデンティティを保護するためである。いずれにしても、日本を代表する最も有力な企業の一つである)。

経理室幹部: まあ、一般的に言われているように、比較可能性は高まりますよね。

インタビュアー: そこなんですが、、、本当に比較可能性が高まりますか、、、

経理室長幹部: ああ、それは、本質的な意味では比較可能性は低くなりますよね、、、例えば、うちではX-GAAPというのを作ってあって、まあ、YさんはY-GAAPがあるわけで(Xは自社のイニシャル、Yは競合他社のイニシャル)、そういった意味においては、本質的な比較はかえって難しくなるというのは本当だと思います、、、だから、これからは、違った意味の比較がなされてゆくんでしょね。

インタビュアー: GAAPの詳細が分からないから比較できないということですか？

経理室長幹部: まあ、今までのロジックで行けば、US-GAAPでもJ-GAAPでも、それが分かっていたから比較できたということでしょうから、今度は会社間のGAAPの詳細が分からないわけですからね。

インタビュアー: でも、そこは、注記に詳細が、、、

経理室長幹部: まあ、そういう建付けなんでしょうけど、どこまで本当のことを書くとかね、どこまでアナリストが理解できるとかね、その辺は原則主義の下では難しいと思いますよ。

、、、マネジメントアプローチなんて言われるとなお困っちゃいますよね、経営秘密を出せみたい。どこまでホントのことを書くのという風に考えればいいんですけど、現場では、どこまでならウソにならないのという感覚がありますよね、原則主義の下では。

[Int. Corp. (TSE 1 Auto/Machine company X, Acc. Dept., anon. two people)-B-<Disguised>, <Disguised>, 2011/12]

X社の競合会社、Y社（某自動車 / 電機会社）の経理室のシニアマネージャーも同様の見解を示す。

シニアマネージャー: うん、本当は比較可能性は弱まりますよね、できないと思います。

インタビュアー: 御社では、いわばY-GAAPのようなものをお作りになるわけですか？

シニアマネージャー: そうですね、どこの会社さんも同じだと思います。

インタビュアー: そうすると、そうしたGAAP間の比較が難しいということですか？

シニアマネージャー: そうですね、事実上難しいでしょうね、、、結局、なぜ任意適用に踏み出せないかという、注記のところなんです。膨大ですよ、これをどう書いたらいいか、とか、どう読まれるのかというところが大変ですよ。

インタビュアー: 、、、投資家は読み込めるとは思いますか？

シニアマネージャー: 無理でしょうね、それは。

[Int. Corp. (TSE 1 Auto/Machine company Y, Acc. Dept., anon. two people)-B-<Disguised>, <Disguised>, 2011/12]

これらの証言からわかることは、一般に IFRS は透明性を高め比較可能性を高めるかのような印象を与えるが、洗練された投資家や企業の財務担当者は本質的な意味ではそのような結果にはならないであろうとの見解である。

この点については、IFRS 推進者の説明と真っ向から対立するものであるが、UNIAS プロジェクトでは本質的な意味での透明性や比較可能性は明らかに低下するとの証言が圧倒的に多いことを確認している³⁹。原則主義の IFRS の下では、様々な会計手法が可能であり、日本や米国における細則主義に比べ、透明性や比較可能性が阻害される可能性が高いとの見解である。また、上場企業の株式の取引高の時系列から明らかなことは決算発表後 1-2 日に取引が集中していることから（薄井 [2012]）、IFRS 下の注記の読み込みや分析が十分に反映されにくくなるような可能性も指摘される。更に、これは、会計周辺の監査やエンフォースメカニズムの制度にも影響されることであり、周辺メカニズムのクオリティーによっては、透明性や比較可能性が著しく阻害される可能性も示している（上記シンガポールの投資家のインタビュー参照）。

それでは、IFRS が実質的に透明性や比較可能性を阻害する可能性が高いにもかかわらず、資本市場への影響はポジティブに評価している可能性があるという実証研究の結果（パラドックス）が出ているのはどのように解釈できるであろうか。この点の一つには短期間に低コストで投資判断を下さなければならないという投資環境の変化を考える必要があり、もう一つには、通常「投資家」として一括りにされている投資家を細分化して考える必要がある。以下ではまず、企業と投資家・アナリストとの間の全体的な関係とその変化について、最も現場に近い日本 IR 協議会の役員と大手製造業の IR 担当者の証言を参考にする。

インタビュアー： ……全体的に IFRS の IR の分野への影響をどのようにご覧になりますか？

IR 協議会役員： ……（新しい会計によって）問題がフラッシュアウトされることによって、企業と投資家の対話が増えるんじゃないかという風に、ポジティブに捉えようという姿勢です、どうせやらなければいけないとすればですね。

……ただ、IFRS が BS 中心の会計で、これは理論というか理念的にそういう傾向にあるようなんですけども、現実的には、アナリストの短期志向的な傾向が強まっているんですね。これは IR 担当者のアンケートから出ています。従って、経営者もそうした傾向にある。……IR をしていると思うのは、 α （アルファ）で意思決定してくれる投資家が少ない。……

³⁹ 2011 年後半から 2012 年 3 月までに東京証券取引所第一部上場会社の 37 名の財務担当者とインタビューをする機会を得たが、その内 30 名より同様の証言を得ている。残りの内 2 名は透明性・比較可能性が高まるとの見解であった（ただし両名とも所謂 IFRS 推進派に属する会社の社員である）。その他残りの 5 名についてはこうした質問が課されなかったか、あいまいな回答であった。

IFRS を導入するというのは、こういう傾向を一層強めるのではないかという懸念は持っています。

インタビュアー: それは、IFRS が世界基準で、数字が発表された瞬間に投資が決定されてしまうような傾向が強くなるということですか？

IR 協議会役員: そうですね。、、、それから、海外でロードショウをしても、的外れな質問が多いという事実があるわけですよ。会社の実情を見てくれない。画一的な数字で、ポンポンって、決めてしまう傾向がね。

[Int. Ind. (JIRA, Senior member and researcher, anon.)-A/B-Tokyo, Dec., 2011]

IR 室長: 先生もご存じかと思いますが、投資家さん、アナリストも含めて、必ずしも、頭の良い人たちばかりじゃないですよ。、、、（ロードショーで）海外を回っていても、馬鹿な質問にいじめられる様なことがたびたびあるわけで、経営者としても困っているわけですよ。特に英語で相手を説得しなければいけないような場合ではね。

、、、で、IFRS の話に戻りますと、これでね、かえって比較可能性が高まったように思われると、かえって困るわけですよ。何もわかっていない投資家さんやアナリストが、あたかも分かったような気持ちになってというのか、勝手にレポートを書いてね。

、、、これが、我々が目指していた効率的な市場ということであれば、それは違うでしょって。これだけグローバルな投資環境がそろってきたら、かえって注記なんて見てる暇ないですよ。私たちの仕事としては、そうじゃなくて、原則主義でおおよそ一致した会計基準で比較可能性が高まったんだから、その下の細かいところを IR が一生懸命説明しろということなんでしょうけれどもね、現実にはそうはいきませんよ。アナリストだって、会計が統一されたんだから、もっと本質的なところを見ようってことになるはずだったんでしょってけど、現実問題そうになってないですよ。、、、あまり、（学者の先生も）理論ばかりやられても困るんで、こうした側面もきちんと勉強してほしいですよ。

[Int. Comp. (TES 1, One of top production companies, IR Director, anon.)-A/B- Tokyo, Dec., 2011]

① 「洗練された投資家」と「その他の投資家」の違い

このような、投資家やアナリストによる画一的な財務データの利用については企業会計担当者・IR 担当者の共通の認識であった。こうした「現実においては」投資家やアナリストが注記を読み込み個別企業の経営内容を注視する環境が無くなってきているという証言は、次の洗練された投資家の説明と真っ向から対立する。

証券会社上級研究員 IFRS の「財務諸表の表示（案）」の包括利益計算書案で示された項目が表示・注記されれば、連結ベースの損益分岐点分析や限界利益の計算が容易になる。これはアナリストにとって極めて有用である。、、、特に、包括利益計算書の収益・費用を「機能別」、「性質別」に分解して表示することとしていた点は評価していました。機能別とは、商品の販売、研究開発、製造、マーケティング、事業開発又は管理などの別、性質別とは、収益を卸売りと小売、売上原価を材料費、労務費、輸送費及び光熱費などの別であり、これらを区別することで、利益予想に欠かせない損益分岐点分析や限界利益率の算定が容易になります。現在のわが国の有価証券報告書でも、単体の財務諸表については、製造原価明細が示され、損益分岐点分析や限界利益率の計算に活用することができますが、これらはあくまで単体ベースであり、連結ベースではありません。しかし、IASB の案では、連結ベースの分析が容易になります。さらに、米国ではセグメント別で「機能別」、「性質別」に分解するという、アナリストにとって夢のような提案がなされていました。

[Email, Inv.(Top securities firm, Senior Researcher, anon.)-A-Tokyo, Feb., 2012]

また、こうした連結ベースの情報が重視され、企業の負担を軽減すべく個別財務諸表の開示を簡略化するような議論に対しては、日本証券アナリスト協会の理事であり、現 IFRS 財団下の基準勧告委員会（SAC）委員を務める金子誠一氏は次のように主張する。

金子 IFRS の連結財務諸表と日本基準の単体財務諸表とは、設計思想が全くと言ってよいほど異なる。つまり、両者は相互補完的で、企業分析を行う上でペアと言えるのである。詳細な個別財務諸表開示はわが国特有の美風であり、できる限り長く存続してほしいというのがユーザーの要望である。少なくとも IFRS 採用を正式に決定する前に個別財務諸表の簡素化だけ先行させるべきではない。日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は昨年 3 月に「個別財務諸表の開示について」という意見書を公表し、IFRS 採用後も当面は現行の開示を継続するよう求めている。（金子 [2011, p. 59]）

こうした IR 担当者の「投資家は企業の詳細な財務情報を読み込んでいない」という証言と、投資家・アナリストの「もっと実質的で詳細な分析ができるから、IFRS を推進されたい」という主張の不整合性は一般には「投資家」として一括りにされる投資家のタイプやクラスの違いによるものであろう⁴⁰。この点は、先の Brüggenmann 等のパラドックスを解決するためのカギにもなる。

⁴⁰ もっとも、こうした単体財務諸表に関する要求も、「単に、より早く、より多くの情報がほしいという、アナリストと投資家の一般的な要求」として理解することも可能である。データや資料の注意深い分析は行わずとも、「つまみ食い」をするためにはより多くの情報がほしいという要求が存在することは理解できる。なお、IFRS ベースで連結財務諸表を提出した会社は、アナリストから「米国基準だといくらになるのですか」とか「米国基準のものも、日本基準のものも出してください」とのコメントを受けている [Int. Cor.(TES 1, General Trading House, Director, et. al.)-A/B-Tokyo, Feb., 2012]。

投資家の分類基準にはいくつかのものが考えられるが、まずは「洗練された投資家」という分類が既に使われているので、それに相対する「洗練されていない投資家」を想定する必要がある。通常は、洗練された投資家として国内外の機関投資家や金融機関を想定し、個人投資家の中には洗練されていない投資家が多いように想定される。機関投資家の中でも、アクティブな投資を専門とする投資家とパッシブな投資に終始するものもある。或いは、長期保有を哲学とする者もいれば短期或いは超短期の利益を目的とする投資家もある。それとは全く違う分類には、逐一人の判断とオーダーを必要とする従来通りの投資家と、アルゴリズム取引やソーシャル・ネットワーク・ファンド等のコンピューターを駆使した自動売買を基本とした投資家という分類も可能である。我々はこれまで会計制度のグローバリゼーションと証券市場の効率化という議論をする中でこうした投資家のバラエティを中心に据えた議論をしてこなかった。エージェンシー理論で基本となる「経営者と投資家（株主）の間の情報の非対称性」という理念的な構図にとらわれ過ぎて「投資家」をあまりにも「一般的な投資家」として同一の性質をもつものとしてとらえ過ぎてきたきらいがある。情報の非対称性を解消するものとしての会計の透明性が求められるのであるが、これが良しとされるのはマイクロレベルであり、マクロレベルでは合成の誤謬が生じる可能性もある。すなわち、個々の投資家やアナリストに夢のような状態と認識される状態が、経済社会の構成上は好ましくない状態である可能性である。

しかし、一国の経済社会政策の一環としての会計制度考えるうえで、例えば、高度な分析能力と金銭的・時間的資源を持つ投資家に対して提供すべき会計情報と個人投資家やアルゴリズム型投資家に提供すべき会計情報は違いうる。中期的に国の政策として外国人株主を増やしたいのか、国内の株主を優遇したいのかという目的観の問題もある。或いは、「将来の日本の企業のイノベーションのためにリスクをとってくれる国内の長期保有投資家を増やしたい」という議論があったとすれば、ここで対象となる投資家の便益を考えた場合と、「一般的な投資家」の便益を考えた場合では、促進されるべき会計の内容は大きく違いうる。この観点からすれば、常に受動的にIFRSをアドプションするという案に限らず、もっと積極的な会計政策が考えられてもよい[Int. Exch.(TSE, President, Saito)-A-Tokyo, Feb., 2012]。この点は、金融庁内で検討されている「経済の成長を支える金融戦略」、或いは経済産業省の「経済活動に資する会計基準の在り方」等を考えるうえで、従来の議論を超えて検討されるべき根本的な論点である。

では、現在、日本にとって重要視されるべき投資家とはだれか。東京証券取引所によれば、近年の市場のフロー、取引金額ベースでは、6、7割が外国人投資家に占められており、株価形成への影響力が大きい。その意味で、外国人投資家が日本特有の会計があるために投資を控えるなどということがあつては日本の経済社会に重要な影響が及ぶとの見解である（例えば、資金調達での不利、株式交換を使ったM&Aでの不利、M&Aにおける買ったたき、日本企業の財務諸表に与

える影響を通じて)。特にここ 10 年で海外の機関投資家にとって「日本株」というカテゴリーの重要性が下がってきており、海外投資家による取引額が既に下がって来ている現在、そうした懸念は非常に大きい [Int. Exch.(TSE, Director of listing, anon.)-B-Tokyo, Jan., 2012]。実質的に日本の証券市場を一手に担う東京証券取引所の懸念は十分理解できるものである。しかし仮にこうした懸念が顕在化しているのであれば、IFRS への任意適用が認められている日本企業は、外国人投資家との間におけるコミュニケーションを通じて、より IFRS を積極的に採用するように動いているはずである。にもかかわらず、任意適用が開始されてすでに 2 年が経とうとしているにもかかわらず、2012 年 3 月末時点で適用企業が 1 ケタである点が説明できない。そこで、以下では、適切な会計制度が、どの程度、そうした懸念やリスクを軽減しうるのか、外国人投資家に対するインタビューで検証したい。

UNIAS プロジェクトでは、12 年前から英国における「日本株」専門の機関投資家が日本株へ投資するにあたってのプロセスを追跡調査している。英国でマネージドファンドを総合的にカバーしている TrustNet における Geography: Japan に注目すると、2000 年 10 月末には日本株 (Small companies を含む) を専門としていたファンドは 148 本であったのに対し、2012 年 2 月末では 58 本に減っている。その主な理由は、以前は「Asia excluding Japan」というカテゴリーのファンドが「Asia including Japan」に変わりつつあり、日本を独立の投資対象とするよりはアジアの一部として投資する傾向が強くなったことが挙げられる。従って、148 本から 58 本への減少がそのまま日本株への投資の減少の程度を示すものではないが、それでも、日本株へ向いていた資金がアジア全体へ拡散してきている状況は明らかである [Int. FM (Major investment firm, Fund manager, anon)-A-London, Feb., 2012]。図表はそうした 58 本のファンドの内保有株式銘柄等の詳細が判明した 39 本を挙げている。UNIAS プロジェクトでは、こうしたファンドのマネージャーが日本における IFRS 対応及び IFRS の導入による影響をどのように考えているかについて心証を得るために、7 名へのインタビュー (電話インタビューを含む) を実施した (期間: 2012 年 1 月から 3 月)。このインタビューベースの調査は現在も進行中であり、ドイツ、フランスも含めた、主要欧州のファンド・マネージャーがどのようなプロセスを経て日本株への投資を決定するかをとりまとめる予定である。また、米国ファンド・マネージャーからのデータが入手できていないことは本調査の大きな欠点であり、今後の追加調査が望まれる。次の証言は、英国の大手の投資顧問会社で日本株 (及びアジア株) を専門に 13 年以上の経験のあるファンド・マネージャーである。

インタビュアー: 10 年位前のレジェンド問題というのを覚えていますか? そのころと比べて、日本の会計、変わりましたか、投資家さんの立場から見ても?

ファンド・マネージャー: それは、ずいぶん変わりましたよね。今はもうあまり調整も必要ないし、何らかの理由で欧米の会社と比較するときね。欧州同等性評価を得てるということによって、一般的な信頼というか、私たち（ファンドを預かっているものとしての）の責任回避もできますしね。

インタビュアー: 会計が変わったことによって投資決定に何らかの影響はありますか？

ファンド・マネージャー: グッド・クエッション！正直なところ僕のところではほとんど影響ないですね。レジェンド問題があったころだって、僕らはファンドに組み入れる企業のビジネスはキチンと見ていたし、リスクのある場所も認識していた。だんだん国際的にコンバージしてきたことによって、財務諸表を見ていて安心感があるという感じはあるけれども、それによって投資行動が変わったということはない。

、、、長くやっている私とか、大手のファンド・マネージャーにはあまり影響はないんだけど、逆に、小さいところなんか、だれでも財務諸表が読めるという感じが出てきた気はするね、、、昔は日本の企業文化とか経済にも精通してないと日本株のファンド・マネージャーになるなんてなかなか考えられなかったけれども、今は、（某大学の）日本語学科を出てれば日本株担当ファンド・マネージャーになれるとかね（笑い）、或いは、日本人でイギリスに住みたい人になるとか。あまり、経済とか、会計のことは知らなくてもいいみたいな感じがあるよね。まあ、日本株がさえないから、どうでもいいという感覚がどうしてもあるのだけれども。

、、、会計なんかを知らなくていいという意味においては、僕らの競争優位性が失われたことにもなりますよね。実際にファンドのパフォーマンスもよくないし（笑い）。フィーもとれなくなってきたし、リソースもまわしてくれないし、厳しいですよこの業界も。

インタビュアー: 今後、日本がIFRSをアドプションするとか、しないとかが言った場合に、投資行動に何らかの影響が出てきますか？

ファンド・マネージャー: いや、それはほとんどないと思いますよ。あえて言えば、今後は中国とかインドと比較されるわけでしょう。そうすると、既にIFRSとコンバージェンスを終えたと言い切っている中国との関係で、、、まあ、でもその中国の会計数値を鵜呑みにするファンド・マネージャーはいないわけで（そう願うんだけどね：笑い）、やはり、基本は企業の業績をキチンとみてゆくことだから、ほとんど影響ないと思います。、、、基本的に、大手のファンドを前提に言え

ば、みなそれなりの情報を持っているわけですよ、日本人のアナリストがいたり、日本のオフィスに問い合わせたり、必要があればね。だから、あまり会計がどうのこうのということはない。

[Int. Inv.(Top Investment firm, Fund manager, anon.)-A-London, Jan., 2012]

図表：13 - 英国における日本株を投資対象としたファンドのリスト

| | Name of Fund | Holdings | | | | | | | | | | |
|----|------------------------------------|---------------------------|----------------------|----------------------|-------------------|----------------------|---------------------|----------------------|-----------------------|---------------------|-----------------------|----------------|
| 1 | Aberdeen Japan Growth A | キヤノン 6.60% | 信越化学 5.80% | ファナック 5.60% | 横浜銀行 4.70% | キーエンス 4.40% | 本田技研工業 4.40% | 三菱地所 4.30% | 武田薬品 4.20% | トヨタ自動車 4.10% | アステラス製薬 4.10% | Total 48.4% |
| 2 | Alliance Trust Japan Equity A Acc. | NTTドコモ 5.61% | アステラス製薬 5.49% | ローソン 4.63% | 三井物産 4.60% | ソフトバンク 4.51% | ジューピターテレコム 4.37% | ジャパンリアルエステイ 4.16% | 日本ビルファンド投資法 4.11% | 積水化学 3.94% | 日本オラクル 3.90% | Total 45.3% |
| 3 | Allianz RCM Japan | 三井住友フィナン 5.40% | 三井物産 4.10% | 日産自動車 3.90% | ファナック 3.70% | JR 東日本 3.50% | キヤノン 3.50% | ブリッジストーン 3.30% | 日立製作所 3.20% | 三井不動産 3.20% | 伊藤忠商事 2.70% | Total 36.5% |
| 4 | AXA Framlington Japan Acc. | AXA Framlington 10.10% | 日本電産 2.10% | 伊藤忠商事 2.10% | 野村総合研究所 2.10% | 三井住友フィナン 2.00% | 京セラ 1.90% | 日産自動車 1.90% | 日揮 1.90% | NTT 1.90% | 三菱地所 1.80% | Total 27.8% |
| 5 | AXA Rosenberg Japan Inst. | 三菱 UFJ フィナン 4.40% | 三井住友フィナン 3.60% | NTT 3.40% | 本田技研工業 3.40% | KDDI 2.70% | パナソニック 2.60% | JR 東日本 2.40% | JR 東海 2.30% | 三菱商事 2.10% | 野村ホールディング 1.90% | Total 28.8% |
| 6 | Baillie Giff Japanese A Acc. | 日本たばこ産業 4.30% | KDDI 3.70% | 楽天 3.50% | 三井物産 3.40% | キヤノン 3.40% | ドンキホーテ 3.10% | 住友商事 3.00% | 国際石油開発帝石 2.80% | 光通信 2.80% | ヤマダ電気 2.70% | Total 32.6% |
| 7 | BlackRock CIF Japan Equity | トヨタ自動車 3.80% | 三菱 UFJ フィナン 2.90% | キヤノン 2.80% | 本田技研工業 2.00% | 三井住友フィナン 1.90% | みずほフィナンシャ 1.60% | NTTドコモ 1.60% | ファナック 1.30% | 武田薬品工業 1.30% | 三菱商事 1.20% | Total 20.4% |
| 8 | Cavendish Japan Ret. Inc. | 国際石油開発帝石 2.30% | アコム 2.20% | 東芝 2.10% | オイス工業 2.00% | 大日本スクリーン 1.90% | セガサミーホール 1.90% | 日機装 1.90% | 静岡銀行 1.90% | ナブテスコ 1.80% | 田辺三菱製薬 1.70% | Total 19.7% |
| 9 | Fidelity Institutional Japan | トヨタ自動車 5.20% | キヤノン 4.40% | 三井物産 4.20% | ブリッジストーン 3.70% | 本田技研工業 3.60% | ソフトバンク 3.50% | NTTドコモ 3.10% | 三井住友フィナン 2.60% | 富士通 2.60% | NKSJ ホールディング 2.60% | Total 35.5% |
| 10 | Fidelity Japan | トヨタ自動車 4.90% | 三菱 UFJ フィナン 4.80% | NTTドコモ 4.60% | 三井住友トラスト 4.50% | NTT 4.40% | 積水ハウス 4.10% | JX ホールディングス 3.90% | MS&A ホールディング 3.50% | 住友商事 3.40% | 三井住友フィナン 3.20% | Total 41.3% |
| 11 | Fidelity Japan Smaller Companies | TORAY 1.80% | セガサミーホール 1.70% | 横浜銀行 1.70% | ブリッジストーン 1.70% | 日本電産 1.60% | NOK 1.60% | 堀場製作所 1.60% | ローソン 1.50% | SMC 1.50% | 東洋水産 1.50% | Total 16.2% |
| 12 | GLG Japan Core Alpha Ret Acc. | 三菱 UFJ フィナン 6.10% | ソニー 5.90% | 三井住友フィナン 5.40% | 野村證券 5.20% | パナソニック 4.60% | リコー 4.40% | みずほフィナンシャ 4.30% | セブン&アイホールディ 4.20% | トヨタ自動車 4.00% | ローム 3.80% | Total 47.9% |
| 13 | Henderson Japan Capital Growth A | ヤマダ電気 5.40% | 三菱 UFJ フィナン 5.20% | 楽天 5.00% | キヤノン 4.10% | 三井住友フィナン 4.00% | キーエンス 3.80% | TDK 3.70% | 村田製作所 3.40% | アサヒグループ 3.20% | 東京海上ホールディ 3.20% | Total 41.0% |
| 14 | HSBC Japan Index Ret. Inc. | トヨタ自動車 3.60% | 三菱 UFJ フィナン 2.83% | キヤノン 2.78% | 本田技研工業 1.89% | 三井住友フィナン 1.81% | みずほフィナンシャ 1.51% | NTTドコモ 1.42% | ファナック 1.34% | ソフトバンク 1.25% | 武田薬品工業 1.21% | Total 19.6% |
| 15 | Ignis Japan Tracker Inc. | トヨタ自動車 3.80% | 三菱 UFJ フィナン 3.00% | キヤノン 2.80% | 本田技研工業 1.90% | 三井住友フィナン 1.90% | みずほフィナンシャ 1.60% | NTTドコモ 1.50% | 武田薬品工業 1.30% | 三菱商事 1.20% | ファナック 1.10% | Total 20.1% |
| 16 | Invesco Perp Japan Acc. | 東京エレクトロン 5.98% | コニカミノルタ 5.58% | 三菱地所 5.55% | トヨタ自動車 5.07% | 三菱 UFJ フィナン 5.06% | 本田技研工業 4.89% | 三井住友フィナン 4.84% | 野村證券 4.63% | リソナホールディング 4.54% | 大和証券グループ 4.37% | Total 50.5% |
| 17 | JPM Japan A Acc | コナミ 6.20% | GREE 5.70% | 楽天 5.60% | トランコム 5.40% | 日本たばこ産業 5.00% | 日立製作所 5.00% | カプコン 4.70% | ドンキホーテ 4.50% | サイバーエージェント 4.10% | ナムコバンダイ 3.80% | Total 50.0% |
| 18 | Jupiter Japan Income Acc | 三井住友フィナン 4.29% | キヤノン 4.23% | NTTドコモ 4.23% | 三井住友トラスト 3.80% | 三菱商事 3.73% | JR 東日本 3.61% | 本田技研工業 3.59% | 東京海上ホールディ 3.40% | アステラス製薬 3.38% | 日東電工 3.03% | Total 37.3% |
| 19 | L&G Japan Index Ret. Inc | トヨタ自動車 3.65% | 三菱 UFJ フィナン 2.87% | キヤノン 2.82% | 本田技研工業 2.01% | 三井住友フィナン 1.83% | NTTドコモ 1.47% | みずほフィナンシャ 1.46% | ファナック 1.37% | ソフトバンク 1.31% | 三菱商事 1.19% | Total 20.0% |
| 20 | Legg Mason Japan Equity A | シッヘルスケア 6.10% | スタートトゥデイ 5.88% | 日本 M&A センター 5.71% | 楽天 5.62% | GREE 5.41% | ドンキホーテ 5.09% | エムスリー 5.06% | ビットアイル 4.91% | サイバーエージェント 4.61% | 価格ドットコム 4.50% | Total 52.9% |
| 21 | M&G Japan A Acc GBP | 三菱 UFJ フィナン 5.90% | 三井住友フィナン 5.30% | JR 東日本 4.90% | リコー 4.20% | クレディセゾン 4.10% | セブンアンドアイ 3.70% | ソニー 3.60% | NEC 3.60% | KDDI 3.50% | ローム 3.40% | Total 42.7% |
| 22 | Martin Currie Japan A | トヨタ自動車 3.90% | 三菱 UFJ フィナン 3.60% | 三井住友フィナン 3.50% | キヤノン 3.10% | 本田技研工業 3.10% | みずほフィナンシャ 2.40% | NTT 2.40% | NTTドコモ 2.30% | 三菱商事 2.20% | 東京海上ホールディ 2.10% | Total 28.6% |
| 23 | Martin Currie Japan | トヨタ自動車 | 三井住友フィナン | 三菱 UFJ フィナン | 本田技研工業 | キヤノン | NTT | 日本触媒 | 横浜銀行 | THK | クレディセゾン | Total |

| | | | | | | | | | | | | |
|----|--|----------------------|--------------------------|----------------------|----------------------|------------------------|----------------------|----------------------|--------------------|----------------------|---------------------|------------------------------|
| | Alpha A | 5.60% | 5.50% | 5.40% | 5.10% | 4.60% | 4.00% | 3.20% | 3.10% | 3.00% | 2.90% | 42.4% |
| 24 | Old Mutual Japanese Select A Acc | トヨタ自動車 8.00% | NTT 3.90% | 三菱化学ホール 3.70% | JR 東海 3.60% | 大東建託 3.60% | 出光興産 3.20% | 伊藤忠商事 3.10% | コナミ 2.80% | 東ソー 2.70% | 富士フィルムホール 2.40% | Total 37.0% |
| 25 | Schroder Japan Alpha Plus A Acc | 本田技研工業 4.10% | リンテック 3.99% | 三井物産 3.96% | JFE 商事ホール 3.81% | リコー 3.74% | 任天堂 3.71% | 近鉄ワールドエクスブ 3.67% | 三菱地所 3.66% | オリエンタルランド 3.62% | ヤマトホールディング 3.62% | Total 37.9% |
| 26 | Schroder Tokyo A Acc | トヨタ自動車 4.27% | 三井物産 4.06% | エスケー化研 3.04% | JR 東日本 3.02% | ブリッジストーン 2.83% | ハイレックスコーポ 2.66% | KDDI 2.54% | NTT 2.39% | 三井住友フィナン 2.38% | セブンアンドアイ 2.38% | Total 29.6% |
| 27 | Soot Wid HIFML Japanese Focus 1 | 三菱地所 4.10% | 本田技研工業 4.00% | 三井物産 4.00% | 近鉄ワールドエク 3.80% | 任天堂 3.80% | リコー 3.60% | 島津製作所 3.60% | 三井住友フィナン 3.60% | JFE 商事ホールディ 3.60% | 東京エレクトロン 3.60% | Total 37.7% |
| 28 | Soot Wid Japan Growth A | トヨタ自動車 4.70% | TOPIX TSE INDEX 4.50% | 三菱 UFJ フィナン 2.80% | キャノン 2.30% | 三井住友フィナン 1.90% | 本田技研工業 1.80% | NTT ドコモ 1.70% | みずほフィナンシヤ 1.70% | 三菱商事 1.50% | ソフトバンク 1.50% | Total 24.4% |
| 29 | Soot Wid Japan Select Growth A | トヨタ自動車 7.90% | JR 東日本 4.90% | 日本たばこ産業 4.50% | 東芝 3.90% | 三菱商事 3.90% | みらかホールディン 3.90% | 三菱 UFJ フィナン 3.90% | 三井住友フィナン 3.80% | NTT ドコモ 3.80% | 村田製作所 3.60% | Total 44.1% |
| 30 | SS&A Japan Equity Tracker | トヨタ自動車 3.79% | 三菱 UFJ フィナン 2.89% | キャノン 2.86% | 本田技研工業 2.00% | 三井住友フィナン 1.90% | NTT ドコモ 1.59% | みずほフィナンシヤ 1.53% | ファナック 1.33% | 武田薬品工業 1.25% | 三菱商事 1.22% | Total 20.4% |
| 31 | Stan Life Inv Japan Equity Growth Ret | 三菱 UFJ フィナン 5.10% | 三井不動産 4.70% | 日野自動車 4.70% | GREE 4.10% | NetOneSystems 3.90% | アンリツ 3.80% | 日産自動車 3.80% | セブンアンドアイ 3.60% | サンリオ 3.60% | オリックス 3.60% | Total 40.9% |
| 32 | Stan Life Inv Japanese Manager | 三菱 UFJ フィナン 4.82% | みずほフィナンシヤ 2.82% | JX ホールディング 2.72% | 三菱商事 2.50% | キャノン 2.15% | 本田技研工業 2.09% | 日立製作所 1.96% | NTT 1.92% | 旭化成 1.82% | トヨタ自動車 1.75% | Total 24.6% |
| 33 | Threadneedle Japan Ret GBP | トヨタ自動車 3.80% | キャノン 3.20% | 本田技研工業 3.00% | 三菱 UFJ フィナン 3.00% | 三井住友フィナン 2.40% | 武田薬品工業 2.10% | 三菱電機 2.10% | NTT 2.00% | NTT ドコモ 1.90% | 日産自動車 1.90% | Total 25.4% |
| 34 | Aberdeen Global Japanese Smaller | ナブテスコ 4.70% | マンダム 4.30% | ドクターシーラボ 4.00% | FCC ホールディン 4.00% | アシックス 3.90% | ビジョン 3.80% | サンエー 3.70% | リゾートトラスト 3.40% | 静岡ガス 3.30% | マックスバリュ東海 3.20% | Total 38.3% |
| 35 | AXA Framlington | UT ホールディング 1.90% | 日本エム・ディ・エ 1.80% | 角川グループ 1.70% | アイングループ 1.70% | エレコム 1.60% | トーカロ 1.50% | カルソニックカンセイ 1.50% | モノタロウ 1.50% | 遠藤照明 1.50% | インターネットイニシ 1.40% | Total 16.1% |
| 36 | Baillie Giff Japanese Smaller Companies A | ナカニシ 4.80% | スタートトゥデイ 4.40% | ドンキホーテ 3.80% | ソネットエンター 3.70% | ハマキョウレックス 3.50% | 日本 M&A センター 3.20% | ナブテスコ 2.80% | シスメックス 2.80% | 三井海洋開発 2.70% | ビジョン 2.40% | Total 34.1% |
| 37 | Invesco Perp Japanese Smaller | 楽天 5.96% | アンリツ 5.72% | 大気社 4.24% | 日本セラミック 4.12% | 丸和 4.01% | 戸田工業 3.69% | インターネットイニシア 3.12% | ビットアイル 2.51% | ワタミ 2.50% | 栄研化学 2.50% | Total 38.4% |
| 38 | M&G Japan Smaller Companies A Acc | カネカ 3.00% | NOK 2.90% | PAL グループ 2.80% | CAC 2.80% | ゲオホールディン 2.80% | クレディセゾン 2.70% | 図研 2.60% | 第一興商 2.50% | オンワードホールディ 2.50% | メイテック 2.50% | Total 27.1% |
| 39 | Threadneedle Japan Japan Smaller | 伊藤忠テクノソリュ 2.70% | 大日本スクリーン 2.40% | スカイパーフェクト 2.40% | 住友林業 2.20% | タムロン 2.20% | OSG 1.90% | カルソニックカンセイ 1.90% | ユージン精機 1.70% | ホクト 1.70% | ナブテスコ 1.70% | Total 20.8% |

上記ファンド・マネージャーが示唆したのは以下のような状況である。以前日本株は独立した投資対象と扱われることが多かったが、最近は図表 14 のような地域構成で、アジア・パシフィックの一部を構成する形での投資対象となりつつある。ただし、英国においてこのようなファンドの数は今のところ多くない。2012 年 1 月末、Asia-Pacific (incl. Japan) のカテゴリにおいて 9 本、また、Far East のカテゴリで 8 本が確認されている⁴¹。この場合に、中国やインドと比較されやすいというコンテキストにおいては、本来は、日本も IFRS のような世界統一基準でないと、そうしたファンドの中に組み入れられにくい要素の一つになりえる [Email, Inv. (Top securities firm, Senior Researcher, anon.)-A-Tokyo, Feb., 2012]。しかし、現段階では、中国（やインド）の会計基準が IFRS をベースにした信頼できるものになっているという感覚はまずないので、今のところ問題となっていないという見解である。

図表：14 - アジア・パシフィックファンドのホールディングの例

| 某アジア・パシフィックファンドの地域別ホールディング (2012 初旬) | | | | |
|--------------------------------------|---------------|------|------|--|
| Region | (%) | Rank | Prev | |
| Japan | 40.00 | 1 | (1) | |
| China | 14.50 | 2 | (2) | |
| Australia | 11.40 | 3 | (3) | |
| Hong Kong | 9.70 | 4 | (4) | |
| Korea | 6.80 | 5 | (5) | |
| Taiwan | 4.80 | 6 | (6) | |
| India | 3.40 | 7 | (7) | |
| Indonesia | 2.90 | 8 | (9) | |
| Thailand | 2.50 | 9 | (8) | |
| Money Market | 2.00 | 10 | (10) | |
| Singapore | 1.40 | 11 | (11) | |
| トータル | 100.00 | | | |

こうした見解に対し、比較的規模が小さい投資信託で比較的経験の浅い（日本株のファンド・マネージャーになって 2 年半）ファンド・マネージャーの証言は以下の通りであった。

インタビュアー： 今後、日本が IFRS をアドプションするとか、しないとか、言った議論があるのをご存知ですか？

ファンド・マネージャー： えーと、もうほとんど IFRS と同じであるということと、あといくつか違いが残っているということは承知しています。

⁴¹ また、別のカテゴリとしては Global があるがその中での日本企業の取り扱いについてはデータが取れていない。ただし、経済、ファイナンス、投資、会計の一般的なグローバルライゼーションの傾向を考えると、「このカテゴリの中に組み込まれる日本」というケースは増加していることは合理的に予想され、そうしたカテゴリの中での日本企業・証券という見方は重要性を増してゆくであろう。今後の調査の課題である。

- インタビュアー: どんな違いが残っているかご存知ですか？
- ファンド・マネージャー: 例えば、売り上げの計上基準が違うとか。
- インタビュアー: 、、、とか、他には？
- ファンド・マネージャー: えー、あといくつかあるのは覚えてるけれども、会計の専門ではないので。
- インタビュアー: ファンドマネジメントチームの中に日本の会計とか法務のエキスパートがいるということですか？
- ファンド・マネージャー: まあ、必要がある時に、適宜調べるという感じで（苦笑い：インタビュアーは、会計に関する知識とそれを調べる体制がほとんどないとの心証を得る。）。
- インタビュアー: なるほど。それでは、少し質問を変えて、ファンドマネジメント業にとって、IFRSによる世界統一基準の会計をどのようにお考えですか？
- ファンド・マネージャー: それはもちろん間違いなく必要なことです。比較可能性が高まりますからね、透明性も。
- インタビュアー: 透明性も比較可能性も本当に高まりますか？
- ファンド・マネージャー: それは、ほとんど定義上そうなるでしょう。何かご心配があるのですか？
- インタビュアー: いえ、透明性と比較可能性が高まるとおっしゃった時にどういう意味でそうおっしゃるのか確認したかっただけです。
- ファンド・マネージャー: それは、各国で違う基準でやられているよりは、統一基準で図られている方が比較可能性が高まるのは当然のことですからね。
- インタビュアー: では、仮に、あなたが、アジア・パシフィックのファンド・マネージャーで、中国とかインドとか香港とかインドネシアとか、日本を比べなければいけないとしましょう。その時、例えば、中国の政府の正式な立場は「中国は既にIFRSとサブスタンシヤルなコンバージェンスを終えている」となっていて、そうした状況では、やはり、中国企業の業績が世界的に比べ易くなっているのが有利だという感覚がありますか？

ファンド・マネージャー: 私はこの仕事の前はそうしたアジア・パシフィックファンドのチームにいたんです（注：だから、この点については詳しいとの示唆）。まあ、そうですね、基本的には。もちろん、中国の企業だから気をつけなければいけないところは沢山あるんだけど、会計の意味でいえば、IFRSで統一されていないと一手間あるという意味で、日本企業が不利になることはあり得る、、、まあ、ただ、各国の比率というのは大体決まっています、企業の中身を見てゆかなければならないのは確かなので、影響の度合いは大したことないでしょうけどね。

インタビュアー: 二つ質問させてください。一つは、その「大したことない」とおっしゃるその、「大したことない」程度・度合い。それからもう一つは、仮に、日本がほぼコンバージェンスを終えて、或いはIFRSアドプションをした場合には、中国企業と日本企業間の比較可能性は高まるように思われますか？

ファンド・マネージャー: 比較可能性の問題は、先ほど言った通り、それはIFRSに統一されていた方が比較可能性が高まることは確かです、、、それから、大したことないと言った時の程度については、定義するのは難しいけれども、日本の相対的地位が下がってきたときには、少し影響が出てくるかな、そうでもないか。まあ、所詮会計で投資を決定しているわけではないので。

[Int. Inv.(Investment firm, Fund manager, anon.)-A-London, Dec, 2011 ; trans.]

ここまでのインタビューを小括すれば、この比較的経験の浅いファンド・マネージャーは、一般論としてIFRSによる世界統一が透明性と比較可能性を促進するというレトリックを信じ歓迎しているが、その投資行動上の効果についてはあまり重要でないと感じている。しかし、UNIASプロジェクト（インタビュアー）は、このファンド・マネージャーが本質的な比較可能性についての程度理解しているかに疑問があったので、更に追加的に質問を課した。

インタビュアー: なるほど。もう少し、比較可能性について教えてください。仮に中国もコンバージェンスを既に終えて、日本もまあEUとの同等性評価も得ているんですけども、ほぼコンバージェンスも終えている状況で、日本と中国の企業を比較するというコンテキストで考えた時に、実際に透明性が高まって比較可能性が高まったとお考えですか。

ファンド・マネージャー: まあ、中国がどれほどIFRSに従った会計をきちんとやっているかということにもよるんでしょうけども。まあ、日本でも、オリン

パスのようなことはあるわけで、結局個々の会社を注意してみてもゆかなければいけないのは誰でもわかっていることだと思います。

インタビュアー:

個々の企業を丁寧に見てゆくという話は賛成です。ただ、すこし、会計制度論として、全体的な話をもう少し詰めたいんですけども、中国の IFRS とほぼコンバートし終わった会計基準書がどれほどのものであるかご存知ですか？同じ英語で書かれたもののベースで比べて、本物の IFRS の 10 分の 1 の厚さです。IFRS 自体がいわゆる原則主義で構成されているわけですから、中国版のものは更に原則主義的なのでしょうね。もちろん、その下には政府の指令書みたいなものがあるんですけども、私は中国はそれなりに注視していても詳細な情報がタイムリーに入って来ない、或いは実際に指令がどの程度運用されているかについては感覚がつかめない。まあ、いずれにしても、そうした状況で、あなたのようなファンド・マネージャーにとって、世界の多くの国で IFRS で統一された、或いは統一されつつあるという雰囲気を作られているんですけど、実際に透明性や比較可能性は高まりますか？少し誘導尋問のようになって申し訳ないですけども、少しお考えいただきたい。

ファンド・マネージャー:

いや、誘導尋問ではなくて、そうした事実を教えてもらって感謝します。なるほど、10 分の 1 というのはインパクト強いね(笑)。中国の会計士がどういう監査をするっていう論点もあるんでしょうね。そうすると、あなたの言っているのは、IFRS という言葉で透明性とか比較可能性が高まっているように見せられるけど実態は違いうるということですか？(インタビュアーは肯定するでも否定するでもなく曖昧にうなずいて証言を進めさせる)

、、、二つのレベルがあると思う。一つは、あなたが正しいんだろうと思う。正直に、会計とかコーポレートガバナンスでもなんでもいいんだけど透明性がどれくらい高まったかということについては、スキャンダルの可能性との関係で一般にはとても心配なんだけれども、IFRS のような国際基準に頼り切ってしまうところがある。お客さんからの希望で、というか圧力もあって、中国とかインドへの投資をしたいんだけど、怖くてできなかったものが、IFRS のようなものがあると、できてしまう。ある意味で、我々の責任回避ができるし、IFRS のようなものを信じて、そういうメンタリティーで投資をはじめないといけないというのが現実だと思う。だけど、以前に比べて比較可能性が高まったかと、今こう改めて質問されると、確かに怖いよね(笑)。我々個人が会計の細かいところまでチェックしているだけの余裕は全くないわけだし、時間もお金もないしね。だから、IFRS によって

最低限の透明性とか比較可能性が高まったという精神構造をもたないと仕事ができない。

もう一つは、そうした会計の違いがあつたとしてもどれくらい投資判断が違ふかっていう疑問。仮に中国の会計基準が違ふとしても、ここに投資するというディマンドは変わらないと思うし、我々は投資してゆかざるを得ないと思う、、、その意味では、、、

インタビュアー： すみません途中で、中国に投資が続くというのは分かるんです、経済成長が見込まれていますから。でも、逆に、日本はどうでしょう。縮小傾向が見込まれている中で、日本の会計が IFRS と違ふと言つた場合、それを理由に投資が行われぬというシナリオは考えられますか？

ファンド・マネージャー： それはまずないと思います。日本の基準が大変違ふということであれば別ですけども、一定レベルで比較可能な会計基準であれば、投資が行われぬということは考えにくいですね。所詮会計の話であつて、投資の本質的な部分ではありませんからね。

[Int. Inv.(Investment firm, Fund manager, anon.)-A-London, Dec., 2011 ; trans.]

上記二人のファンド・マネージャーの見解を少し長めに引用したのは、UNIAS プロジェクトで重ねてきた投資家やアナリストの多くのインタビューデータをよくまとめているように思われたからである。これらのインタビューの要点をまとめると次の四点にまとめられる。第一に、IFRS のような世界統一基準で企業比較ができるというアイディア（あるいはアイデア）については広くサポートされている。第二に、実質的な意味における透明性と比較可能性の促進については無知であるか、少し反省的に考えればすぐに懸念が生じる。第三に、仮に IFRS の透明性や比較可能性がレトリックであつたとしても、それが積極的な投資を進めるレジティマシー（合法性・正当性）を与えることがわかる。最後に、日本の会計基準が IFRS と異なつていても、一定の比較可能性が保たれる会計基準である限り、すぐに支障が生じるわけではないであろうという見解である。

この最後の点については、以下でもう少し、また次節でも詳しく論じる必要がある。まず、上記図表 13 の保有株式状況を参照されたい。日本株対象ファンドのトップ 10 に頻出するのは（小規模会社を対象とするストラテジーでもとっていない限り）いわゆる一流有名企業である。インタビュー時にサンプル的にトップ 10 以下をチェックしてもやはり有名企業が支配的であつた。この点に関し、ある別の大手投資顧問会社のファンド・マネージャーは次のように証言する。

ファンド・マネージャー： こうした状況（一流大企業が対象となっている現状）は今後も変わらないでしょう、全体的傾向としてはね。特に、国際間の比率

において日本株に対する魅力が下がっている状況においては、それはまずないと思います。大きなところだけがカバーされる傾向は強くなると思いますね。あまり、日本に時間をかけている余裕がないわけですよ、ダイヤモンドもね、中国なりインドなり、或いは東南アジアも今度は出てくるでしょうし。

インタビュアー： それでは逆に、日本が IFRS をアドプションして、財務諸表の組み換えなんか全く必要のないような状態にしてしまったら、小規模の会社も投資の対象となるようなことも考えられますか。

ファンド・マネージャー： 個別的にはそうしたことはあるでしょうけれども、全体の傾向として変化があるほどには考えにくいですね。これは私たちが小規模の会社とか、日本の会社の詳細を見ないということでもないし、日本が悪いとかいうことじゃなくて、日本が成熟してしまって、他の国が成長過程にあるという世界的な流れの中で、どうあがいても仕方がないことなんだろうと思います。（会計の専門家であるインタビュアーには）申し訳ないけれども、会計なんてものはそれほど重要ではないのです。

インタビュアー： もう一つ。では仮に日本が現状の会計基準を維持して、即ち IFRS をアドプションしないという決定をした場合には、ファンド・マネージャー或いは投資顧問会社としては日本株を調査しないとか買わないという結果につながりえますか？

ファンド・マネージャー： それも、まあ、まずないと思います。基本的に、日本株ファンドであれば日本を見ることは決まっているわけだし、Far Eastern ファンドでも、Global ファンドでも国別の割合というのは大体決まっているので、その割合を変化させる理由としては、会計などと言うのは小さなファクターなわけですよ。基本的に、我々は会計で投資を決めるわけではないので。

インタビュアー： ただ、昔、「レジェンド問題」というものがありました。

ファンド・マネージャー： あれは、Big 4 が自分たちの責任を回避するためにやったことであって、われわれの行動に何らかの変更を迫ったということは基本的にはありません。基本的にはというのは、「悪い」会社の株を大量に買っしまっていて、それが後になって会計上の粉飾をしていたことが分かったために、我々への責任追及が起らないとは言えないと、そういう意味において少しナーバスになった記憶はありますが、だからと言って結局違う会社の株を買うとか、そういうところまでは到底いかなかった。あれは Big 4 の保身術ですよ。

[Int. Inv.(One of largest investment firms, Fund manager, anon.)-A-<Disguised>, Feb., 2012]

上記3つのインタビューデータで明らかになったことの一つは、IFRSのアドプションは表面上の透明性や比較可能性を促進し、それが財務諸表データをよりどころとした投資の拡大につながっている可能性である。この点の重要性を更に考察するには、投資家のカテゴリーの中でも近年趨勢を増しつつある個人やアルゴリズムを駆使した投資家の存在を認識することであろう。こうした投資家に特徴的なのは、コンピュータソフトウェアで解析可能な、定量的で短期データを用いて短期的な利益の獲得を目的としていることである。パーソナルコンピューターやスマートフォンの普及、および、個人投資家をターゲットにしたウェブサイトの拡張、更にはXBRL等によるさらなる時間短縮とデータの変換可能性が、こうした投資家の趨勢と可能性を一層影響力あるものにしていく。昨今、外国為替市場では個人投資家の影響力が「Mrs. Watanabe」現象として問題になっている。今後10-15年で、注記のXBRL化が進み、新たな投資指標が一部のプレーヤーによってファッションのように喧伝され、また新興諸国の機関・個人投資家まで、手軽な端末機で外国株式の売買が容易にできるような状況が作られてくるとすれば、より短期的傾向が強くなり、ボラティリティも高くなる可能性がある。長期投資を哲学とし慎重なリサーチをもとに投資を実行しようとしている現在の洗練された投資家さえ不測の不利益をこうむることが考えられる。

国際的にも最も運用資産が多く、長期投資の哲学で知られるある投資顧問会社の役員は次のように証言する。

シニアマネジメント: …、あなたのおっしゃる通り、我々は今何をしているのかよく分からなくなる可能性がありますよね。…、我々のように、長期投資を哲学としている機関投資家というのは多くないんです、2割か、多くても3割。実は7割くらいの投資家はいろんな制度上の不完備なところについて、サヤ稼ぎで生きているんですよ。

…、こうしてやってきたわけなんです、結局こういうことになると、これが我々の目指してきた効率的な資本市場なのかということですよ。…、ある意味で、だれでも株が買える。誰にでも開かれた市場で、理論的には様々な情報が織り込まれた市場のように見えるのかもしれませんが、そうじゃないですよ。

…、あなたのインダストリーのレポートにもありましたね、「早すぎて考えている暇がない」という投資家の声。たしかに、我々も長期でやっていることにプライドがあって、これまで実際に伸びてきたわけですが、その一方で、ここまで短期志向の何も考えていない投資家がマーケットで勢力を伸ばしてくるとね、将来は分かりませんよ。どんどんボラティリティも高くなって、先が見えない。まあ、こうした素人をマーケットに巻き込んで、そこ

からお金を巻き上げてやることで生計を立てるような投資家が増えるのかもしれないし、それがマーケットなのかもしれませんが、長期的にはそうしたマーケットは経済を潰すことになるんでしょね、、、あなたの The faster the better? The more transparent, the better? という疑問は的を射た疑問だと思いますよ。

[Int. Inv.(Investment firm, Fund manager, anon.)-A-Tokyo, Aug., 2011]

② The faster the better? The more transparent, the better?

「財務報告においては情報がより早ければ早いほどいいのか、より透明性が高ければ高いほどいいのか?」とは、UNIAS プロジェクトが第 III 期に設定し調査を始めた研究上の問いである。多くの場合ファイナンスの世界では情報は早ければ早いほどいい、透明性が高ければ高いほど、そして情報量が多ければ多いほどいいということが無条件の内に前提とされ、それが制度設計の基礎となってきたように思われる。しかし、現実には多くのステークホルダーの関係を調整する役割を持つ会計には、ある一定の「適切なスピードとか半透明性」という概念が必要で、これを基礎に制度設計することがより安定的な公共の利益につながる可能性はないかという比較的未開発のテーマである。この辺はミクロ経済学的な考え方に加え、テクノロジー学、社会学等を含めて総合的に考察する必要がある。

一般論として、経営者とその他のステークホルダーの間の情報の非対称性を解消する必要性について異論はない。また特定の開示要求が明らかで、その他に何ら関連事項・懸念事項がない場合には、いち早く完全な透明性を追求することにも異論はない。日本の会計が国際的にも最も信頼できる会計基準の一つであると認識されるようになったのは、まぎれもなく金融庁、日本公認会計士協会、ASBJ 等における先達の努力の賜物であり、これまでの努力と成果はもちろん称賛に値する。我々の新しい疑問はそうした努力の結果、一定の国際的に比較可能な財務報告制度が確立されつつある中で、今度はどのレベルのスピードや透明性が経済社会運営においてオプティマムであるかという新しい問いである。こうした議論は、欧州で統一通貨ユーロが誕生したときに、世界の貨幣市場をオプティマムにするにはいくつの主要通貨が最適であるかという議論と似ている。

こうした疑問を提示すると、即座に「不良債権をすぐさま開示しなかったことが、失われた 20 年の原因である」といった一つの可能性が過度に強調されたり、情報開示や透明性という基本的な社会哲学に反対する犯罪者のように感情的に取り扱われたりすることがある。しかし、我々は情報開示や透明性という基本的な社会的要請を否定するものでもない。「不良債権をすぐさま開

示しなかったことが失われた 20 年の原因である」という可能性はあっても、20 年前に全ての情報を無条件に開示できなかつた社会・経済的・政治的要因も十分な解明はされていないし、また開示した場合の結末も検証しえない。また、例えば「2008 年の金融危機でインドが最も影響を受けなかつた理由は、インドが国際的な財務・金融システムに統一されることを拒んでいたからだ。透明性よりは保守主義を貫徹して、それから、国際的な取引もある程度ブロックしてクッションを持たせたからだ」という証言もある [Int. Bank (Central Bank, Senior Director, anon)-A-Delhi, Jul., 2010: Reg.(MCA, Minister, Khurshid)-A-Delhi, Jul., 2010]。世界の多くの証券市場で、値幅制限やサーキットブレーカーの制度があることを思い返す必要もある。少なくとも短期的には、全ての情報が即座に流れ、即座に利用されることが経済・社会的な厚生を最大にするわけではない。

こうした事例を考えてゆくと、表面的には透明性と比較可能性が高まった会計により、クロス・ボーダーでより迅速な投資が可能になったが、その度合いをどの程度に抑え、またどのようにコントロールするのかという議論は、財務報告制度と関連システムの中で一考に値する。ここで我々が示唆しているのは、あまりにも単純化された一般的な議論としての透明性や比較可能性のレトリックを無条件に所与として会計制度の世界統一の波に乗るのを当然とするのではなく、ある法域における今後 5 年から 15 年の中長期を見据えた特定の政策との兼ね合いで、適切なレベルの透明性や情報開示のスピード、比較可能性の追求を考察する必要があるということである。

この点について、大手機械メーカーの経営者の証言は興味深い。

経営トップ 、、、現実の経済社会の運営の観点からね、財務数値の役割というのは、常に無条件で透明で比較可能性が高ければいいというほど単純なものではないでしょ。例えば、国家戦略上の機密についてもそうで、この概念を企業の戦略上の機密の保護に応用して、適切なレベルでの開示というものを、（投資家側からでなく）企業側からの論理で再検討することも必要ですよ。、、、マネジメント・アプローチによるセグメントリポーティングなんて言うのは、どうかしてますよ。そんなもん、（企業としては）競争優位性が分からないようにセグメントを組み替えて外に出さざるを得ないわけね、これをまともに経営実態だなんて思う投資家がいたら、まあ、そういう人が多くなるんでしょうね、まあ、それでいいんですけれども。うまく騙されてもらわないと困りますからね。IASB もそこまで読んでこうゆう基準を作っているなら、そりゃ大したもんだな（笑い）。

、、、私にとっては、「含み益」というのは重要なコンセプトだなあ、それと保守主義。保守主義が入っていない会計基準は会計基準じゃないって言い切った委員がいたな、誰だったかな。私もそう思いますよ。、、、これは哲学でね、、、これがないと、長期的な経営がやりにくい、リスクもとりにくいですよ。こうし

た、含み益が隠されている、その隠されていることを了解するっていうのかな、大人にね、これを良しとするような報告制度というのがなぜ悪いように言われるのか、僕には不思議でならないね。まあ、難しいかなあ、、、世の中、完全に透明ならいいというほど、そう単純じゃありませんよ。

[Int. Corp.(TSE1 One of top heavy machinery companies,
Senior Executive, anon.)-A-Tokyo, May. 2011]

第三節では IFRS の（１）公正価値にの基づく資産負債アプローチと（２）原則主義に基づく世界統一基準という特徴が、特にその主要な受益者と考えられている投資家にどのような影響をどの程度与えるのか検討した。

（３）小括

まず一般論として、学術研究書や IASB の主張によれば、IFRS は契約の経済学のうちエージェンシー理論に基づき、経営者と投資家・株主の間の情報の非対称性を解消し、効率的な証券市場を作ることにより、資本コストを低減させる制度として推進されている。しかし IASB が公正価値と包括利益利用の論理的根拠とした Hicks の Income No. 1 については、投資家が有用と考える持続可能な利益概念ではないこと、また、多くの資産負債に公正価値が現存しないことを根拠として学界から疑問が呈されている。むしろ Hicks の Income No.2 で意識される実現概念が歓迎される傾向にある。このため IFRS で増大傾向にあるノンリサイクリング処理に対して否定的である。これに対し、洗練されていない多くの投資家からは包括利益は追加的な情報として歓迎されている。また、IASB も従来の当期純利益を消去したわけではなく、包括利益は追加的な情報として有用な情報を提供するとしている。しかし、いわゆる洗練され注意深い投資家からは公正価値や資産負債アプローチ、包括利益への批判的な見解が提示されている。これは、企業担当者からは原則主義の下の公正価値会計では透明性や比較可能性が損なわれるであろうことを示唆する証言が圧倒的に多かったことと整合的である。我々は今後、この点を「IFRS の第一基本問題」とラベリングし、原則主義の下の IFRS が想定する公正価値会計が財務諸表の透明性や比較可能性を実質的な意味で高めるかどうか、更なる論理と証拠をもって確認してゆく必要がある。これまで繰り返されてきた表面的なレトリックによる透明性と比較可能性に対する支持は否定されるべきである。

次に、世界統一基準という点については、洗練された投資家もその他の投資家も総じて便益を感じている。ただし、そうしたメリットは 1990 年代に例えば日米企業の国際比較分析が、各国の

GAAPによる会計数値では不可能に近かった状態と比べてのことであろう。洗練された投資家によれば、今日までに国際的なコンバージェンスが相当に進んで一定の比較可能性が達成されていることを反映して、さらなる世界統一基準の必要性の程度は非常に限定されている。このことは、「所詮投資は会計を基準にして決めるものではない」という、一定の比較可能性が達成された段階での、会計の証券市場における非重要性を反映している。一部の洗練された投資家は、世界統一会計基準が企業経営の実態をより深く分析するデータや時間的余裕も提供しているとの見解を示す。しかし、企業財務担当者やIR担当者の多くはそのような本来的で有用な効果を感じていない⁴²。この意味での「会計の非重要性」に関しては、本報告書のインタビューデータに何度も現れる。我々はそれを真摯に受け止める必要がある。我々の関心は、会計を世界統一することそのものではなく、それが企業経営や経済社会に与える影響である。会計が世界統一化されることのメリットは狭義の会計学の論理からすれば単純明快で理解を得られやすいが、これが企業経営、産業発展、マクロ経済統制、斜陽経済管理などへ与える影響に関する検討は始まったばかりである。すなわち、ここでの問題の本質は、会計基準の改良やコンバージェンスなどを通じて一定程度の透明性と比較可能性が確保されている現時点で、今後も他のステークホルダーの便益を犠牲にしてまでIFRSによる世界統一を推し進めるべきであるのか、という問題である。さらにいえば、個別の投資家にとってのベネフィットが必ずしも明確ではない場合に、レピュテーションの問題も含め、果たして市場全体におけるベネフィットがどれほど存在するのだろうか。こうした点については今後さらに検討を行う必要がある。今後の会計改革は誰のために進められてゆくべきなのか、多くのステークホルダーとのコンサルテーションが重要になる（「IFRSの第二基本問題」）。この点は次節で論じる。

そうした論点に移る前に、確認されるべき大切な点を指摘しておきたい。現在までに、多くの実証研究が、IFRSの強制適用と資本市場との間にポジティブな関係を見出している。しかし、この結果を盲信して、IFRSの適用がより効率的な資本市場を創造したと結論付けるのは早計である。こうしたポジティブな関係は、世界の多くの国において上場企業の財務諸表が差異調整等をせずに短期にコストをかけることなく比較可能となったために、短期的な財務諸表数値と株価の関連性が高まるだけでも達成可能である。一般に、両者が高い関係にあるという統計的事実は、それが望ましい適切な関係であることを必ずしも含意しない。そのため、企業の本質的で持続可能な利益に基づく企業価値評価・株価が適正に形成されるに至ったという結論には至らない。

⁴² これは洗練されていない投資家が「より透明でより比較可能である」とラベリングされた会計数値に依拠しすぎ、表面的な算術分析に終始し経営実態を読み込む努力をしなくなったとの見解も関係している [Int. Ind. (JIRA, Senior member and researcher, anon.)-A/B-Tokyo, Dec., 2011]。

本来、市場性のない資産や負債を原則主義に基づいて測定しなければならない IFRS 体制下では、事実上透明性や比較可能性が損なわれる可能性が指摘されており、多くの実証研究もそうした結果を示している⁴³。本質的には投資家にとって有用とはなり得ない会計数値であるにも関わらず、「公正価値による」「透明性や比較可能性の高い」「高品質の」「世界統一基準」というラベリングのために、表面上効率的な市場を作り出している可能性がある。IFRS というお墨付き会計基準の使用自体が表層的な会計分析による投資にレジティマシー（正当性）を与え、ファンド・マネージャーらに企業の経営の実質を見るよりも迅速性を優先した投資意思決定を行う傾向を促しているとの見方もあり、これは IR 協議会担当者や企業 IR 担当者の見方と一致する。その結果、不合理ながら目新しい投資判断指標が開発、宣伝、ファッション化され独り歩きし、投資意思決定やひいては経営方針に影響を与えている可能性がある。また XBRL や汎用性の高いパーソナルコンピューター等の多用も相まって累積的にハイパーリアリティーを形成している可能性がある。本来（ミクロ的には）経営実態を忠実に表象せしめることによって慎重で詳細な経営分析を可能にする会計が、（マクロ的には）かえって表層的で安易な経営分析と投資を促進しかねないという、合成の誤謬、パラドックスを起している可能性がある。

会計制度や資本市場の調査を専門としているインタビュー어의多くが「、、、会計数値と株価のポジティブな関係が増してきたとしても、、、これが長く会計士や規制団体が目指していた資本市場の姿なのか」と疑問を呈する [e.g., Int. Inv.(Nomura, One of senior managers, anon.)-B-Tokyo, Aug., 2011]。数値を見ていち早く投資意思決定が出来る（または見ずともコンピューターが機械的に処理できる）会計と、企業の実態を深く分析させて効率的な投資判断をさせる会計とは異なりうる。IFRS が作り上げている新しい資本市場は、理論が想定していたような効率的な市場ではないかもしれない。そうして作られた新しい証券市場の影響を受けて、更に新しい経済事実が作られてゆき、累積的なテクノロジカル・ディターミネーションの危険を冒す可能性が指摘されるだろう。このような市場が、安定的で経済社会の厚生を高めるような制度なのか注視してゆく必要がある。（IFRS の第一基本問題と非常に関連性が深い、透明性や比較可能性を超えて、ハイパーリアリティーやテクノロジカル・ディターミネーションの危険を形成している可能性を重視して「IFRS の第三基本問題」とする。）前述したオーストラリアやニュージーランドなどで問題となりつつある基礎的・恒常的利益(Underlying Profits)をめぐる問題も、こうした「IFRS の第三基本問題」のリスクをさらに増幅させる可能性もある。

⁴³ すでに触れたように、補節および Brüggenmann *et al.* [2012] を参照されたい。

以上で我々が示唆しているのは、改革されつつある会計と経済社会の関係である。これまで我々は、投資家や証券市場のために透明性と比較可能性を追求することに方法的懐疑を適用してこなかった。しかし、例えば、今後5年–10年にわたって日本のマクロ経済コントロールする、或いは「斜陽経済のマネジメント (Management of Declining Economy)」という国家戦略の必要性と、企業情報の特定の側面 (例えば公正価値) を優先し、それを可能な限り透明化・比較可能化し、世界的に共有するという政策は互いに整合的でない可能性がある。仮に証券市場政策に限った場合でも「長期に保有してくれる日本国内の投資家・株主をサポートする」制度を確立したいという目的があるとすれば、公正価値を中心とした会計よりも適切なレベルの保守主義を擁護する会計に立ち返ることも考えられる⁴⁴。我々は、証券市場における透明性や比較可能性の重要性を否定したり軽視したりするものではない。そうではなく、無条件に、世界統一的に、特定の意味での透明性や比較可能性を追求するだけでなく、一定の条件・制約の中での適切なレベルの透明性を経済社会のマネジメントとの関連において考えることの必要性を示唆しているのである。

ここで適切なレベルの透明性というのは、近年、人類学的経営学の分野で注目を集めつつある「(二つの意味での) 創造的無知」と関連している。例えば、1960年以降のオリンピックゲームという巨大プロジェクトの管理を考察する。Stewart (2012) によると (50年前のローマオリンピックを除き) すべてのオリンピックで予算超過となっており、ここには、二つの意味での、「創造的無知」が積極的に関与しているとの見解である (cf., Rayner, 2012)。二つの意味での創造的無知とは、一つにはオリンピックの予算管理 (或いはその知識) についてあまり透明にならないようなシステムが意図的に創造されているという意味と、その無知がオリンピックの運営上は有益・創造的に機能しているという意味である。例えば、オリンピックのマネジメントにおいては、予算を守らなければいけないという基本的なモラルや契約があり、それに近似した形で実行されるものの、実際には予算を上回ることが予想されていることがある。そして、それを暗黙の裡に許容するような予算体制の方が、プロジェクトの経営において最善の結果を生むという経験的事実が指摘されている。投資家のための公正価値会計の下では、保守主義会計による含み益経営は (特に投資家側からは) あたかも粉飾まがいの不透明経営のように論ぜられるが、保守主義によって創造された「含み」は「創造的無知」として積極的に見直されるべきであるのかもしれない。

オリンピックなど長い歴史の中で醸成されてきたシステムの中には、こうした「創造的無知」

⁴⁴ ここで「適切なレベルの」と条件付けをするのは、保守主義の過度な強調が、公正価値測定による過度の評価損失の計上を後押ししてきた側面も観察されたからである。

と称される知恵が内在化している傾向がある。日本企業は他国と比べるとその寿命が長いことで知られている。そうした歴史の中で、景気の良い時期に保守的な会計処理を行い、景気の悪い時期にはむしろ利益を下支えすることで利益を安定化させる知恵を身につけてきたということができるかもしれない。実際に、利益とキャッシュ・フローの乖離度を示す平準化の程度を他国と比較してみても、日本企業は圧倒的に他国と比べて利益とキャッシュ・フローの乖離が小さいことが確認されている（加賀谷 [2012]）。こうした企業経営としての姿勢が企業会計の中に埋め込まれていると解釈することもできる。

本節では IFRS の投資家への影響を中心に批判的に考察してきた。次節では財務諸表作成者側やその他の広範なステークホルダーに与える影響について検討していく。

第四節: 投資家以外のステークホルダーへの影響

前節では IFRS 導入の最大の受益者であると考えられている投資家への影響を考察してきた。しかし、欧米においても、日本においても投資家やアナリストの声は少なく、その反対に企業から特にネガティブな懸念が表明されていることは周知のことである。この点、2012年1月時点の有力産業団体関係者からのヒアリングによると、2009年以降 IFRS の任意適用が認められているにもかかわらず、その採用数が伸びないことを分析して、次の証言を得ている。

産業団体関係者 1 私どもの調査対象会社（注：メンバー企業の中でも一般に有力で国際的な企業群）でさえ、そういう状況です（1/3 は任意適用を考える、1/3 は強制適用されれば仕方なく受け入れる、1/3 強制適用はなされるべきでない）のでねえ、企業一般からすればメリットはないということでしょうね。。。企業がメリットを感じていませんからね、強制は厳しいかなと思います。

産業団体関係者 2 いやあ、このままでは任意適用は増えませんよ。

インタビュアー 20 - 30 社位いきますか。

産業団体関係者 2 いやー、このままじゃ数社じゃないの。経営者がメリット感じてないもの。

[Int. Indus.(All together, four senior members, Industrial Association)-A/B-Tokyo, Jan/Feb., 2012]

また、2012年3月現在、米国において IFRS 導入が滞っている状況を評して米国の関係筋は次のように説明する。

（2008年時点で米国 SEC の Cox 議長が IFRS のアドプションをも示唆するまでに至った事情はいまだにはっきりしないが）現在 IFRS の導入が少なくとも遅れているのは、トップ企業以外の企業にメリットがないことが明らかで、特に不景気の下、会計などに費用を費やしている余裕がないという事情がある。

[Email. IASB/Acad.(US Academic close to IASB)-n/a-<Disguised>, Spring, 2012 ; trans.]

IASB 関係者 一般に、企業にメリットが感じられていないということはある。SEC においても、会計それ自体が重要でないという事情もある。

[Int. IASB.(US national, close to senior circle of IASB)-A-<London>, Spring, 2012; trans.]

こうした反応が、日本の上場企業全体を見て一般的に当てはまるのか、小津・梅原（2011）はコスト・ベネフィット分析を公表している。また、米国でも同様の試みは Hail *et al.* (2009) によってなされている。こうした研究の示唆するところは概ね一致しており、まず短期の比較的大きな財務コストの負担感が指摘される一方で、将来のベネフィットは長期にわたってのみ得られるものであり、現時点では認識されにくい。さらに、会計士との交渉やシステムの更新に要する将来コストの増加についての懸念も表明されていた。

しかし、こうしたアンケート・サーベイのような方法によって、IFRS 適用の効果を結論付けることには慎重性が求められる。投資家やアナリストは IFRS の導入により自動的に受益することが予定されているのに対し、企業の側は多くの人的、資金的、時間的犠牲のもとに投資家のための会計を作成しなければならないという構造で認識されているため、仮に IFRS の導入により企業側にメリットがあるとしても、一般に IFRS 導入反対の意見が多くなるのは当然のことであるとの見解があり [Email. Inv. (Senior researcher, ex-analyst/investor, Top research firm)-B-Tokyo, Feb., 2012]、UNIAS プロジェクトもこうしたバイアスに注意する必要があると考えた。

1. 先行適用企業のケース・スタディー

そこで、以下では、IFRS のメリット・デメリットを詳細なインタビューデータによって記録する。伝統的な会計学研究では 1970 年代より「会計基準の経済的帰結 (Economic Consequences of accounting standards)」をテーマとして様々な論文が発表されており、会計基準がどのように経済活動に影響を及ぼしうるかという点についてヒントを与えてくれている (e.g., Zeff, 1978)。ただし、今回は統計的なデータが取れるほど日本における IFRS が浸透していないため、インタビューの方法をもって、会計基準の帰結を調査しようとするものである。以下ではまず、上場企業に対する影響を調査し、その後、他のステークホルダーへの影響も含めて、できるだけ経済社会全体への影響の理解を深めたい。

メディアを通じて、日本電子工業株式会社、花王株式会社、日本板硝子株式会社、日本たばこ産業株式会社 (JT)、武田薬品工業株式会社、HOYA 株式会社と、いわゆる大手商社が IFRS の積極的な推進・適用会社として報告されている。にもかかわらず、こうした企業群に対する詳細な聞き取り調査がなされていないのは UNIAS プロジェクトにとっては驚きであった。また、UNIAS プロジェクトの目的である、情報交換・コミュニケーションの深化の必要性を確認させた。UNIAS プロジェクトでは、2006 年を皮切りにこうした企業の「ほとんど全て」に対しインタビューを実施した。ここで「ほとんど全て」としたのは、全ての企業に当てはまるものではない可能性を残

すことによってインタビューの保護に努めるためである。典型的には各社の本社において、財務担当取締役、部長、課長レベルのパーソネルに対し1時間半程度のインタビューを実施した。前半はほぼフリー・アソシエーションの方法により、企業の視点からのメリットとデメリットを自由に表現してもらい、後半は半構造的インタビューにより日本全体を見た場合の影響を推論するにあたり有用であるよう標準的・定型的データを入手するよう努めた。各企業のケース・スタディーは非常に有用な情報を提供するが、その詳細は本報告書では割愛せざるを得ない。ここでは、各社に共通し或いは上場企業全体の会計制度を考える上で重要な項目を取り上げる。

メリット：グループ内財務諸表・管理の統一

まず第一に特徴的であったのは、IASBの主張する投資家との関連における資本コストの低減を、企業側から積極的にメリットとして話し始めたケースはなかったことである。インタビューの後にまとめとして入手した企業作成資料のうち、典型的なものは以下のようなものである。

図表：15 - 個別企業 IFRS 導入メリット・デメリット

| IFRS 導入に関するメリット・デメリット | |
|-----------------------|---|
| (1) | メリット ① 財務報告体制のグローバル化 > 既に多くの関係会社所在国で採用されている IFRS をグループ共通のモノサシにすることで、 <u>現行の基準差調整を minimize し、長期的な決算コスト低減可能</u> 。延いてはボトム・アップ体制への円滑な移行が期待される。 ※影響度調査の対象とした約 100 社の主要子会社・関連会社のうち、会社数ベースでは約 40%、PAT ベースでは約 80%が既に IFRS 導入済み > 経理人材確保の面においてもグローバル・ベースでは米基準よりも IFRS に精通した人材の方が確保し易い。 ② M&A における意思決定・PMI (Post Merger Integration) の迅速化 海外投資の多い当社にとっては、多くの国で採用されている IFRS を導入することで、買収判断や PMI の迅速化が期待出来る。 ③ 内部統制の強化 (連結経営の深化) 全世界ベースでの会計方針と報告体制の統一化が可能。 |
| (2) | デメリット ① Moving target (基準改訂やコンパジェンスの遅延) リースや収益認識等、基準改訂が遅延しているものや、金融商品会計の様にコンパジェンスが滞っている分野については基準設定主体の動向により大きな影響を受ける。 ② 各報告制度によって異なる提出資料 例えば○○○○ <Disguise> 親会社では： > 連結財務諸表には IFRS > 個別財務諸表には日本基準 > 法人税法上は日本基準 ③ IFRS の実務上の解釈 原則主義であるが故に解釈が難しく、作成者や監査人、利用者等、異なる立場の者が共通の理解を持つ必要があると感じている。 ④ 監査主権の欠如 IFRS の解釈に関して日本の監査法人のみで決めることが出来るケースは少なく、多くの場合 UK や欧州の事務所に照会しなければならない。 |

[Doc. Email after Int. Cor.(TES1 General Trading House, CFO et. al)-A-B-Tokyo, Jan., 2012]

前 IASB 議長である David Tweedie 氏は、IFRS 適用に伴う比較可能性の向上が、主な投資リスク（すなわち、各国間の会計基準の差異が十分に理解されていないという問題）を取り除き、資本コストを低減させることを主張してきた（Tweedie [2006]）。しかし、こうしたメリットを実感している企業はなかった。実際には、後述するように経営管理上のメリットの話を終えたのちに、インタビュアーの側から資本調達に話を移し、その段階で初めて資本調達上のメリットを表現する企業があった。また、そのメリットの程度について質問しても、次のような回答が一般的であった。某東証一部上場企業の副社長は次のように表明する。

副社長 （特に顧客や資本調達の観点から）当初、トップとしては、グローバル企業としてやってゆく以上、当然 IFRS を使うという感覚だったですし、今もそうです。、、、（経営管理上のメリットについての説明が続く）

インタビュアー 経営管理上のメリットをご説明いただいたわけですが、今度は投資家さんから、よくぞ、IFRS を使ったというような評価を受けることはありますか？

副社長 うむう、、、それは特にはないですが、まあ、〇〇（経済的に発展している某地域の一つ <Disguised>）で資本調達がきちんとできているので、評価してもらっているということだと思います。、、、他社に先行して適用していますからね、そのメリットはあるかもしれません。

[Int. Cor.(TES1, V-President, in charge of Acc.)-A-Tokyo, Feb., 2012]

ここに先行適用メリットについての証言があるが、他社 CFO は、異なった見解をもっており、IFRS の早期適用は先行適用に伴うメリットを得ることにその目的があったが、そうしたメリットさえなかったと証言している [Doc. Cor.(TES 1, CFO, FSA/MET memo)-A-Tokyo, Feb., 2012] 。

また、別の会社の財務担当課長は次のように表明する。

東証一部・財務部部長 まあ、もちろん、資本コストの低減ということが言われるわけですがけれども、IFRS を使ったからと言って特に資本コストが下がったという感覚はありません。IFRS を採用していないから、資本コストとか借入利率が高くなるということがあればそれは問題ですけれども、それはまずないので。それ（資本コスト論）よりは、経営管理に関するメリットですね、当社が感じるのは。

まあ、資本コスト（注：資本調達コストのことを指すと思われる）の計算というのが難しくて、IFRS 対応にかけた費用をコストとすると、かえって随分高いわけですし、まあ、これを一時費用とみるか、今後も継続的に増えていくのかね。会計士さんに対する費用は継続的に増えてゆく

と思うので、、、あまり、資本コストが安くなるという話はないんじゃないですかね。日本基準でもまだ出さなきゃいけませんしね。以前に思っていたイメージ（注：世界単一会計基準で資本コストが安くなるというイメージ）とはだいぶ変わってきましたよね。

[Int. Cor.(TES 1, Director of Accounting Dept.)-B-Tokyo, Feb., 2012]

こうした資本調達に関するメリットが特段積極的には認識されていないのに対し、すべての会社のフリーアソシエーション・インタビューで一番のメリットや目的として挙げられたのは、国際的に展開した事業の管理の効率化であった。海外子会社や在外事業所の業績評価や内部統制管理のために、各国共通のIFRSが有効に働くということが一番に強調された。IFRSのメリットは「公正価値会計」ということではなく、社内の管理や業績評価の「世界的統一化」という観点からの利点という側面が強調されて認識されている。

東証一部・商社部長 一番のメリットは内部管理ですよ。うちは海外子会社が〇〇社<Disguised> あるんで、経理基準の統一というのはそれなりにメリットはあります、、、連結作業はの方がね。（注：「簡単です」という意味が省略されていたと思われる。）。

、、、まあ、それと関連するんですが、子会社のパフォーマンスと、社長の業績評価は影響を受けますよね。まあ、良し悪しはあるんですけども、一応統一的な評価ができる。

[Int. Cor.(TES 1, Trading house. Director of Acc.)-B-Tokyo, Feb., 2012]

経営管理におけるメリットについては、それを積極的に見出し創出してゆこうとする態度が明らかであった。某一般事業会社の執行役員は「どうせやるならできる限り積極的にやっけて行こう」という態度であったことを表現し、さらに、そうした積極性がなければ、経営上のメリットも得られないであろうことを主張した。

東証一部・財務担当役員 （収益認識の）検収基準だってね、大変なんですけれども、これをキチンと現場におろしてね、現場の責任できちんと管理させるわけです。キチンとお客様のところに商品が届いたということが経営上も重要な管理事項なわけですから、これが終わっていないと収益も立てられないんだということを現場に徹底するのは必要なことなんでね、これをIFRSの導入を機会に進めることができる、、、そういった積極的な姿勢がないと、何も変わらないですよ。

[Int. Cor.(TES 1, Executive Officer, In charge of Acc.)-A-Tokyo, Feb., 2012]

インタビューの終了間際に、後述の IFRS の強制アドプションのメリットに関するサーベイデータを集めた際にも（図表 19 参照）、同執行役員は同席した同僚のつける点数よりも低い点数を付け、これは、強制によって嫌々やらされても IFRS のメリットは得られにくいとの考えによると説明された。

大手商社はそろって IFRS の任意適用を推進しているものと認識されている。その多くは海外資金調達を積極的に利用していることに加え、100 を超える海外子会社を擁し、その世界統一的管理・売上債権管理等を積極的に推進する必要があったからと説明され、IFRS を積極的に経営管理に資するように導入する姿勢がうかがわれた。或いはそうした積極的態度を持って進めない限り IFRS によるメリットは限定的であるとの見解が示された[Int. Cor.(TES 1, Four general trading houses, V-President, etc. altogether 17 workers)-A/C-Tokyo, 2006-2012] 。

2. 「のれん」の非償却というメリット

IFRS の「世界統一基準」という性格に加え「公正価値会計」であることから得られるメリットが多くの企業に認識されていた。ただし、これは、「のれん」と「開発費」という特定の科目についてのみ認められたものであって、「包括利益」についてのメリットについては一社を除きメリットを認識していなかった⁴⁵。以下では、「のれん」と「開発費」に関するインタビューデータを紹介する。

欧米の上場企業を概観すると、「のれん」が貸借対照表上で占める割合が 4 割を超えるような企業が多いことに気が付く。これは一つには M&A を通じた成長戦略モデルが比較的定着していること、またもう一つには、US-GAAP と IFRS においては「のれん」の定期償却が求められていないことが挙げられる。FASB は従来「のれん」を 40 年以内に償却するものと定めていたが（APB 意見書第 17 号：1970）、2001 年に SFAS 第 142 号にて定期償却を禁止した。IASB も同様に、IAS

⁴⁵ この「包括利益」についての前向きな意見は、あるメーカー/電機会社の中堅幹部より証言された。「景気が悪くてね、国際的にも競争力が下がっている状況では、取れるところを取ってゆかざるを得ないわけです。これはトップも同じ理解です。」[Int. Cor.(Production/Electronics, Middle management of accounting Dept.)-B-Tokyo, Dec., 2011]。この証言は、どのような科目に関しても、最終的には包括利益で評価・比較される以上、それを最大限にするような経営行動や会計方針で臨むことが全社で合意されているとのことであった。参考までに、同様の表現はソニー株式会社の担当者の説明にもみられる（日本銀行金融研究所 [2010] p. 37）

第 22 号で求めていた定期償却を改し、2003 年の IFRS 第 3 号にて規則的償却を禁止し、代わりに減損テストの導入を決めたものである。これに対し我が国の立場は際立って異なっていた。同 2003 年、企業会計基準審議会は「企業結合会計に係る会計基準」を公表し、「のれん」は 20 年以内に規則的に償却されなくてはならないとされた。これは、欧米の「のれん」非償却化が、いわゆる「持分プーリング法の禁止との引き換え」やノーウォーク合意後のコンバージェンスにかかわる政治的妥協の産物であったのに対し [e.g., Int. IASB (ex-Board member, IASB)-A-London, Jun., 2009]、日本では「のれん」の適切な償却は近代会計における利益計算の根本にかかわることとして、最大限の努力が払われた結果であると説明される（斎藤 2009, chs., 1, 2, 18；Int. Acad./Reg.(ASBJ, ex-Chairman, Saito)-A-Tokyo, 2008 & 9）。

欧米上場企業の状況に対し、日本の上場企業では「のれん」割合は多くても平均して 4 %程度、例外的に最高でも 30 %程度に留まっている。しかし、昨今の円高に支援されて M&A 活動が盛んになり、「のれん」の額は上昇傾向にある（図表 16 参照）。こうした中、金額的重要性の高い「のれん」の測定を経営者の判断にゆだねる会計基準についてはいくつかの危惧が表明されてきた。一つには、M&A 活動によって増大するであろう収益に見合う費用（のれん償却費）が計上されないことによる利益のかさ上げである。もう一つは、のれんの減損を戦略的な時期と金額で行うことによる創造的会計の増大の可能性である。前者は企業にとっては一種のタブーであり、インタビューにおいては UNIAS プロジェクト側から質問しない限りデータは取れないであろうとの予想であったが、予想に反し、ほぼすべての企業において IFRS 採用の主要なメリットとして証言された。例えば、「のれん」の割合の大きなある企業の会計担当中堅幹部は以下のように言う。

東証一部・財務課長 （IFRS の経営管理上のメリットの説明の後で）、、、それと、重要なのは「のれん」ですね。うちはデカイですからね。（同社は）これでも <Disguised>] なわけで、国際比較をされる以上は、やはり同じ土俵で戦いたい。、、、IFRS でようやくですよ、同じ基準で比較してもらえ、、、、。理論的には、「のれん」の償却は定期的になされるべきだと思うんですけど、そこは現実でね、やはり、償却は厳しい。

、、、特に経営トップが気にするんですよ。（気にしているのは）投資家というよりも（新聞で）どう報道されるかっていうところです。

[Int. Cor.(TES 1, Consumer Product/Electronic, Middle management of accounting Dept. *et al.*)-B-Tokyo, Feb., 2012]

図表：16 - のれん総額によるランキング

| | 企業名 | 業種名 | 決算期 (年月) | 会計 基準 | のれん (百万円) | 売上高 | | 総資産 | |
|----|---------------|------------|-------------|----------|--------------|------------|-------|------------|-------|
| | | | | | | (百万円) | 比率 | (百万円) | 比率 |
| 1 | 日本たばこ産業 | 食料品 | 2011/03 | 日本 | 1,147,816 | 6,194,554 | 18.5% | 3,571,927 | 32.1% |
| 2 | パナソニック | 電気機器 | 2011/03 | 米国 | 924,752 | 8,692,672 | 10.6% | 7,822,870 | 11.8% |
| 3 | ソフトバンク | 情報・通信業 | 2011/03 | 日本 | 839,238 | 3,004,640 | 27.9% | 4,655,725 | 18.0% |
| 4 | 日本電信電話 | 情報・通信業 | 2011/03 | 米国 | 747,526 | 10,305,003 | 7.3% | 19,665,596 | 3.8% |
| 5 | キリンホールディングス | 食料品 | 2010/12 | 日本 | 562,492 | 2,177,802 | 25.8% | 2,649,197 | 21.2% |
| 6 | ソニー | 電気機器 | 2011/03 | 米国 | 469,005 | 7,181,273 | 6.5% | 12,924,988 | 3.6% |
| 7 | 富士フイルムホールディング | 化学 | 2011/03 | 米国 | 344,444 | 2,217,084 | 15.5% | 2,708,841 | 12.7% |
| 8 | 東芝 | 電気機器 | 2011/03 | 米国 | 283,453 | 6,398,505 | 4.4% | 5,379,319 | 5.3% |
| 9 | リコー | 電気機器 | 2011/03 | 米国 | 221,063 | 1,942,013 | 11.4% | 2,262,396 | 9.8% |
| 10 | 武田薬品工業 | 医薬品 | 2011/03 | 日本 | 217,123 | 1,419,385 | 15.3% | 2,786,402 | 7.8% |
| 11 | エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 情報・通信業 | 2011/03 | 米国 | 205,573 | 4,224,273 | 4.9% | 6,791,593 | 3.0% |
| 12 | 花王 | 化学 | 2011/03 | 日本 | 179,225 | 1,186,831 | 15.1% | 1,022,799 | 17.5% |
| 13 | オリンパス | 精密機器 | 2011/03 | 日本 | 175,472 | 847,105 | 20.7% | 1,063,593 | 16.5% |
| 14 | セブン&アイ・ホールディン | 小売業 | 2011/02 | 日本 | 172,186 | 5,119,739 | 3.4% | 3,732,111 | 4.6% |
| 15 | 日立製作所 | 電気機器 | 2011/03 | 米国 | 171,500 | 9,315,807 | 1.8% | 9,185,629 | 1.9% |
| 16 | ダイキン工業 | 機械 | 2011/03 | 日本 | 170,561 | 1,160,330 | 14.7% | 1,132,506 | 15.1% |
| 17 | 住友商事 | 卸売業 | 2011/03 | IFRS | 168,369 | 8,349,371 | 2.0% | 7,230,502 | 2.3% |
| 18 | 協和発酵キリン | 医薬品 | 2010/12 | 日本 | 162,659 | 413,738 | 39.3% | 695,862 | 23.4% |
| 19 | 三菱ケミカルホールディング | 化学 | 2011/03 | 日本 | 154,844 | 3,166,771 | 4.9% | 3,294,014 | 4.7% |
| 20 | エーザイ | 医薬品 | 2011/03 | 日本 | 128,450 | 768,914 | 16.7% | 1,046,291 | 12.3% |
| 21 | SBIホールディングス | 証券、商品先物取引業 | 2011/03 | 日本 | 126,297 | 141,081 | 89.5% | 1,293,606 | 9.8% |
| 22 | キヤノン | 電気機器 | 2010/12 | 米国 | 125,189 | 3,706,901 | 3.4% | 3,983,820 | 3.1% |
| 23 | エヌ・ティ・ティ・データ | 情報・通信業 | 2011/03 | 日本 | 117,907 | 1,161,962 | 10.1% | 1,468,617 | 8.0% |
| 24 | 田辺三菱製薬 | 医薬品 | 2011/03 | 日本 | 115,682 | 409,540 | 28.2% | 818,705 | 14.1% |
| 25 | 日本板硝子 | ガラス・土石製品 | 2011/03 | 日本 | 107,690 | 577,212 | 18.7% | 868,588 | 12.4% |

また、他社の連結会計責任者は次のように証言する。

東証一部・財務幹部 (やはり、IFRSの経営管理上のメリットの説明の後で)、、、まあ、なんと
 といっても、当社は大きな買収を[しました/します<Disguised>]か

らね。、、、この償却費が有るか無いかは大きいですよ。その償却費がなくて済むというのは、ある意味で、というか、やはりメリットですよ、競争上の問題として。

インタビュアー その辺いかがお考えですか、「のれん」は理論的に償却されるべきでないか？

東証一部・財務幹部 いや、理論的な話ではないですよ、私の言っているのは。現実の話として、（競争/競合）相手が償却しない以上、こちらが償却ベースで勝負しなければいけないのはね、ちょっと。理論的に言えば、償却すべきだと思います、ですよ。、、、保守主義というのがないのは、ちょっと気持ち悪いですよ、何か得体のしれない大きなものがBSに載っている（というのは気持ち悪い）。

[Int. Cor.(TES 1, Production/Pharma/Chemical, Middle management of accounting Dept.)-B-Tokyo, Feb., 2012]

ここで注意すべきは、市場の情報が完全的で「のれん」の償却方法によって実態が変わらないことが周知されていれば上記のようなインタビューデータは得られないはずである、ということである。或いは財務諸表の利用者として洗練された投資家を前提とすれば「のれん」の償却の有無は問題にならない。しかし、現実の市場では企業（特に社長）はメディアにどのように報道されるかということを相当程度に気にしている。また、洗練されていない投資家やステークホルダーが「のれん」の会計方法によって受ける影響を意識していることである [Int. Cor.(TES 1, Consumer Product/Electronic, Middle management of accounting Dept. et al.)-B-Tokyo, Feb., 2012]。

「のれん」の減損処理に関してのもう一つの問題点、創造的会計の横行の可能性については次のような事情がある。減損が起きている可能性のある「のれん」の測定においては、経営者の予想を多分に含む DCF 法によることが多い。この測定価値に関しては、経営者自身の行動が将来キャッシュを左右するので検証不可能であるといわれているほか、その損失計上に関するタイミングについても経営者の裁量が多分に入りうる (cf. Ramanna & Watts, 2011)。例えば、欧州企業史上最大の損失（一般事業）は 2006 年のボーダフォン社によるもので、これは、235 億ポンド（当時のレートで約 5 兆円）ほどの「のれん」の減損によってもたらされた。これほどの減損が一時期に計上されるような事態はあまり信憑性がないと言われ、また、残りの「のれん」価額の測定についても大きな疑義を残した。さらに、疑いの念を向けられているのは、そうした大きな減損を行った後の会計上・業績測定上の効果である。すなわち、金額的に重要な「のれん」の減損により、貸借対照表が 2 割、3 割圧縮されたとすると、その後企業業績を ROA や ROE で測定する場合には見かけ上企業業績が向上したように見える。仮に新しい経営陣がそうした計算のも

とに大規模な減損を実施すれば、減損の原因を作った M&A の失敗は前任者の責任であるとし、かつ新経営陣の業績は何もしなくともよく見える仕組みである (e.g., Beatty & Weber, 2005)。このような懸念は単なる想像上のものではない。

東証一部・財務課長 (ボーダフォンの例の説明を受けた後) まあ、そういう話を聞きますよね (二人の同僚と見合いながら嘲笑する)。(定期償却がなくなり)ただでさえ、投資の厳格な計算が弱くなっている状況で、こうした話はけしからん話ですよ。経営者には聞いてほしくない話です (笑い)。

[Int. Cor.(TES 1, Three middle management of accounting Dept.)-B-Tokyo, Dec., 2011]

確認はとれないが、インタビューにおける三名の表情等から窺えるのは、「のれん」の非償却や減損にかかる創造的会計の利用を社内で検討した経緯である。また、さらに、懸念されるのは、こうした創造的会計を、公認会計士が示唆して IFRS を推進している側面のあることである。

東証一部・財務幹部 (ボーダフォンの例の説明を受けている途中で、その説明をさえぎるように) ああ、そういう技法は会計士さんの方から示唆してきましたよ。IFRS を使えばそうしたバランスシート・マネジメントができるって。

、、、まあ、当社でそうした効果を考えているわけではなかったんですけど、会計士さんからそう言われればね、(経営者は)知らず知らずにそういう意識になっていくというか、そういう側面はあるでしょうね。しかも、最近は経営者というのは比較的短期に変わるわけだね、英米的な感じもあるわけです。(注:経営者が短期的に変わるということは、戦略的な「のれん」の償却がよりやり易い環境を示唆している)

[Int. Cor.(TES 1, Production/Pharma/Chemical, Middle management of accounting Dept.)-B-Tokyo, Feb., 2012]

UNIAS プロジェクトでは、2011 年 12 月から 2012 年 3 月末までの間に、大手監査法人が IFRS による戦略的な「のれん」の償却によるバランスシート・マネジメントを勧めている例を 4 社確認している。

ただし、関西経済連合会との会合の中では、「のれん」の減損会計を使ったアグレッシブなバランスシート・マネジメントは想像しにくいとの意見も聞かれた[Group meeting. Cor.(One of Kankeiren member companies, Director of Acc. Dept.)-A/B-Osaka, Feb., 2012]。また、現段階では、多くの会社で「のれん」の非償却処理には反対である旨が聞かれた。この理由として、非償却化は安易な M&A・投資を可能し、またその後にも創造的会計を可能にすることから伝統的に規律高く守られ

てきた経営者の精神に悪影響を与えるであろうという意見が多かった。UNIAS プロジェクトも上記関西連合会での意見におおよそ同意する。日本基準においては、のれんのみならず、固定資産の減損の戻し入れは認められていない。さらにのれんは一定期間内で定期的に償却をしつつ、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損を計上することが求められている。このため、のれんを定期的に償却せず、あるタイミングで大きな減損を計上できる IFRS と比べると、経営者の裁量の幅が小さくなる。このような現在まで守られてきた規律が、IFRS の任意ないしは強制適用により徐々に裁量性の高い「のれん」非償却と減損処理により弱まってくる可能性については危惧される。

こうした「のれん」の減損による巨額損失の発生は、企業の破産法制や解雇法制などやそれがもたらす社会的な影響とも深く関係している。日本は他国と比べて人員削減などが容易ではない。また倒産手続きでさえも労働組合の同意が必須となっている。さらに退職者に対する年金給付の削減に関しても、日本では比較的厳格な手続きが要求されている。巨額の減損損失をあげたからといって必ずしも企業再建を円滑に進めることができる構造にないことから、日本ではのれんの減損などを通じたビッグバスを効果的に活用しにくい環境にある。IFRS の任意ないしは強制適用にあたっては、こうした倒産法制や解雇法制のもとで、のれんの償却が認められなくなった影響なども含めてきちんと検討することが求められる。

3. 開発費の資産計上という懸念

「のれん」の非償却処理と同様の懸念が生じうる会計領域として開発費の計上について言及する企業が多かった。これは日本基準では研究費・開発費は共に支出した期に費用計上することが定められているが、IFRS (IAS 第 38 号) では開発費については一定の要件を満たすものについては資産計上することが規定されており、日本基準と IFRS の主要な違いの一つに挙げられていることが背景にある。この開発費の処理については、上記「のれん」に関する経験から、国際競争・比較上のメリットを認識する企業が多いであろうとの予想が建てられるが、実際には異なっていた。正確に表現すれば、確かにそうした裁量による創造的会計の余地を残しておくものの、基本的には製品開発という主要業務の規律を守り貸借対照表上のリスクを下げることを重視する企業が多かった。例えば、複数の事業分野で多くの新規技術開発事業を手掛ける東証一部上場会社の元経理担当取締役は次のように証言する。

東証一部・役員

、、、それと開発費ですね。、、、私はこの会社の経理部で、バブル期とその後も含めて、貸借対照表をきれいにする作業をずっとやってきた経緯があってですね、それで申し上げるんですけど、いま世界の不況の

中でも、日本のBSはいちばんきれいだと思うんですよ。みな危ないものは落としてあるのですね。

、、、開発とか、プロジェクトのようなものを経理に査定させるなんて言うのは難しいわけですよ、私たちには。で、現場にそれをしろと言われれば、現場は、当然「価値がある、成功する」というつもりで頑張っているわけですね、それを信じて経理はやってもらえない。、、、そういう状態において、（これまでの制度では）保守主義という会計の知恵とか哲学が働いてきたわけですね。、、、これを落としてやることで、貸借対照表上でリスクをなくしてやるということが健全な経営につながるわけで、、、。（上記のプロセスを経て公表される）公正価値会計が投資家に有用な情報を与えるとも思わないし、我々の経営にも資するものではないですよ。

[Int. Cor.(TES 1, Production/Chemical, ex-Board member in charge of Acc.)-A-Tokyo, Feb., 2012]

開発費の資産計上に関しては、ほとんどの企業から同様の証言が得られた。特に自動車、重機、電気機器、化学、薬品産業からは多くの懸念が表明された。各社に共通して興味深いこととは、「のれん」の資産計上と非償却については、ある程度の賛意と許容を示していた企業でも「開発費」については基本的に支出した期の費用としたいことが明らかであった。ただし、二次的には、創造的会計を可能にする一項目としてのオプションも確保しておくメリットも見て取れた。これは「のれん」がシナジーなどという言葉で説明可能であるものの、M&Aに付随して発生する超過支払分であった可能性を含む得体のしれない抽象的な資産（支出）であるのに対し、開発費は事業に直結する経営の中核との考えから、その管理は高い規律をもってなされるべきとの意識が表れていたことに起因するだろう。すなわち、「のれん」はそもそも実体のない資産であり、これを管理するという発想はなく、これが国際会計慣習上定期償却しなくてよいということであれば、そのルールに従って業績比較された方が良いという感覚があるが、事業の中核たる資産或いは支出としての開発費については見かけ上の業績管理よりも、実質的な管理を優先したいとの意識が表れていた。

その他にも開発費の資産計上実務については多くのコメントが寄せられた。そのうち、重要なものを一つ紹介すると、次のとおりである。資産計上の実務の確立においては、会社ごと或いは産業ごとに欧州での例を研究することが多かったが、その処理についてはまちまちであることが判明し、結局は公認会計士との相談の上、過去に遡及して測定するのは大変な作業であった。UNIASプロジェクトの欧州での経験をもとに判断すると、これは非常に日本的である。欧州でIFRSが導入された時の会計士やコンサルティング会社によるコンサルティングのレベルと比べると、日

4. 「ものづくり」立国に資する会計か

以上では「世界統一性」を基礎とした企業内部のグローバル経営管理と、表見的な比較可能性の確保というメリットを紹介したが、これ以外には IFRS に関する積極的なメリットを表明する企業は少なかった。これに反し 2008 年以降、圧倒的に多いのは、IFRS が製造業を中心に成り立ってきた日本の経済社会に有益であるかどうかに関する懸念である。例えば、2008 年 1 月に、神戸・京都・同志社大学等を中心として、「日本のモノづくり組織思考の会計と国際会計」をテーマにフォーラムが開催され（神戸フォーラム：神戸商工会議所ポートアイランド；1 月 28 日）、また 2009 年 11 月には経済産業省内で企業財務委員会が再開されるなど、2000 年前半よりコンバージェンスによってもたらされた IFRS の製造業に対する影響に関する懸念が組織的に具現化されるにいたった。その後は、比較的意見発信の少ない投資家やアナリストとは対照的に、一部のシンクタンクや日本を代表する製造業の CFO らが主導する形で、IFRS 導入が日本経済に悪影響をもたらすのであればそれを最小限にとどめるべく慎重な検討が求められるようになっていった（第 5 節参照）。

では、ここで IFRS が製造業に与える悪影響とはどのようなものであろうか。UNIAS プロジェクトでは、2008 年以降に IFRS に対する反対意見が増加したことに鑑み、この点については常に詳細な情報の収集に努めてきた。インタビューを通して東京証券取引所一部上場会社のうち主に日本を代表するような有名企業 31 社の会計担当幹部からヒアリングをしたのに加え、さらに詳細なデータを求めて 20 社に対し書面をもって質問した。これまで公表されてきた書物や論文、企業会計審議会などにおける委員の発言、或いは UNIAS プロジェクトの海外での経験から、原価計算や原価低減に関する機能不全、企業の長期的視点に立った経営の阻害、および企業の規律や内部統制機能の弱体化に関する懸念が表明されていたので、そうした懸念の存在と詳細について問い合わせた。その結果、各社の懸念は極めて共通していることが判明したが、体系的な表現はされていなかったため、これを以下に二つのレベルの問題としてまとめる。

（1）各勘定科目レベルでの懸念

まず、第一のレベルとして、IFRS の各基準や各科目に関する懸念であり、特に毎期の原価計算の基礎が不安定になるという点である。「のれん」や「開発費」に関する懸念についてはすでに触れた。前者については非原価化が問題となり、後者については裁量に基づく費用化・非費用化が問題となる。その他、もっとも多く指摘されたのは「従業員給付」についてである。退職給付債務の数理計算上差異については、従来は残存勤務期間等の合理的な期間で配分して製造原価に算入する方法がとられていたが、IAS 第 19 号（2011 年 6 月改訂、2013 年 1 月適用）によると、即

時に OCI（その他の包括利益）に計上し、リサイクルを行わないために純利益計算に反映されないこととなる。多くの企業でこの処理は従来の原価計算、投下資本コスト回収、利益性評価という体系を崩すものとして経営管理に資さないものとして理解されている。企業によってはその際の処理が相当金額（多くの会社で 200-600 億円単位）に上り、原価計算、財務諸表、および価格設定への不都合が指摘された。また、大手電機メーカーの経理部幹部は次のように懸念を表明する。

退職給付のフェーズⅡで、IASB はキャッシュバランスプランについて、金融商品のように毎期末に公正価値評価して、退職給付債務の期首と期末の差額を P/L に計上するか、OCI に計上することも検討するようである。OCI に計上する場合は、上記の問題が増幅するだろう。P/L に計上することになると企業の損益のボラティリティが大きすぎることになり、企業は、キャッシュバランスプランのような確定給付年金を廃止して、確定拠出年金に移行せざるをえなくなる可能性もある。

[Email. Cor.(TES 1, Electronics. Senior Director)-A-Tokyo, Feb., 2012] 。

また、全国レベル労働組合関係の幹部は次のように証言する。

労組関係幹部 公正価値会計でね、退職給付に関する負債が認識されてそれを一時に処理させられるわけですけどね、それは一方的なわけですよ。負債は認識されるけど、日本の優れた労働力を長期に確保することによる利益、すなわち資産は認識されないわけですよ。、、、公正価値なんて言うのと聞こえがいいですけどね⁴⁶。

⁴⁶ 以下は有力な労組関係組織から得たドキュメント・メモにおける記載である[Doc. Email after Int(Senior management, Influential Union)-A & B-Tokyo, Jan., 2012] 。

- 近年、企業マネジメントでは、従業員をHRM（人的資源管理）の観点から、育成、評価する手法が拡大、定着してきている。これは、従業員を労働力コストとして捉えるのではなく、資源（資産）として、捉えるものである。実際、ヒトは教育・訓練することによって労働能力を高め、企業価値創造に貢献する。また、高いモチベーションで仕事をすれば、生産性も向上する。、、、しかし、現在の財務報告では、金融資産、固定資産は資産として計上されているが、人的資産については一切考慮されておらず資産として1円の計上もない
- 保険会社で毎年多額の契約を獲得してくる営業パーソン、旋盤会社で特注の一品物を作り上げる匠、製薬会社で新薬開発に貢献する開発者、こうした人材は、毎年の、あるいは将来のキャッシュフローを生み出すという点で、工場などの事業用資産と同様の「経済的資源」である。
- 長期雇用を前提にする会社においては、会社は、強固な職場共同体である。
- 例えば 2011 年 3 月に東京電力福島第一原子力発電所で事故が生じた際、見えざる放射線の恐怖の中、多くの労働者が留まって事故収束に向けて懸命の努力をした。短期に移籍を繰り返すような人材ばかりの会社で同じことが可能であったであろうか。

、、、それから、大企業ばかりじゃなくてね、中小のところは退職金制度なんてほとんど無いわけでね、それで、多少なりとも頑張ってる従業員のたためにとやってくれているところもあるんだけど、こういう会計を適用されたんじゃない、そうした努力もみんな吹っ飛んでしまうんですよ。

[e.g., Int. Labour.(Largest labour union, Senior Director)-A-Tokyo, Dec., 2011]

これに対し、ある洗練された投資家は次のように反論する。

投資家・アナリスト まあ、日本の長期雇用というのが日本の強みであった時期はありましたけどね、今は逆に弱みでもあるわけですよ。それを、5%とか6%のリターン予測で資産を運用してたって、そんなことはしょせん無理なのであってね、かえって会社をつぶしてしまっただけで従業員の保護にならないんですよ、、、それに、退職引当金のことばかり言ってねえ。もしね有給引当金の話をすれば、これはきちんと従業員が有給休暇の消化をするようなインセンティブになるわけでね、だから、まあ、いろんな影響が混ざり合うわけですよ。

[e.g., Int. Inv.(Knowledgeable investor involved in acc stand. setting)-n/a-Tokyo, Dec., 2011]

従業員給付にかかる数理計算上の差異と同様に多くのコメントが寄せられた個別事項としては有形固定資産の再評価モデルが挙げられる。この点、大手重機 / 鉄鋼会社の経理担当取締役は次のように表現する。

経理担当取締役 IAS16号では有形固定資産の認識後の測定方法として原価モデルあるいは再評価モデルを選択することとなっております。再評価モデルを選択した場合、時価の変動の都度評価替えを行い、益の場合はOCIに直接計上する一方、損の場合は損益として損失計上することになります。再評価モデルでは時価が変動する都度評価差額が発生し、一時的に多額の損失負担が生じることもあり得ます。このような財務情報によって投下資本の回収状況を適切に確認することはできず、製造現場での地道な原価低減・改善活動の役に立ちません。取得原価を定期的に期間配分して製造原価に算入するようにすべきであると考えます。

-
- 、、、人的資産や事業の再建力などの「見えざる資産」を財務報告に計上することは困難である。しかし、「見えざる資産」というものが存在しており、財務報告においてもそれに対する配慮が必要である。これは、何も日本に限ったことではなく、世界的に普遍的なことではないだろうか。
 - 財務報告が「見えざる資産」への配慮を欠いたために結果として企業価値を損なうようなことがあれば、労働者のもとより、投資家や債権者にとってもかえって望ましくないことになるのではないか。
-

[Email. Cor. (TES1, Heavy machine / Steel company, Board member)-A-Tokyo, Feb., 2012]

これに対しては IFRS 推進派の識者からは、欧州でも再評価モデルを採用しているケースは稀であり、事実上影響は少ないとのコメントがある。ただし、IFRS では開発費や有形固定資産の減損の戻入れ処理が必要となるが、これは事務作業を複雑にし、新たな減価償却を通じて原価計算・投下資金回収・マークアップ計算等に影響を及ぼすなどの影響は考えられる[e.g., Email. Cor.(TES1, Electronics. Senior Director)-A-Tokyo, Feb., 2012]。

このほか、IFRS 第 9 号による毎期末の非上場株式の公正価値評価が求められることによる、非上場株式への投資の差し控えや、同様に OCI に影響を与える持合株式や海外への投資を控えることを懸念する会社が多かった。しかし、これに対しても、「洗練された投資家」やアナリストからは、次のような反論が加えられる。

投資家・アナリスト これまでがあまりにもぬるま湯につかった経営を許されただけであって、短期的にもシビアに資産価値を査定してゆくというのは正しい方向性ですよ。この会計によって、事業とか海外投資のポートフォリオが変わったとしてもね、それは必要なことが行われただけで、間違った方向ではないと思っています。、、、なんといいても日本の ROE が低すぎるんで、これを高くしてゆかないと⁴⁷。

[e.g., Int. Analyst.(Senior Analyst, One of the major investment firms.)
-B-Tokyo, Dec., 2011]

以上のように表明された意見に関し、UNIAS プロジェクトは全てに一定の真があるものと考えている。IFRS の影響はそれぞれの企業が置かれるその時々状況によってかなり異なり、個別勘定科目を判断の単位とした場合には、「IFRS が適用された場合の日本全体への影響」という形で評価することは非常に困難である。

(2) 保守主義と持続的成長に関する懸念

第二のレベルとして、個別勘定科目や各論を超えて IFRS の根本的な思想についての懸念を取り上げる。これまでのコンバージェンスや同等性評価プロセスを通じて日本基準と IFRS のは各基

⁴⁷ 外部投資家の拡大に伴い ROE を高める経営が進められるようになったことは周知のとおりである。しかし、ROE は経営目標や行動指針の測定尺度であって、これを直接的に上昇させるようなバランスシートマネジメントや会計政策が経営目標の達成や企業行動を改善することにつながることはない点は十分に注意する必要がある。いわゆる ROE 経営は尺度の目的化であるとの批判が多い [e.g., Int. Cor. (TES1, Electronic, Senior Advisor) -A-Tokyo, Jan., 2012]。

準のレベルでいえば（１）で説明したような分野の違いしか残っていないと表現されることが多い。しかしもっと根本的なレベルでは、IASBが保守主義を排し、公正価値会計と貸借対照表アプローチによる包括利益を計算することで、特に投資家に資する会計を推進していることに対する懸念が表明されている。

まず、長期開発、投資資金回収、再投資を得意とする日本の製造業には、それを可能にせしめてきた合理的な経済行動としての保守主義的会計行為が実務として定着しているが、こうした行為がIFRSでは認められないのは不合理であると表明された。また同様に、IFRS下のセグメント情報ではマネジメントアプローチがとられ、企業内部の管理・報告方法に基づいたディスクロージャーが要求されるが、各事業分野や地域の業績管理が保守的な思想のもとになされているにもかかわらず、IFRSがそうした保守的な思想を排除するのは矛盾していることも指摘された⁴⁸。

東証一部・経営幹部 まずは、保守主義ですよ。保守主義がない会計基準なんて言うのは会計基準ではないと思います。会計はね、市場とは違う情報源でね、そこをIASBは勘違いしてるわけなんだけど、企業の内部で資産とか負債とか収益と費用、そうしたものを経営者がどう考えているかという表現なわけですよ。経営においては、エイ、ヤアっと行かなければいけないところもあるんだけど、その裏には常に保守的に経理して、リザーブというかな、余裕を持って進めているという背景があるわけですよ。そうした保守的なものがなければ経営なんてできませんよ。

、、、 「のれん」にしても「開発費」にしてもそんなものに公正価値なんてあるわけじゃないですか。こんなものを経営者に評価させてこれだけの価値があるなんて投資家にディスクロージャーしろなんて言うのは本当の会計の機能を理解せずに、MBAのファイナンスの教科書か何かを読んで成り上がった人たちの基準でしかありませんよ。

、、、 事業部だってね、そうした保守的な基準によって運営されているわけですよ。費用は早めに落としてね、そうした状態じゃないと次の投資に思い切って踏み出せないわけですよ。

、、、 （それなのに）今度はセグメント情報を企業の内部報告制度を基にしないって言うんでしょ。「うちは保守主義的に管理してるですよ、でも、あなた（IASB）は保守主義によらない金額で報告しろって言うんでしょ。おかしいと思いませんか」って言いたくなりますよね。、、、

⁴⁸実際、当初IASBでは経営者の判断の入るような項目はできる限り排除する方針で基準作りが進められていたものが、米国との間のコンバージェンスの過程において、米国の方式であったマネジメントアプローチが妥協的に導入されたという意味において、IFRSは矛盾を含む基準である。

それに、そもそも企業秘密を外に出すわけがないじゃないですか。最初に本当のセグメントの業績が分からないように再編されますよ。それを投資家さんには信じてもらうという体系になるんでしょうね。

[Int. Cor. (TES1, Heavy machine / Steel company Executive Director)-A-Tokyo, Dec., 2011]

「のれん」の定期償却や「開発費」の即時費用化を含む保守主義に基づく内部管理報告制度と IFRS 上のマネジメントアプローチの矛盾については、IASB に近い日本の識者にも認識されている。

IASB 関係者 (企業が計算している真の原価計算がセグメント情報やその他の財務諸表と整合的でない状況を検討した後で)、..、本当はおかしいわけですよ。(IFRS は) マネジメントアプローチをとっているわけですからね。..、まあ、でも、そこは「工夫」でね。

[Int. Cor./ IASB (Close to IASB related body)-A-Tokyo, Dec., 2011]

同インタビューは IFRS を推進する立場にあるが、IFRS の世界統一基準という性格を真摯に受けて、各国・各状況においては一定の矛盾や不都合があることは認め、ある一定の「工夫」(小さな矛盾や不都合の内包を認めながら大を取る努力)が必要になることもあると表現されたように思われた。これに対し、日本公認会計士協会のある幹部は、保守主義に基づく内部管理報告制度と IFRS 上のマネジメントアプローチについては何らの矛盾もないとする意見であった[Int. JICPA (One of top officials)-A-Tokyo, Feb., 2012]。

こうした意見に対して、ある大手電機メーカーの経理担当幹部は次のように反論する。

東証一部・財務部幹部 それは(製造業における)会計の分かっていない人のいうことですよ。我々にとって財務会計と管理会計は表裏一体でね、直結してますよ。キッチンと原価計算してね、これをもとに投資資金回収とか価格とか業績評価していかないとね、競争力とかいう前にね(原価計算が管理のかなめであることを強調される)。..、それに OCI でリサイクルなしなんて、純利益の質も変えてしまうでしょ。

[Int. Cor.(TES 1 Electronics, Senior Director of Acc. Dept.)-A-Tokyo, Feb., 2012]

ここで明らかになったのは、どちらの立場が正しいとか間違っているということよりは、投資家としては公正価値を基礎とした情報がほしい、製造業としては(適切なレベルの)保守主義を内包する会計行為によって企業を管理したいという異なった要求の衝突である。「工夫」が必要であると表現されたのは、どこかで一定の妥協点を見出す必要があり、企業は保守主義を含む内部

資料と外部公表用資料の両方を用意する必要があるということを示唆していたのかもしれない(もっとも、これはマネジメントアプローチの精神に反するが)。

こうした点は「工夫」によって解決しえるとしても、さらに深刻な懸念が表明されている。すなわち、IASBが公正価値会計や貸借対照表アプローチを採用し投資家のための会計を推進しているという、全体的な方向性に関する懸念である。ここまで貸借対照表アプローチと公正価値会計に関する各論には触れたが、全体として、製造業の立場からすれば経営はゴーイング・コンサーンの前提のもと投資回収・再投資というサイクルの中で業務が遂行されるのであり、IASBの推進する期末時点で解散した場合に企業の価値がいくらであるかというような印象を与えかねない会計が推進されることは製造業の持続的成長・発展を阻害するとの懸念である。インタビューを重ね、文献やWebサイトの上の意見を収集している過程で判明したのは、そうした主張の中でもっとも注目を集めていたのは2011年8月の企業会計審議会における元国税庁長官・現TKC全国会会長である大武健一郎委員の発言である。少し長くなるが以下に引用する。

、、、この問題は一金融にかかわる話ではないと思います。先ほど自見大臣が言われたとおり、日本の国家戦略そのものに直結する話だと私は非常に強く思います。これは、上場企業であるか否かにかかわらず、中小企業だけの話でもない。、、、ゴーイング・コンサーンを前提として、利用価値ということを中心にした企業経営において、これを交換価値で評価しながらBSを中心にして評価するという仕組みは、少なくとも経営者が株主総会を考えたとき、極めて大きなダメージを与えると私は思います。

特に日本経済は、これから人口が減ってまいります。少なくとも1人当たりGDPは守れたとしても総GDPが増えていくとは簡単には思えません。その中で、いわば交換価値を中心とした、時価を中心としてBSをメインにする表示がこれからの日本、あるいは先進国、欧米ですらほんとうに正しいのかどうかというのは非常に強く疑念を私は覚えます。

アメリカの経済が今日、長期投資ができなくなって、明らかにオバマ政権が苦衷にいるのも、このような会計に引っ張られている経営があるんじゃないかと私は思います。例えば日本では、具体名を出して失礼ですけど、JR東海のように一企業がリニアモーターカーを、積立金を積んであのような研究開発を、もし欧米系の企業がやるとしたら、いわゆるこの基準では絶対にできません。今まではPLを重視とっていますけども、あくまでも長期投資を前提にした経営指針が株主総会でも認められてきているからだと思います。日本は、アメリカのように軍事産業がいわゆる国防という名で長期的な研究開発ができる国ではありません。これからの日本の経営を引っ張っていこうとすれば、個々の企業が長期的視点に立って研究できるような会計を考えていただきたいと思います。(注：この点に関する優れた経験的研究として、加賀谷 [2011] を参考)

特に非上場の会社は、具体名を言っでは失礼ですけども、ヤマザキマザック、マザーマシン会社ですが、ここなどはあえて上場していないのはそのためであります。しかし、上場企業が、これからEUで資金調達したいのであれば、それはIFRSをお取りにならざるを得ないと思いますが、あえてEUで資金調達もしない、日本の国内で資金調達をする上場企業にまで、本当にこの基準を強制するとしたら、製造業中心の日本は大変弱体化するとか私は思えません。2009年6月の方針は、先ほど逢見委員が言われたように、あくまでも目途にすぎないと思いますし、まさに強制適用の是非も含めてと書いてあるわけですから、ぜひ腰を据えた、先ほどの金融庁の題目にあるように、特に「経済活動に資する会計のあり方」というあたりを本質論として、ぜひご議論いただきたいと私は思います。

[企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事録, 25 Aug., 2011 大武委員発言]⁴⁹

同様の主張は特に2011年6月以降に任命された所謂IFRS慎重派といわれる委員の多くに見受けられる(e.g., 企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議, 2011年11月10日、佐藤委員発言を参照; 詳しいディスカッションについては、日本銀行金融研究所[2011]と岩井克人・佐藤孝弘[2011]を参考。また、有力な労組関係団体からは注記のような懸念が表明されている⁵⁰。

⁴⁹ この発言に呼応して、和地委員(テルモ株式会社社長)も次のように発言する。「今さら発言するのは蛇足なんですが、ものづくりの経営の立場として、さっき大武委員が言われました危機感、全く同感でございます。やはり戦後、混乱の中で日本経済、特にものづくりがここまで来たというのは、ベーシックには日本の企業会計原則、あるいは企業会計の基準がきちっとあったこと、そして、それを遵守してきたからこそここまで来たんだと思います。この重みというのは非常に大事にしなきゃいけないんで、グローバルの時代だからといって軽視していいということは決してないではなからうかと思えます。、、、先ほど自見大臣も企業会計は国家の基本だ、国家戦略だとおっしゃったのはまさにそのとおりなんで、グローバルの時代だからこそ自国の主体性を持ってきちっと判断する。これが他国からも評価される一番大事なことだと私は思います。、、、例えば税というのは、国家の主権にもかかわらず、連結先行で行ったら他国に支配されるというか、基準に従うという危険性だってあるわけです。それから、もう一度、PL基準をBS基準に変えることがほんとうにいいのかどうかということは真剣に議論しないと。会計基準は実体経済を活性化するというのが目的なんで、会計のための会計議論というのは意味がないと私は思います。そういう意味で、投資家サイドの考え方も非常によくわかりますけれども、もう一度きちっとした主体性を持った議論をしていくことが日本経済のためにいいのではなからうかと私は思います。」

⁵⁰ 以下は有力な労組関係組織から得たドキュメント・メモにおける記載である [Doc.att. Email after Int.(Senior management, Influential Union)-A & B-Tokyo, Jan., 2012]。

株主重視経営への以降 [ママ：移行]について—自ら事業を育てるという企業経営の観点から

- 昨今、アングロサクソンの資本主義思想の拡大に伴い、自ら事業を育てることなく、M&Aによって事業拡大を図ることが一般化している。
- しかし、事業は本来、長期的な戦略に基づき、人材育成などを行いつつ時間をかけて拡大していくことが王道である。健全な新事業が創出されない中で、M&Aだけで、社会が長期的に経済成長を成し遂げることは不可能である。
- したがって、長期的な経済成長のためには、財務報告はこうした長期的視点からの企業経営に資するものであることが求められる。

しかし、このような主張に対しては IFRS 推進派といわれる多くの会計士、投資家やアナリストから疑問や批判が投げかけられている。その疑問や批判の本質は「会計からずいぶん離れて、何の話をしているのかわからない」 [Int. Inv. (Largest securities firm, Senior researcher)-B-Tokyo, Dec., 2011] ということである。あるいは、IASB に非常に近い関係者は、「我々は、投資家のための会計の話をしているんであってね、こういう話はあまり、ねえ」 [Int. IASB. (A member of IASB related body)-A/B-Tokyo, Dec., 2011] とコメントする。また、「こんな話ばかりで、この審議会はまともまらないよ。もう何の話をしているのか分からないもんね。大臣の意向なのか、経産省の入れ知恵なのかかわからないけど」との感想も聞かれる [Int. Big4 (Big 4, senior partner)-A-Tokyo, Dec. 2011]。

こうした IFRS 慎重派と推進派のコミュニケーションのミスマッチの原因は二つのレベルで考える必要がある。まずは、IFRS 推進派の関心は投資家のため会計の推進という点（或いはもっと狭義に IFRS という投資家のための会計とその技術論）に限られているのに対し、IFRS 慎重派は会計が投資家のためのものになっていること自体に懸念ないしは不満があり、そもそもの議論のスターティングポイントが異なる点が指摘できる。もう一点は、IFRS 慎重派は会計が経営や経済社会全体に及ぼしうる広範で深遠な影響を説明したいと考えている一方で、これは関連する資本市場制度やグローバル・インベストメント・テクノロジーに支援された「バイ・アンド・ホールドでない」海外投資家の急伸などの関係を踏まえて説明される必要があり、審議会などの時間的制約および小論文上の紙面的制約があるなかで、十分に説明しきれていないことである。

-
- しかるに、資産・負債アプローチ、公正価値会計を採用する IFRS において重視されるのは、短期売買を志向する投機家にとって有用な、瞬間の時価によって測定された未実現利益をも含めた包括利益である。
 - だとすれば、IFRS を採用するということは、長期的視点からの企業経営と矛盾しているのではないだろうか。
 - ロナルド・ドーア氏の分析によれば、1980 年代後半と 2000 年代前半で、わが国企業の付加価値配分のあり方は激変しており、特に大企業において配当が急激に増加するという株主重視経営に移行しているのである。（下図参照 - 省略）
 - この株主重視経営は、四半期ごとの決算報告の圧力から逃れるためと、配当原資を捻出するため、短期の利益を最大にする経営を行う動機づけになっているのではないか。
 - この結果、経営者は短期的に緊急でない費用を削る行動にでる。すなわち、研究開発や人材育成、長期的な市場開発などの費用を削減する。しかし、これらは新製品開発、従業員の質の向上、長期的な販売拡大など、企業が長期的に成長していくために必要な費用である。
 - このように、IFRS に代表される金融の論理は、再投資に回るべき資産を株主に対して短期に配当することを求めるため、実は長期的な企業価値を損なう結果に繋がっているのではないか。
-

上記大武委員の主張の核心も、保守主義を認めない IFRS そのものの問題に加え、世界統一基準としての IFRS が促進している可能性のある短期業績主義に陥りやすい海外投資家の急伸と関係する。この点は、日本の証券市場の将来をもっとも懸念し、真摯に努力を重ねてきた東京証券取引所においても同様の懸念がうかがえる。「2012年3月現在東京証券取引所での売買の6割、7割を占めるのは外国人投資家なんですね。でも、彼らは基本的にバイ・アンド・ホールドではない、テクニカルな投資家なんですよ」[Int. Exch. (TSE, President Saito)-A-Tokyo, Jan., 2012]。従来、証券市場は国際的でできるだけ多種多様な投資家に参加してもらえるような形で開発されることが良しとされ、会計の国際化もその一端としてとらえられてきた（2008年日本証券サミット：ロンドン、日本証券業協会；International Capital Market Association；1月21・22日）。しかし、仮に、こうした継続的な改善の意図が、結果として日本経済及び証券市場に予期せぬ悪影響を与えている可能性があるとするれば、これは新たな問題として認識されるべきであり、企業会計もがその新しい問題意識の中で見直されるべきであり、「単に IFRS をアドプションすればいいなんて問題じゃない、、、もっと積極的な政策が必要」なのである [Int. Exch. (TSE, President Saito)-A-Tokyo, Jan., 2012]。

しかし、この点については関係者の理解や議論は進んでいない。先に触れたとおり、IFRS 推進者や投資家は、当然、「我々は投資家のための会計を推進しているんです」とか「投資家の立場から意見させていただきます」との立場であり [e.g., Int. Inv. (Large investment firm, Fundmanager)-B-Tokyo, Jan., 2012]、投資家の中でもどのような投資家であるとか、或いはそうした投資家のための会計が一定水準以上に推進された場合に経済社会全体に起こりうる想定外の不利益などは検討の対象外になっている。他のコメントとしては、「上場している以上、外国人投資家であろうと誰だろうと、情報が比較可能な形で公開されるべき」であるとか、「IFRS は上場コストとして受け入れるしかない」とか「それが嫌なら（証券取引所から）退場すべきなんでね」 [e.g., Int. Acad., (Prof. of Acc., Proponent of IFRS in Japan)-n/a-Tokyo, Dec., 2011; Int. Cor. (TES 1, One of early adopter of IFRS)-A-Tokyo, Feb., 2012] という意見が多勢を占める。すなわち、我々の会計議論は教条化されたエージェンシー理論や情報の非対称性を解消するという論理に裏打ちされた、一方的な投資家保護論と投資家志向のディスクロージャーに傾倒しがちでありバランスを欠いている。

戦後、日本企業の成長とともに証券市場を開発してゆく過程の中で想定された証券市場の役割や、リスクおよび株主の種類・役割が大きく変わってきた現代においては、こうした状況を一度立ち止まって再考する必要がある。例えば、多くの企業にとって上場したときに、ここまで「バイ・アンド・ホールドではない、テクニカルな（海外）投資家」が影響力を増すことを想像した経緯

はなく、また、他方では知名度やその他の複雑な関係性のために上場廃止も簡単にはできないのが現実である [Int. IR (One of Directors of JIRA)-A/B-Tokyo, Dec., 2011；吉岡・徳前・大野・野口 [2011] 図表6 参照]。さらに、薄井 [2004, 2012] が実証的に明らかにするように、証券市場においても、我が国の会計基準に伝統的に組み込まれてきた保守主義は、株主、債権者、従業員などのステークホルダー間の利害調整に重要な役割を果たしている。現在の会計の課題は、こうした状況を、新しい証券市場及び経済社会全体の問題としてとらえ、これまでの政策に一定の修正を加えるとともに、長期的・持続可能な経済成長や斜陽経済管理 (Management of Declining Economy) に資するような政策を検討することである。

5. 特定産業に関する懸念 - 金融業 / 保険業

以上は IFRS の影響を製造業に属する企業にヒアリングした結果の報告であったが、UNIAS プロジェクトではこの他、特定の業種 (銀行や保険やリース業) に対するインタビューも 2006 年来続けてきた。本報告書の目的といった観点からも、また業界の政治的センシティビティの観点からもこれらの業種に対する詳細な報告は割愛するが、最低限次の点を指摘する。

(1) 金融業

まず最初に UNIAS プロジェクトがこうした特定の産業・業種に注目したのは、これらでは IFRS 対応が国単位で行われるというよりも、有力な個々の企業、或いは法域を超えた産業連合体として IASB に影響力を行使しようとしてきた経緯が強い。この点は、現在 IFRS 対応を国策として検討している日本にとって念頭に置いておくべき事実のひとつであり、効率的で効果的な政策ミックスを討議するうえで有効なケースとなりうる。

IFRS は一般に金融業に向けた会計であるといわれる。にもかかわらず、EU が IFRS をアドプションしたという表現を取りながらも IAS 第 39 号についてはカーブ・アウトし、また、IFRS 第 9 号についても未だにエンドースしていない事実は、特定の会計基準により金融商品やそれにかかる業務一般、さらには金融市場やマクロ経済にまで著しい影響を及ぼしかねないとの懸念の表れである。特に公正価値会計のもとで、不況期において慎重性の原則に基づく会計処理を徹底した場合、必要以上に金融機関のバランスシートに影響をもたらす、経済政策の負荷や信用経済への影響が深刻なものとなる可能性もある。また、2008 年 10 月には IAS 第 39 号の金融資産の再分類についての改定が行われたが、これは、欧州金融機関や当局の政治的な要求に屈し、通常のプロセスを経ずに行われたとして一部で激しい批判が起こったことも記憶に新しい。しかし、英国財務省の幹部は次のようにコメントする。

オントロジカルな（注：存在論的な）現実の存在を仮定して、今度はその現実を忠実に反映させることができると信じて、更にそこにプロフェッショナルとしての責任と誇りを覚える会計士にしてみれば、そうしたこと（デュープロセスを経ずに行われた基準の改正）は批判の対象になるのかもしれないが、産業や国や国際社会を守るという責務を与えられた我々にすれば、そうした政治措置が取られた、或いは今後もとられることは何ら不思議ではない。、、、こういう言い方は失礼かもしれないが、現実の世界の管理を会計士に任せるわけにはいかない。彼らと我々では器が違う。

[Int. Reg. (One of senior officials at Treasury)-B-London, Spring, 2012 ; trans.]

日本においても似たような事例は幾度か繰り返されてきた。2008年には欧米に追従して時価会計が一部・一定の範囲で凍結された。また、それ以前、バブル崩壊後の1990年代には銀行の不良債権の算定において、大蔵省と大手銀行、更には監査人との間に政治的な協力関係がみられた。こうした事態を「国全体での粉飾」と表現し、そうした粉飾がその後の失われた10年なり20年を生んだ主な理由であるとする論者は少なくない [e.g., Email. Inv. (Major research institute, Senior researcher)-A/B-Tokyo, Feb., 2012; Int. Acc. (CPA, Senior member of JICPA)-A/B-Tokyo, Jul., 2009] 。

UNIASプロジェクトはこうした見解や可能性を否定するものではない。しかし、先にも触れたように、「国全体での粉飾」が「失われた20年」を生んだという証拠は示されていないし、そうした国全体での粉飾が行われなかった場合の結果についても想像しえない。また、そうした因果関係があったとしても、「国全体での粉飾」が行われていた時点では日本にせよ、欧州にせよ、そうした必要性和インセンティブとそれを可能にする構造があったのであり、このメカニズムが変わらない限り、今後もまず間違いなくこうした政治的な介入は起こるものと予想する [e.g., Int. CPA(Three Big 4 auditors in charge of bank audit)-A/C-Tokyo, Mar., 2004] 。

会計基準と金融危機の関係を詳述した大日方 [2012] にもあるように、狭義の会計の役割の観点からではなく、国際的なプルデンシャル規制や特定の法域の金融危機管理の観点から、政府が一定のカーブ・アウトの権利を保持するのは合理的な行動であり、当然の権利と考えられる。長期には一般的な透明性や比較可能性を保持し市場の期待を裏切ることは避けつつも、必要に応じて一時的な政治対応に備えるという現実的で戦略的曖昧性を温存する形で、会計の国際化に対応する必要がある。政治的な介入が必要であるかどうかは民主的な手続きにより選出・確立された代表者や組織が決定することであり、必ずしも粉飾のような烙印を押されるべき行為ではない。証券市場の透明性や信頼性の確保を優先して、政治的な介入をすべきでない判断されれば介入をしないままである。

この点については、当初 IFRS を全面的にアドプション、或いはフル・コンバージェンスすると考えられていたインドにおいても同様の結論に至っている。インドでは、国際会計基準よりも保守的な会計基準と規制とが徹底しているために 2008 年の金融危機を避けられたとの自負があり、国際基準との間に一定のクッションを置くことを良しとするに至った [Int. Reg. (Researve Bank of India, Exec Director, Deepak Mohanty)-A-Hyderabad, Dec. 2009]。また、欧州各国の議会や当局においては、所謂 IFRS のプロシクリカリティの問題が懸念されている。学問的には結論が出ていないが、金融危機を引き起こしたとまでは言わないものの、それを増長したとの見解が多い (eg., Laux & Luez [2009; 2010])。欧州各国ではこうした一大懸念があるにもかかわらず、国際基準としての IFRS を背景に各国法制度によるコントロールを超えて影響力を持ち始めた会計士勢力に対して不満が高まっている。とくに、銀行等の監査は一部の監査法人によって寡占されており、金融市場やマクロ経済の管理をする上で一部の会計士の判断が持つ影響力が強すぎることに懸念され、この点が事実上のドライビングフォースとなって独占禁止法適用などの形式により、その勢力をコントロールすることが検討されている [Int. Acad./Reg. (Close to Competition Commission)-A-<Disguised>, Jan., 2012]。こうした現実から、会計士にとっても、会計の役割を狭義に投資家のための透明性や比較可能性の促進だけから理解するのは合理的ではない。

会計の国際化と金融業を考察するに当たり、もう一点注意しておくべき点は、会計基準と国際金融プルデンシャル規制とが直接的ではないが密接に関係し、その政治・規制構造によっては、日本が IFRS を採用せずとも間接的に多大な影響を受けるステークホルダーが出てくるということである。例えば、近年の金融プルデンシャル規制はバーゼル銀行監督委員会による自己資本規制比率を中心に展開されているが、ここで使用されているフレームワークや言語と IASB におけるそれとの類似性は注目に値する。バーゼル銀行監督委員会が規制の対象とするのは国際的に業務を展開している銀行の健全性であり、本来、証券市場の投資家保護の思想とは直接関係がない。バーゼル銀行監督委員会は規制対象銀行における IFRS の使用を前提とはしていない（注：異なる資本概念などを用いるなど一定の距離を保とうとしている [Int. IASB (IASB Foundation member)-A-London, Spring, 2012]）が、「規制開発段階において、常にお互いにポジションを確認しており、国際比較性や、公正価値や、資産負債の定義や測定において、使用言語のレベルでいつの間にか似たようなものに落ち着く。これはある意味で、英語という言語の使用も間接的だが確実に関係している」 [Tel. Int. Reg./Int. (Member of Basel Committee)-A-Oxford, Sept., 2011] ことが述べられる。こうした使用言語の類似性は関係する社会経済の規制の多くの分野で IFRS との親和性を高め、その結果、証券市場における投資家のための会計という役割を超えて IFRS の影響が様々なステークホルダーに及びうる。

その一つの例が、2008年11月のワシントンサミット以降に観察された、G20声明における会計基準の世界統一の推進である。これはそもそも国際的な金融規制の観点から求められたもので、投資家の保護とは直接関係ない。2008時点では「金融機関は、必要に応じて、国際的なベスト・プラクティスに基づいて、財務報告におけるリスク開示を強化するとともに、すべての損失を継続的に開示する。規制当局は、金融機関の財務諸表が、金融機関の活動（非連結の活動を含む）を完全、正確かつ適時に反映すること、また、財務諸表が一貫して定期的に報告されることを確保するよう努める」（G20, 2008, Washington DC.）とされるにとどまっていたものが、2009年4月のロンドンサミットにおいては、「独立した会計基準設定プロセスの枠組み内において、IASBの定款の見直しを通じプルデンシャル規制当局及び新興市場国を含むステークホルダーの関与を改善する」（G20, 2009, London）とされ、金融規制における分野でもIASBの中心的役割が期待されるにいたった。2009年9月のピッツバーグサミットでは、更に、IASBやFASBに2011年6月までにコンバージェンスプロジェクトを終了することを求めている。IASBはこうしたG20声明をもって参加国の国際的合意を受けたとし、IFRSのアドプションを各国に強力に求めた経緯は記憶に新しい⁵¹。

しかし、国際的な金融規制において世界統一会計基準、ましてやIFRSが他の方法に勝るかどうかというもっとも基本的な論点について十分な検討がなされた形跡はない。

英国財務省ダイレクター それが当たり前だという風にとらえられていた（It was so assumed.）、、、、（英国財務省の中でもIFRSの世界統一についての疑問はあったが）、、、、最終的には、所詮会計程度のことで世界統一して何が悪いというくらいの感覚であった。、、、時間もなかったし。

[Int. Reg. (Senior official, Treasury)-B-London, Dec., 2009]

というのがサミット事務方の実情であった。その後、2008年の金融危機と公正価値会計のプロシクリカリティの可能性が徐々に明らかになるにつれ、また、米国とのコンバージェンスプロジェクトが「想定」されたものよりもはるかに複雑な問題を含むプロセスであることが判明した。そ

⁵¹ ロンドンサミットの声明を受け、IASBは次の声明を発表した。High-quality, global accounting standards are the organisation's primary objective, as stated in its Constitution. ... The IASB works with national standard-setters internationally to promote adoption of IFRSs. ... The organisation will continue to promote full adoption of IFRSs. The IASB and FASB will work as a matter of priority on projects related to the Memorandum of Understanding and will seek to avoid any unnecessary divergences in the interim period. (IASB/IASC Foundation, Aug. 2009)

の後のカンヌ・サミットにおいては、日本の金融庁による粘り強い説得もあり、G20 における IFRS による世界統一基準の主張はトーンダウンされている。[Int. Reg. (Assistant to senior member of FSA)-n/a-Tokyo, Dec., 2011]。

そもそも、会計問題に関する G20 の意思決定は、背後の事務局スタッフに大きく依存している。なぜなら、G20 には常設事務局、専従スタッフがおらず、各国の首脳、政府高官が会計問題を熟知しているわけではないからである。そのため、誰が討議用資料を作成するかによって、議論の方向性は左右される。通常は開催地の政府関係者、中央銀行のスタッフなどが準備に当たるとされているが、その内実はあきらかにされていない。開催地ごとに議論の内容が異なっても何ら不思議ではなく、G20 の方針が確定しているのかさえ、予断は許さない。さらに、全会一致による議決という国際的に円満な解決を目指しているために、決定できることは総論に限られ、各法域での予算措置（財政支出）をとともなうエンドースメントにかかわることまでは決めることができない。そもそも、そのような議論の場で会計規制の問題を話し合うのが適当であるのかさえ相当に疑わしい。にもかかわらず、IFRS 推進派のステークホルダーは G20 における声明を IFRS 推進のための理由として繰り返し主張する傾向にあるのは論理的、倫理的に脆弱なレトリックとして批判される余地がある。

G20 に限らず、こうした会計数値を世界に共通・万能の測定尺度と想定した金融規制の影響については十分な注意が必要である。例えば、地方の金融機関からは IFRS アドプションやコンバージェンスには非常に強い懸念が表明されている。2012 年初旬のある地方信用金庫における IFRS 導入に関する内部検討資料は次のように説明する。

信用金庫については、当初金融庁は、広く預金を受け入れており会計士による会計監査対象金融機関については、（IFRS アドプション）直接適用とする方向であったが、現状のスタンスは不明である。ただし、直接適用がない場合でも、金融商品会計基準の変更を通じた（コンバージェンス）の影響を受ける懸念がある。、、、（中略）、、、

（1）協同組織金融機関の出資金の取り扱い、IFRS においては、協同組織金融機関の出資金を、「資本」ではなく「負債」として取り扱う可能性がある。、、、IFRS 導入により協同組織の理念や意義とかい離した会計処理が強制される可能性もあり、注意が必要である。、、、（中略）、、、

（3）期間損益の振れの増大

IFRS の資産負債アプローチにおいては、主に信用金庫が保有する有価証券の時価の変動により、期間損益が大きく変動することになる。、、、信

用金庫の経営目的は、資産価値の極大化にあるのではなく、地域と積極的に関わり、金融仲介機能を発揮し、地域に貢献しながら每期安定的な収益を上げ、その結果として確保された内部留保により、さらに地域との関わりを増していくという継続的なプロセスにある。、、、信用金庫の経営目的とその行動成果は、「株主・投資家」の視点では測定できないものと考えられる。、、、

[Doc. at Int. Bank (Top management of local Shinkin Bank)-A-Tokyo, Feb., 2012]

同信用金庫のほか4金庫とのインタビューにおいてもこうした懸念が共通であり、IFRSのアドプションに対する懸念は消えていない。もっとも気にされている事項として、損益の振れに伴う、地域ステークホルダーからの不信感と「取り付け」騒ぎにもなりかねないとのリスクが挙げられた。同様の懸念は、規模にして数十倍もある地方銀行においても同じであった。

地方金融機関理事

自己資本比率なんていうものでモニタリングされるようになるとね、そりゃあ当局にとっては、物事は早いし簡単になるのかもしれないけど、なんといっても問題になるのは検査の形骸化というか浅薄化というかね、全てにおいて。、、、バーゼル規制とか自己資本比率が必要っていうのは、分るんですよ、いや分からないかな。まあでも、そうしたモニタリングの方法を我々のようなところまで持ち込むというのは全く逆効果なわけですよ。だぁーれも現実を見なくなりますからね、当行の本質とかね、お客様にも我々にも大切なこととかね。今はもう、お客様一人一人をお世話するっていう価値観が失われてきているんです。一件一件ビジネスプランを見てリスクとか利益を査定してね、一つ一つですよ、誠実に、まじめにね、でしょ、本当の銀行マンの仕事ですよ。、、、今となつては、みんな財務上の数値ばかりですよ話しているのは、どういう風に管理するかってね。ここを切るとか、あそこを切るとか、それと合併の話ね、あと、資産のカテゴリーを変えるとか。、、、日銀の若い人にはそれでいいのかもしれないけど、我々地方の人間、お客様にとっては長期的にはどうしようもなくなりますよ。、、、リスクを取ってお貸しするという銀行マンの生き甲斐のようなものがね、、、、。

[Int. Bank(Local Bank, President)-A-Shizuoka, Feb. 2006]

地方金融機関理事長

最近の会計の変化というのは、私どもの経営実態とは全く別のところで行われているというか、何のために行われている改正なのか、改悪なのか全くわかりません。国際化、国際化というけれども、私どものビジネスとは全く関係ない、、、というよりも、私どもの存在意義そのものを否定するような動きにも結びついてしまうんです。、、、私どもは地元の中のお

お客様と経営を一緒にやってゆく、そういうスタンスで金融をやっているんですけども、そうした経営姿勢とは全く違う哲学のものが、会計を通して経営に入り込んできてしまう、、、これはどうあっても避けなければいけないですけども、ただ、そうした懸念を示す場所も時間もありません。

[Int. Bank (Top management, Local Bank/Shinkin)-A-Tokyo, Aug., 2009]

2011年と2012年の全国地方銀行協会や信金中央金庫の役員等に対するインタビューからも、こうした懸念は非上場や海外戦略を持たない地方や中小の金融機関に共通であった。[e.g., Int. Bank (Senior Management, RBAJ)-A-Tokyo, Dec., 2011; Int. Llobal Bank (Two senior management, SCB)-B-Tokyo, Jan., 2012]。「こうした懸念」とは、中央における定量・画一的で、表面上はアカウンタビリティが高く理由づけのしやすい、効率のいいモニタリングとコントロールの要求のために犠牲にされうる、地方金融機関の文化や、責任あるリスク・テイキング、不振企業の支援や、イノベーションのサポートといった機能の縮小に関する危惧である。

問題の核心は、こうした異なる要求の間のどの点でバランスを取るかということについて、注意深い検討がなされないままに世界共通の会計手法が浸透してきていることであろう。我々は金融規制とか国際会計基準を考察するとき、国際的なメガバンクなどを想定しがちである。インタビューによれば、地方金融機関に対する行政はいつも後手に回りがちで、当局へ陳情しても大きな国際化の流れの中で処理されてしまうとの印象が強い。その不都合を乗り越えようと、地元出身の国会議員らに働きかけることもあるが、国会議員は会計の経済実務への影響に関する理解がなく、また国際化の流れに迎合するケースが多いと説明された。しかし、日本を支える地方や中小の金融機関及びそのクライアントへの影響を注意深く検討することは日本の会計政策を検討する上で重要な手続きであろう。

(2) 保険業

IFRSは保険業界においてより直接的な影響力を持つ。これは、国際保険監督規制の主たるアクターとしての保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors: IAIS) がそのメンバー国における保険監督業務を、ソルベンシーマージンを中心とした財務指標に基づいて行い、また、この財務会計のルールと監督会計のルールが一致しているべきであるとの立場で、IFRSの保険会計基準をより直接的に利用することを前提としているからである⁵²。

⁵² IAISのPrincipal Administratorであった来住 [2008] を参照。

しかし、投資家のために公正価値を用いて積極的な開示を進めてきた IFRS が全ての保険会社にうまく適合し、ひいては一国の保険事業、保険契約者保護に資するとは限らない。UNIAS プロジェクトでは、2006年に国内大手の保険会社から聞き取り調査を行った。当時の内部資料には、IFRSの適用に伴いこの大手保険会社でさえも「倒産の危機」に瀕する可能性があることが記述され、極度に懸念されていた [Doc. at Int. Insu.(Director of largest insurance company, *et al*)-A/B-Tokyo, Mar. 2006]。

保険会社・財務幹部

、、、フル・フェア・バリューでやってしまうと、私どもの資産価値がよく見えすぎてしまうんです。そうするとお客様（保険契約者）からの配当圧力が高まるのは当然ですよ。でも、私どもにとっては、保険業を安全に営むためにはそうした余裕がないとやってゆけないわけですよ。、、、お客様なり、当局の方で、保険料を引き下げようという圧力がかかったり、まあ、保険市場がそうしてくるんでしょうね、相当の圧力ですよ。ある意味で、フェア・バリューで測った純資産（の増加）というのは利益なんですよけれども、私どもにとってみれば、保険業を営むための必要なリザーブでしかないんで、まあ、その額が高すぎることもあるんですが（笑い）、まあ要は、こう、みんな時価評価で裸にされてしまうとね、保険という仕事自体が成り立たない部分もあるわけです。、、、隠し資産のように見られたのでは現実と違いますよね。我々はすべての関係者のために適切に管理して、コントロールして、ちゃんと保護した資産だと思っています。⁵³

、、、だから国際会計基準が気になるんですよ、彼らは投資家にとっては唯一無二の現実しかないと思っているわけですよ。フェア・バリューってねえ。、、、だから私どもでは〇〇〇〇 <国際的な機関、Disguised>の方に人を送って、まあ他社と協力してですけど、ロビー活動っていうかですね、影響力を持っていかないといけないと思っているわけです。

[Int. Insu.(Director of largest insurance company, *et al*)-A/B-Tokyo, Mar. 2006]

⁵³ ここでは貸借対照表中、資産についてのみの証言を取り上げたが、負債についても重大な懸念がある。2000年代のIASBにおける議論では、特に投資家の観点から、保険会社において負債の見積もりが大きくなり過ぎる傾向（保守的な会計）が懸念されていた（CFAI、[2007]参照）。これに対して、保険業務の社会的機能の観点からすれば、投資家の利益を優先するよりも、保険契約者の利益を優先するような計算哲学が保持されるべきとの主張がなされるのは当然である。これは、IASBは投資家のための会計を推進しているのであり、この会計を適用するか否かは各法域や企業の自由であり、IASBに責任はないとするのは、無責任なレトリックであり強弁であろう。

そもそも、保険会計は保険の機能の考え方や組織形態や法域や時代要求によって議論の多い分野であり、これを世界的、一時的に共通化することには困難が伴う。日本国内においては非常にセンシティブな部分も多いが、問題を非常に一般化すれば以下のような点が問題となる。例えば、株式会社形態の保険会社と相互保険会社では、保護されるべきステークホルダーも違えば、経営方針や促進されるべき取引の内容も違いうる。もっとも基本的な保険料受け取りに関する仕訳一つをとっても、その法域における文化や哲学、発展段階におおじた必要性によっては、全く異なった処理が考えうる。保険会社が保険契約者から保険料 100 を受け取った場合、「(借方) 100」が現金として記録されることは問題にならないが、「(貸方) 100」は負債であるのか、収益であるのか、保険の社会、経済、ビジネス的性格の理解の違いにより根本的な議論が起こりうる。

また、給付反対給付均等の原則（レクシスの原則）が保険原則の中でも最も大切な原則として強く認識されている法域・文化圏では、公正価値会計で貸借対照表アプローチが厳格に強制された場合には保険はビジネスとして成り立ちにくい。ここにおいても、公正価値測定のもと増加した純資産が全て利益であるように考えられがちな会計制度よりも、ある一定の透明性を保ちつつも備蓄や余裕としての「隠し資産」が確保されやすい会計制度の方が、効果的な保険制度の維持に資する可能性はある。そうした備蓄や余裕については保険数理によって合理的な予測をすることで対応できるとの議論が多勢であるが、世界最大の保険グループ AIG の破たんを想起すれば我々の想定する合理的予測の信頼性が疑われる。それよりも、積極的に保守主義という哲学を会計の内部に取り戻す努力が社会的厚生確保にかなう場合も考えられる⁵⁴。国民のリスク管理、保険機能を適切に保全してゆくために、その目的に合った会計の適用を可能にすることは行政の基本的な役目であろう。

この点は2009年欧州大手の保険会社 AXA のチーフ・エクゼクティブも同様の見解を示していた。ファイナンシャル・タイムズは次のようにレポートしていた。

AXA は BNP Paribas などフランスの銀行とともに公正価値に対する批判者として知られている。そうした企業は、公正価値ルールは、銀行や保険会社が長期負債のために資産を保有しているという事実を無視していること

⁵⁴ 会計基準設定における保守主義の役割については、マサチューセッツ工科大学スローン校の副学長である Kothari *et al.* [2010] に詳しく、同研究は社会厚生を検討し、また資本の効率的配分を達成するうえで保守主義に基づく企業会計が重要であることを論じている。ただし、一時的な利益の繰り延べによる合理的な平準化と、一時的な損失も積極的かつ早期に計上する狭義の保守主義とは、区別して考えた方がよいという指摘もある。

を主張する。そして、、、欧州はロンドンベースのプライベートセクションのIASBに会計をコントロールする権限を受け渡すべきでなかったと。AXAのチーフ・エグゼクティブは「IASBはどのステークホルダーに対しても説明責任がない」と厳しく批判し、「会計規範を設定することは政治的主権の手段でありあまりにも重要で会計士などにゆだねることなどできないものだ」としている。

(Daneshkhu & Hughes, *Financial Times*, 28 Sept. 2009 ; trans.)

6. 関連法規や制度の視点からの懸念

以上はIFRSが投資家やアナリスト以外のステークホルダーに与える影響を産業ごとの視点から検討してきたが、同様の分析を「確定決算と税」、「金融商品取引法と会社法」、「内部統制」など、関連制度の角度から分析することも可能である。本報告書にはこうした分野からの分析に紙面と時間を費やす余裕が与えられていない⁵⁵。しかし「確定決算と税」については第一節でもふれたように、日本の伝統的な確定決算主義に基づく会計制度はビルト・イン・スタビライザーとしての機能も持つ「世界で最もすぐれた統合的なシステム」である可能性がある。また、財務省の担当者は確定決算主義を変更するのは短期では難しいとの判断があるため、会計と税の分離については十分な注意が必要である [Int. Reg. (Senior official of MoF)-B-Tokyo, 2010; Doc. Reg.(METI/FSA/MoF, Memo by Director level official)-A/B-Tokyo, Oct., 2010; 詳しくは鈴木 [2011a & b] を参考]。また、もう一点注意する必要があるのは、会計と税の関係という国家の管理の根幹・国家戦略にかかわる事項の検討が後手に回っていることである。財務省でこうしたことが注目され一定のレベルで検討されるようになったのは2010も後半になってからである。このことはインドにおいても同じである。インドにおいてIFRSコンバージェンスの延期が決まった事情には税との関係の整理に時間がかかることがわかり、また、インドという国のマネジメントから考えて、税務制度を優先させる必要からであると説明された [Suzuki & Jain, 2010]。

「金融商品取引法と会社法」の論点については、「このところずっと金商法上の会計改革ばかり目立って、〇〇大学 <Disguised> 法学部の会社法の連中は何をやってるんだろうね」[Int. Reg.(Top personnel of Acc. related committee)-A-Tokyo, Feb., 2012] とのコメントに現れるように、会社法上の会計機能の低下が危惧されている。最新の実証研究によれば、コンバージェンスによって時価会計が導入された日本の会計基準の下では、一部未実現利益の分配が認められた会社法施行後の

⁵⁵ 会計基準と関連法規との動的関係性については、伊藤 [1996] に詳しい。同著は20世紀の米国を題材に会計基準および関連法規のダイナミックなインタラクションおよびその変遷について論じているが、現代のIFRS適用をめぐる議論について制度分析の観点から一定の示唆を提示している。

期間に未実現利益を原資とした配当が増加している可能性が観察されている(Kochiyama [2012])。また、欧州やインドと同様に、日本においても今後、法廷における財務諸表・会計の法律的な意味での白・黒がつけにくくなっていくことが問題とされている。すなわち、原則主義の下、また、「合理的な見積もり」を多く含む公正価値会計のもとで、経営者による判断・裁量の余地が多くなる中、法的にどこまでが合法でどこからが違法であるのか判断が難しくなる。これは、たとえば配当可能額の計算に係る企業法務リスクを増大させる可能性がある(弥永 [2010])。

2011年12月に起こった大王製紙における過年度遡及修正のケースは、こうした公正価値会計に含まれる見積もりや予測の脆弱性を示す典型的な事例と解釈することができるかもしれない。大王製紙では2011年11月、前会長による子会社からの借り入れを通じて、多大な損失を会社側に負わせた特別背任の不祥事が発生した。特別調査委員会による連結子会社7社からの会長に対する貸付を精査するプロセスにおいて、監査法人がすでに適正意見を出していた5項目(繰延税金資産の計上額、固定資産売却取引、非上場株式の減損損失、関係会社に対する貸付等の引当金、子会社株式の減損損失)について、過年度遡及修正を求めたのである。これらの項目はいずれも見積もりや予測が必要となる会計処理であり、その中には上記の事件と直接関係しない内容のものも含まれている。仮にこうした公正価値会計のもとで、どこまで過年度遡及修正をみとめるべきか、あるいはそうした修正を認めた結果、剰余金の分配可能額に影響が出て違法配当となった場合、各関係者がどのような責任を分担すべきかなどについてきちんと整理していくことが求められる。

また、IASBの作成する会計基準をあたかも日本の法律や規則であるかのように輸入することは、罪刑法定主義の原則の観点からも根本的な問題を提起する[e.g., Int. Serious Fraud Investigation Office, <Disguised>-B-Delhi, Jul. 2009; Acct./Law(Influential in accounting and law, Chitale)-A-Mumbai, Mar. 2009; Law/Reg.(Comm. Member of Cor. Law, Top law firm, Lawyer)-A-Tokyo, Jan., 2012; Acad. (Top University, Professor of Law)-A-Tokyo, Dec., 2011; 越智 [2011]; 岸田 [2010]]。

さらに四半期決算とIFRSとの関係についても検討しておく必要があるだろう。日本では四半期決算の開示が要求され、かつ四半期レビューを受けることが求められる。この四半期決算・レビューは「年に4回、年次決算がある」と企業実務担当者に言わしめるほど、負担感の大きな制度となっている。IFRSを適用している欧州ではそもそも「透明性指令(Transparency Directive)」により求められる四半期開示の内容は、定性的かつ限定的な内容にとどまっている。日本基準と比べて見積もりや予測の要素が多く存在するIFRSに基づく財務諸表の作成を四半期決算ごとに求められることになるとすれば、情報作成を行う企業サイドの負担は相当大きなものになると想

定される。一方で、そうした四半期決算の開示を情報利用者である証券アナリストやファンド・マネージャーがどれほど求めているかということと必ずしもそれほど強く求めているわけではないのが現状である。「四半期決算があることで、本来行うべき企業価値に関する本質的な分析や評価を行う時間がない」と吐露するトップ・アナリストも存在するほどである。

最後に、内部統制制度との関連に関しては、企業から「前回の内部統制の騒ぎは形骸化された制度にたくさんお金をかけて失敗する日本の最良の例」としてのコメントが多かった。特にオリンパス事件が起きてからは、単に米国で導入された制度を日本に輸入すれば良いとの発想と、そうした形骸的なものに対して多額の資金を費やしてしまう日本の風土に批判が集中していた[e.g., Int. Reg. (Senior official of METI)-A-Tokyo, Dec., 2011; Int. Acad. (Top University, Professor of company law)-A-Tokyo, Dec., 2011]。「内部統制を形式的にそろえるんじゃなくてね、そんなもの役に立たないんだから、粉飾とか不正ができないような会計を守る方がよっぽど大切ですよ。公正価値会計ではどうしてもアグレッシブになってしまう、経営者の精神に影響してしまうんですよ。」 [Int. Cor. (TES 1, Retail, Executive Director of Acc.)-A-Tokyo, Jan., 2012]。これに対し、インドでは、内部統制機能の強化という思想と IFRS の哲学や会計手法が相いれないとして、Institute of Corporate Secretaries 等の組織が積極的に懸念を表明したことも IFRS のフル・コンバージェンスに対する抑止力となった [Int. Ind. (Institute of Corporate Sec. President)-A-Mumbai, 2009]。現在、日本の日本監査役協会においては IFRS の役割に関する集中した議論と結論は出ていないものと言われている [Int. Acad. (Professor of Acc. Close to KansaOrg.)-A-Tokyo, Feb., 2012; Cor. (Senior member of KansaOrg, Internal auditor)-A-Tokyo, Dec., 2011]。

この他、UNIAS プロジェクトでは、IFRS が公会計に与える影響、エネルギー等規制産業に与える影響、マクロ経済管理のための経済統計に与える影響、将来日本の国債の信用問題が起こったと仮定した場合の IFRS アドプションの影響等を調査している途中である。例えば、原子力発電所の事故を契機に日本のエネルギーに関する計画や運営の緻密さが要求されるようになり、この観点からも最適な会計の選択が必要であるが、IFRS のような外生的な会計がこうした要求に応える制度である保証はない。この点について、「IFRS のようなボラティリティの高い会計では安定した電力の供給とか、長期の投資というのはやり難くなりますよね」との見解が寄せられている [Int. Cor.(V-President, Power com.)-A-<Disguised>, Feb., 2012]⁵⁶。一時期、IFRS の適用は上場企業全社であるとか、売上・株式時価総額・利益等で一定規模以上の会社というように粗野で非論

⁵⁶ 公共料金規制が加わる公益事業（公益産業）においては、料金の世代間負担の問題があるため、一定の平準化計算が必要不可欠であるうえ、行政の透明性の点で、規制のための会計を分離することなく、金商法会計を公益規制に利用することにも、一定の合理性があることに注意したい。

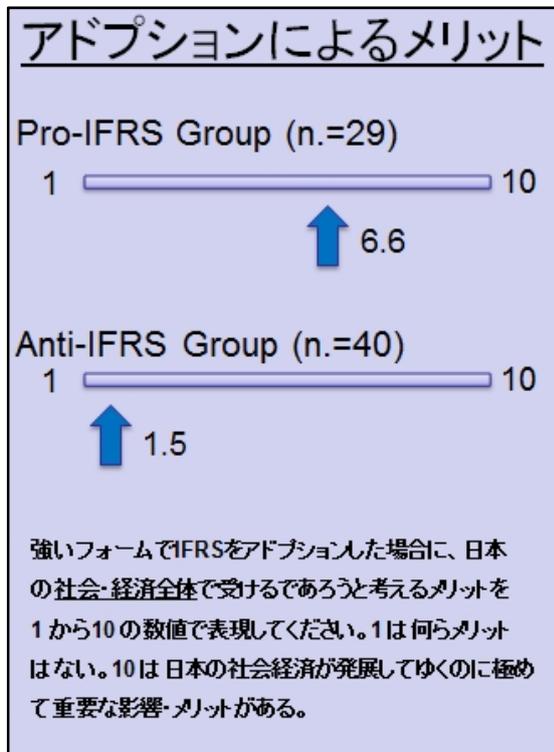
理的な議論が行われたが、エネルギーを含む一国のインフラがほんの数社の運営によって賄われている場合もあり、こうした基幹産業や会社への十分な配慮を行ったうえで IFRS の導入方法ならびにその適用範囲を検討すべきである。こうした議論がこれまで政府レベルで検討されていないことについて、一部の国会議員や閣僚経験者は問題意識を持ち始めており、将来的には国家戦略本部などでの検討も視野に入れて積極的に議論されるべき問題であろう [Int. Pol.(Cabinet, MP, <Disguised>)-A-Tokyo, Jan., 2012; Doc., Reg.(MoF/FSA/METI, Director level memo)-A/B-Tokyo, Oct., 2010]。インドにおいても、2011 年になってから急激に IFRS に対する懸念が高まりコンバージェンスのスピードが落ちたのは、リライアンスグループ（有力企業）等が中心となって IFRS に対する懸念を首相レベルにまで知らしめ、担当閣僚などを交代させたことが深く関係している [e.g., Int. Cor.(<Disguised>, MD)-A-Delhi, Jan. 2011] ⁵⁷。日本では銀行業、保険業や電気・ガス業、民営鉄道行など一定の産業に対して、別途定められている業法に基づき財務諸表を作成することが求められている。また入札規制、公共調達規制、料金規制などにおいて会計情報が活用され、建設業や防衛調達においてはそこで活用される会計情報の変化が、その後の経営に重大な影響を与えかねない。特に建設業においては連結ベースでの財務諸表が入札規制で活用されている。建設会社においてはジョイント・ベンチャーなど連結対象・持分法対象の範囲が広く、かつ複雑である。こうした産業全般にわたる影響も勘案したうえで、IFRS 導入方法ならびに適用範囲を検討する必要があるだろう。

以上、本節では、IFRS の証券市場に対する役割を超えた、日本の産業全体に対する総合的な影響について検討を試みた。もっとも、このような試みは網羅性を満しえるものではないし、どのような意味においても完全な答えを期待できるようなものでもない。我々の努力は、狭義に投資家やアナリストなど証券市場の中でも一部のステークホルダーの便益が強調されがちな IFRS の議論に、適正な修正を試みるコミュニケーションの一環としてとらえられるべきである。

⁵⁷ 別の論点であるが、インドにおけるこうした実情は日本には全く異なった形で伝えられていた。IASB やインドにおけるメディア報道をうのみにしたり、現地訪問調査にしても訪問先のバランスが取れていないために、IFRS 推進のニュースばかりが伝えられていた。詳細は第五節の 2 を参照。

7. 総合的な主観定量データとその解釈

図表：17- アドプションによるメリット



それでも、UNIAS プロジェクトとしては、これまでの分析結果を加味したうえでできる限り総合的なデータの作成にも努めた。2012年3月現在、日本におけるIFRSの議論は、IASB関係者、公認会計士、アナリストを中心としたIFRS推進派 vs. 企業を中心としたIFRS懐疑派のような構図で理解されている。仮にそうした対立構造が存在するのであれば、その対立を克服するような双方向的なコミュニケーションのためのデータを示すことが必要と考えた。

そのための一つの試みとして、2011年5月から2012年3月の間に、次のような定量的サーベイを実施した。まずはインタビューを通じて「強い形でのアドプションに賛成である」ステークホルダー

(Pro-IFRS Group) と、「強い形でのアドプションに反対である」ステークホルダー (Anti-IFRS Group) を識別した。Pro-IFRS グループは主に会計士、投資家、アナリスト、IFRS 先行適用企業であった。Pro-IFRS グループの数を増やすために、金融庁や経産省、アナリスト協会等に依頼し、できる限りインタビューとサーベイの数を増やすことに注力した。Anti-IFRS グループの多くは企業の財務担当者、会計士、アナリストから構成された。インタビューの最後に、両グループに対し同じ質問をした。① 日本に強い形でのアドプションをした場合のメリットを1から10のスケールで評価してもらった。逆に、② 強い形でのアドプションはせず現状維持、一般的なコンバージェンスの推進にとどめた場合のデメリット・リスクも同様に評価してもらった。(②の結果については第五節、図表19を参照)⁵⁸。メリット、デメリットはできるだけ総合的に日本の

⁵⁸ インタビュー形式の利点を生かし、「強い形でのアドプション」とは、ほんの数件程度のカーブ・アウト付のIFRSを上場全社或いは一定規模以上の上場企業に強制適用する場合を想定していると説明した。さらに細かい定義が求められた場合には、インタビューの主観で感じる「強い形でのアドプション」を尊重したが、適用会社数を求められた場合には200-300社を一応の目安と考えるとの説明をした。また、米国のアドプション可能性との関係で更なる条件付けを求められた場合には、インタビューの想定するシナリオを前提に判断を求めた。タイムスケジュールに関する条件付けが求めら

経済社会全体に対する影響として考えてもらった。Pro-IFRS と Anti-IFRS グループに分けたのは、両者を合わせてデータを集め平均しても何ら有用な情報が得られないと考えたからである。それよりは、例えば、Pro-IFRS グループが IFRS 強制適用のメリットを主張している時に、日本全体に対する影響という意味においてどの程度のメリットを想定しているのか、或いは、Anti-IFRS グループが IFRS を強制適用する必要はないと主張するときに、非アドプションによるリスクをまったく感じていないのか、そうした主観的データを入手することを目的とした。

インタビューを通じてある程度結果が予想されていたので、Anti-IFRS グループの 1.5 ポイントという低い点数については特に驚きに値しなかった。しかし、Pro-IFRS グループのポイントが 6.6 と伸び悩んだことは注目に値する。インタビューの過程で教条やビジネスマインドからアドプションを喧伝しているように見受けられた一部のインタビューイを除き、8, 9, 10 の高い点数を付ける者はいなかった。また、「本当ですか、日本の社会・経済全体への影響ですよ。」という追加コントロール・テストに対しては、多くがより低い点数に付け直した（6.6 はオリジナルの数値であり、両極端の数値の修正もしていない）。更に、先に触れたが、IFRS の経営管理上のメリットは、強制適用によって嫌々ながら遂行したのでは得られないと考えられていることを思い出す必要がある。

このデータも、市場関係者の主観的「感覚」或いは「勘」をサーベイしたものに過ぎず、追加的コミュニケーションの一部にすぎない。しかし、Anti-IFRS グループが 1.5 ポイントと低い値を記録したことは、多くの企業が IFRS のメリットを感じていないとのアンケートやインタビューデータと整合的であり、そうした主観的理解の再確認に資する。同様に、1.5 ポイントと低い値にとどまっている背景には、IFRS の導入は企業にとって資金、労力、時間的コストを意味し、これがバイアスを生んでいる可能性を否定しない。しかし、数多くの長時間インタビューの中の証言を基礎に判断すれば、IFRS が長期的で強力なメリットをもたらす可能性があるとの感触は一切感じ取れなかった。さらに、IFRS 推進派にとっても、IFRS のアドプションが日本の社会・経済全体にとってどれほど大切なものなのかとの問いには、強い意見をもっていないことも判明した。こ

れた場合には、目安として今後 10~15 年程度までの影響ということで統一した。スケール 1 は、「日本の社会・経済のために何らならない」、スケール 10 は、「日本の社会・経済の発展のために極めて重要である」を表すものとした。なお、サーベイの当初、スケールは 1 から 7 で実施されていたが、1 或いは 7 の両極端を選択するインタビューイが多かったために、途中から 1 から 10 のスケールに変更し、最終集計段階でデータを修正してある。

の点、IFRSのアドプションには関連法や規則の大幅な改定が要求されるが、そのコストとベネフィットを考える上で有用な情報となりうる。

しかしながら、第四節を総括するに、IFRSが日本の社会・経済に与える影響の総合的な効果については未だに明確な結論が得られていないというべきであろう。これは以下の理由による。2011年6月以降、確かにIFRSは日本の製造業の持続的発展に役立たないという主張が多く聞かれるようになった。IFRSの各勘定科目の処理方法が製造業の長期投資のリスク軽減につながらない点や、もっと一般に公正価値主義よりも取得原価主義や保守主義に沿った会計の方が製造業の経営精神に合致することがその理由とされる。UNIASプロジェクトではこうした主張の詳細を入手すべく、積極的にデータを入手し事実確認につとめた。確かに、「のれん」や「開発費」の例をとれば、「費用を早期に認識する方が規律のある投資とリスク軽減に伴う長期投資が可能になる」という主張も説得力がある。しかし、他方で「国際的な競争が激化している環境で、日本だけがのれんを償却しなければいけないような制度では勝ち残ってゆけない」という主張もありうる。本来、「日本基準とIFRSの違いは十分比較可能な程度に縮小している」状況にあり、「投資家やアナリストがちゃんと分析し有意義な比較が可能な状態になっている」[Int. Inv. (Senior fundmanager, Major investment firm)-A/B-Tokyo, Jan., 2012]ので問題はないはずである。しかし、新しいインベストメント・テクノロジーに支えられた「バイ・アンド・ホールドでない」投資家の勢力が拡大した現在および将来の証券市場では、どちらの会計が日本の中期的な成長にとって有利であるのか予測がつかない。長期的には、早期の費用認識によるリスク軽減と再投資の促進が持続的成長戦略と整合的であろうが、長期に至る前に短期的な競争で不測の損害をこうむる可能性も否定できない。

こうした経済や社会への影響について十分に理解が深まっていないまま、闇雲に「性急で強いフォームでの強制アドプション」を進めるのには大きなリスクを伴う。そうした観点から、現在のメリットを感じる企業がIFRSを採用し、感じない企業が国内基準を採用するという「任意適用」の状態は合理的といえるかもしれない。一方で、投資家以外の多様なステークホルダーも深く関与し、法人税や剰余金の分配計算、産業規制など「国家主権」と深くかかわる領域にまでIFRSを導入することは「罪刑法定主義」の観点からも回避せざるを得ないであろうという意見も強まりつつある。会社法や税法と深くかかわる単体財務諸表と連結財務諸表を切り離すことで、IASBが重視する投資家の視点からIFRSの導入をめぐるメリット、デメリットがより先鋭化していくのだとすれば、連単分離したうえで、日本における企業会計のグランドデザインを考えていくことが合理的であると推測する。

第三節および第四節で検討してきたのは、IFRS 対応において最も重要なステークホルダーにとってどのような影響が及ぶかということであった。第三節で判明したのは、洗練された投資家によれば IFRS による実質的な透明性と比較可能性の向上は期待できないが、洗練されていない投資家やアルゴリズム偏重型投資家らの影響により表面上の透明性と比較可能性が達成されているように知覚され、結果として会計の価値関連性が増加している可能性であった。第四節で判明したのは、多くの企業はそうした会計が企業行動と市場に与える影響を懸念しているし、IFRS 適用に積極的であるといわれる企業でさえ IFRS の積極的なメリットを認識していないことであった。すでに IFRS を先行適用した企業の中にも IFRS 適用の利益はほとんどなかったと証言する CFO がいたことも思い出す必要がある。さらに IASB に近い日本の代表者の一人も、理論的に資本コストが低下するメカニズムが解らないと証言する [Tel. Int. Cor./IASB (Close to IASB)-A-Tokyo, May, 2011]。金融庁の担当幹部も、仮に IFRS を先行適用した企業やマーケットに資本調達コストの低下が観察されることはあっても、世界的にあるいは市場内のすべての会社が IFRS を採用するようになれば、低下した資本コストが元に戻る (i.e., U 字型) のではないかとの想定をしていた [Int. Reg. (Senior Official of FAS)-A/B-Tokyo, Jan., 2012]。

以下は、IFRS を既に積極的に採用した / 採用する予定 <Disguised> の、ある日本を代表する会社の説明である。

IFRS は資産・負債アプローチに基づくストック情報を重視した考え方であり、これまでの日本基準で重視してきた損益アプローチに基づく中長期的な経営に視点をおいた考え方と大きく異なる。また、日本基準は税法・会社法との親和性を保った極めて効率的な制度(確定決算主義・配当可能財源計算)であるとともに、我が国の経営実務や慣行・それを踏まえた会計の考え方等も反映し、更には過去の会計スキャンダル等の反省も踏まえた改訂が行われ、我が国の企業にとって使い勝手の良い基準として定着している。特に、企業が最も重要視する損益計算においては「実現主義の原則」に重きが置かれ、損益は実現した取引を基本として算定されており、貸借対照表で純資産直入している未実現損益項目の調整も、上場有価証券の時価評価や海外子会社の為替換算差額の調整等に限定されている。この結果、我が国においては企業の努力次第では、決算日後速やかに決算を確定し、投資家に情報提供することが可能となっており、実際に決算発表は欧米よりも早く行われている。タイムリーな決算情報の提供は、投資家にとっても有益なものであり、それに寄与する日本の会計基準は完成度の高い優れた基準である。

[Email. Cor.(TES1, Steel / Heavy Machine / Auto, Director of Acc. Dept. *et al* under Vice-President)-A-Tokyo, Feb., 2012]

しかしながら同社は、こうした日本の会計基準が極めて優れていることを記述した直ぐ後に、それでも IFRS の積極的な導入を検討すべきであると主張していた。主要関係者が、IFRS はその最も重要な目的である透明性と比較可能性の向上による資本コストの低減を達成しえないのではないかという認識であるにもかかわらず、2009 年以降強いフォームでのアドプションが既成事実であるかのような雰囲気を作られたのはいかなるメカニズムによるものであろうか。以下では、こうした IFRS 導入へのメカニズムを会計理論やその目的観といった観点からではなく、むしろ外生的、政治的問題として捉えその構造を明らかにしたい。

第五節: 会計基準設定の政治学

以下は、IFRS を既に積極的に採用した / 採用する予定の、東京証券取引所一部上場会社の CFO の証言である。当初、アドプションによるメリットを「6 か 7 でしょう」と表現した後の会話である。

- インタビュアー 本場にそこまで日本の社会・経済に貢献しますか？
東証一部 CFO んーまあ、というよりは、まあ、アドプションしないと怖いという意味ですよ。
- インタビュアー そうすると、アドプションすること自体のメリットはどういうことで、どれくらいですか？
東証一部 CFO まあ、透明性が高まって、比較可能性が高まるということなんだろうけれども、まあ、あまり積極的な効果があるという感じはしないですよ。
- インタビュアー 失礼も、無理も承知ですが、数字で表現すると？
東証一部 CFO 厳しいですね、あまり高くないですよ、本当は。アドプションをしないとリスクがあると、そういう話なんですよ。
- インタビュアー すみません、数字で言うとう？
東証一部 CFO 1か2ですね（笑い）。そんな、会計をそろえたからって会社や経済にそんなに積極的な効果なんてないですよ。先生、厳しいですね、すっぱがされましたよ（笑い）。でも、この IFRS に関してはそういうことなんですよ、国際的にやらないといけないように追い込まれているというか。

[Tel. Int. Cor.(TES 1, Senior Director of Acc. Dept.)-A-Tokyo, Dec., 2011]

第三、第四節では、洗練された投資家と企業には IFRS の主たるメリットは実際には起らないであろうと認識されていた。にもかかわらず、こうして、IFRS のアドプションを「国際的にやらないといけないように追い込まれている」とすれば、そこにはどのような仕組みが働いているのであろうか。第一節では、IASB の使用するレトリックが非常に有効に働いているとした。これを第一次的なレトリックとすれば、以下では、いくつかの「国際政治」、「会計基準関連ビジネス」、「海外との比較」に関わる言説を第二次的なレトリックとして、IFRS を推進したドライビングフォースとして考える。

1. 「国際政治」や「会計基準関連ビジネス」のレトリック

2009 年 6 月、企業会計審議会は「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を発表した。以下はその部分的再掲である。

① 強制適用の判断の要素及びその時期

イ. 強制適用の判断の要素

前記(2)のIFRS適用に向けた諸課題の達成状況を確認するとともに、任意適用期間におけるIFRSの適用状況、いわゆる「プロ向け市場」におけるIFRSの適用状況等を確認する必要がある。、、、また、国際的な比較可能性や企業・市場の競争力の観点からは、EUやその他諸国のIFRSの適用状況に加え、世界最大の資本市場国である米国においてIFRSが米国企業に強制適用されるか否かも、重要な判断材料になると考えられる。

ロ. 強制適用の判断の時期

前記のとおり、IFRSの強制適用の是非を含めた判断の時期については、前記の諸課題の達成状況や内外の適用状況等を確認する必要があることから、現時点で決定するのではなく、むしろ将来の一定の時期に決定することが適当である。、、、具体的な決定の時期を検討するに当たっては、特に、作成者・監査人等の体制整備に必要な期間、任意適用の適用状況の見極めに必要な期間、欧米等の国際的な動向の見極めに必要な期間等を考慮する必要がある。、、、また、今後数年間のグローバルな金融経済情勢が及ぼす様々な影響についても注意する必要がある。特に、現在の世界的な金融危機を受けて、IASBにおいて、FASBと連携しつつ、金融商品会計等に関して、IFRS自体の基準の明確化や見直しの作業が行われている。IFRSの強制適用の判断の際には、こうしたIFRSの見直し等の今後の動向を踏まえた上で、IFRSが高品質であって今後の金融経済情勢の下で持続的に適用可能なものであるとして認められるかどうかを見極める必要があるものと考えられる。、、、これらを総合的に勘案すると、前記の様々な考慮要素の状況次第で前後することがあり得ることに留意する必要があるが、IFRSの強制適用の判断の時期については、とりあえず2012年を目途とすることが考えられる。

2009年6月以降、日本はIFRS強制適用へコミットしたかのように説明されることが多いが、上記の文言を読む限りそのようなコミットメントは一切ない。IFRSの強制適用の判断の時期を、とりあえず2012年をめどとしたに過ぎない。

東証一部・財務担当役員

いや、でも当時金融庁の〇〇さん(担当幹部の一人)は(上場企業の)皆が適用するようになるって言ってましたよ。「それじゃあ」っていうんで私も大急ぎで準備始めたんですが、まあ、今となつては。ねえ、(IFRS適用企業は)いくつですか、、、全く読みが違ってしまって、、、うちだけじゃないでしょう、こういう説明を受けたのは。

[Int. Cor.(TES 1, Chem./ Electronic. Top Exec. In charge of Acc.)-A-Tokyo, Feb., 2012]

多くの企業担当者とのインタビューを通して確認できることは、確かにこうした説明を受けた企業は少なくないということである。ただし、こうした(準)政府の正式な文書と話し言葉による説明の間に一定の温度差のあることは万国に共通した国のマネジメントに必要なレトリックの一

つである。当時の金融庁の総合的判断では、日本も恐らく IFRS の強いフォームによる強制適用をした方が「国益」にかなうとの判断があり、話し言葉としても実質的な準備としても IFRS を推進する必要があったものの、文書としては、注意深く最終的には今後の検討結果によるとしたものであり、他国の施策と比べても、驚きにも責めにも値しない。

多くの IFRS 推進企業と言われている米国基準採用企業で IFRS を本格的に導入しようとしたより直接的なきっかけは、2009 年 12 月に、内閣府令の改正によって米国基準を採用している企業がその提出を引き続き認められるのは 2016 年 3 月期までとされたことによる [e.g., Tel. Int. (TES1, Electronics, Top management.)-A-Tokyo, May, 2011; Int. Reg. (METI, Director)-A/B-Tokyo, May 2011]。この改定により多くの米国基準採用企業が IFRS プロジェクトを立ち上げ早急な対応に追われた。IFRS を取り巻く内外の状況変化に伴い、結局は 2011 年 6 月に再改定され、2016 年 3 月以降も米国基準は引き続き使用可能となったが、最初の改定の時点では企業への十分の相談・説明がなく、多くの米国基準提出会社は不満を抱えたという [e.g., Int. (TES1, Electronics / Heavy machine, Senior Executive in charge of Acc.)-A/B-Tokyo, Dec., 2011; Int. (TES1, Electronics, Advisor)-A-Tokyo, Dec., 2011]。

UNIAS プロジェクトではこの点について企業会計基準委員会 (ASBJ) や、企業会計審議会、金融庁開示課課長 (合計 3 名) 等に対して集中してインタビューを行ったが、彼らに共通していたのは、時間制限が厳しいという懸念であった。IFRS のアドプションが既定路線であるかのように表れた背景には、IASB との対応にあたって期限がいつも迫っているという焦燥感と、期限に間に合うよう多くの関連事項を実際に用意しなければいけない、前進させなければならないという使命感が支配していたように思われる [Int. Reg. (FSA, Directors)-A/B-Tokyo, 2006-12; passim]。日本が他国と異なるのは、こうした関係調整能力や責任感が高い点であろう。特に国際的な公約・準公約事項ともなると、その正確性、整合性、緻密さという点において秀でているように思われる。この点、以下で説明するように、インドでみられたような、具体的に一定の上場企業に 2011 年 4 月から IFRS 適用が発表されていたにもかかわらず、その直前になって延期を発表するといった混乱は、日本では少ない。ただし、このような日本に伝統的な良識や美德は国際政治の場面でマイナスに作用することもある。

この他、UNIAS プロジェクトが日本的であると感じるのは、メディアやコンサルティング会社(会計系、コンピュータシステム系を含む)の「煽り」の大きさである。先の 6 3 7 文献レビューでも明らかであるが、2009 年以降、メディアや学界等での IFRS に対する注目は爆発的であり、その多くが誤解を生むようなセンセーショナルな題目や副題をもって日本全体を「煽って」いたよ

うに思われる⁵⁹。そして、またこの「煽り」に対応する企業の「使命感」と「真面目」な態度が IFRS 導入という波を増幅しているように思われた。ある大手監査法人のパートナーは次のように回顧する。

パートナー・CPA いや、おっしゃる通りです。ちょっとやり過ぎたかなという感じはあります、煽り過ぎ。IFRS が経営を変えるとか、会計戦争とか、これを早く導入しないともものすごいことになるような雰囲気でしたよね。我々も少し営業しすぎでした。反省してます（笑）。

インタビュアー まあ、でも、会計士さんにしてみればビジネスチャンスでもんね、法律に違反しているわけでもないし。

パートナー・CPA いや、でも、結局やり過ぎだったと思いますね、かえって、IFRS を止めてしまったかなと。結局企業にメリットがないことを分かっているがらね、無理に勧めると不信を買うわけですよ。もうその前に内部統制の件でそうした状態になっちゃってましたからね。「ここにきてまた IFRS で儲けてやろうっていうんだろ」っていう感じでみられていたのはヒシヒシ感じましたよ。

インタビュアー 企業にメリットはありませんか？

パートナー・CPA 先生（インタビュアー）が一番ご存じじゃないですか（インタビュアー：いやいや、どういうことですか）。所詮会計のことですね、コンバージェンスもだいたい終わっててですよ、この不景気にお金をかけて、経営者の時間もかけてね、こんなことやっている余裕ないですよ。こちらだって IFRS やらなきゃいけないから契約してくれって、心底は言えなかったですよ。資本コストが下がるから、なんて言えるわけないですよ、上がるの分かってるんですから。

インタビュアー まあ、でも、そうした営業を皆さんなされたのでしょうかね。

パートナー・CPA そりゃやりましたよ、どこの法人も。それが業績評価の一番ですからね。中小の監査法人からクライアントを取ってこいとかね、地方の中小までね、ここぞとばかりに行きましたよ。当初 IFRS が全体に適用されるような雰囲気だったですからね。

[Int. Big4 (Senior Partmer, CPA Big 4)-A-Tokyo, Dec. 2011]

⁵⁹ 第3節「文献レビュー」の記事件数グラフを参照。

また、別の監査法人のパートナーも次のように証言する。

パートナー・CPA 、 、 、うちのアンケートなんかの資料もさ、商売上の道具でさあ、でしょ、それ以外にないじゃないの。でも、うちだけじゃないでしょ、みんな他のところ（Big 4）もやっているわけだからね。 、 、 、本当は皆まじめなのよ、でも自分たちの言っていることに酔うってうかね、心理的に信じ込むようにやらないと、やってられないのよ、そうでしょ。

[Int. Big4 (Senior Partner in his 50s, CPA, Big 4)-A/B-Tokyo, Aug. 2009]

こうしたことはもちろん日本に限ったことではない。多かれ少なかれ IFRS の導入をビジネスチャンスとしてとらえ、多少なりともビジネス・エシックスが疑われるような部分で営業が行われることは想像に難くない。インドにおける大手監査法人の例は以下のようなものである。

パートナー・CPA まあ、正直に言えば、どんな会計でも新しいものであればいいんです。会計が変わるといことは我々にお金が入ってくるということですからね。IAS だ、IFRS だ、公正価値であろうとなんであろうといいんですよ。何か違うものでさえあればね。

[Int. Big 4(PwC, A senior partner)-A-London (visiting from India), Feb. 2010; trans.]

インドにおいては、監査法人から独立したバリュエーション・プロフェッションも確立しており、IFRS 導入を機に積極的な営業を展開し始めていた [Int. Cor. (Valuation firm, Manager of a top valuation firm)-Mumbai, Mar. 2009]⁶⁰。

日本との違いは、インドにおいては Big 4 の影響力が国の方針として相当レベルで制限されているため⁶¹、中小・ドメスティック監査法人の数・勢力が強い。これは、年に一度行われる勅許会計士協会の会長選挙でも同じことであり、Big 4 以外の監査法人より会長が選出された場合には、IFRS 導入に関しては慎重になることが多い[e.g., Int. Reg.(ICAI, Research Director)-A/B-London, Feb.,

⁶⁰ “This is a major business opportunity for us, that’s why we are here (at the ‘IFRS Summit’ conference). We have to get as many clients as possible—this is my job. But, we do not have many valuers. We don’t know how to value many things.... Yes, plantations of tea, rubber, whatever, yes, timber. We can show models, and... sort of pretend, but who knows. We will come up with reasonable figures.... and you are asking me the implication of the professional fees. I mean, we are all human beings, after all. Things are negotiated, and this is inevitable.”

⁶¹ 例えば、監査法人のパートナーの数は 20 名に制限されている。よって、Big 4 などは各都市に独立した法人を確立する形で勢力を拡大しつつあるが、先進国に比べ、ドメスティック監査法人の勢力との差は大きくない。

2010 ; Reg. (ICAI, President, Agarwal)-A-Delhi, Jul., 2009 ; なお、UNIAS プロジェクトではインド勅許会計士協会の会長経験者 12 名をインタビューしている。]。1990 年代後半にインド勅許会計士協会の会長を務め、現在大手自動車会社の CFO を務める会計士は次のように証言している。

元・会計士協会会長 今、古き良き時代の監査を取り戻す必要がある、、、なぜなら、Big 4 は会計と監査の分野におけるマーケティング屋に成り下がってしまっているから。彼らは「悪の手先」でしかない、「悪の手先」です。私たちは本当にだまされてしまった感じがするんです。私は過去、一生を通じて、会計の国際化を支援してきた人間ですが、自分たちが神であると信じてきたものが悪魔であることがわかってしまった。、、、どうして、パートナーの業績が、彼らがもってきた仕事の金額によって測られるなどということがあっていいのか。法外な料金をもらうことによって本来規律ある会計の性格が曲げられてしまっている。不正行為をチェックするはずの会計が、不正行為を手助けするものに変えられてしまっているのです。、、、⁶²

[Reg./CPA.(President of ICAI in the latter 1990s, CFO of large auto company)-A-Mumbai, Mar. 2009]

インドにおいて 2010 年以降フルアドプションやフル・コンバージェンスの流れが一転し、2011 年4月から予定されていたフル・コンバージェンスも期限なく延期された状態が続いているのは、企業省や NACAS、ICAI、関係当局が、職業会計人と会計の本来的で広範な役割をもう一度考え直す機運が高まったからだと言われる。当初一部のステークホルダーによって急激に進められた IFRS の導入に関し、様々な情報が入手され始めた結果であるとされる [e.g., Int. Reg. (MCA, Joint-Secretary, <Disguised>)-A-Delhi, Jul., 2009; cf. Suzuki & Jain (2010)] 。

⁶² この証言は、非常に強い表現を含み、後にインドの会計政策の方向転換に一定の影響を与えたものと言われているため、正確性を期するためにオリジナルの英語をしるす：There is a need to bring back good old-fashioned auditing because..., essentially the Big Four are nothing other than marketing organs that happen to operate in the field of accounting and auditing, and... because they are ‘instruments of EVIL, instruments of EVIL’ (he repeats this phrase), and we feel utterly cheated; people like me who supported this process (i.e. internationalisation of international accounting) all through our life, only to discover that one we worshipped as god was actually the devil.... How can there be a situation where the partners are judged on the basis of the business they bring in.... By getting huge fees, they have completely perverted the whole noble discipline of accounting; that which was meant to be a sort of check on malpractices was actually to become the handmaiden of malpractice. Yes.... I am beginning to believe that unless the world forms an institute that is not related to money-making from capitalism ... I know this sounds terribly socialist, but believe me I am not, I used to hate communism.... These are instruments of evil. Their whole idea is to please men with money-making. How can they be vested with the task of disciplining them? It is impossible.

日本においてもこうした懸念を持つ監査法人のトップ/シニアマネジメントは存在する。アイデンティティの保護を確約させた後、立場上難しいジレンマを抱え対応に苦慮している様子を証言した。

監査法人社員

、、、私もね、クライアントに本当に役立たない会計（注：これまでの会話のコンテキストの中ではIFRSを指す）を勧めたところで、長期的に我々の業界が発展してゆくとは思わないんですよ。、、、本来ね、会計士の数を2倍にして監査報酬も2倍（、、、）にしたところで、本当はね、誰のためになるんだっていうのはありますよ。立場上こんなことはいつもは言えないんだけど、あなたが、まあ、ずいぶん真面目に聞かれるんでね、正直に言うのですが、会計が良くなったって世の中がそうよくなるものでもない。会計士がね沢山儲けるためにこれだけ大切なことなんだとは言うんですけど、理論的にも一生懸命プロテクトするんですけどね、所詮会計ですよ。同じプロフェッションの医者がね、大切なことをやってるんだから給料を二倍にしてくれっていう訳にはいかないでしょ。本当は、私たちは社会を支える黒子でよくてね、あたかもエリートみたいにしてちゃいけないんですよ。アメリカのね会計の世界が理想だなんて考えちゃいけないんですよ、プロフェッションなんだから。

、、、ただ、だからと言ってあそこで何もしないってわけには絶対にはいかないしね、それはビジネスの上でもそうだし、実際の会計の実務の上でもね、国際的にそうなってきた以上。、、、ビジネスの上でっていうのも難しくてね、まあ、これを推進しなきゃお金にならないっていうのもあるんだけど、税理士だって監査の分野に乗り込んでくる時代だからさ（笑）。、、、

IFRSでやってさ、もっと〇〇（注：Big 4の一つ）に飲み込まれてしまう危険性もあるわけでね。のれん代もたくさん持ってかれるしね、監査リスクも高くなる一方だしね、この商売も厳しいですよ（笑）。

インタビュアー

国際的にはIFRSが世界基準になるというお考えですか？

監査法人社員

うん、それはね、好き嫌いとはもかくね、それから当時（注：2009 中盤からしばらくを指すと思われる）は、金融庁も会計士協会もそういう方針で一致していたしね、もう直ぐだという感じで（注：適切なIFRS導入体制までに時間がないという意味）。そうであれば、早急に用意しないといけない状況はありましたよ。我々もIFRSを勉強しなきゃいけないわけだし。

[Int. Big 4 (Big 4, CPA, One of top managements)-A-Tokyo, Feb, 2010]

監査法人の他にも「時間制限」を理由に積極的な IFRS 導入活動を推進したステークホルダー・グループがいる。以下は、ある大手のシステム・ソフトウェア開発会社の営業幹部の証言である。

システム会社

もちろん、私どものビジネスというか利益というのが基本ですが、同時にですね、実際にシステムの開発なりソフトウェアの開発に時間がかかるわけですよ。しかもものすごい数の会社が同時にそうしたものを導入するとなればいくら時間があっても足りないという状況は最初からわかっていました。そうすると、図らずも、ということになるのですが、営業で「今やらないと間に合いません」という感じになってしまうんですね。これは言い訳に聞こえるかもしれませんが、そうではなくて、本当に時間が無いという危機感がありました。特に大切な、大きなお客様のところでミスをするわけにはいきませんのでね、その辺はビジネスで儲けるという点と半々ぐらいの感覚で大急ぎしていたと思います。

、、、XBRL にしたって、私どもには、開発担当者もそうだと思うんですが、先生のような懸念（注：前節で触れた、「早すぎる情報と投資）に関する懸念）は全くないわけなんですね。これはもう純粋に社会に役立つであろうということが思い込まれているわけで、正直、そうした投資がここまで早くなっていいのかという点は、ちょっと私どもにはコメントのしようがないというか、他の条件が一緒であれば情報は早い方がいいというのが一般的な理解なので。

[Int. Cor. (TES1, System / Software, Sales manager)-B-Tokyo, Feb, 2010]

この点、日本の IASB に近いある関係者も「〇〇も、〇〇（あるシステム・ソフトウェア開発会社の名前 <Disguised>）も煽り過ぎですよ」と誠実かつ自省的にコメントする [Int. IASB (Close to IASB related body, <Disguised>)-n/a-Tokyo, Dec., 2011]。しかし、おそらくシステム・ソフトウェア営業担当者にすれば、責任ある態度としても早急に IFRS 導入を決めなければいけない背景もあったものと思われる。そもそも、会計事務所や、コンサルティング会社、システム・ソフトウェア開発会社にしてみれば、IFRS 導入が大きなビジネスチャンスであり、違法行為や職業道徳違反でもない限り、積極的に営業に励むのは当然予想される行為であろう。

それより問題なのは、日本全体として、「あまり積極的に情報を求めたり、勉強して、本当にこの会計が必要なのか見定めた会計担当者っていうのが少ないんじゃないかっていう気がするんですね」。それでいながら、「みんながやるのであればやらざるを得ないし、やるのであれば真面目にやってしまうという性格」が強いことであろう [Int. Cor. (Service / Transport, Executive Officer)-A-Tokyo, May, 2011]。「ものすごい数の本が出たでしょ。みんな適当で知ったようなこと書いてあるんですけど、書いてる本人も、何もわかっていないような会計士だったりしました

よ。それをみんな信じ込んでしまって、わっと動き出してしまった気がしますよね、、、〇〇<新聞社>もよくもああ簡単にIFRSを導入すべきだと書いてくれたよなあという感じですよ。日本人が悪いのは、そういうのを信じて、今度はそれに真面目に対応してしまうところですよ。いい加減な仕事はしないから。」 [Int. Cor. (Lease, Executive Officer)-A-Tokyo, May, 2011]⁶³。日本人の真面目さが IFRS 対応でかえって裏目に出ているのではないかという点については多くのインタビューイからコメントが寄せられた [e.g., Int. Cor./Acc (Qualified British CA working for JPN Cor.)-n/a-Tokyo, Feb., 2012]。この点は欧州と、インド、中国で長期の観察を続けてきた UNIAS プロジェクトの感覚としても同感である。

2. 海外比較のレトリック

本報告書で、こうした日本人の一般的な「真面目さ」に関する部分まで踏み込んで議論する余裕はない。しかし、この「真面目さ」を「他人から後れを取ることを恥と感じ、やるからには完成度の高いものを求める文化」として考えると、「100カ国（或いは120カ国）でIFRSが採用されている」とか、「G20で国際公約」となったというIASBのレトリックが非常に効果的に機能している背景が理解できる。しかし、こうしたレトリックはIASBスタッフの一部では政治的に利用される常套手段であり、前出の「Reference to the other good citizens」の一部に過ぎない [Int. IASB (Board Member)-A-London, Jun, 2009; Int. ASBJ (Board Member)-A-Tokyo, Aug., 2009]。各国におけるIFRS適用の実態については、ようやくいくつかの調査分析が始まったに過ぎない (e.g., 辻山 [2012] ; 各国調査については図表18参考)。

図表：18 - 各団体による海外視察調査書一覧

| | 報告者 | 年 | 報告書名 | 対象国 | 訪問先 |
|---|-----------|------|--------|-----|---|
| 1 | 日本公認会計士協会 | 2008 | 欧州視察報告 | EU | IASB、EFRAG、FEE、ICAEW、Ernst & Young、KPMG |

⁶³ その後、多くの新聞社で集中的な検討を行うようになり、こうした学習効果もあって明らかに新聞の論調は変わり、IFRS に対する慎重な姿勢を明らかにしてきた [e.g., Int. Media (Newspaper, Senior editor)-A/B-Tokyo, Dec., 2011]。

| | | | | | |
|---|---|------|--------------------------------------|---------------|---|
| 2 | 日本経団連企業会計部会 日本公認会計士協会 財務会計基準機構 企業会計基準委員会 | 2009 | 国際会計基準 (IFRS) に関する豪州調査報告 | オーストラリア | 豪州証券取引所、豪州株主協会、豪州金融監督庁、KPMG., Grant Thornton 会計事務所、豪州勅許会計士協会、豪州商工会議所、財政・規制緩和省、財務省、豪州会計検査院、豪州会計基準委員会、豪州証券投資委員会、Alumina Ltd. National Australia Bank、Deloitte Touche Tohmatsu、財務報告審議会、Telstra Corporation、豪州証券投資委員会 |
| 3 | 日本経団連企業会計部会 企業会計基準委員会 日本公認会計士協会 | 2010 | インド・シンガポールミッション報告 | インド及びシンガポール | 【インド】KPMG、BSR & Co.、企業省、インド勅許会計士協会、会計基準委員会、インド証券取引委員会、グラシム社、ピリモリア会計事務所、 【シンガポール】シンガポール国際商工会議所、シンガポール公認会計士協会、会計基準審議会 |
| 4 | 経済産業省・企業財務委員会 | 2010 | IFRS に関する欧州調査報告 | フランス、イギリス、ドイツ | 各国主要企業（アルカテル・ルーセント社、ルノー社、ダイムラー社、ポッシュ社、MAN 社、シーメンス社、EADS 社）、政府機関、証券取引所 |
| 5 | 企業会計審議会 | 2012 | IFRS に関する欧州調査出張（フランス・ドイツ・EFRAG）調査報告書 | フランス、ベルギー、ドイツ | 【フランス】金融市場庁、国家会計基準庁、経済団体、NYSE EuroNext、Ernst & Young 【ベルギー】欧州財務報告アドバイザーグループ 【ドイツ】ドイツ司法省、連邦金融監督庁、会計基準委員会、産業連盟、West LB、フランクフルト証券取引所、KPMG |
| 6 | | 2012 | IFRS に関する北米調査出張（米国）調査報告書 | アメリカ | FASB、FAF、北米保険会社グループ、CFA Institute、Deloitte、企業財務担当者協会、SEC |
| 7 | | 2012 | IFRS に関する北米調査出張（カナダ）調査報告書 | カナダ | オンタリオ証券取引委員会、カナダ経営者協議会、Bombardier、Manulife、Royal Bank of Canada、ベルカナダ、Canadian Tire、PwC、トロント証券取引所、カナダ会計基準審議会 |
| 8 | | 2012 | IFRS に関するアジア調査出張（中国）調査報告書 | 中国（北京・上海） | 中国証券監督管理委員会、中国財政部、中国会計準則委員会、上海証券取引所、大手監査法人、宝山鋼鉄 |
| 9 | | 2012 | IFRS に関するアジア調査出張（韓国）調査報告書 | 韓国 | 金融委員会、金融監督院、韓国会計基準委員会、韓国船主協会、斗山重工業、Nomura Financial Investment Co., Ltd.、PwC |

UNIAS プロジェクトでは、アジア・パシフィック諸国を比較的注視してきた経緯があるので、こうした国々についての IFRS について簡単に触れる。IFRS 推進派による「Reference to the other good citizens」の中には、オーストラリア、韓国、マレーシア、シンガポールといった国々は優等生であり、日本はそうした国々を見習うべきであるかのように主張するものがある。しかし、オーストラリアと言えど、IFRS を自動的に受け入れ自国の判断を放棄したわけではなく、将来的には必要に応じたカーブ・アウトなどの権利を保有している(同様の趣旨に付き、2009年1月28日(水)企業会計審議会第15回企画調整部会会議録中、辻山栄子委員発言を参照のこと；Zeff & Nobes, 2010)。

韓国については、「2008年の金融危機、国家破綻の危機から脱出するために、IMFから救済措置を受ける前提としてIFRSを受け入れざるを得なかったのであり、通常の状態では会計を設定する主権を放棄するなどということは考えられなかった」[Int. Reg. (Top Official, KASB)-A-Beijing, Jul., 2007, and Tel. Int. Seoul, Jul. 2010]。現在、韓国においてはIFRS採用後も比較可能性が高くなったわけではないなどの懸念が表明されている点については、企業会計審議会の『IFRSに関するアジア調査出張(韓国)調査報告書』や討議を参照されたい。

マレーシアについては、2012年1月以降に始まる事業年度の公開会社にWord-for-wordのアドプションが決定されたと報告されるが、それでも、例えば先に触れたIAS第41号(農業)に関してはその適用を一年先延ばししており、この一年のうちにIASBが同号を改定することが前提になっているとのことである。インドネシアについては、先に触れたように、一般にはフルアドプションと信じられていたが、その主要産業たるプランテーションビジネスに悪影響を及ぼすIAS第41号についてはカーブ・アウトを決めている。また、シンガポールについても2012年3月に、2009年に2012年までにフル・コンバージェンスを終えるとしていた戦略的方針(Strategic Direction)を、期限を示すことなく延期した。これは、IFRS適用に際して未だにいくつかの懸念事項が存在すること、幾つかのIASBの重要なプロジェクトが終了していないこと、アメリカなどの主要資本市場がコンバージェンスについて最終的な結論を出していないことなどを理由にしている。未だにフル・コンバージェンスに向けてコミットしているとするが、その内容は、「シンガポールとアジア地域における経済取引の実態を反映できるようにIASBとアジアの会計基準設定主体と、プロアクティブな活動を展開するとともに、ローカル地域におけるステークホルダーとのコンサルテーションの下にコンバージェンスを進める」としている(The Accounting Standards Council, Singapore; 02 Mar., 2012 発表)。

これまで多くの開発途上国では、世界銀行、WTO、IMF、UNCTAD、アジア開発銀行といった国際機関からの援助を前提として IFRS が急激に採用された経緯があるが、現在はそうした傾向に変化がみられ、これは会計を取り巻く現地の複雑性が認識され始めた結果である。一部ではあるが、こうした国際機関による実質的な IFRS の強要は、南北問題の解決を担う立場の者による南北問題の加速であるとの危惧も聞かれる [e.g., Int. Polit. (One of Vice Ministers, MoF, Indonesia, anon)-A-Jakarta, Jun., 2011; Int. International (Asian Development Bank, Director, <Disguised>)-A/B—Tokyo, May 2009; Pers-Let., International (World Bank, Managing Director)-A-Washington DC, 2009; Suzuki & Jain, (2010)] 。

幅広いステークホルダーコンサルテーションが IFRS 導入のスピードを緩めたのはインドでも同じであった。UNIAS プロジェクトでは特に、2007 年よりインドに注目し、企業省大臣の要請を受けて 2010 年に報告書を提出した経緯があるので、これを簡単に説明する。日本におけるインドの情報は希薄で誤解や虚偽が含まれていたが、我々は 2007 年から 2010 年の間に 9 度の訪印などを通じ、企業省、インド勅許会計士協会、証券取引委員会、主要企業の CFO をはじめ 273 のステークホルダーからインタビューデータを得た。当初、インドにおいては上記の国際機関のみならず、CaIPERS などの機関投資家からの圧力を感じていた。すなわち、IFRS を採用していないと、投資の対象とならない可能性がある、との画一的な投資の正当性をめぐる手続きの影響が大きかった。

先の「Reference to the other good citizens」も非常に有効に機能していた。2007 年 7 月、IASB のウェブサイトには次のような記載がある（英語原文のまま）。

Like in other countries such as Australia, New Zealand and countries in the European Union, the IFRSs will be adopted for the listed entities and other public interest entities such as banks, insurance companies and large-sized entities. The decision is an important milestone in achieving full convergence with IFRSs as India will join 102 countries which presently require or permit use of IFRSs in preparation of financial statements in their countries. By 2011, the number is expected to reach 150.⁶⁴

2010 年 2 月時点で、インドでは日本は当然 IFRS の完全アドプションを決めたものとして理解されていたし、逆に日本もインドがそうするものと信じ込んでいた。さらに、競合国としての中国についても実質的なコンバージェンスは終わったものと考えられていた [Int. Reg. (MCA, Senior

⁶⁴ “India announces convergence with IFRSs for public interest entities from 2011” www.iasb.org/News/Press+Releases/India+announces+convergence+with+IFRSs+for+public+interest+entities+from+2011.htm; access 2010/02/07 10:50:49

Official)-B-Delhi, Feb., 2010; Int. Reg. (ASBJ, Senior member)-A-Tokyo, Feb., 2010]。こうした誤解にはいくつかの原因が考えられるが、その主なものとして、IASB ホームページや理事らによる説明があり、それを無批判かつ増幅的にレポートするメディアの影響力がある。例えば、日経新聞もインドを IFRS アドプション国として紹介していた (e.g., 14th Oct., 2010)。インド政府高官との意見交換の過程で感じたのは、こうした双方向の IFRS 採用に関する誤解が、増幅的に IFRS 採用へ向けてのプレッシャーを高めていった側面強かった[e.g., Int. Reg. (MCA, Senior Official)-B-Delhi, Feb., 2010]。インドでは一時は上場企業のみならず全てのビジネス・エンティティへの IFRS 適用が予想されたり、2010 年 1 月時点でも、以下の通り IFRS への強いフォームでのコンバージェンスへのスケジュールも発表された⁶⁵。

| Phase | Date | Coverage |
|-------|--|--|
| 1 | Opening balance sheet as at 1 April 2011 | -Companies which are part of NSE Index – Nifty 50 -Companies which are part of BSE Sensex – BSE 30 -Companies whose shares or other securities are listed on a stock exchange outside India. -Companies, whether listed or not, having net worth of more than INR1,000 crore. |
| 2 | Opening balance sheet as at 1 April 2013 | -Companies not covered in phase 1 and having net worth exceeding INR 500 crore. |
| 3 | Opening balance sheet as at 1 April 2014 | -Listed companies not covered in the earlier phases. |

UNIAS プロジェクトでは、こうした外からの圧力やレトリックのみが強調され、国内ステークホルダーへの影響が十分に議論されていないことを危惧し、集中的なデータ収集の後、関係者への情報提供、協議、止場の手続きを経て適切な会計政策の策定に貢献してきた (Suzuki & Jain, 2010)。その後は企業省の次官級官僚 (Joint Secretary) を中心に審議が進められ、税や会社法との関係またプルデンシャル規制への影響などが討議され、現在までに 8 つのカーブ・アウトが決定されるとともに、特定の期日が示されることなくコンバージェンスは延期されている (2011 年 2 月 25 日)。上記のようなロードマップが発表され、国際的にも強いフォームでのコンバージェンスが期待されていたにもかかわらず、国内の事情と経済の持続的成長を尊重した結果、計画を大幅に変更している。

諸外国のうち異色で積極的な IFRS 対応策を取っていたのは中国である。UNIAS プロジェクトでは、2002 年より継続的に、中国財政部や国家会計学院と協働して IASB や IFRS が新興国に与える影響を研究してきた (Suzuki, 2005a)。2000 年代の前半に各国がコンバージェンスに受動的に

⁶⁵ 日本でも、上場企業という範囲を超えて、多くの企業への IFRS 適用が強力に主張された経緯もある。そうした動きのドライビングフォース (そのメカニズムとアクター) については今後注意深く調査されるべきである。

対応していたのに比べ、中国は自国の会計基準が IFRS へ影響してゆく過程を強調した。その後、コンバージェンスからアドプションへと時勢が変わっていった段階でも、閣僚レベルの代表者 <Disguized> が IASB 本部にて「アドプションなどということは中国やアメリカ、日本のような責任ある国が考えるべき政策ではない」という見解を公言していた[Int. Reg. (MoF, Director of Acc. Reg. Dept.)-A/B-London, Jun., 2009]。財政部は、IASB へ常駐させていた中堅官僚を通じ、IASB に対する中期的対応策について戦略書も提出させ、プロアクティブな外交戦略を展開していた[Int. & Meeting, Reg. (MoF/IASB, Senior Officials)-A/B-London/Beijing/Oxford, bet. 2004-2012; passim]。こうした戦略の結果、IASB のウェブサイトにもみられるように、一般には中国はすでに「ほぼコンバージェンスを終えている」との見解が主流であった⁶⁶。また、IASB の IFRS はフォントも小さく厚みが 15 センチほどであるのに対し、中国会計基準は英語版で 1.5 センチほどの厚さにすぎない。しかし、2012 年 3 月末現在、EU は中国会計基準の同等性を認める方向性である。

UNIAS プロジェクトは、インドや中国がアドプションやコンバージェンスを進めているかのような誤解に基づいて日本が IFRS 政策を講じていることを危惧し日本の主要関係者に一定の情報を提供していった。以下は、2009 年 8 月以降にいくつかの関係者へ報告したインドと中国に関する情報の一部である。

<インド>

、、、昨年までの ICAI の President は Pro-IFRS だったのですが、現 President は最高度に不満を持っており、内部ではそれを露にしております。また、NACAS の Chairman も Deloitte の代表社員であるにもかかわらず、慎重派であり、私からのコンプリヘンシブ・インパクト・アナリシス報告書を要請しています。また、これまで 6 年ほど IFRS 推進の最高責任者であったところの MCA Joint Secretary (次官レベル) のジテシュ・コスラ氏は (体裁よく) 更迭されたと考えられており、IFRS 慎重派のレヌカ・クマール女史が後任についております。彼女が実務的に最高権力者ですが、会計の経験はなく、会計がインド経済社会に与える影響を至急勉強しております。「インドにとって利益とならない以上 IFRS のアドプションや完全なコンバージェンスは絶対にありえない」と断言し、MCA 大臣と私の会談後、私を招いて 1.5 時間ヒアリングをし、コンプリヘンシブ・インパクト・アナリシス報告書を要請している次第です。、、、

<中国>

⁶⁶ For instance, the Chinese adaptations of IFRS are very close in the case of some standards, but not very close for others (for example, impairment) (Deloitte 2006). Despite this, the IASB's website shows China as one of the many countries that 'require or permit IFRSs', under the general heading of 'IFRS adoption and use around the world'. This is misleading. (Zeff & Nobe, 2010, p. 181)

、、、 「借鑒趨同」 (注：中国語のまま) は日本あるいは国際常識で考えられているような、コンバージェンスやアドプションとはまったく異なるものです。彼らが、主権を手放すわけがありませんし、21世紀における中国の覇権をきちんと認識しており、将来的には独自の会計基準が世界に通じるよう、、、。会計に関する事実上の最高権力者である財政部副部長・王軍氏は次のとおり表明しています。王軍提出了我國會計國際趨同“四原則”：趨同是進步、是方向；趨同不等同於相同；趨同需要一個過程；趨同是一種互動。これは財政部が国際会計に関する戦略として2004に打ち出したものです。中国は中国語の「借鑒趨同」が英語で国際的にどのように表現され、それが今後どう影響してくるか注意深く計算した上で、力強く上手な、会計政治を展開しています。、、、

2010年になると、米国においてもIFRSアドプションに対する懸念が一層明らかになり、2月にはIFRSアドプションのロードマップから、ワークプランへの変更が公表された。その内容は、IFRSが及ぼしうるさまざまな影響について詳しく検討するために、IFRSの早期適用オプションを撤回するとともに強制適用の開始可能時期も2014年から2015年へと変更した。さらに、2010年8月にはIASB理事からFASB議長となったロバート・ハーツ氏の突然の辞任や、その後もコンバージェンス作業のスケジュールの見直しなどが国際情勢などに照らし合わせて進められている。

3. 日本の対応

第一節で掲げた2011年6月21日の自見庄三郎金融大臣による大臣会見での発表は、多くの驚きを持って受け止められたが、それまでの「既定路線」の流れに、一旦塾考の機会を与えることを目的とした。リーマンショック後の米国政権交代をうけて米国が上記のごとく急速に方針を修正していくなかで、それに呼応する形の国内事情としての2009年8月の自民党から民主党への政権交代、民主党の最大の支持基盤である連合の重点政策としての要望、日本を代表する産業界からの要望書の提出、また突発的に日本経済に大きな打撃を与えた東日本大震災での国内企業への負担、などを考慮して今一度制度設計に関する事柄の成熟な議論を望むと発表された。一部のステークホルダーには国際社会の中での立ち位置として日本が後ろ向きと受け止められるとの懸念が広まった点について次に検討したい[e.g., Int. Cor.(TES1, Electronic, Exec. Officer in charge of Acc.)-A-Tokyo, Dec., 2011; Cor.(General trading house, Director of Acc.)-A/B-Jan., 2012]。

(1) 過去の政策判断との継続性

2011年6月の発表が一般には急な方向転換としてとられたのは無理のないことであるが、政府としては海外調査を含めるインテリジェンスに基づき国外の状況把握を詳細に進めた上での国内的情勢とあわせてのその時点での総合的、かつ合理的な行動であった [Several Int. Reg. (High level

perssonel, FSA & METI)-A-Tokyo, 2011-2012; Supporting documents observed]。先に触れたように 2009 年時の中間報告の文言は、強制アドプシヨンの是非をとりあえず 2012 年をめどに決める予定である可能性を示したに過ぎず、そもそも公式の場でその予定を決定づけたものではなかったために、公的な整合性としては自見大臣の発表は矛盾するものではなかった。ただ公式見解とは別の次元で、種々の力学が働き、“既定路線”化していったことは、数多くのインタビューでも明らかになっており、そういった流れからは「突然」と受け止められることが多かった。

2011 年後半から 2012 年 3 月までの集中的な関係者とのインタビューを通して感じることは、現在までに、関係者の多くは冷静に金融庁によるこうした「検討の機会」をポジティブなものとしてとらえている一方、もうそろそろ一定の方向を出すべきではないかとの声が多い。ただし、ここでも注意しなければいけないのは、性急な決断は国際政治の戦略上有効に機能する場合とそうでない場合があることである。コンバージェンスや同等性評価により、投資家や企業にとっての実質的な比較可能性が確保されている状態で、「急いで何か大きなものを得るようなメリットがある状態ではない」という見方も多い [e.g., Int. Reg. (FASF, Senior member)-A-Tokyo, Feb., 2012]。この点については後述する。

(2) 批判的な声とその検証

そうした合理的な判断であったにもかかわらず、一部に好意的に受け止められない関係者が存在した背景として、以下の 2 つの反応があった。

第一は、「既定路線」に従ってきた関係者の反応である。IFRS 導入に際してはシステムを企業内で新たに構築する必要があり、その導入には数年単位の一定の準備時間を要する。にもかかわらず、中間報告以後に出された内閣府令の中で、2016 年までと米国基準の使用の停止期限が定められていた客観的な事実なども相乗し、当時、会計士やコンサルティング会社による積極的な IFRS 推進の「煽り」は加速していた。そのような「煽り」があったために、合理的な判断であるにもかかわらず、後ろ向きであるかのようにとらえられたとする向きが強かった。十分に国外情勢が検討された結果の見方というよりは、2009 年 6 月に公表された中間報告以降に全く議論なされてこなかったことが、既定路線として受け入れられていた。こうした国内の「既定路線」に関して歯止めをかけたことへの批判と同様のものも見受けられた。さらに IFRS 導入のメリットを欧州をはじめとする諸外国からの資金調達としている議論もあるが、特に昨年の欧州危機以後の資金調達環境の激変にもかかわらず、十分な説明が行われていない。

現在までに、IFRS プロジェクトを立ち上げていた企業の多くがそれを一時棚上げしている状態にある。多くの企業の感触としては既に多大な資金と人材を使わされてしまったが、将来の無駄をなくすという意味において一定の理解が示されている [e.g., Meeting Ind. (Kankeiren, CFOs of listed companies)-A to B-Osaka, Feb., 2012] 。

第二は、IFRS 推進派の反応である。多くの IFRS 推進派のコメンテーターは、日本が「鎖国」に向かっているか「国連脱退」をして「国益」を逸するかのよう描写し、2011年6月以降の熟考期間をネガティブなものに仕立てている。そもそも金融庁による決定は、会計基準の国際化の重要性を踏まえつつ、中間報告で明記されていなかった準備期間を明確にし、また日本での IFRS の導入の是非に関する詳細な議論を開始することを狙いとしたものであり、合理的な判断であったと解釈できる。にもかかわらず、上記のようなコメントを繰り返し行うことは、かえって誤解を生じさせる可能性もある。

金融庁トップ・幹部 なんでも欧米のものを受け入れれば良いっていうものじゃないですよ。自国の利益を積極的にアピールしてゆくことによって真に（IFRS の）国際的な価値が問われるんです、、、お友達外交というのは、本当は国際社会に貢献しないことの方が多いんです。それなのに、まあ、いわゆる国際派と言われる人たち（注：インタビューのコンテキストから、十分な検討やデータもなく一方的に強いフォームでのアドプションを主張するステークホルダー）ですか、そういう人たちがあたかも、国際的であるように言われてね。ちゃんと検討して、勉強してゆかなくちゃいけない。

[Int. Reg.(FSA / METI, Top personnel <Disguised>)-A-Tokyo, Dec., 2011]

そもそも前述した会計基準の国際的調和化に対する各国の否定的な意見発信が強まる中で、MoU プロジェクトに関する取り組みがどのように進展するのかが不透明になっていった。当該プロジェクトにおいては、野心的な内容の会計基準であったにもかかわらず、その企業による安定的な導入のあり方についての検討が十分でないがゆえに、矢継ぎ早にさまざまな会計基準の導入が提示されていった結果、多くの企業の導入プロジェクトは停滞するにいたった。こうした反省もあり、アジェンダ・コンサルテーションでは企業の安定的な導入基盤や静止期間を設ける必要性などについても提示するに至っている。

2011年11月以降 UNIAS プロジェクトが集中して聞き取りをしている過程で確認されるのは金融庁、経済産業省、経団連等主要ステークホルダーは IFRS 対応を日本国の戦略的、中長期的な

経済活動の発展ないしは経済の活性化の問題としてとらえ、幅広い観点からの調査分析を進めている。これはまた、更にグローバル化する国際社会の中で規制や基準設定はどのようにあるべきかという経験の浅い問いへの挑戦でもある。

(3) コンバージェンスとアドプションの狭間の問題

IFRS 対応については、一般にコンバージェンスによる調和化かアドプションかという選択肢が議論されている。両者の違いについては弥永 [2011] と外国文献では Zeff & Nobes (2010) に詳しいのでそちらにゆずるが、以下ではインタビューアーのコメントしたコンバージェンスとアドプションの利益・不利益を検討する。まず我々は、会計の国際化、一定の調和化の必要は存在することを前提とする。また、事実、調和化はこれまでのコンバージェンスや同等性評価の過程を通じて相当程度に達成されていることを前提とする。

ある企業会計基準審議会のメンバーは次のように証言する。

審議会委員

こうした状態で、強制適用というかアドプションというところまで行くことに何のメリットがあるんでしょうね。本来この話は、資本市場の透明性とか比較可能性とかいう話なんで、もうすでに十分達成されているわけですよ、この観点からすれば。同じ会計を使えば比較可能性が高まるっていうロジックなんだから、IASB が日本に対してアドプションしなさいなんて言う権利はないわけだね、コンバージェンスで十分その目的は達成されてるんだから。

[Int. Reg. (Comm. Of Cor. Acc/FASF, Senior member)-A-Tokyo, Jan., 2012]。

そもそも、当初ハーモナイゼーション (Harmonization) やコンバージェンス (Convergence) という言葉で調和化を進めてきた IASB が、アドプション (Adoption) を主張し始めた論理も、また、そのアドプションを強引に進める政治的手法も関係者には理解が得られていない⁶⁷。

審議会委員

一方で「我々 (IASB) には IFRS を強要する権力はなく、100 カ国は自身自身の判断によって採用したんだから民主的なプロセスである」って言う

⁶⁷ IASB のウェブサイトには、国際関係のダイレクターである Wayne Upton 氏によるアドプションを勧める記載がある：「IFRS のアドプションには一定のコンバージェンスが必要なこともあろうが、もっとも単純で、経済的で混乱の無い方法は、長い時間をかけていくつかのステップを経てコンバージェンスを進めるのではなく、IFRS の全てをそのまま一時にアドプションする方法である。これは確かに相当の変化であるが、他の方法は、より困難を極め、当該国の長期的なベネフィットという観点からも望ましくないものであろう」。ここには、IFRS の一括導入が最も経済的であるとする証拠など一切提示されていない。 <http://www.ifrs.org/News/Features/Adopt+adapt+converge.htm>

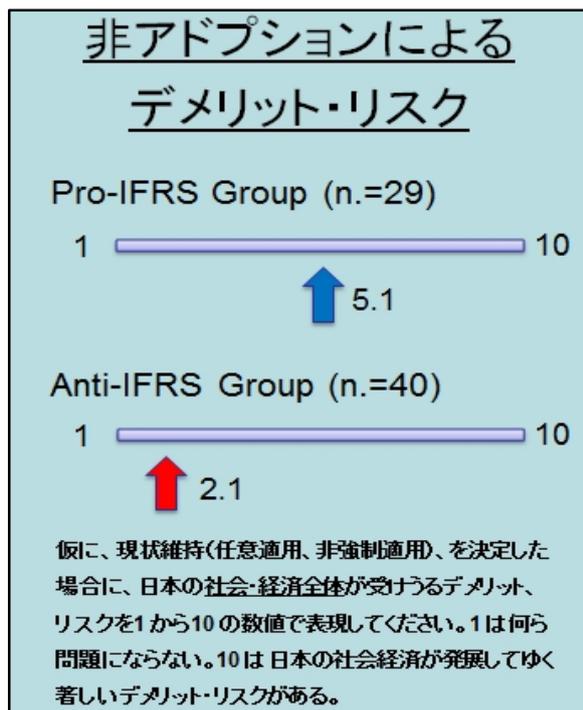
ておきながらね、いろんな方法で強制適用を推進してるっていうのはおかしいよね。しかも、「エンフォースできないガバナンス・ストラクチャーがIASBの最大の問題だ」って言うてるんだから、もうメチャメチャなロジックでしょ。

[Int. Reg. (Comm. of Cor. Acc/FASF, Senior member)-A-Tokyo, Jan., 2012] 。

とのコメントもある。さらにコンバージェンスが進み、主として日本基準の方がすぐれていると考えられている部分のみが差異として残っている場合には、IFRSに一方的に合わせるような強行手段は民主主義の精神にも反するし、市場による選択を通じた更なる高品質の会計基準開発の阻害にもつながる (e.g., 斎藤 [2011] 辻山 [2011] ; Sunder, 2002, 2009)。この観点からも、UNIASプロジェクトは強いフォームでのアドプシオンに賛同しない。

① アドプシオンのデメリット・リスク

図表：19 - 非アドプシオンによるデメリット



しかしながら強いフォームでのアドプシオンをしないと決定した場合、関係者はそのデメリットないしはリスクをどのように評価しているであろうか。図表19を参照されたい。第四節の図表17と同じ方法で、我々は強いフォームによるIFRSアドプシオンが行われなかった場合の日本の社会・経済全体に与えるデメリットとリスクをインタビュー形式で定量的に調査した(図表19は算術平均値を示している)。先にアドプシオンによるメリットを評価してもらった後に、続いて非アドプシオンによる「デメリットとリスク」を評価してもらったものである。ここに「デメリットとリスク」と性格の違うものを二つ併記したのは、それまでのインタビューを通じて、非アドプシオンによる実質的なデメリット

はないはずなのだが、レジェンド問題のような何かしらの政治的なリスクが幾度となく表明された経緯があったからである。本節の最初のインタビューデータで、CFOがアドプシオンのメリットとして、非アドプシオンによるリスクの回避を挙げていた点も思い出されたい。

結果を見ると、Pro-IFRS グループであっても、非アドプションによるデメリットを 8, 9、或いは 10 のような高い数値で表現した者は少なかった。また、「本当ですか、日本の社会・経済全体が受ける影響ですよ」との追加コントロール質問に対しては、デメリット・リスクの程度を下げるインタビューが多かった。これは、「コンバージェンスが進んでいますしね。まあ、レジェンド問題のようなものが仮に起こっても、基本的には短期のものでね、まあ、それよりなにより、所詮会計の問題でね、経済の実態が悪くなるわけではないので」というような意見が多かった [Tel. Int. Inv. (Major investment firm, Fund manager)-B-Tokyo, May, 2011]。過去に起きたレジェンド問題に対する記憶は新しいが、この問題が起きたとしても短期的な問題であろうし、また、その回避も可能であろうとの予想が多く、経済実態に対する影響は少ないとの判断であった。

これに対し、Anti-IFRS グループの平均値は 2.1 であった。これを非常に低い値と評価する立場もあろう。経済産業省の担当官は「経産省としては、現状維持で殆どリスクはないという認識です。コンバージェンスも進んでいますし、昔のようなレジェンド問題はまず起こらないと思いますし、任意適用も認めていますので。大臣以下、その辺のリスク回避はできているというのが我々の立場です」との回答であった [Meeting. Reg. (METI, Deputy Director level official)-B-Tokyo, Feb., 2012]。

しかし、UNIAS プロジェクトではここに一定の懸念が存在するものとして注意したい。これは特に第四節でアドプションによるメリットが 1.5 で評価されていたことと比較すると 2.1 には一定の懸念が表現されていると考えられること、また、「本当ですか、日本の社会・経済全体が受ける影響ですよ」との追加コントロール質問に対しても、評点 1 から 2 か 3 へ変更するインタビューが多かったことから注目する必要がある。この点、現金融庁担当幹部も同様の見解を示していた。UNIAS プロジェクトの、「やはりこうしたリスクが気になるのですね」との問いに、「それは気になりますよ。これは政治的な問題ですからね。でも、そうしたリスクが発生した場合には結局企業が損をこうむるんですよ」との懸念が示された [Meeting Reg. (FSA, Director level official)-A/B-Tokyo, Dec., 2011]。

② リスクの本質と対応策

ここでは、まず、そうした非アドプションによるリスクの本質を確認しておく必要がある。先に触れたように、コンバージェンスが進んだ状態における非アドプションのリスクとは透明性とか比較可能性が損なわれかねないという本来的なデメリットやリスクではない。むしろ、上記金融庁担当幹部が考えるように政治的なデメリット・リスクと呼べる問題である。そもそも、一般公衆や政治家の持つイメージとは異なり、IFRS による会計基準設定の多くは政治的な問題である。

例えば、IFRS 下で「のれん」が非償却になった経緯を考える。表向きには「のれん」の価値を定期的に償却することは貸借対照表上その公正価値を保つことにならないからと説明されるが（島崎 [2011] p. 43）、そもそもは米国国内で持分プーリング法の廃止と引換え条件のように「のれん」の非償却が決定され、その次にコンバージェンスの過程で IASB が米国に妥協される形で決定された経緯は良く知られている⁶⁸。また、「スタッフメンバーとの討議では実質的な会計理論も交えて話すんだけど、ボードミーティングでは、ほとんどそんな議論は関係なくて、（注：国際的な政治的な駆け引きの問題が底辺にあって）、、『えっ、そんな話は何もしていなかったじゃないか』という合間に投票されて決定されてしまうことがままあって、スタッフは不満がたまっている」 [Int. IASB (IASB, ex-Staff member)-B-<Disguised>, Dec., 2011; trans.]。さらに、日本との関連においては「（2010 年には Tweedie 氏が）アドプシオンと引き換えに二人目のボードメンバーを入れることを提案して来たりね、持合い株だって平気で『日本に配慮した』なんて言うんだよね。発展途上国の人にはなんて言ってるのかね」 [Int. Reg. (Comm. of Cor. Acc/FAFS, Senior member)-A-Tokyo, 2010 and 2011]。最近では特定の宗教に関連した取引について、IASB では対応することが困難であるから、これを外注するような形での討議・決定が示唆されている。すなわち、IASB は一方で「一つの経済事象に対し、会計は一つであり、世界で統一されているべきだ」としながら、他方で特定の国、法域、経済区域に対する特別な配慮を施すことを政治的な手法としてその勢力を拡大していることがうかがわれる。

こうしたことに鑑み、ある学者は「IASB の世界統一は理論的に破綻している、だけど、そこに入って生きていかなきゃいけない難しさがある」とする。「理論的にはどうあれ、世界的に走り出してしまった Unknown（得体のしれないもの）としての IASB にどう対処するかという政治的な問題ですよ」 [Int. Acad.(Top University, Prof. of Acc.)-A-Tokyo, Jan., 2012]。

リスクを避けるためにアドプシオン或いはコンバージェンスを進めなければいけないが、積極的に何か得るものがあるわけではない。その意味で「、、、大きく取りに行っても何も得るものはないけど、取りにいかなければ、何かを失う可能性がある、、、しかも、それがいつになるかもわからないし、何も失うものはないかもしれない」（ditto）、そういった状況における政治的なリスク対応が求められているのであろう。

こうした環境下における一つの大きな政策判断基準は「大きな失敗をしない方法」を選択することであろう。これは大きく取りに行っても実質的で積極的なメリットはなく、失敗の回避

⁶⁸ 学術論文としてハーバード大学ビジネススクール准教授の Ramanna [2008] がある。SFAS 142 の策定プロセスにおける政治的圧力およびロビー活動について論じている。

にこそ重きが置かれるべきであるからである。IFRS 推進論者の主張には、IASB に入り込んで議論をリードしてゆくべきであるとの主張がある。しかし、仮にボードメンバーを二人に増やし資金的にも人材的にも努力を倍増させたとして、どれだけの積極的な効果が期待できるであろうか。

企業財務委員会メンバー 皆かっこいいこと言ってね、IASB の議論をリードしてゆくべきだっていうんだけど、アメリカとか中国じゃないんだから。、、、
(人口減少や GDP の減少の説明の後) ある程度身の程を知らない
とね。国際派っていうけど、本当は自分たちが一番国際政治の難しさを解ってないんじゃないかな。もしね、強制アドプションしたりね、ボードメンバーを二人にした後もね、日本の言うことを聞いてくれなかったらね、どうするつもりなんだろうね、〇〇 <Disguised> さんたち。ちゃんと責任取りますって宣言してほしいよね。、、、ある程度 of 係を保って必要最小限で影響力を残すっていうのと、リードしてゆくっていうのにはものすごい差があるわけだね。、、、そう、大きく失敗しない、そういう程度 of 対応でいいですよ、この問題は。

[Int. Reg./Cor. (Comm. of Cor. Acc, Member)-n/a-Tokyo, Dec., 2011]

では、関係者はこの「大きな失敗」のリスクをどのように考えているか、以下ではステークホルダーの証言をもとに検討してゆきたい。

最も多くのステークホルダーによって表明された懸念はいわゆる「レジェンド問題」の再燃であった。しかし、先にも触れたように、このレジェンド問題を 1990 年代のような会計の実質的な質の悪さに起因するものとしてとらえては本質を見誤る。同等性評価をクリアし、おおよそのコンバージェンスを終え、日本基準がすぐれていると思われている部分が差異として残っている現在では、会計の質の悪さを理由として 1990 年代のようなレジェンド問題は起こりえない。また、例えば、中国の会計基準或いは実務と比べて日本のそれが遜色ある状態にあるとは考えにくい。今後は日本の会計が国際的に劣っているかのようなレトリックが起こり得るのであればそうしたイメージに基づいた国際的・政治的な駆け引きに効率的に対応してゆくことが課題となる。

我々はインド政府への報告書の中で、そうしたレトリック問題の一つとして「Tick Boxing」問題を紹介した⁶⁹。Tick Boxing とは国際機関、投資家或いは監査法人などが国際援助、投資或いは監査報告書を提供する際に、「 IFRS を適用しているか?」というようなチェック項目を設定し、

⁶⁹ 一般には Box Ticking と表現されるべきものだが、政治経済的に相手を打ちのめすという側面があるため、Kick Boxing に準えて Tick Boxing と呼んでいる。

これにチェックが入らないという画一的な理由により、何らかの政治経済的圧力をかけてくる手法である。様々な機関や組織で、多くの手続きが実質を確認することなくチェックマークで遂行される現代において、こうしたリスクについては一定の注意を払う必要がある。しかし、このリスク回避のために多大な費用と労力をかけて IFRS の強いフォームでのアドプションに向かうべきだというのは誤りであろう。それよりは、日本はすでに任意適用を認めている他、更なるコンバージェンスを進めている過程にあることを踏まえて、国際的には IFRS をアドプションしている国として表明するのも一案である⁷⁰。

この際、IASB が 100 カ国或いは 120 カ国が採用しているとする根拠を確認されたい。たとえば、「この表で IFRS を使用している国として列記されているのは、正式なアセスメントによるものではない。多くの場合は当該国の当局や一般的に利用可能な情報に基づいている。正確な情報については各国の当局に直接確認されるべきである」(Use around the world; IASB Website) との注がついている⁷¹。先にも触れたとおり、日本人の弱さとして、「煽り」に真面目に対応してしまう傾向がある。中国の例でも見たように、言葉の使い方を十分に検討し、巧みにレトリック問題に対応すべきであろう。インドが多くのカーブ・アウトを決め、またコンバージェンスの期限を示すことなく延期した時のプレスリリースも参考にすべきである。ここでは、カーブ・アウトや延期したなどということは一切書いていない。全てのステークホルダーとの検討の後にスムーズにコンバージェンスを進めることが書いてあるのみである(Kumar, Joint Secretary, 25 Feb., 2011)。

二番目に多く表明された懸念、或いはレトリックは「シート確保論」である。この問題も Tick Boxing と同じで、IFRS をアドプションしていない国からはボードメンバーは選出しない或いはされるべきではないと解釈される規定があり、そうした場合には国際会計基準作りに対する日本のプレゼンスが確保できず日本の利益の代弁なりが図れなくなるという主張がなされる(e.g., 鶯池[2011])。当然ながら、UNIAS プロジェクトでは、こうしたリスクの存在を認め適切な注意を払い日本の影響力が保てるよう一定程度の努力をする必要を認識する。しかし、この努力の程度或いは方法に関しては注意深く検討する必要がある。第一に、上記のインタビューデータにもあるように、ボードメンバーを増やしたとしても、どの程度の積極的なメリットがあるか注意深く見極める必要がある。第二に、IFRS 推進派によって主張される「日本の影響力を保つためにボードメンバーや

⁷⁰ この点に関するレトリック・言説の工夫については、先の中国の例が参考になる。コンバージェンスとは何かが終わった状態ではなく、過程であり、その過程においては、日本が積極的に日本基準の良さをアピールしてゆく側面が重視されるべきである。例えば、「のれん」の償却などの点は、国際的にみて、日本が最も総合的で進んだ議論をしているように思われる。

⁷¹ Use around the world: <http://www.ifrs.org/Use+around+the+world/Use+around+the+world.htm> [Access: 30 March, 2012].

モニタリングボードのメンバーシップに入らなければ日本の影響力がなくなる」という主張は、正にその逆に作用をもたらす可能性もある。政治力学上当然ながら、メンバーとなったがために日本の為の主張ができなくなり、IASBの主張が日本へ押し付けられるという方向で作用することもある。このことは、過去において日本からの代表がどの程度日本の利益を代弁していたかを考えれば理解できる。次は、モニタリングボードが出来て間もなくに示された、IASBスタッフメンバーによる見解である。

IASB スタッフ デービット（Tweedie 議長）は馬鹿じゃないので、SECとかEUとか日本からの批判に対して戦ったり防衛したりするんじゃないで、彼らをうまく「囲い込む」、「飼いならす」ことを考えたと思いますよ。デービットは日本の金融庁がモニタリングボードに入ったことを大喜びしているかもしれない。これで日本はIFRSをアドプションする以外に選択肢はなくなったわけだから！MoUをよく読んでごらんください。「、、、これは、証券市場当局とIASCFの正式なメカニズムとして機能して、IFRSの使用を認めるか強制する国における証券監督当局の権限に貢献する」となっている。、、、これは、こうした国々でIFRSが証券市場のために使われることを決定づける意図以外の何物でもない。これは引用してくれていいですよ、本当のことだから。我々は政治的に動いていますよ。ただ、名前は伏せてください。

[Int. IASB(IASB, A staff member)-B-London, Jun., 2009]

これは一つの見解に過ぎない。また、UNIASプロジェクトは金融庁によるモニタリングボード設立の際の積極的関与を極めて有効な政治的な努力の結果であると認識している。ただその一方で、こうしたコミットメントが、今後の環境や継続的な努力の低下によっては逆に作用する可能性があることも認識する必要があり、IFRS推進派の主張する「シート確保」そのものが、常に日本の経済活動の発展や経済の活性化に結びつくものではないことを再確認する必要がある。仮に実質的に日本の利益にならないと判断されながら「シート確保」の目的でIFRSをアドプションするようなことがあれば、それは目的と手段を取り違えた本末転倒な議論である⁷²。さらに、次のようなコメントも聞かれる。

東証一部リース関係 席を確保できなかったというのは、IFRSを利用しない企業が悪いわけじゃないでしょ。良い会計基準を作れなくて、魅力がないから我々がアドプトしないわけだね、それで、席が確保されなかったからと言って我々を責

⁷² この点は米国においても同じである。2012年春、IASB前議長デービット・トゥイーディー氏とFASB前議長ロバート・ハーツ氏は米国においても「シート確保論」を展開することで、米国の強いフォームでのIFRSアドプションを勧めている。

めるのは、もう何て言うか、彼らはなりふり構わず適当なことばかり言ってますよね。席が確保できなかつたら、それはあなたたちの責任ですって。

、、、道徳のかけらもない。世界のための会計を作ってるっていうんなら、日本の利益を代弁する代表者の席を確保しろなんてよく公の場で言えますよね。人口の意味でいえばね、インドや、インドネシアや、ロシアの方が多いんであって、そういう人たちのために席を譲らなければいけないって言うロジックだってあるんでね。まあ、なってるってあの人たちの言うことは、口八丁で、、、国際機関の代表者としての自覚が無いでしょ。給料ばかり異常に高いしね。公共のため、世界のためというなら、そういう態度を見せなさいと。

[Int. Cor. (TES1, Lease, Executive in charge of Acc.)-A/B-Tokyo, Sept., 2010]

再論するが、UNIAS プロジェクトは IASB に対する関係を強化することによって一定の影響力を維持・増進することには異論がない。経団連の幹部が証言するように「最近（IASB は）、日本の主張を通してくれる」 [Int. Indus.(Keidanren, Senior management)-A-Tokyo, Dec., 2011] のであって、日本が米国基準に対して影響力がない場合に比べメリットがある。そうした IASB に対する関係強化は国策として十分に注意を払ってゆく必要がある。ただ、この日本にとっての有効な関係維持というのは時と環境によって複雑に揺れ動く。例えば、「米国のアドプションへ向けての動きが遅くなった局面においては、追加的な（二人目の）ボードメンバーをオファーしてでも日本を取り込もうと揺さぶりをかけてくる」であろうし [Int. Reg. (FAFS, member)-A-Tokyo, Sept., 2010]、「或いは、（IASB の）資金が底を突いたりね。、、、中国の代表は増やしたくないとかね」（ditto）、そうしたいろいろな条件が重なり、常に変化しつつある中での政治であることを認識する必要がある。であるとすれば、強制アドプションのような「Fixation」或いは「ホールド・アップ」効果のある政策は、先の「大きな失敗」として長期に影響を及ぼす可能性があり注意を要する。

次に懸念が多かったのは、IFRS が今後世界的会計基準として存続してゆくのかという不確実性と、そうした不確実な組織が作る会計基準をアドプションすることの不安であった。現在まで、IFRS が世界的基準として機能してゆくかどうかについては、2007 年に SEC が外国法人に対し IFRS の使用を認めた点が有利に機能しており（例えば 2010 年 12 月時点で 347 社のカナダ企業が米国に上場しているが、2012 年 2 月時点で IFRS を採用している企業は 73 社である）、これが引き続き認められる限り IFRS の世界的価値は一定程度保たれるものと考えられる（但し、この許容規定が存続する保証はない）。しかし、この IFRS の将来像は IASB の組織としての将来にかかっており、これに関しては予算の脆弱性、ボードメンバーの偏りや人選の不透明性、給料の高さの間

題、アカウントビリティやエンフォースメカニズムの欠如、新興国からの要求に対する苦慮などの点から、様々な懸念が表明されてきた。また、2012年10月に東京で開設が予定されているIASBアジア・オセアニア・サテライト・オフィスについても、未だにその役割と機能の詳細が不明であり、将来中国・インドといった新興国と協調してIASBをサポートしてゆくのか否か非常に不確実性が高い（c.f., 山田・鶯地・関根・吉田 [2011] p., 18）。仮にこうしたIASBの世界会計基準設定主体としての地位の存続に疑義があるのであれば、IFRSのアドプションという選択はここでも「大きな失敗」ととらえられる可能性がある。

こうして「大きな失敗」を避ける方向で政策を決定するのであれば、1990年代から2000年代において確立されたFASB/ASBJの体制を見直しつつ、少なくとも当面は日本の会計基準を保持し、日本の会計基準の良さを国際的にアピールしてゆくという意味におけるコンバージェンスが合理的な選択であろう。一時自国基準を放棄するかのように報道された米国でも、現在までに、IFRSを適用したとしてもUS-GAAPが存続することには疑いがないとしている（図表4参照）。

これに対して、IFRS推進派からは、コンバージェンスでは上場企業にかかわらず中小の企業にまで国際的な影響が及ぶので、全上場企業にはIFRSのアドプション、その他は日本基準という形で国際的な影響を遮断すべきであると説明される[Int. JICPA (Top official)-A-Tokyo, Feb., 2012]。確かに、これまでの経緯からコンバージェンスにより、中小企業にまでほとんどメリットをもたらすことなく国際的な論理が影響してきた経緯は反省の余地がある。しかしこの理由によりIFRSの推進者がIFRSの影響を範囲限定で遮断せよと主張するのは、「どのような取引にも会計は世界中で一つである」とするIASBの主張（e.g., [Speech IASB(IASB, Chairman, Tweedie)-A-Tokyo (Yomiuri Hall), 28 Apr. 2010]）とは論理的に矛盾する。

これに対し、我々のようにIFRS対応は会計論理の問題ではなく、主として国際政治対応の問題であるとする立場からすれば、多大な国際的な影響を一定限度で「カットするために、『中小企業の会計に関する基本要領』を作る」という政策は矛盾がない[Int. Acad./Reg.(Comm. Of SME Acc., Chairman Prof. of Acc. Mandai)-A-Tokyo, Feb., 2012]。金融商品取引法の規制の適用対象会社および会社法上の会計監査人設置会社以外の会社に対してはこうした簡易な会計の使用を認めることでコンバージェンスによる無意味な国際的な影響を排除できる。金融商品取引法規制の適用対象会社および会社法上の会計監査人設置会社であっても、必要に応じコンバージェンスの過程で生じた不合理や誤りについては個別に検討・改定されてゆくべきである。

この他、日本基準を保持し FASF/ASBJ 体制でコンバージェンスを進めるという主張に対しては、日本では基準改定のスピードが遅く、その能力やコストが劣るとの指摘がある。しかし、コンバージェンスに関しては既に「これ以上、無理にこちらから合わすような部分もなくなってきている」 [Int. Indus. (Keidanren, Senior Management)-A-Dec., 2011] のであるとすれば、「IASB の議論についていくことにより、フリーライダー的にコストは下げられるし、良くない点はカーブ・アウトすればいいし、何も難しくはない」 (Ditto)。それよりは、今後求められるのは積極的に日本基準の良さを国際基準に反映してゆくという意味においてのコンバージェンスであり、積極的な外交が求められる [Int. Reg. (ASBJ, Top management)-A-Tokyo, Feb., 2012]。

また、コンバージェンス体制では国レベルの粉飾が繰り返されるとの主張もある。この点については既に検討した。ルールは画一的に適用することが予定されており、それを通じて透明性や比較可能性が保たれるのであり、これを軽視すべきではない。しかし、同時に、これは資本市場発展のための会計やファイナンスを専門とする者の論理であり、一国の社会や経済のマネジメントや危機管理を担うものの論理ではない。国民経済の運営は、基本的に透明性が保たれルールが画一的に適用されていることを前提とするが、必要に応じて例外的な取り扱いが許される「戦略的な曖昧さ」を内包する必要がある。

これは、IFRS を積極的に推進した EU 諸国においても顕著な傾向である。EU においては IASB に対する政治的影響が強く、必要事項につきカーブ・アウトを施し、2008 年の金融危機における政治的な行動も周知のとおりである。UNISAS プロジェクトでは、現在データの集計中であるが、*Financial Times* 等のレビューを概観するに、IFRS のアドプシヨンの経済・社会全体に対する影響の評価が定まらない一方、会計統治の権利を EU へ受け渡したことに対する加盟国国会議員らによる反省の念が高まっているように思われる。歴史的にみて、こうした会計と政治のインターアクションは常に起こってきたし、政治的要請と構造が変わっていない以上、今後も繰り返し起こる可能性が高い。政治的な取扱いの頻度があまりにも多く、投資家や海外の信頼が得られない程度にポリティサイズされれば問題であるが、その限度を注視しながら政治的判断の余地を残しておくことは政治手法上合理的な判断である。

③ 効果的な国際政治対応策

こうしたことを総合すれば、強いフォームによる IFRS の強制アドプシヨンの日本の国策として合理的であるとは考えられない一方で、強いフォームでアドプシヨンをしないことによるデメリット・リスクは明確に認識すべきである。ただこのリスクの大きさを評価すると、強いフォーム

でのアドプションによりもたらされうる「ホールド・アップ」、「クッションの喪失」によるリスクの方が大きいように思われる。今後、仮に日本の国債処理や金融危機という問題が起こりうるとすれば、そうした非常時との関連においても会計政策を熟慮する必要がある。

仮に強制適用もなく、任意適用会社数も少数にとどまり、IASB に対する交渉力や他の国際政治の観点からデメリットやリスクが懸念されるのであれば、基本的には任意適用を増やす何らかの政策的な工夫が必要となろうが、その議論は煮詰まっていない。日本の証券市場開設者としてほとんどをその一手に担う東京証券取引所にも何らかの政策的補助を与える必要があるように思われるが、この点も議論が始まったばかりである。例えば、「東証 US-GAAP & IFRS セクション」のような区分を作り、その「セクションに参加する会社には政策的に何らかの恩典を与える代わりに、US-GAAP 或いは IFRS は強制適用される」というような案も考えられる。こうすることによって、国内の企業で US-GAAP 或いは IFRS の適用によってメリットを享受できると考える企業の自発的任意適用が促進され、外国企業にも日本での公開を促すことが可能であろう。また、国際政治的には日本は IFRS の強制アドプションを行っているとの言説にも資するものである。

しかし、このアドプションにおいても、IFRS をすべてそのまま受け入れる Pure IFRS Adoption なのか、各基準ごとに当局が承認する手続きを経るカーブ・アウト権利付きのアドプションなのか検討する必要がある。また、この検討においては、既に任意適用を認めてきた経緯（事実上 Pure IFRS Adoption になっている）も念頭に置く必要がある。これまで IFRS の任意適用を推進してきたのは、IFRS が世界基準になりその適用が日本の経済活動の発展や経済の活性化に結びつくものにもなるであろうという予測と、市場テストの意味があった。したがって IFRS の適用が経済活動の発展や経済の活性化に反することが判明した場合には当然にカーブ・アウトを実行する可能性を含む。ただし、このカーブ・アウトをどのように行うかという議論については議論が煮詰まっていないので、今後の課題として記録するにとどめる。

いわゆる連単の問題については、関係者からの事情聴取を参考に次のように判断する。そもそもドイツやフランスなど IFRS を強制適用している多くの国では、連単分離が前提となっており、国内関係者の意見もそうした方向へと収斂している。IFRS そのものは国際的な資本市場への有用な情報の提供を目的としており、連結財務諸表がターゲットとなっている。一方で、単体財務諸表は既存の法・規則を基礎とした多くのステークホルダーの契約補助や利害関係調整機能や、確定決算税制上の基礎としても使用される。こうした観点から、「国家主権」にもかかわる重要なものである。一方で、事務作業の効率化あるいは準拠性という観点でいえば、連結財務諸表を IFRS ベースで作成するにあたって、その基礎となる単体財務諸表も IFRS ベースで作成すべき

であるという意見もあるかもしれない。ただし国際的にみても金融商品取引法上での IFRS に基づく単体開示は実施されていないケースが多いことを受けて、現在、経済界から主張されている金融商品取引法上での単体財務諸表開示の廃止の議論を前提とすれば、論点とはならない。

次に会社法における会計制度のあり方について検討する。上述したとおり、会社法においては IFRS を導入していない国が多く、さらに導入している少数の国々においても国内基準との選択適用の中で導入していることが多い。しかしながらそうした国においても単独決算に IFRS を適用しているケースは限定的である（河内山 2012）。

さらにドイツやフランスでは単独決算は原則的に国内基準で作成することが求められる。一方でドイツでは単独決算の基礎となる国内基準の国際化をはかり、IFRS とのギャップを埋めることを狙いとして 2009 年 5 月には「ドイツ会計基準近代化法」（BilMoG）が公表された。開発費の資産計上など IFRS に対応して新たに取り込まれた基準がある一方で、「のれん」については、IFRS の求める非償却で減損会計適用という会計処理ではなく、一定の期間で償却を求めているなど、IFRS と国内基準のギャップが残存していることが確認できる。

こうした事実は、IFRS の中に債権者保護や課税所得計算の基礎となる単独決算の作成目的に必ずしも合致しない会計基準が存在することを示唆する。そもそも単独決算は債権者保護や課税所得計算などの基礎となる会計処理は「国家主権」にかかわる問題と直結しており、それを IFRS にすべて合わせるべきということを前提とした制度設計は、自国の経済活動に重大な影響を与えかねない。むしろいったん切り離れたうえで自国の会計制度のグランドデザインを描くことが求められよう。

それでは、今後とも適切なレベルで IASB や国際会計基準作りに関与してゆく方法として何が考えられるであろうか。まず、一つには IASB へのファンディングである（2010 年のアニュアルレポートによると、IFRS Foundation 総収入は 23 百万ポンド＝30 億円弱。その内寄付金によるものが 17 百万ポンド。その内、米国が 1.9 百万ポンド、日本もほぼ同額を負担している。また、国際的な監査法人からの寄付金は 5.4 百万ポンドに上る）。これまで日本からは米国と並んで多大な資金提供がなされてきた。そのルートはそもそも経団連が会員企業からの寄付を求める形でなされてきたが、2010 年より、財団法人財務会計基準機構に対する会費の増加という形で賄われている。その詳細は以下の通りである。

- (1) 法人年会費の改定
 - a. 改定内容
- 法人年会費 1 口 30 万円 （改定前：20 万円）

・・・（中略）

c. 改定理由

去る平成21年6月に、金融庁・企業会計審議会から「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が公表され、我が国のIFRSの導入の方向性が明確にされました。本中間報告では、平成22年3月期からIFRSの任意適用を認め、平成24年を目途に強制適用についての判断をするとの方向性が示されています。

当財団は、IFRSの設定に対する我が国のプレゼンスを高めるとともに、IFRSの開発に人的・資金的に貢献することにより、IASB(国際会計基準審議会)及びIASCF(国際会計基準委員会財団)の活動を支援していく必要があると認識しております。また、従来のIASCFへの資金協力は、一部の企業ならびに監査法人からの寄付により賄われており、安定性を欠く状況にありました。

こうしたことから今般の会費改定を法人会員各位にお願いし、これを財源として、平成22年4月からIFRSを開発するIASBの運営母体であるIASCFに資金拠出を行うことといたしました。

会員の皆様におかれましては、IFRS開発の重要性をご理解いただき、引き続き、当財団の運営にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、来年度の会費につきましては、改めてお願いのご通知をさせていただきます。

これまで、IASBはその財政基盤が脆弱であることを理由に米国などからその存続性と世界会計基準設定主体としての適切性に疑問が投げかけられていたが、近年の努力によりその基盤が強化されつつある。現在はGDPの大きさを基準に各国から半強制的、自動的にファンディングが達成できるような方策が検討されている [Email Acad./IASB.(Prof. of Acc., Close to IASB)-n/a-<Disguised>, Spring, 2012]。しかし、日本としてはGDPの大きさを理由に自動的に資金的貢献が強制されるようなシステムを理由なく受け入れるべきではない。今後も日本の貢献がIASB 或いは国際会計基準づくりにおいて、一定の影響力が残るような形で交渉すべきである。

次に、アジア・オセアニア・サテライト・オフィス（東京）の取り扱いである。これは間接的にIASB・IFRS Foundation に対するファンディングとも関係する。関係者の努力により獲得したアジア・オセアニア・サテライト・オフィスが今後、IASBのカードではなく、日本のカードとなるような継続的な政治活動が要求される。しかし、現在までのところ、IASBとの関係或いは中国やインドとの関係においてどのように機能してゆくのか不確定要素が多い。サテライトオフィス運営の年間経費（およそ5000万円）の多くを日本が負担するというのであれば、日本は会計の国際化に極めて積極的であることを世界にアピールする機会であると同時に、知的・人的な意味での貢献も効果的に推進されるべきである。また、そうした効果・結果についても、IASBに対する交渉力の観点から明確な説明責任が求められる。

最後に、中長期にわたる努力が必要な事項として、産学官民協力して国際的に交渉力のある会計の専門家を教育する必要がある。これまでの日本の会計外交は、数少ない先人の努力と貢献によって賄われてきた。経済成長とそのイメージが続いた 1990 年代までは、自動的に日本の存在が必要とされたが、今後は一層の努力と政治力ある人材が常に国際会計基準を作成する場になければ IASB や国際会計基準へ影響を及ぼすことは困難であろう。これは単に英語を話せる会計士の教育というレベルをこえて、人脈づくり、情報収集、官民調整能力、交渉力に長けた人材を育てる必要がある。この点 ASBJ の主催する教育プログラムは歓迎される。また、例えば一部の監査法人らが積極的に推進している中国との交流も今後の国際交流の中で極めて重要な資産になってゆくものと思われる。ただし、こうした活動は短期的にはメリットの認識しにくい、時間も資金もそれなりにかかる活動ではある。また、将来的には会計の分野に限らず、多くの国際規制や基準の分野で同じような要請が起こるので、他の分野（知的財産保護、法務、環境規制、エネルギー規制等）とも共同して国際的な人脈づくり・組織づくりを検討すべきである。今日、会計の分野だけに限っても、多くの企業が特に本質的なメリットも見出さない IFRS 対応に数億・数十億円単位で資金を工面しなければならないような状況に追い込まれたことを考えれば、こうした努力と資金は必要経費と考えられよう。政府或いは産業団体による資金の取りまとめと戦略的で効率的な投資の求められる分野である。

経済成長期の日本と異なり、個々の企業の国際競争力や交渉力に多くを期待できない状況にあるとすれば、日本の国際戦略は内閣レベルのインテリジェンス（例えば国家戦略会議や少数精鋭の常駐スタッフ）と権威を行使し、また他の関連する分野との共同・総合理解の上進められるべきものとする [Int. Pol. (ex-Cabinet member)-A-Tokyo, Jan., 2012; Doc., Reg. (METI/FSA/MoJ, Momo by Director)-A/B-Tokyo, 25th, May 2010]。いくつもの新興国が世界的なパワーリレーの一角を狙う 21 世紀において、国家レベルのインテリジェンスは必要かつ効率的な戦略であり、企業をはじめ関係ステークホルダーの理解と協力が求められる。この点は、中国及びインド政府による IFRS 対応を観察していても明白であるように思われる。他の要因との兼ね合いもあるものの、財政部を中心にインテリジェンスが充実している中国の国際戦略は群を抜いている。 [Int. Reg/Pol.(Minister/Vice-Minister, MoF)-A-Beijing, 2008 and 2009; passim; Int. Reg/Pol.(Ministers, MCA and Law)-A-Delhi, 2009; passim]。お友達外交ではなく、真に戦略的な外交のできる人材・インテリジェンス集団の要請が望まれる。繰り返しになるが、この点は直ぐに結果や便益が明らかになる分野ではないので、政府や産業化の理解の上、戦略的な投資が必要になる。

第六節：まとめと政策提言

本報告書の主目的は、日本国における IFRS 対応のためのより充実したコミュニケーションの推進にある。UNIAS プロジェクトでは、今後も調査を継続するが、2012年3月30日時点における利用可能なデータや分析をもとに中間的な結論として次を報告する。

国内総括：戦後、日本の会計制度は経済社会の管理のための総合的な情報体系として企画され、確立された（第一節）。1990年代、2000年代には、主に「投資家・証券市場のための会計」という観点から改革がすすめられ、財務諸表の透明性や比較可能性の向上という観点からは大きな成果をあげることができたと考えられる。現在までに、JASB や公認会計士協会によるコンバージェンス等を通じた努力により、日本の会計制度は国際的にも遜色なく投資家のために十分資する会計制度として確立されている。この甲斐あって財務諸表の透明性や比較可能性の向上という課題は、もはや日本における最優先課題ではなくなっている。洗練された投資家や企業は、この状態を超えて性急にIFRSを強制適用するメリットを認識していない。近年の実証研究によれば、IFRSの適用により、かえって透明性や比較可能性が阻害される可能性さえ指摘されており、我々のインタビューデータもこれを支持している（第三節および補節：文献レビュー）。さらに我々のデータに基づけば、証券市場や投資家という観点からではなく、企業経営という観点からは、IFRSが適用された場合のメリットは非常に限定的に認識されているに過ぎない。それよりはデメリットに対する懸念の方が圧倒的に多い。また、IFRSが任意ないしは強制適用される場合の四半期制度、内部統制、監査や会社法・金融商品取引法など国内制度との連携をいかにするかという点でも課題は残されている（第四節）。総括するに、IFRSの実質的なメリット・デメリットを概観すれば、日本の企業に対し性急で強いフォームでのIFRSアドプションを強制する政策は合理性を欠くものと判断されかねない。

国際対応総括：強いフォームでIFRSを強制適用したところで、実質的にそれが日本の企業活動や経済活動の発展に大きく寄与するとは考えられないことはすでに述べた。しかし、IFRSの実質的なメリット・デメリットの議論とは別に、国際的な政治の問題としてIFRSのアドプションが求められるか否かが問題となる。この点、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、金融庁や一部の企業は、広範囲にIFRSが採用されない場合における一定限度のリスクやデメリットを懸念している。しかし、このリスクやデメリットは、IFRSの任意ないしは強制適用がどのような経済的・社会的な影響をもたらすのかについての理解が、世界的に広がるなかで、IFRSを広く強制しなければいけないほど重要性のあるものとしては認識されなくなりつつある（第五節）。

かえって、強制適用によりホールド・アップ状況を作り出し、自国の経済活動や企業活動に貢献しないような状況が長期に続くようなケースも危惧されている。こうしたことから、アメリカ、インド、中国など多くの国々では、会計基準を強制適用するのではなく、コンバージェンスの継続の可能性が高い。にもかかわらず、日本では「アメリカより先に IFRS を強制適用することで、会計基準の国際的調和化に資するべきである」と主張する論者も存在する。そもそも前述したとおり、日本ではアメリカでの会計基準との相互承認を軸においた会計基準の国際的調和化を図ってきた。そうした相互承認に軸足を置いた政策活動が、明確な論理や経済的な証拠もないまま、他国より先駆けて IFRS の強制適用を行うべきという論調に変わった合理性については納得のゆく説明がない。また、IFRS の強制適用が全く無くなると、IASB に対する交渉力が薄弱になるとの理由で、一定の範囲で一部の上場企業にアドプションを強制する案が検討されることが多い。ただし、これも極めて慎重に検討されるべきである。何らかの強制適用を行うのであれば、その対象となる企業に対して説明責任を果たすべきである。日本ではすでに 2011 年 3 月期決算より IFRS の任意適用が認められているものの、2012 年 3 月期時点で任意適用を行っている企業は 1 ケタにとどまる。仮に投資家の要求が強く、また、個々の企業が IFRS の適用にメリットを感じているのであれば、その適用数はさらに拡大するはずである。こうした状況下において、強制適用論者は、その適用範囲に入る企業に対し、何故に IFRS が適用されるのかを明確な理由と証拠をもって説明する義務があるが、UNIAS プロジェクトではそうした合理的な説明を確認するには至らなかった。仮に個々の企業のメリットを超えた市場全体におけるレピュテーションの向上や資本コストの低減などの IFRS 適用のメリットがあるのであれば、その論理や経済的証拠を明確に説明すべきである。

こうした実質的な説明責任や検討が行われる代わりに、強制適用による「ボードメンバーシップ確保論」や「主要ポスト確保論」或いは「G20 による国際公約論」が繰り返し主張されており、IFRS が企業或いは経済の管理や成長に積極的に役立つものであるのかどうか、あるいは投資家にとってどのようなベネフィットが存在するのかといった本質的な議論は十分に展開されていない。IFRS の非強制適用化が予想されるような場面では、日本が「鎖国」「戦争」や「国連離脱」をするかのようなレトリックで抗弁する強制適用論さえ現れた。しかし、IFRS を強いフォームでアドプションしないということが反国際化であると考えられる合理的な理由は無い。強いフォームでアドプションを勧めるものを「国際派」と考えるのは表面的な思い込みに過ぎない。

「主要ポスト確保論」などより重要なのは、日本が重要だと考える会計処理の考え方や会計基準を、いかに海外諸国と連携しながら実現するかである。ポストを日本が確保すべきかどうかを自

己目的化すべきではない。前述したとおり、米国、中国、インドなど主要各国とも IFRS の強制適用ではなく、コンバージェンスの継続にとどまる可能性が高い。このため、どのようなアプローチで IASB などの主要ポストが決まるのかという点は必ずしも明確ではない。そうした中で日本は IFRS とのコンバージェンスにこれまで積極的に取り組み、かつ任意適用も認めている。加えて資金の拠出も他国と比べると相対的に大きい。他国よりも積極的に会計基準の国際的調和化に協力している状況において、他国よりポスト面で優先的な状況に置かれているのか、さらにポスト面での状況が不明確な中で、十分な評価が行われるよう働きかけを行うべきである。本報告書では、そうしたレトリックの論理的、倫理的脆弱性を指摘したうえで、性急で強いフォームでの IFRS アドプションが、実質的なメリットをもたらすものでもなければ、大きなリスクを回避するものでもないことを論証した。今後さらに同様の言説をもって IFRS の強制適用が主張される場合があるとすれば、それは論理的、倫理的に脆弱なレトリックとして批判されるべきである（第五節）。

そうしたレトリックに対する懸念は、米国やインドなどの主要国でも一段と高まっている。もはや、IFRS が「100 カ国以上が採用している高品質の会計基準」という説明は、多くの国の反感を助長するものではあっても、更なるアドプションを推進するものではない。インドでは 2011 年前半より、IFRS に一定の距離を保つ政策に変わったことは明らかである。米国では IFRS の実質的なメリット・デメリットに関する調査に時間がかかることを理由にコンバージェンス作業の遅れが続いている。IFRS を適用した欧州各国においても、IFRS の主要な目的たる透明性や比較可能性に関する疑問が高まると同時に、関連諸制度への弊害が明らかにされつつある。日本が今後 IFRS に対応していくに当たっては、こうした諸外国の反応を受けて、変わりつつある IASB の姿勢念頭に置く必要がある。2010 年 8 月にはデュー・プロセス・ハンドブックを公表し、会計基準の策定のあり方の見直しを進めている。さらに 2011 年 7 月に公表されたアジェンダ・コンサルテーションでは、改正対象となる会計基準を絞り込むとともに、各国の利害を調査する取り組みを実践している。こうした諸外国や IASB における最近の状況も視野に入れたうえで、さらに IASB や IFRS の将来像も念頭に置いた行動が求められる。

論理的、倫理的に脆弱なレトリックの終焉：そもそも、これまでの IFRS 推進の過程を分析すると、数多くの検証不能なレトリックが使われて、実質的なコミュニケーションが阻害されてきたことに大きな問題があった。例えば、「高品質な国際会計基準を適用することにより、企業間の財務情報の透明性・比較可能性を向上させ、財務諸表の利用者等に有益な情報を提供する」とのレトリックに即座に反論できる者は少ない。しかし、これはあたかも「悪しき習慣を駆逐し優れた民族と文化の世界的発展を推進する」とのスローガンに反論できる者が少ない状況と似ている。

我々はそうしたスローガンのもとに民族浄化をはじめとする様々な罪や弊害が正当化されてきた歴史を知っている。であるとすれば、今後はこうしたレトリックを詳細な説明無く繰り返すことは論理的、倫理的に脆弱な政治的な行動として慎まれるべきである。このことは、実証研究やケース・スタディーを通して、多くの洗練された投資家や企業が「原則主義による公正価値会計の下では実質的な透明性や比較可能性の向上は期待できない」と、IFRSの根本的な存在理由を否定するような見解および証拠を示していることから尊重されるべきである（「IFRSの第一基本問題」）。仮に、IFRSの更なる推進が企画されるのであれば、その推進者は（a）IFRSがどのように透明性と比較可能性を促進し、（b）それがどのようにステークホルダーの便益となるのか、表層的なレトリックではなく、詳細な論理および経験的証拠をもって示すべきである。また、この「経験的証拠」の提示に際しては、政治的にコントロールされたサーベイ・アンケート調査などが悪用されるようなケースも考えられるので注意を要する（第二節の2）。健全なコミュニケーションの促進は、民主主義における政策決定過程の基本であることは言うまでもない。

課題：今後は（1）日本の持続可能な成長、或いは適切な成熟経済の管理（Management of mature economy）のために、これまで会計の国際化によって急激な変革を余儀なくされた様々なステークホルダーの利害関係を調整し直すことが必要である。戦後すぐにそうした思想と行動が観察されたように、日本全体の中長期的な利益のために、もう一度会計制度の役割とあり方を関連諸制度との関連において根本的に検討し直す必要がある。これと同時に（2）国際政治的な問題として、適切なレベルと方法で継続的にIASBやその他の国際的プレーヤーとの関係を調整・強化してゆく努力も欠かせない。多くの分野でグローバル化が進んでいる現在、会計や金融、経済などに関する規制にどのように対応してゆくか、政府レベルの戦略的な思考が要求される。すなわち、（1）と（2）を総じて、IFRSを取り巻く関連当事者の利害関係・政治関係の調整を「IFRSの第二基本問題」とし、クロスセクショナル対応が求められる。その詳細をまとめると以下の通りである。

（1）国内の様々なステークホルダーや関連制度に対する配慮：我々はまず初めに、戦後すぐの日本においては、会計は狭義に証券市場のためのものではなく一国の経済社会管理のための制度として企画され、確立されたことを確認した。これに対して、近年は、ほぼ全ての投資家（或いは一般的に「投資家」としてグルーピングされる者）を無条件に受け入れることが正しいかのように、一貫して「投資家のための会計」改革が優先されてきた。しかし、果たして、そうした会計が、他の利害関係調整機能に優先されるべきかという点については、これまで十分な検討が加えられてこなかった。大局的な観点に立ち日本の持続的成長や成熟経済の管理との関連を考え

る時、これまでの会計の国際化の過程で、税制、証券、企業開示、法制、統計などの関連諸制度が蔑ろにされてきた経緯があるとすれば、それを修正する必要がある。

たとえ投資家のための改革を追求するとした場合でも、金融商品取引法で求められる情報開示と会社法や税法で求められる情報開示との内容の差異については明確に意識すべきである。金融商品取引法で求められる会計情報の中に、仮に未実現利益などが含まれるとした場合、必ずしも会社法や税法における情報とは整合するとは限らない。金融商品取引法と会社法・税法の求める会計情報の特質が異なることから、連単分離を前提に検討を進めるべきである。どのようなグランドデザインに基づき企業会計制度を設計するかという議論なくして、投資家のための改革に無意識的に他の会計制度をすりよせる考え方は改めるべきである。

また、国内制度の再検討の過程で、証券市場における情報は早ければ早いほどいいのか、多ければ多いほどいいのか、透明であれば透明であるほど望ましいのか等、適正水準を超えたスピード、量、透明性に関する適正なレベルを検討する必要がある。長期保有を哲学とする「好ましい投資家」を優遇し、或いは豊富な国内の個人貯蓄を証券市場へシフトさせるような政策が望ましいとすれば、それに見合う会計制度の設計が必要である。そうした考えは、これまでの「多くの情報がほぼ透明で早ければ早いほどよい」という仮定とは相いれない可能性がある。

(2) 期待される IASB への貢献 – 国際的な政治力学に関する配慮：日本はこれまでにコンバージェンス・プロセスを通じて EU の同等性評価をクリアし、米国にも先駆けて IFRS の任意適用を実施し、アジア・オセアニア・サテライトオフィスの費用負担も含めて多くの資金拠出を担うなど、世界的に見ても最も積極的に会計基準の国際的調和化の動きに協力している。言葉の上だけで「IFRS を採用している」と主張する一部の法域と違い、実質的に国際的な会計環境を推進した日本は、もっとその国際的貢献を政治的にアピールすべきである。この点に関しては、今後、政府や関係諸団体による一層の外交努力が望まれる。

前述したとおり、IASB ではアジェンダ・コンサルテーションや Due Process Handbook などの公表を通じて、コスト・ベネフィット等の観点も踏まえて、会計基準の策定を進めており、そのプロセスにおいて各国における会計実務の慣行を調査し始めている。企業会計は、各国・地域の経済活動や社会活動に根付いたものである。こうした企業会計を性急に国際的調和化すれば、そこで新たに提示される企業会計の内容は、ややもすれば経験的合理性のある実務とはあまりにも乖離したものである可能性がある。円滑に会計基準の国際的調和化を進めるためには、トップダウンによる画一的な会計基準の適用ではなく、各国・地域に根付いた企業会計の考え方を明確に発

信じ、相互に議論していくことが重要である。こうした中で、日本の会計基準の良さを国全体としてアピールしてゆく形での積極的なコンバージェンスを基本とすべきである。性急で強いフォームでの IFRS 強制適用は、本来の意味での国際化や国際貢献を意味しない。会計基準間の競争原理を生かして、より良い国際会計基準づくりに参加することをもって日本の国際貢献かつコンバージェンスの推進と位置付けるべきである⁷³。

こうしたコンバージェンスの結果、長期的には世界的に統一された会計基準が達成される可能性を否定しない。ただし、同様に、民主的なコンバージェンス努力の結果として、適切なレベルでのダイバージェンス（多様性）が国際的な均衡状態として継続する可能性も否定しない。いずれにしても、我々が関心を寄せるのはそのコンバージェンスのプロセスである。世界統一基準が特定の法域や関係者に対して過剰な利益を提供するのであれば、それは真にグローバルな経済社会を達成しようとする時代の流れに逆行している。これまでの IFRS 促進活動が、論理的、倫理的に脆弱なレトリックを中心として、ある特定の法域や利害関係者の利益を過剰に優先しすぎていなかったかどうか反省し、今後はより民主的で、実質的な討議を経てコンバージェンスを推進する必要がある。この点、昨今の IASB のアジェンダ・コンサルテーションやデュー・プロセス・ハンドブックの改定作業などは歓迎されるべき傾向である。日本はこうしたプロセスにこそ積極的に参加することにより、実質的に優れた世界的な会計環境作りに参画すべきである。補足するが、「このプロセスに参加するために、まずは IFRS をアドプションせよ」という議論は、巧妙なレトリックではあるが、本末転倒である。

しかしながら、現実問題として、国際政治のいかんによっては適切なデュープロセスさえ経ることなく、特定会計基準の性急な世界的採用という状況は起こりうる。いくら理論や証拠をもって特定の会計基準の世界的統一や強制適用が不合理であると主張しても、他のドライビングフォースに押し切られ、性急なグローバル・スタンダード化が起きる可能性は否定できない。特に一部の有力企業や、国際機関、G20 などの機関が十分な調査と証拠もないままに、レトリックを信じ込み、また信じ込ませることによって特定の会計基準を世界基準化するような場合には大きなリスクが伴う。万が一、そうした性急な世界統一が達成されてしまった場合でも、その基準の推進者の理論やモチベーションが正しかったことにはならないので、実質的に正しい政策論

⁷³ ここで（１）とも関連することであるが、一つの会計基準がありとあらゆるステークホルダーに貢献しえない以上、国際的なコンバージェンスにより、ある特定の国内ステークホルダー（例えば地方銀行やエネルギーなどの規制産業）に何らかの不利益が及ぶ場合には特別の配慮が施されるような組織やシステムの確立が望まれる。各国の IFRS 対応事例を概観して、こうした国内ステークホルダーの手当てが後手に回ることが多く、その弊害が国全体の持続的成長やマネジメントに及ぼす影響は計り知れない。

を常に主張してゆくべきである。理論やモチベーションに誤りがある、或いは結果として社会的な厚生が阻害されていることが明らかになった場合には世界基準からの離脱も合理的選択手段として確保しておく必要がる。

「静かな革命」：UNIAS プロジェクトがこうした性急な会計のグローバル・スタンダード化を懸念するのは、会計の改革は往々にして「静かな革命」となりうるからである。すなわち、会計の改革は人知れず遂行されるが、気が付いた時には経済社会の根本にかかわる大きな変化を伴う革命となる可能性がある。会計は営業や技術革新といった他のビジネス機能に比べて「静的で単なる現実の表象」とのイメージが強い。そのために、会計は幅広いステークホルダーからの注意深い検討を経ずに改革される可能性が高い。IASB の例を見ると、「IFRS は財務諸表の透明性や比較可能性を高める」という一般には反対する余地の少ない言説の下に改革が進められ、各国の政治家や国際機関の賛同を得ることで迅速なグローバル化を推進してきた。しかし、本報告書内のインタビューに倣えば、IFRS は「検証不可能で責任所在の明確でない会計」であるとか「早すぎる会計」として特徴づけられる。仮にこうした会計が国際的に汎用してくると、コンピューター化・モバイル化された投資行動とも共鳴し、会計的な操作により短期間に急成長し或いは飛び抜けた利益を公表する企業が、その持続可能性の検討も無いままに、一世を風靡するような風潮が助長される可能性がある。今度は仮に IFRS を好意的にとらえ、透明性と比較可能性を高める会計として特徴付けられるとしよう。それでも、ミクロ的には透明性が高く世界的に比較可能性の高い会計基準が長期投資哲学の「理想的な投資家」に資する可能性はあるが、マクロ的にはアルゴリズム投資やソーシャルネットワーク投資を中心とする「理想的でない投資家」によって誤用・悪用され、マーケットが混乱する可能性がないとは言い切れない。こうした現実が、会計情報を通じた、企業と投資家との間のコミュニケーションを悪化させ、いつの間にかファンダメンタルズからかけ離れた新しい現実、ハイパーリアリティーを形成しうる（「IFRS の第三基本問題」）。証券スキャンダルやバブル、金融危機が経済社会の根本を揺るがすリスクとして繰り返し議論される中、理想的な会計の種類や規制の仕方も、こうした観点から再検討される必要がある。会計は企業や経済の実態を把握する根本的な認識論的な基礎であり、そのコントロール・政策用具そのものでもある。この事実を再認識するとき、一国の経済社会の運用にかかわる会計を、狭義の証券取引関係者にのみ委ねるような政策プロセスは戒められるべきである。この点についても、本報告書では十分な議論を展開することができなかった。今後さらに活発かつ慎重な検討が行われることを期待する。

積極的な政策と外交：仮に世界基準という枠組みから逸脱するオプションが難しい、或いは世界基準の中に入り込むことが経済の活性化に通じるという状況があれば、世界基準を受動的に受け

入れるのではなく、日本の経済活動に資する基準と制度の再設計を積極的に推進すべきである。これまで日本の会計政策は常に受動的であった。当初、米国との間における会計基準の相互承認が国際化の目標であったものが、いつの間にか IAS/IFRS を中心とした調和化へ、そしてコンバージェンスと同等性評価、更には IFRS の受動的なアドプションというように変遷していった。その過程において、日本の積極的な外交戦略が国際的なディスコースを先導していった経緯は皆無に近い。アメリカや中国などでは自国における企業・経済システムへの影響を最小限にとどめ、自国における経路依存性を優先した IFRS の導入方法を検討している姿勢に学ぶべきである。今後、会計や財務報告制度の一定の世界統一化が不可避であるとすれば、また、それが日本や世界の経済活動の発展や経済の活性化に合致するとすれば、次のような積極的な政策と外交が求められるよう。

一つには、これまでの国際対応は狭義に会計基準を中心になされてきたが、他の関連諸制度や組織を含めて、戦略的に企業活動や経済活動の発展につなげる工夫が必要である。例えば、会計基準だけを国際化するのではなく、監査業務や公認会計士業務全体を国際的に解放することで、安価で質の高いサービスを企業に提供できるようにすることも一つの案である。具体的には、例えば、英語と IFRS に精通し、しかも安価なインドの勅許会計士を積極的に導入することも考えられる。ラディカルなアイデアと思われることを承知しつつもここに記すのは、実際インドにおいては、IFRS を推進する理由の一つとして、この点が繰り返し主張されてきた。インド勅許会計士協会や当時インド代表の IFRS 財団トラスティー、モハンダス・パイ氏は、インドが世界のコールセンターとして発展したように、安価で優れた会計士を世界に送り込むビジネスを、IFRS の世界基準化がインドへもたらすメリットの一つとして主張していた (Suzuki & Jain, 2010)。日本で IFRS のアドプションが企業活動や経済活動の発展にかなう施策であるとする立場からすれば、監査や公認会計士業務全体も国際競争にさらすことにより、日本企業に対しより経済的で高品質な国際財務サービスの提供を可能にすることは当然の政策であろう。IFRS を積極的に導入する立場からすれば、言語やビジネス慣習や法制度の違いを理由に監査や公認会計士業務の国際化に反対するのであれば、そうした論理は矛盾を含むものであろう。しかし、日本においては、そうした議論が展開されていない。

他の例としては、環境や社会パフォーマンスも視野に含む「統合報告書」が挙げられる。現在、IASB や国際統合報告委員会 (IIRC) は「統合報告書」を企業の総合評価を可能にするものとして検討している。産業界はこの動きに対して「内部統制の時と同じで、またコストもかかりますし、我々としては反対の立場です」とされる場合が多い [Int. Industry (Large Industrial organization, Senior

management)-A-Tokyo, Sept., 2010]。確かに「統合報告書」が画一的で形骸化された追加的な書類に終わり、実質的な環境や社会厚生や証券市場の効率性の向上に繋がらない可能性はある。そもそも「統合報告書」は、企業が主体的に自社の持続的な価値創造の取り組みを、財務情報のみにこだわらず、将来情報も含めた非財務情報と統合的に投資家に伝え、長期的な投資活動を促進することを狙いに行っている側面がある。このため、中国やインドといった新興国と競争するには最も有効なパフォーマンス指標となり得、世界統一基準のメリットを享受しうる。利益の成長性では中国やインドに勝らずとも、環境経営や企業の社会的責任という点では国際的な投資家やその他のステークホルダーから高い国際的評価を得ることができる。これまで日本の環境報告書は世界で最も優れたものであるにもかかわらず、任意報告であるために比較可能性がなく、投資家や他の市場関係者に利用されてこなかった経緯がある。仮に世界統一基準の強制適用ということが必要不可欠というのであれば、「統合報告書」のようなものも含めることにより、日本の国際競争力を高めるような工夫・戦略が必要である（スズキ [2012] 参考）⁷⁴。

こうした統合報告は、IFRS の志向する原則主義に基づく会計処理と深くかかわっている。IFRS の志向する原則主義に基づく会計処理を突き詰めていけば、企業自らが「一般に認められた企業会計の原則」（GAAP）の範囲内で自社の責任に基づき、会計処理を実践し、市場で活動する投資家に積極的に説明することが求められる。統合報告に基づき、積極的な開示を通じて、投資家や監査法人に対する説明責任さえ満たせば、特定の数値要件などに固執することのない会計処理の適用が認められることにもつながり、原則主義的な会計基準を受け入れるための環境整備が進められる可能性もある。こうした環境のもとでは、長期的には監査法人や投資家の積極的な役割や責任が変更されていくことになろう。もっとも、こうしたアイデアについては十分な研究や検討が進んでいないので、ここでは戦略的な発想・対応の例として指摘するにとどめる。

先にも触れたが、今後、会計や財務報告の分野に限らず、様々な分野で国際基準化・世界統一化の動きが加速されるであろう。2000 年代後半、IFRS はそうした国際化・世界統一基準の分野での華々しい成功例として取り扱われることが多かったが、今日までにそうした評価は覆されている。仮に、日本がそうした波に飲み込まれ、多くの企業が一定の損失を経験した事実があるとなれば、これを機に、将来のインテリジェンスと新しい体制づくりの糧として注意深く分析する必

⁷⁴ 環境負債のディスクロージャーが検討事項となったと仮定する。多くの会社にとって魅力的な案件ではない。しかし、これは、個々の会社や国内企業の単位で考えた場合のことであって、仮に、環境負債のレベルが、中国やインドの企業のそれと比べられるということになれば、日本の企業にとって有利な案件となりうる。もちろん各企業や産業にもよるが、こうした有利な案件を数多く作るというのが戦略的な基準作りの概念であり、工業規格・基準作りの分野では通常行われているプラクティスである。

要がある。今後、会計や財務報告制度も含めた様々な分野で、国際化や世界統一化の波が押し寄せるような事態が予想され、これが企業活動や経済活動の発展に結びつくものであるとの判断がなされるのであれば、今後はプロアクティブな対応により、戦略的に利益を確保するような施策が求められる。もっとも、こうした戦略は成熟経済の下、活力と魅力を失い新興国の勢力に押されつつある日本には簡単なことではない。しかし、だからこそ、会計や財務報告の分野を超えたクロスセクショナルなインテリジェンスの協働が必要となるのであり、この点については今後、政府や産業団体レベルでの注意深い検討が期待される。

本報告書は、長期、多岐にわたる事象の分析を極めて限られた時間の中で取り纏めたものである。また、「世界的に新しい会計基準（IFRS）がどのような経済・社会的影響を及ぼすか」という研究課題には、一般的正当性が認められた方法論が未だに確立されていない。そのため本報告書の随所に論理が不明確な部分や証拠力の弱い部分がみられることを認める。しかし、適時のコミュニケーションを優先し、中間的なレポートとして本報告書を上梓することには一定の意味があるものと信じる。最後に、本報告書においては、IFRSの影響を、日本のステークホルダーの観点から分析しているが、仮に何らかの超法域的な観点から分析を行うのであれば、異なった結論が導かれる可能性もある。UNIAS プロジェクトは、今後も IFRS や財務報告のグローバルライゼーションについて、継続的に調査し、適宜報告してゆく予定であり、関係各位の協力を賜りたい。

補節 1. アンケート調査とインタビュー調査に関するノート

アンケート調査では、一般に、郵便による発送回収によるアンケート調査が多用されるが、そこには2種類のバイアスが存在していることが知られている。ひとつは、質問事項に混入されている質問者が付加するバイアスである。たとえば、「IFRSのアドプションが世界の流れになっていますが、日本もアドプションした方がよいと思いますか?」という質問文には、「アドプション＝世界の価値観＝アドプションに反対すると、日本は孤立して世界的に蔑視される」という価値規範が伏在している。そのため、アドプションにイエスと回答した人の中には、その価値規範が正しくないと思っても、強迫観念から本意ながらイエスと解答せざるを得なかったという人も含まれている可能性がある。こうしたバイアスを除くには、質問票の設計に細心の注意を払うとともに、回答結果の利用者は、そのバイアスを除くように解釈しなければならない。

対話方式のインタビューでも、発話者（質問者）が同様のバイアスを付加する。そのため、回答者（被質問者）の前提知識を確認しつつ、対話を通じて質問事項を変更することによって、バイアスを双方で積極的に共有するとともに、意図的に反対方向の論争を仕掛けるなどの手段を使って、バイアスを緩和することができる。そもそも、回答者が均質ではないから、統一質問事項を設定することにはおおきな意味はなく、むしろ、回答者の本音、本心を聞き出すためには、回答者の表層的な誤解を取り除いたうえで、深層に迫る必要があり、回答者ごとに質問文が異なることは積極的に許される。ただし、その対話の全貌が判明しないと、いかなるコンテキストで回答がなされたのかがわからないため、この意味においては、本来はインタビューの全文を利用者に提示する必要がある。ただし、実務上はそうした全文開示は分量的にもアイデンティティ保護の観点からも不可能であることが多く、いわゆる「ピックアップ問題」が生じる（この点については本文参照）。

もうひとつのバイアスは、回答者が付与するバイアスである。通常のアンケート調査の場合、ひどい場合には、誰が記入しているのかがわからない。回答者の部署、役職（肩書き）などの情報を入手しても、本当に当人が記入しているのかはわからない。わかっているのは、回答を寄せた人は積極的に意見発信をするというバイアスが存在するという点だけである。そのため、アンケート調査の結果からは、それが母集団の平均的な意見であるか否かはわからない。平均的意見であるといえるためには、回答者が母集団に対してランダム・サンプリング（無作為抽出）の結果でなければならないが、前述の通り、回答するインセンティブをもつ人だけが回答をしているため、この条件は成立していない。このバイアスは、調査実施主体でさえ不可視・不可知のものであり、調査結果の加工によっては取り除けないものである。いうまでもなく、利用者は調査結果

をどのように解釈したらよいかかわからない。これがアンケート調査に不可避の致命的な限界である。

他方、インタビューの場合は、回答者を選択することができる。回答者の属する企業の産業区分、企業規模、回答者の前提知識などを層化し、各層から回答者を抽出することによって、回答者が未知のバイアスを付加する事態を未然に防ぐことができる。ただし、回答の結果は、統計的な意味での平均ではなく、母集団全体に対する平均的な意見を知ることは難しい。その点は、アンケート調査の場合と同じである。そのような平均は、標準化されたアーカイバル・データを統計処理することによってしか入手できないが、その場合には、知りうる情報が限定され統計的な相関関係は発見されても詳細な原因関係の解明に至らない。つまり、インタビュー調査と標準化されたアーカイバル・データを利用した統計調査の間にはトレードオフの関係が存在する。

インタビューの利点を最大限に活かすならば、平均像ではなく代表的意見と典型的意見の聴取を主目的にするのが賢明である。或いは何らかの意味で重要であると選択されたケース自体の重要性に依拠した方法である。回答者の選択にはバイアスが入ることを承知して、むしろこのバイアスを公表 (acknowledge) したうえで、それを積極的に利用し、個々のケースの詳細を理解し相互理解に努める方法である。たとえば、ある時期の日本経済は重厚長大産業が牽引していた。そのときの産業界の意見は、その牽引産業たる鉄鋼や重電メーカーの意見であったであろう。一方、最近の日本経済は、自動車、総合家電、通信などが牽引している。そうであれば、産業界の意見は、それらの企業からの回答で代表できるかもしれない。もちろん、代表性と典型性は主観的定義によっている。しかし、回答者の所属を明記することによって、調査結果を利用する人の納得度という意味での経験的十全性は担保できるはずである。かりに、特定の業種や団体の意見が重要であり、その回答が漏れているという指摘があるのであれば、それを追加すればよい。同一時点における一斉調査を主眼とするアンケート調査とは異なり、インタビューの場合には、そもそも調査時点を異にしているから、時間をかけて漸的に「代表像」「典型像」に迫ることになんかの支障もない。質問者と回答者との対話と同時に、調査実施者と調査結果の利用者との対話によって、インタビュー調査は形成されており、その繰り返しが、調査結果の経験的十全性をいっそう高めることになるわけである。

補節 2. IFRS 適用に係る諸外国の先行研究レビュー

<要点>

1. IFRS 自発的適用がもたらす「会計効果」および「資本市場効果」について、実証研究では一貫した結果が得られていない。自発的適用企業は IFRS 適用から生じるベネフィットがコストを上回るとの判断に立っているため早期適用していると考えられるが、IFRS 適用に前向きであってもベネフィットのみが観察されるわけではない。(この点については日本における先行適用企業のインタビューデータと合わせて考察されたい：第四節の1)
2. IFRS 強制適用がもたらす会計効果について、(1)IFRS 適用後においても国・地域ごとに会計処理の差異が観察されている、(2)財務報告ないしは会計数値の質を低下させることを報告する経験的証拠が数多くある、(3)一方で財務数値の価値関連性および格付け関連性は高まることを示す経験的証拠が多く存在する、(4)上記3つについて財務報告に係るインセンティブや各国の制度的要因の影響が大きく働くことが示されている。すなわち、IFRS を強制適用したからといって、必ずしも質が高く比較可能性のある財務報告が達成されるわけではないことが示唆されている。
3. IFRS 強制適用がもたらす資本市場効果・マクロ経済効果について、IFRS の強制適用は概ね「ポジティブ」な影響（利益情報に対する資本市場の反応、アナリスト予想、海外投資家による投資、市場の流動性）をもたらすことが示唆されている。しかしながら、ここにおける「ポジティブ」な影響とは誤解を生む表現である。多くの学術論文で、いわゆる「Value-relevance（価値関連性）が増加した」という表現が使われるが、これは公表された会計数値と株価などの間に統計的にポジティブな相関関係が認められたことを示すに過ぎない。会計数値と株価などの間に統計的にポジティブな相関関係が認められたとしても、会計の質が良くなったとか、社会・経済厚生が向上したということを意味するものではないことは注意を要する。IFRS は市場のデータを会計の中に持ち込むことが多くなっていることから Value-relevance が増加する傾向にあるのは当然であり、これに理由に IFRS を支持する合理性はない。(また、IFRS が「グローバルで高品質な会計」であるというラベリング・レトリックがポジティブな影響をもたらす可能性については第三節を参照)。しかも、こうした IFRS の「ポジティブ」な影響でさえも各国の制度的要因等によって大きく異なることが確認されている。
4. IFRS の強制適用によっても、各国ごとに会計処理の差異が残存しており、会計情報の比較可能性や透明性が必ずしも高まっていない。それにもかかわらず、なぜ価値関連性が上昇してい

るのかという点については十分に検討されていない。どのようなメカニズムに基づきそうした事象が起きているかについての理解なくして、皮相的に IFRS 強制適用の効果を分析すると、かえってその効果を見誤る可能性もある点に留意が必要である。

5. IFRS 強制適用の契約効果に関する研究の蓄積はあまり進んでいない。しかしながら、IFRS 強制適用およびその特性である公正価値会計が企業を取り巻く様々な契約に影響を与えることが報告されている。こうした様々な影響は合計や積算できるような性質のものではないので、IFRS の影響として認識しにくくなっているが、質的に重要なものを含んでいる。

1. はじめに

ここでは、諸外国の先行研究、とくに実証的研究に注目し IFRS 適用の経済的影響について何が発見され論じられてきたかを整理する。本稿では、Soderstrom & Sun (2007)、Brüggemann, Hitz & Sellhorn (2012)、Hail, Luez & Wysocki (2009)、加賀谷 (2012) などで行われている先行研究レビューをもとに、IFRS 適用の影響について包括的に概観していくこととする。とくに、Brüggemann, Hitz & Sellhorn (2012) および加賀谷 (2012) にならい、IFRS 導入が、(1) 比較可能性や価値関連性などの会計数値の特性にどのような影響を及ぼすか（これを「会計効果」と呼ぶ）、および(2) 資本市場参加者にどのような影響を与えるか（これを「資本市場効果・マクロ経済効果」と呼ぶ）に注目し、72 本の実証研究における経験的証拠の整理を行っていく。

2. IFRS 任意適用の経済的影響

まず IFRS の自発的適用ないしは任意適用に着目した実証的研究に着目する。日本を含め諸外国では IFRS が強制適用される前にその任意適用を認めている場合が多く、こうした状況を活用した研究が存在する。

(1) 会計効果

Barth *et al.* (2008) は、IAS を自発的に適用している企業を対象に、「利益の質」がどのように変化したかを検証している。検証結果によれば、IAS 適用後において価値関連性⁷⁵ (value relevance)、

⁷⁵ 価値関連性ないしは株価関連性とは、一般的には会計数値（純利益や純資産簿価）と株価ないしは株式リターンとの相関性を示す。通常、株式データと高い相関を持つ会計数値は投資家により利用されやすい、投資家にとって有用な情報であると理解されている。しかし、例えばエンロン事件にもみられるように、仮に会計数値が虚偽に基づいていたとしても、多くの投資家がそれを信じて投資行動をとれば価値関連性は上昇する。したがって、価値関連性が高い会計基準が、必ずしも優れた会計基準であるということにはならないということには注意する必要がある。現在、学会においてはこうした問題について十分な検討が行われていない。

利益ボラティリティ、キャッシュ・フローと利益の関係性等について利益の質が向上していることを発見している。その一方で、Van Tendeloo & Vanstraelen (2005) は、ドイツ企業を対象に、IAS 適用後に利益調整を示す裁量的会計発生高が増加していることを報告し、IFRS 適用に伴い必ずしも利益の質が向上するわけではないことを発見している。

Bartov *et al.* (2005) は、ドイツ企業を対象に、ドイツ GAAP、IAS そして米国 GAAP それぞれの価値関連性を検証している。その結果、ドイツ GAAP に基づく利益に比して、IAS および米国 GAAP に基づく利益がより価値関連的であることを発見したが、IAS と米国 GAAP の間に価値関連性の差異は存在しないことを報告している。Harris & Muller (1999) は、IAS と米国 GAAP との間の再調整項目が価値関連的であるかを検証し、その結果、用いる検証モデル等によって結果が大きく異なることを発見し、両者の間に大きな差は存在しないことを報告している。Hung & Subramanyam (2007) は、IAS を自発的に適用したドイツ企業について総資産および純資産簿価が増加し IAS 適用時の調整額は価値関連的であることを報告している。

(2) 資本市場効果

Auer (1996) は、スイス企業をサンプルに IAS (ないしは EC 指令で指定される会計基準) への変更に伴い、利益公表における異常株式リターンが観察されるかを検証し、会計基準の変更前後において株式リターンに差がないことを報告している。

Luez & Verecchia (2000) は、IAS または米国 GAAP を適用しているドイツ企業をサンプルに検証を行い、これら企業についてドイツ GAAP を適用している企業よりも低いビッド・アスク・スプレッドが観察されたことを報告している。しかしながら、IAS と米国 GAAP との間で大きな差が存在しないことも発見している (同様の結果に、Leuz [2003])。

これに対して、Cuijpers & Buijink (2005) は欧州企業をサンプルに、自国 GAAP を採用している企業と IFRS を採用している企業との間で資本コストに有意な差が存在しないことを報告している。さらに Daske (2006) は、ドイツ企業をサンプルに、IAS を自発的に採用した企業についてドイツ GAAP を採用している企業に比してより高い資本コストが存在することを示している。Daske *et al.* (2009) は、IFRS を採用する際の企業のコミットメント・真剣度合い (seriousness) の程度⁷⁶により、資本コストおよび流動性のベネフィットを享受できるかが変わることを報告している。

⁷⁶ 同研究では、IFRS 適用に伴う年次報告書のページ数の増加率や、サーベイ調査に基づく会計基準の遵守程度など4つのメトリックスを用いてIFRS適用に対して企業がどの程度真剣に取り組んだかを測定している。

Ashbaugh & Pincus (2001) は、IFRS と自国 GAAP との差がアナリストの利益予想誤差と関係していることを発見し、さらに IFRS 自発的適用後にアナリストの予想精度が向上していることを報告している。Covrig *et al.* (2007) は、IFRS 適用企業について海外ミューチュアル・ファンドによる株式所有が増加したことを発見し、IFRS に基づく財務報告は海外の機関投資家を引き付ける可能性があることを報告している。

上記先行研究の結果を概観していくと、会計効果および資本市場効果の双方について経験的証拠に一貫性がないことがわかる。所謂、Mixed Results であるといえよう。Hail, Luez & Wysocki (2009) が論じるように、自発的適用企業は適用に伴うベネフィットがコストを上回ると考え、早期適用という意思決定を行ったと考えられる。しかしながら、IFRS に前向きである自発的適用企業をサンプルにした場合にあっても、必ずしも IFRS 適用のポジティブな影響のみが観察されるわけではない。

注：研究手法として自発的適用企業に固有の企業特性が結果に影響を与えている可能性があることに注意しなければならない。Hail, Luez & Wysocki (2009) で論じられるように自発的適用企業は規模が大きく、クロス・リスティングし、また様々な国や地域で操業している傾向にあること(p.45)を勘案すると、研究手法上コントロールし切れないシステムティックな企業固有の特性が検証結果に大きく影響していることが指摘される。

3. IFRS 強制適用の経済的影響

つづいて、IFRS の強制適用がもたらす経済的影響に目を向けていく。EU 諸国やオーストラリア等をはじめ、諸外国では 2005 年頃から IFRS が強制適用されている。こうした会計基準の強制的な変更に伴い、その経済的影響を検証しようとする研究の蓄積が進んできている。

(1). 会計効果

a. 会計処理選択における比較可能性

IFRS 強制適用がもたらすメリットの 1 つとして、財務情報の比較可能性の向上が挙げられることが多い。そこでは、単一の会計基準を世界中の企業が利用することにより会計処理方法における差異が小さくなることが想定されている。

Glaum *et al.* (2010) は、欧州 17 か国から抽出された 357 の IFRS 強制適用企業を対象に、企業結合および減損テストについて調査している。その結果、同一の会計基準に従い財務諸表を作成した

としても、国ごと、企業ごとの報告インセンティブが報告実務に大きな影響を与えることを示している。Cascino & Gassen (2010) は、世界 40 カ国のサンプルを用いて IFRS 適用が比較可能性を向上させるかを検証している。とくに経済状況および制度要件が類似しているとされるイタリアとドイツの 2 カ国をサンプルに会計処理方法の詳細な比較分析を行った結果、ドイツ企業はイタリア企業に比してより厳格に国際的な会計基準を遵守していることが判明し、両国は似て非なる会計実務を行っている可能性があることが観察されている。

Verriest *et al.* (2010) は、152 の欧州企業を用いて IFRS 強制適用の特性を調査している。その結果、企業が優れたガバナンス構造を持つ場合は IFRS の適用が透明性の向上に繋がり機会主義的行動の程度が低下することを報告している。

Kvaal & Nobes (2010) は、オーストラリア、フランス、ドイツ、スペインおよびイギリスの企業に着目し IFRS 下で選択が可能な 16 の会計方針に注目している。その結果、多くの会計方針において IFRS 適用後も各国の差異が存在し、これらの差異は適用以前の会計実務によって説明されうることを示している。結果として IFRS の強制適用によって会計処理の国際的な比較可能性は必ずしも達成されるわけではないことを報告している。

de las Heras *et al.* (2010) は、欧州企業を用いて、IFRS 下における会計方針の選択が国ごとに異なることを報告し、税制や企業財務システム、エンフォースメントの程度などの制度的要因が国ごとの差異に影響を与えることを示している。

これら先行研究の発見事項を要約するに、IFRS の強制適用が会計処理方法の選択における各国・地域間の差異を解消するとは限らないことがわかる。むしろ、国レベルおよび企業レベルのインセンティブや制度的要因が会計実務の決定要因になっているといえるだろう。

b. 会計数値特性

上記先行研究が主に手作業によってデータを集計・分析したものであるのに対し、商業用財務データベースから入手される大規模サンプルを活用し IFRS 強制適用が会計数値に及ぼす影響を検証した研究も数多く存在する。こうした研究の多くは、利益などの総計値 (aggregate numbers) としての会計数値が持つ特徴 (会計数値特性) がどのように変化したかに注目している。

Ahmed *et al.* (2012) は、欧州 20 カ国における IFRS 強制適用とベンチマーク企業との比較分析を行い、IFRS 強制適用企業は、(1) 平準化した利益を報告し、(2) 会計発生高 (会計利益 - 営業キャッ

シュフロー)を多く計上し、(3)損失の適時認識を行わない傾向にあることを報告している。これら結果の解釈として、IFRS 強制適用は「利益の質 (earnings quality)」を低下させる可能性がある」と論じている。Callao & Jarne (2010) および Piot *et al.* (2010) も同様に IFRS 強制適用が「利益の質」を低下させることを発見・報告している。また、Lang *et al.* (2010) は、IFRS 強制適用後に各国間の利益の共変動が増加している一方、利益と株式リターンの関係性の比較可能性は低下していることを報告している。

IFRS 強制適用が会計数値の属性および利益の質に与える影響を検証している多くの先行研究は、IFRS 強制適用後においても国ごと、企業ごとのインセンティブ等の要因が会計属性の決定要因になっていると結論付けている (例えば、Cascino & Gassen (2010)、Chen *et al.* (2010)、Atwood *et al.* (2011)、Garcia Osma & Pope (2011)、Christensen *et al.* (2008)、Capkun *et al.* (2011)がある)。例えば、Jeanjean & Stolowy (2008) は、オーストラリア、イギリスそしてフランスの企業を対象に、IFRS 適用前後において利益調整行動に変化があるかを検証し、フランス企業についてのみ利益調整行動の増加が観察されていることを報告している。同研究は結論として共通のルールを共有するだけでは共通のビジネス言語を確立するうえで不十分であるとし、経営者の持つインセンティブや制度的要因が財務報告に与える影響の重要性を認識する必要があるとしている。Christensen *et al.* (2008) は、ドイツ企業を対象に自発的適用企業と強制適用企業との比較分析を行い、自発的企業についてのみ会計数値の質が向上していることを報告している。

これら先行研究の結果を概観すると、IFRS 強制適用が必ずしも質の高い会計数値をもたらすわけではないことが示唆されている。また先と同様に、画一的な会計基準が強制導入された場合であっても、地域・国・企業ごとのインセンティブや制度的要因が会計数値に差異をもたらすことが発見されてきていると考えられる。

c. 価値関連性および格付け関連性

Aharony *et al.* (2010) は、欧州企業を対象にのれん、研究開発費および有形固定資産の公正価値評価額の3つについて IFRS 強制適用後に価値関連性が増加していることを報告している。さらに、この影響は、自国 GAAP と IFRS との差に強く関係していることを発見している。同様に、Barth *et al.* (2011) は、欧州企業の 2004 年度のデータを活用し、純利益における各国 GAAP と IFRS の差異が株価や株式リターンについて増分的に価値関連的であることを報告している。

他方、こうした価値関連性の向上が各国ごとにその程度が異なることを報告している研究も存在する。Morais & Curto (2009) は、IFRS 強制適用後に純資産簿価および純利益の価値関連性が増加

していることを発見しているが、その程度は国ごとに差があることを報告している。Clarkson *et al.* (2011) は、純資産簿価および利益の価値関連性の向上は成文法国において顕著に観察されることを報告している。またイタリア企業に注目している Morriconi *et al.* (2009) は、IFRS 強制適用後において再測定された無形資産について価値関連性の向上が必ずしも観察されるわけではないことを発見している。

債券の格付け関連性に着目している研究として、Wu & Zhang (2009a) などがある。Wu & Zhang (2009a) は、IFRS 強制適用により会計情報に対する格付けの感応度が高まることを報告しているが、こうした影響は法制度の程度によって変わることを発見している。同様の発見事項として、Florou *et al.* (2010) は、IFRS 強制適用後において会計情報の格付けに対する説明力が増加していることを発見しているが、こうした関係はエンフォースメント体制が強固で、自国 GAAP と IFRS との差が大きい国において顕著であることを報告している。Bhat *et al.* (2011) は、IFRS 強制適用により会計利益の信用リスクに対する説明力が増加することを発見しているが、こうした影響は、海外売上高比率が高く、透明性が高いと考えられる成文法諸国の企業において顕著に観察されることを報告している。

価値関連性および格付け関連性に係る先行研究の発見事項を要約するに、価値関連性および格付け関連性の両方について IFRS 強制適用は概ねポジティブな影響を与えていることが報告されている。しかしながら、そうした影響は法体系やエンフォースメント体制などの各国個別の要因について条件付きであることも示唆されているといえる。また同時に、資本市場データを用いた実証的研究に関して、対抗仮説の棄却が困難であることに注意しなければならないだろう。すなわち、会計情報そのものの変化とは無関係に、投資家が IFRS を適用したことそれ自体を評価している可能性がある。この限りにおいて上記結果は慎重に解釈されるべきだろう。

IFRS 強制適用に伴う会計効果に関して、Hail, Luez & Wyszocki (2009) が指摘するように、会計基準それ自体だけでなく、他の諸要因の影響も複合的に絡み合っただけでなく、他の諸要因の影響も複合的に絡み合っただけでなく、会計効果が生じているといえるだろう。同研究は、財務報告の質は会計基準それ自体というよりも企業のインセンティブによって決定されることを論じている。とくに企業の財務報告に係るインセンティブは、それを取り巻く諸要因（法制度、エンフォースメントの程度、監査、資本市場からの圧力、製品市場競争、企業ガバナンス等）によって形成されることから、単一の会計基準を導入したとしても、比較可能性の向上が達成されるわけではない、と結論付けている (p.16)。

(2). 資本市場効果 (Capital-Market Effect) およびマクロ経済効果

a. IFRS 適用に対する市場の期待

Armstrong *et al.* (2010) は、2002年から2005年にかけて欧州のIFRS適用に関するイベントについて、投資家がどのように反応したかを調査している。結果として、IFRS適用の見込みが高まるイベントについて投資家は好意的に反応していることを発見している。また、Pae *et al.* (2006) は、EU諸国におけるIFRS適用に向けた動向について、Tobin's Qに着目した検証を行っている。結果として、(1) 米国に上場していない、(2) 同族者に所有されている、(3) アナリスト・カバレッジの小さい企業について、1999年から2003年にかけてTobin's Qが上昇していることを発見し、透明性が高いと考えられているIFRSの適用に係る情報公表がこうした企業のエージェンシー費用を減少させていると解釈している。

b. 利益情報に対する市場の反応

L&Sman *et al.* (2011) は、IFRS強制適用に伴い利益公表の持つ情報内容が増加したかを検証している。その結果、IFRS適用後において利益公表が持つ情報が増加したことを発見し、またそれは成文法諸国においてとりわけ顕著に観察されることを論じている。Kim & Li (2010) およびWang (2011) は、同一産業内の利益公表に対する投資家の反応について検証を行い、IFRS強制適用後において産業内の情報移転が促進されることを発見している。Beuselinck *et al.* (2010a) は、IFRS強制適用が株価の情報有用性に与える影響について検証を行い、IFRS強制適用に伴い株式リターンの共変性がV字に変動することを発見し、こうした傾向は自国GAAPとIFRSとの差異が大きい国に属する企業に強くみられることを報告している。

c. アナリストへの影響

Byrad *et al.* (2011) は、IFRS導入に対するアナリストの反応について検証を行い、アナリストの予想誤差および予想のばらつき具合は、自国GAAPとIFRSとの差異が大きく、また強固なエンフォースメント体制がある国に属するIFRS強制適用企業についてのみ減少することを発見している。同様の検証結果を報告する研究としては、Brown *et al.* (2009)、Beuselinck *et al.* (2010b)、Horton *et al.* (2010) 等がある。Tan *et al.* (2009) は、IFRS強制適用は、海外アナリストの関心を引き付けアナリスト予想の正確さを向上させることを発見している。またイギリス企業をサンプルに用いているPanaretou *et al.* (2009) は、IFRS強制適用によりデリバティブ取引を行っている企業についてアナリストの利益予想精度が高まることを報告している。

d. 格付けへの影響

Shazad (2010) は、欧州の金融機関における社債発行案件をサンプルとして、IFRS強制適用がどのように格付け機関の格付け評価に影響を与えるかを検証している。結果として、IFRS適用後にお

いて、格付け機関はより高い格付け評価を行い、また格付けに際して意見の不一致が生じにくくなることを発見している。他方、Pagratis & Stringa (2009) は、世界 33 か国の銀行業を営む企業をサンプルに、IFRS 適用が銀行の格付けに対しネガティブな影響を与えることを発見している（すなわち、IFRS 適用により格付けがダウングレードされる可能性が指摘されている）。同研究は、IFRS 適用に伴う会計数値のボラティリティの増加が格付けにネガティブな影響を与える可能性があると結論付けている。

e. 資本コストへの影響

Li (2010) は、IFRS 強制適用後に、エンフォースメントが強固である欧州諸国に属する企業について株主資本コストが低下したことを発見している。これとは対照的に、Daske *et al.* (2008) は資本コストの低下について必ずしも顕著な傾向が見られるわけではないことを報告する一方、IFRS 適用後に株式市場の流動性が高まることを発見している。Muller *et al.* (2011) は、欧州の不動産業界をサンプルに、IFRS 強制適用は（不動産業界を専門とする）投資家間の情報の非対称性の国際的な差異を緩和することを報告している。投資家間の情報の非対称性の緩和は、資本市場の流動性を高め、結果として資本コストを低減させる可能性があることが論じられている⁷⁷ (Hail, Leuz & Wysocki, 2009)。Gkougkousi & Mertens (2010) は、欧州の銀行および保険会社をサンプルに、IFRS 強制適用に伴い、株式の流動性が高まり株主資本コストが低下することを発見している。

f. 海外投資家による投資行動への影響

DeFond *et al.* (2011) は、IFRS 適用による効果が高いと想定される場合には、(想像できることではあるが)IFRS 強制適用により海外機関投資家による株式所有比率にポジティブな影響を与えることを報告している。これと類似した結果に、Yu (2009) や、債券市場を対象とした Florou & Pope (2009) がある。さらに、Brüggemann *et al.* (2011) は、ドイツの個人投資家が IFRS を強制適用している海外企業への投資を増加させていることを報告している。Beneish *et al.* (2011) は、IFRS の導入は海外株式投資に影響を促すわけではない一方、債券市場におけるクロス・ボーダー取引を増加させることを発見している。Amiram (2009) は、海外投資家が IFRS 導入国の株式をより多く保有する傾向にあることを報告している。Marquez-Ramos (2008) は、IFRS 強制適用により国際取引が促がされ、また海外直接投資（在外関係会社に対する投資）が増加することを発見している。同様に、Chen *et al.* (2011) は、IFRS 強制適用が海外直接投資を増加させることを発見し、とりわけこうした傾向は IFRS と自国会計基準との差異が大きい国において顕著であることを報告している。

⁷⁷ 流動性の低い証券について投資家はより高いリターンを求める傾向にあることが報告されており、こうした関係性が前提となっている。詳しくは、Hail, Leuz and Wysocki (2009)を参照されたい。

以上の発見事項を要約するに、先行研究は IFRS 強制適用により概ねポジティブな資本市場効果ないしはマクロ経済効果がもたらされ得ることを示唆していると考えられる。しかしながら、各国・地域の制度的要因や IFRS と自国基準との差異の大きさなどにその影響の大きさには相当程度の差が存在することが確認される。

IFRS 強制適用をめぐる会計効果、資本市場・マクロ経済効果に関する一連の研究蓄積から一つの自然な問いが浮かび上がる。IFRS の強制適用により、会計情報の比較可能性や透明性が必ずしも高まっておらず、各国ごとに会計処理の差異が残存しているにもかかわらず、なぜ価値関連性が上昇しているのか。たとえば、会計数値の公正価値化が進展すれば、会計数値の内生変数として景気変動などを象徴した市場INDEXなどの要素が相対的に大きく組み込まれることになるため、株価と会計情報の関連性は高まりやすい側面があるかもしれない。あるいは公表される会計数値に機械的に反応するアナリストやファンド・マネージャーのプレゼンスが高まっているのかもしれない。また IFRS の強制適用そのものに反応しているのではなく、付随的に実施されている金融規制・制度の改革に影響を受けているのかもしれない (Christensen, Hail, and Leuz 2012)。この一見、矛盾する事象がなぜ起こっているのかといったメカニズムへの理解なくして、皮相的にIFRS 強制適用の効果を分析すると、かえってその効果を見誤る可能性もある点に留意が必要である。

(3). 契約効果 (Contract Effect)

Brüggemann, Hitz & Sellhorn (2011)、加賀谷 (2012)、そして徳賀 (2011)で指摘されるように、IFRS 適用の会計効果や資本市場効果に着目した研究の蓄積は進んできたものの、それが企業を取り巻く契約に与える影響について注目した研究は数少ない。

報酬契約に注目した研究としては、Chen & Tang (2009) が挙げられる。Chen & Tang (2009) は香港の不動産会社をサンプルに、IFRS 強制適用後において投資不動産の再評価益が経営者報酬により反映されるようになったことを発見している。とりわけ、この関係は、経営者と株主間の情報の非対称性が大きい場合に顕著になると報告している。結果として、不動産会社の経営者は、IFRS 強制適用に伴いより多額の報酬を手にするようになったと結論付けている。Wu & Zhang (2009b; 2010) は、IFRS 強制適用後に業績悪化による経営者の交代が増大していることを発見している。この発見事項について、同研究は、IFRS 適用に伴う国際的な比較可能性の増大により、会計情報が経営者の業績を (国際的な) 相対評価するうえで有用な指標となっていると結論付けている。他方、Rixon & Faseruk (2009) は、NPO 法人や政府などの公的セクターについて IFRS を適用することはその業績および説明責任を評価するうえで適切な会計情報とならないことを論じている。また、退職給付との関係で、Dixon & Monk (2009) は、IFRS 適用が企業の年金制度に影

響を与えることを示している。IFRS で求められる公正価値測定が年金資産・負債のボラティリティを増加させることから、IFRS 強制適用に伴い企業は確定給付型から確定拠出型へと変更することを報告している（同様の結果に、Swinkels (2006)がある）。

債務契約について、Christensen *et al.* (2009) は、IFRS とイギリス GAAP との利益差額が、決算発表日における株式リターンと正の関係性にあることを発見し、これは会計基準の変容が財務制限条項を通じた債権者と株主との間の富の移転に起因する可能性があることを論じている。すなわち、IFRS 利益が本国 GAAP 利益よりも大きい場合には財務制限条項に抵触しづらくなるため株主への富の移転が促される可能性がある一方、IFRS 利益が小さい場合には財務制限条項に抵触する可能性が高まるということである。また、Demerjian (2010) は、米国企業における財務制限条項の内容を調査し財務制限条項に貸借対照表（負債比率、純資産額、流動比率など）を活用する場数が減少していることを示している。同研究では、資産負債アプローチに基づく公正価値会計の拡大により、債務契約の観点から貸借対照表が有用なものではなくなったことを論じている。より具体的には、債権者は保守的に測定・作成された貸借対照表を選好するが、のれんや資産の証券化（asset securitization）などの公正価値会計における価値変化の認識時点に係る裁量や見積もり額が債権者にとって信頼性のないものとなっていると述べている。

配当行動に関して、Goncharov & van Triest (2011) はロシア企業を対象に公正価値調整額が企業の配当額とネガティブな関係にあることを発見している。また、Kochiyama (2012) は、日本企業をサンプルに金融商品の公正価値評価に伴う評価損益が配当額と正の関係性にあり、こうした関係性は評価益の分配が認められた会社法施行以後にとくに顕著になることを発見している。

これら研究成果について、Brüggemann, Hitz & Sellhorn (2012) は、規制当局が当初意図していなかった影響であるとして「意図せざる帰結」（Unitended Consequences）と呼んでいる⁷⁸。研究の蓄積が進んでいないこともあるが、IFRS 強制適用が、資本市場参加者だけでなく、企業を取り巻く契約にも広く影響を与え、企業行動を変容させる可能性があることが示唆されている。

⁷⁸ c.f. 同じ目的の調査として UNIAS プロジェクトのホームページ参照：
<http://www.sbs.ox.ac.uk/research/accounting/Pages/UnexploredImpactsofIFRS.aspx>

【レビュー文献一覧 (72 本)】

- 1 Aharony, J., Barniv, R. and Falk, H. (2010) “The Impact of Mandatory IFRS Adoption Improve Accounting Quality? Preliminary Evidence.” Working Paper, Texas A&M University
- 2 Ahmed, A. S., Neel, M. and Wang, D. (2010) “Does Mandatory Adoption of IFRS Improve Accounting Quality? Preliminary Evidence.” Working Paper, Texas A&M University
- 3 Amiram, D. (2009) “Financial Information Globalization and Foreign Investment Decisions.” Working Paper, University of North Carolina
- 4 Armstrong, C. S., Barth, M. E., Jagolinzer, A. D. and Riedl, E. J. (2010) “Market Reaction to the Adoption of IFRS in Europe.” *The Accounting Review*, Vol.85, No.1, pp.31-61
- 5 Ashbaugh, H. and Pincus, M. (2001) “Domestic Accounting Standards, International Accounting Standards, and the Predictability of Earnings.” *Journal of Accounting Research*, Vol.39, Issue. 3, pp.417-434
- 6 Atwood, T. J., Drake, M. S., Myers, J. N. and Myers, L. A. (2011) “Do Earnings Reported under IFRS Tell Us More about Future Earnings and Cash Flows?” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.24, No.3, pp.243-252
- 7 Auer, K. (1996) “Capital Market Reactions to Earnings Announcements: Empirical Evidence on the Difference in the Information Content of IAS-based Earnings and EC Directives-based Earnings.” *European Accounting Review*, Vol.5, No.4, pp.587-623
- 8 Barth, M. E., Landsman, W. R. and Lang, M. (2008) “International Accounting Standards and Accounting Quality.” *Journal of Accounting Research*, Vol. 46, Issue. 3, pp. 467-498
- 9 Barth, M. E., Landsman, W. R., Young, D. and Zhuang, Z. (2011) “Relevance of Differences between Net Income Based on IFRS and Domestic Standards for European Firms.” Working Paper, Stanford University
- 10 Bartov, E., Goldberg, S. and Kim, M. (2005) “Comparative Value Relevance among German, U.S., and International Accounting Standards: a German Stock Market Perspective.” *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol.20, No.2, pp.95-119
- 11 Beneish, M. D., Miller, B. P. and Yohn, T. L. (2010) “The Effects of IFRS Adoption on Cross-Border Investment in Equity and Debt Markets.” Working Paper, Indiana University
- 12 Beuselinck, C., Joos, P., Khurana, I. and Van der Meulen, S. (2010a) “Mandatory IFRS Reporting and Stock Price Informativeness.” Working Paper, Tilburg University
- 13 Beuselinck, C., Joos, P., Khurana, I. and Van der Meulen, S. (2010b) “Mandatory Adoption of IFRS and Analysts’ Forecasts Information Properties.” Working Paper, Tilburg University
- 14 Bhat, G., Callen, J. L. and Segal, D. (2011) “Credit Risk and IFRS: the Case of Credit Default Swaps.” Working Paper, Washington University

- 15 Brown, P. R., Preiato, J. P. and Tarca, A. (2009) “Mandatory IFRS and Properties of Analysts’ Forecasts: How Much Does Enforcement Matter?” Working Paper, University of Western Australia
 - 16 Brüggemann, U., Daske, H., Homburg, C. and Pope, P. F. (2011) “How Do Individual Investors React to Global IFRS Adoption?” Working Paper, Humboldt University of Berlin
 - 17 Byrad, D., Li, Y. and Yu, Y. (2011) “The Effect of Mandatory IFRS Adoption on Financial Analysts’ Information Environment.” *Journal of Accounting Research*, Vol.49, Issue.1, pp.69-96
 - 18 Callao, S. and Jarne, J. I. (2010) “Have IFRS Affected Earnings Management in the European Union?” *Accounting in Europe*, Vol.7, No.2, pp.159-189
 - 19 Capkun, V., Collins, D. W. and Jeanjean, T. (2011) “Does Adoption of IAS/IFRS Deter Earnings Management?” Working Paper, HEC Paris.
 - 20 Cascino, S. and Gassen, J. (2010) “Mandatory IFRS Adoption and Accounting Comparability.” Working Paper, London School of Economics.
 - 21 Chen, K. C. W. and Tang, F. (2009) “Do Firms Use the Unrealized Gains Mandated by IFRS to Increase Executive Cash Compensation? Evidence from Family-Owned Property Companies in Hong Kong.” Working Paper, Hong Kong University of Science and Technology
 - 22 Chen, H., Tang, Q., Jiang, Y. and Lin, Z. (2010) “The Role of International Financial Reporting Standards in Accounting Quality: Evidence from the European Union.” *Journal of International Financial Management & Accounting*, Vol.21, No.3, pp.220-278
 - 23 Chen, C. J. P., Ding, Y. and Xu, B. (2011) “Convergence of Accounting Standards and Foreign Direct Investment.” Working Paper, City University of Hong Kong
 - 24 Christensen, H. B., Lee, E. and Walker, M. (2008) “Incentives or Standards: What Determines Accounting Quality Changes around IFRS Adoption.” Working Paper, University of Chicago
 - 25 Christensen, H. B., Lee, E. and Walker, M. (2009) “Do IFRS Reconciliations Convey Information? The Effect of Debt Contracting.” *Journal of Accounting Research*, Vol.47, Issue.5, pp.1167-1199
 - 26 Clarkson, P., Hanna, J. D., Richardson, G. D. and Thompson, R. (2011) “The Impact of IFRS Adoption on the Value Relevance of Book Value and Earnings.” *Journal of Contemporary Accounting & Finance*, Vol.7, Issue.1, pp.1-17
 - 27 Covrig, V., DeFond, M. and Hung, M. (2007) “Home Bias, Foreign Mutual Fund Holdings, and the Voluntary Adoption of International Accounting Standards.” *Journal of Accounting Research*, Vol.45, Issue. 1, pp.41-70
 - 28 Cuijpers, R. and Buijink, W. (2005) “Voluntary Adoption of Non-local GAAP in the European Union: a Study of Determinants and Consequences.” *European Accounting Review*, Vol.14, No.3, pp.487-524
 - 29 Daske, H. (2006) “Economic Benefits of Adopting IFRS or US-GAAP - Have the Expected Cost of Capital Really Decreased?” *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol.33, No.3-4, pp.329-373
-

- 30 Daske, H., Hail, L., Leuz, C. and Verdi, R. S. (2008) "Mandatory IFRS Reporting around the World: Early Evidence on the Economic Consequences." *Journal of Accounting Research*, Vol.46, Issue.5, pp.1085-1142
- 31 Daske, H., Hail, L., Leuz, C. and Verdi, R. S. (2009) "Adopting a Label: Heterogeneity in the Economic Consequences of IFRS Adoptions." Working Papers, University of Mannheim.
- 32 DeFond, M., Hu, X., Hung, M. and Li, S. (2011) "The Impacts of IFRS Adoption on US Mutual Fund Ownership: the Role of Comparability." *Journal of Accounting and Economics*, Vol.51, Issue.3, pp.240-258
- 33 de las Heras, E., Moreira, J. A. and Teixeira, P. (2010) "Are Institutional Factors Influencing Accounting Policy Choices under IFRS? a European Perspective." Working Paper, Universidad Autonoma de Madrid.
- 34 Demerjian, P. R. (2011) "Accounting Standards and Debt Covenants: Has the "Balance Sheet Approach" Damaged Balance Sheet?" *Journal of Accounting and Economics*, Vol.52, Issue.2-3, pp.178-202
- 35 Dixon, A. D. and Monk, A. H. B. (2009) "The Power of Finance: Accounting Harmonization's Effect on Pension Provision." *Journal of Economic Geography*, Vol.9, No.5, pp.619-639
- 36 Florou, A. and Pope, P. F. (2009) "Mandatory IFRS Adoption and Investor Asset Allocation Decisions." Working Paper, University of Macedonia
- 37 Florou, A., Kosi, U. and Volger, O. (2010) "Credit Relevance and Mandatory IFRS Adoption." Working Paper, University of Macedonia
- 38 Garcia Osma, B. and Pope, P. F. (2011) "Strategic Balance Sheet Adjustments under First-time IFRS Adoption and the Consequences for Earnings Quality." Working Paper, Lancaster University.
- 39 Gkougkousi, X. and Mertens, G. (2010) "Capital Market Effects of Mandatory IFRS Adoption in the Financial Sector." Working Paper, Rotterdam School of Management
- 40 Glaum, M., Schmidt, P., Street, D. L. and Vogel, S. (2010) "Compliance with Disclosures Required by IFRSs across 17 European Countries: Company-level and Country-level Determinants." Working Paper, University of Giessen.
- 41 Goncharov, I. and van Triest, S. (2011) "Do Fair Value Adjustments Influence Dividend Policy?" *Accounting and Business Research*, Vol.41, No.1, pp.51-68
- 42 Harris, T. and Muller, K. (1999) "The Market Valuation of IAS versus US-GAAP Accounting Measures Using Form 20-F Reconciliations." *Journal of Accounting and Economics*, Vol.26, No.1-3, pp.285-312
- 43 Horton, J., Serafeim, G. and Serafeim, I. (2010) "Does Mandatory IFRS Adoption Improve the Information Environment?" Working Paper, London School of Economics
- 44 Hung, M. and Subramanyam, K. R. (2007) "Financial Statement Effects of Adopting International Accounting Standards: the Case of Germany." *Review of Accounting Studies*, Vol.12, Issue.4, pp.623-657
-

- 45 Jeanjean, T. and Stolowy, H. (2008) “Do Accounting Standards Matter? an Exploratory Analysis of Earnings Management before and after IFRS Adoption.” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.27, No.6, pp.480-494
- 46 Kim, Y. and Li, S. (2010) “Mandatory IFRS Adoption and Intra-industry Information Transfers.” Working Paper, Santa Clara University
- 47 Kvaal, E. and Nobes, C. (2010) “International Differences in IFRS Policy Choice: a Research Note.” *Accounting and Business Research*, Vol.40, No.2, pp.173-187
- 48 Kochiyama, T. (2012) “Economic Consequences of Fair Value Accounting and a Change in the Distribution Rule.” Working Paper, Hitotsubashi University
- 49 Landsman, W. R., Maydew, E. L. and Thornock, J. R. (2011) “The Information Content of Annual Earnings Announcements and Mandatory Adoption of IFRS.” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.53, Issue.1, pp.34-54
- 50 Lang, M., Maffett, M. and Owens, E. (2010) “Earnings Comovement and Accounting Comparability: the Effects of Mandatory IFRS Adoption.” Working Paper, UNC-Chapel Hill and University of Rochester.
- 51 Li, S. (2010) “Does Mandatory Adoption of International Financial Reporting Standards in the European Union Reduce the Cost of Equity Capital?” *The Accounting Review*, Vol.85, No.2, pp.607-636
- 52 Luez, C. (2003) “IAS versus US GAAP: Information-Asymmetry Based Evidence from Germany’s New Market.” *Journal of Accounting Research*, Vol.41, Issue.3, pp.445-472
- 53 Luez, C. and Verrecchia, R. (2000) “The Economic Consequences of Increased Disclosure.” *Journal of Accounting Research*, Vol.38 (Supplement), pp.91-124
- 54 Marquez-Ramos, L. (2008) “The Effect of IFRS Adoption on Trade and Foreign Direct Investments.” Working Paper, Univeristat Jaume I
- 55 Morais, A. I. and Curto, J. D. (2009) “Mandatory Adoption of IASB Standards: Value Relevance and Country-Specific Factors.” *Australian Accounting Review*, Vol.19, No.2, pp.128-143
- 56 Morricone, S., Oriani, R. and Sobrero, M. (2009) “The Value Relevance of Intangible Assets and the Mandatory Adoption of IFRS.” Working Paper, University of Bologna
- 57 Muller, K. A., Riedl, E. J. and Sellhorn, T. (2011) “Mandatory Fair Value Accounting and Information Asymmetry: Evidence from the European Real Estate Industry.” *Management Science*, Vol.57, No.6, pp.1138-1153
- 58 Pae, J., Thornton, D. and Welker, M. (2006) “The Reduction of Firms’ Ownership Induced Agency Costs Following Financial Reporting Reform in the European Union.” Working Paper, Queen’s University
- 59 Pagratis, S. and Stringa, M. (2009) “Modeling Bank Senior Unsecured Ratings: a Reasoned Structured Approach to Bank Credit Assessment.” *International Journal of Central Banking*, Vol.5, No.2, pp.1-39
-

- 60 Panaretou, A., Shackleton, M. and Taylor, P. (2009) "Corporate Risk Management and Hedge Accounting." Working Paper, Lancaster University
- 61 Piot, C., Dumontier, P. and Janin, R. (2010) "IFRS Consequences on Accounting Conservatism within Europe." Working Paper, University of Grenoble
- 62 Rixon, D. and Faseruk, A. (2009) "Valuation in Public Sector Agencies: Impact on Financial Reporting through the Implementation of International Financial Standards: Focus on Canadian Workers Compensation Boards." *Journal of Financial Management and Analysis*, Vol.22, No.1, pp.16-27
- 63 Shazad, K. (2010) "The Quality of Financial Reporting under IFRS: Evidence from Credit Ratings." Working Paper, Erasmus University Rotterdam
- 64 Swinkles, L. (2006) "Have Pension Plans Changed after the Introduction of IFRS?" Working Paper, Erasmus University Rotterdam
- 65 Tan, H., Wang, S. and Welker, M. (2009) "Foreign Analyst Following and Forecast Accuracy around Mandated IFRS Adoptions." Working Paper, University of Waterloo
- 66 van Tendeloo, B. and Vanstraelen, A. (2005) "Earnings Management under German GAAP versus IFRS." *European Accounting Review*, Vol.14, No.1, pp.155-180
- 67 Varriest, A., Gaeremynck, A., Thornton, D. B. (2010) "Corporate Governance and Properties of IFRS Adoption." Working Paper, Tilburg University
- 68 Wang, C. (2011) "Accounting Standards Harmonization and Financial Statement Comparability: Evidence from Transnational Information Transfer." Working Paper, University of Pennsylvania
- 69 Wu, J. S. and Zhang, I. X. (2009a) "The Adoption of Internationally Recognized Accounting Standards: Implications for the Credit Markets." Working Paper, University of Rochester
- 70 Wu, J. S. and Zhang, I. X. (2009b) "The Voluntary Adoption of Internationally Recognized Accounting Standards and Firm Internal Performance Evaluation." *The Accounting Review*, Vol.84, No.4, pp.1281-1310
- 71 Wu, J. S. and Zhang, I. X. (2010) "Accounting Integration and Comparability: Evidence from Relative Performance Evaluation around IFRS Adoption." Working Paper, University of Rochester
- 72 Yu, G. (2009) "Accounting Standards and International Portfolio Holdings: Analysis of Cross-Border Holdings Following Mandatory Adoption of IFRS." Working Paper, University of Michigan

あとがき — 謝辞

本報告書は 2000 年より開始した UNIAS プロジェクトの一部である。この間、日本における IFRS 対応調査には 12 年以上かけておよそ 1000 人の方々からお話や詳細なデータをいただいた。本報告書の中核は多くのステークホルダーからのお話である。ここで改めて御礼申し上げる。団体名、個人名を取り上げてここに記すことはかえって誤解を生み、或いは迷惑をおかけすることにもつながるので控えるが、心から御礼申し上げる。

我々は第 I 期と II 期では殆どの場合「うなずきの方法」で静かにデータを収集することに努めてきた。これはできる限り現場の声を記録するために必要な手続きであった。第 III 期に入ってから、全てのステークホルダーに対し「反論の方法」をもって、インタビューと対峙する構造を作り出すことによって、議論の深化に努めた。こうした「うなずきの方法」や「反論の方法」のために、多くのインタビューが「この研究員は味方であろう」とか「敵であろう」との印象をもたれたかもしれない。仮に誤った印象を作り出してしまった経緯があれば謹んでお詫び申し上げます。我々の意図は常に公共的なコミュニケーションの促進であり、これを長期計画の下に意図的に実行してきた。世界レベルで急進展してゆく IFRS の議論には良くも悪くも多くのレトリックが付きまとい、公共的な利益の確認と保護のためにはそうした一方的なレトリックを超えた理解に努める必要があった。こうしたレトリックを実証的に解きほぐすために「うなずきの方法」や「反論の方法」がどうしても必要な方法であったことに鑑み関係者には寛大にもお許しいただきたい。

本報告書は、2011 年末に委嘱された後、諸般の事情により 2012 年 3 月末までに提出することを余儀なくされた。体調不良もあり、過去 12 年間のデータを取りまとめ、更に 2 度の訪日調査に基づいて十分な報告書を完成させるには物理的に無理があった。これまで得られたデータの中には新しい理論を構成し新しい会計制度へ向けて検討すべき課題も見つかった。しかし、こうしたデータを消化している時間が全くなかったというのが正直な感想である。こうしてとりあえずまとめた報告書の中でさえデータの十分でないところがあり、また論理や説明に不明瞭なところが多いことは極めて不本意であり、関係者に心より謝罪したい。また、データの単純ミスやタイプミスなども訂正しきれていない。こうした点については後日、十分な時間とデータを費やして別の方法で公刊してゆきたい。

また、欧米やインドでの経験と異なり、日本ではその「礼儀正しさ」とか「奥ゆかしさ」の美德により、インタビューデータを実名入りで引用できないことが多く、その分、証拠力が希薄であるかのように映る場合がある。しかし、この点については、アイデンティティの保護により実際の感覚に近い表現、理解、意見などの反映を優先した結果である。研究調査の客観性をこの報告書自体ではなく社会調査の長期的な過程の中に求める立場（第二節参照）からすれば、本報告書のバイアスと考えられる部分については、今後の研究調査やコミュニケーションにより積極的に修正されるべきものとする。そもそも、IFRS 対応の問題の多くは、検証の難しい多くのレトリックが意図的に使われ、多くのステークホルダーのコミュニケーションが成立しなかった点にある。本書自体が継続的なコミュニケーション促進のための一過程であることを再認識したうえで、今後の議論の基礎となれば幸いである。

本報告書の取りまとめに当たっては、金融庁 総務企画局 企業開示課 企業会計調整官 野村昭文氏、及び、オックスフォード大学サイドビジネススクールの客員研究員・河内山拓磨氏に格別なご尽力をいただいた。ここに記して御礼申し上げます。

IFRS の推進派にしても、慎重派にしても、公共的福祉や精神の観点から、献身的な仕事をしている人たち数人と出会うことができた。会計の変革は「静かな革命」となりうる。アイデンティティの保護のために名前を記すことを慎むが、心から尊敬し感謝申し上げます。

家族には楽しいクリスマス、正月、イースター休暇も与えられなかった。身体的にも精神的にも疲労していて迷惑をかけた。ここに詫言と感謝を表明する。

ファンディング

UNIAS プロジェクトは、その殆がオックスフォード大学による継続的なファンディングにより支えられている。ただし、本報告書を上梓するために要した費用をカバーするため、金融庁より総額 1,812,000 円を受けている。同金額の申し出・請求にあたっては UNIAS プロジェクトの事務員が担当し、研究内容・判断への影響は一切ないよう配慮した。

参考文献

Association for Investment Management and Research (AIMR), 1993, *Financial Reporting in the 1990s and Beyond*. AIMR.

Ball, Ray (2001) 'Infrastructure Requirements for an Economically Efficient System of Public Financial Reporting and Disclosure', *Brooking Wharton Papers on Financial Services*, Vol.26, pp. 127-182.

Ball, Ray (2006) 'International Financial Reporting Standards (IFRS): Pros and Cons for Investors', *Accounting and Business Research*, International Accounting Policy Forum. pp. 5-27.

Bartov, E., Mohanram, P. & Nissim, D. (2007) 'Managerial Discretion and the Economic Determinants of the Disclosed Volatility Parameter for Valuing ESOs', *Review of Accounting Studies*, Vol.12, No.1, pp.155-179

Beatty, A. & Weber, J. (2005) 'The Importance of Accounting Discretion in Mandatory Accounting Changes: An Examination of the Adoption of SFAS 142', Working Paper, Ohio State University, Sloan School of Management, MIT.

Berger, Peter & Zijderveld, Anton (2009) *In Praise of Doubt: How to Have Convictions Without Becoming a Fanatic*. Harper Colins, New York, USA

Biondi, Y. & Suzuki, T. (2007) Socio-Economic Impacts of International Accounting Standards. *Socio-Economic Review*, Vol. 5, No. 4. pp. 585-602.

Bromwich, M., Macve, R., & Sunder S (2010) *Hicksian Income in the Conceptual Framework*, *Abacus*, Vol. 46, No. 3. Pp. 348-376.

Brunsson, N., Jacobsson, B., & Associates (2000) *A World of Standards*. Oxford University Press. Oxford. UK.

Brüggenmann, U., Hitz, J. & Sellhorn, T (2012) Intended and unintended consequences of mandatory IFRS adoption: A review of extant evidence and suggestions for future research. SFB 649 Discussion Paper 2012-011 - SFB 649, Humboldt-Universität zu Berlin Spandauer Straße 1, D-10178 Berlin.

Caballero, R. (2010) Macroeconomics after the Crisis: Time to Deal with the Pretense-of-Knowledge Syndrome, *Journal of Economic Perspectives*. Volume 24, Number 4. pp. 85–102.

CFA Institute, 2005, *A Comprehensive Business Reporting Model: Financial Reporting for Investors*. CFAI.

CFA Institute, 2007, *A Comprehensive Business Reporting Model: Financial Reporting for Investors*. CFAI.

Creswell, John W. & Clark, Vicki L.Piano (2007) *Designing and Conducting Mixed Methods Research*. Sage Publications, California. USA 273 pp.

Dechow, P. M., Myers, L. A. & Shakespear, C. (2010) 'Fair Value Accounting and Gains from Asset Securitization: A Convenient Earnings Management Tool with Compensation Side-Benefits', *Journal of Accounting and Economics*, Vol.49, Issue 1-2, pp.2-25.

Hail, L., Leuz, C. & Wysocki, P. (2009) *Global Accounting Convergence and the Potential Adoption of IFRS by the United States: An Analysis of Economic and Policy Factors*. Study prepared as an independent research report to the U.S. FASB.

Heffes, Allen (2004) 'IASB's Sir David Tweedie 'optimistic' on convergence: International Accounting Standards Board Chairman Sir David Tweedie remains optimistic about convergence. Now, in the third year of his five-year term, he speaks with Financial Executive's Managing Editor Ellen M. Heffes about progress to date, sticking points and what he'd still like to see happen'. In *Financial Executive*, Jan. 2004, Financial Executive International. pp. 1-4. Available at <http://www.allbusiness.com/finance-insurance/733134-1.html>, Accessed 31 Dec. 2010.

Hewson, Martin & Sinclair, Timothy J. (eds.) (1999) *Approaches to Global Governance Theory*. Albany, NY: State University of New York, USA.

Hicks, John. R., (1946) 'Income' Chapter XIV of *Value and Capital*, 2nd ed., Clarendon Press, UK.

Holthausen, R. W. & Watts, R. L. (2001) 'The Relevance of the Value-Relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting', *Journal of Accounting and Economics*, Vol.31, No.1-3, pp.3-75

IFRSF (International Financial Reporting Standards Foundation) (2010a) *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. London

Kochiyama, T. (2012) 'Economic Consequences of Fair Value Accounting and a Change in the Distribution Rule: Empirical Evidence from Japanese Legal Setting' Working Paper, Hitotsubashi University.

Kothari, S. P., Ramanna, K. & Skinner, D. J. (2010) 'Implications for GAAP from an Analysis of Positive Research in Accounting', *Journal of Accounting and Economics*, Vol.50, No.2-3, pp.246-286

Kroeker, J. (2012) *Testimony Concerning Accounting and Auditing Oversight: Pending Proposals and Emerging Issues Confronting Regulators, Standard Setters, and the Economy* by James Kroeker, Chief Accountant, U.S. Securities and Exchange Commission, Before the Subcommittee on Capital Markets and Government Sponsored Enterprises of the House Committee on Financial Services. [online] March 28. Available at: <http://financialservices.house.gov/UploadedFiles/HHRG-112-BA-WState-JKroeker-20120328.pdf>

Laux, C. & Luez, C. (2009) 'The Crisis of Fair-Value Accounting: Making Sense of the Recent Debate', *Accounting, Organizations and Society*, Vol.34, pp.826-834

Laux, C. & Luez, C. (2010) 'Did Fair-Value Accounting Contribute to the Financial Crisis?', *Journal of Economic Perspectives*, Vol.24, pp.93-118

Morley, Julia (2011) *Sequences of change in financial reporting: the influence of financial economics*. PhD thesis, London School of Economics and Political Science (LSE), London, UK.

Plender, J. (2012). Banks, bonuses and bad accountancy (Calling for the active participation of institutional investors), *Financial Times*. [online] 25 March. Available at: <http://www.ft.com/intl/cms/s/0/ed4033ce-7275-11e1-9c23-00144feab49a.html#axzz1qBX7Kj4F>

Ramanna, Karthik (2008) 'The Implications of Unverifiable Fair-Value Accounting: Evidence from the Political Economy of Goodwill Accounting', *Journal of Accounting and Economics*, Vol.45, No.2-3, pp.253-281

Ramanna, K. & Watts, R (2011) "Evidence on the Use of Unverifiable Estimates in Required Goodwill Impairment" Harvard Business School Accounting & Management Unit Working Paper No. 09-106

Rayner, Steve (2012) Uncomfortable knowledge: the social construction of ignorance in science and environmental policy discourses. *Economy and Society*, Volume 41, Number 1, pp. 107-125(19)

Soderstrom, N. S. & Sun, K. J. (2007) 'IFRS Adoption and Accounting Quality: A Review', *European Accounting Review*, Vol.16, No.4, pp.675-702

Stewart, Allison (2012 Forthcoming) *The Transfer of Ignorance: How Costs are Constructed in the Olympic and Commonwealth Games*. Unpublished DPhil Dissertation. University of Oxford. Oxford. UK

Shapiro, M. (15 Jan. 2009) NOMINATIONS OF: MARY SCHAPIRO, CHRISTINA D. ROMER, AUSTAN D. GOOLSBEE, CECILIA E. ROUSE, AND DANIEL K. TARULLO; Hearing before THE COMMITTEE ON BANKING, HOUSING, AND URBAN AFFAIRS, UNITED STATES SENATE ONE HUNDRED ELEVENTH CONGRESS. First Session.

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CHRG-111shrg50221/pdf/CHRG-111shrg50221.pdf> (Access: 30 March, 2012)

Sunder, Shyam (2002) Regulatory Competition Among Accounting Standards within and Across International Boundaries. *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 21, No. 3, pp. 219–234.

Sunder, Shyam (2009) 'IFRS and the Accounting Consensus', *Accounting Horizons*, Vol. 23, No. 1, pp. 101–111.

Suzuki, T. (2003a) The Accounting Figuration of Business Statistics as a Foundation for the Spread of Economic Ideas. *Accounting Organizations and Society*. Vol. 28. pp.65.- 95.

Suzuki, T. (2003b) The Epistemology of Macroeconomic Reality: The Keynesian Revolution from an Accounting Point of View. *Accounting Organizations and Society*. Vol. 28. pp. 471-517.

Suzuki, T. (2005a) National accounting, corporate accounting and global standardization. Blackwell *Encyclopaedia of Management* (ed. C. L. Cooper) Oxford; Vol. 1, Accounting. An entry in Section: Accounting and Macroeconomics. pp. 318-323.

Suzuki, T. (2005b) Report to the Government of China (PRC), Ministry of Finance. "Unexplored Impacts of IAS / ISFR in China – Policy Implications on the Relationship between Accounting and Sustainable Growth of Chinese Socio-economy (In Chinese; Confidential under the Ministerial regulation of Ministry of Finance).

Suzuki, T. (2007a) Accountics: Impacts of Internationally Standardized Accounting on the Japanese Socio-Economy. *Accounting Organizations and Society*. Vol. 32. No. 3, pp. 263-301.

Suzuki, T. (2007b) A History of Japanese Accounting Reforms as a Microfoundation of the Democratic Socio-Economy: Accountings Part II. *Accounting Organizations and Society*. Vol. 32 No. 6, pp. 543-575.

- Suzuki, T. & Jaypal J. (2010) 'Socio-Economic Impacts of IFRS on Wider Stakeholders in India'. Research by Accounting Group, Saïd Business School, University of Oxford, UK. Submitted to the Institute of Chartered Accountants in India (ICAI) for the Government of India.
- Tashakkori, Abbas & Teddlie, Charles (2003) *Handbook of mixed methods in social & behavioral research*, Sage, California, USA
- Tweedie, D. (2004) 'Setting a Global Standard: The Case for Accounting Convergence', *Northwestern Journal of International Law & Business*, Vol.589, No.25, pp.589-608
- Tweedie, D. (2006) 'Prepared Statement of Sir David Tweedie, Chairman of the International Accounting Standards Board before the Economic and Monetary Affairs Committee of the European Parliament', 31st, Jan. 2006.
- Uozumi, Yasuhiro (2007) JAPANESE BUSINESS AND INTERNATIONAL CONVERGENCE OF ACCOUNTING STANDARDS, USJP Occasional Paper 07-13, Program on U.S.-Japan Relations, Harvard University, 61 Kirkland Street, Cambridge, MA, 02138-2030, USA. Available: <http://www.wcfia.harvard.edu/us-japan/research/pdf/07-13.Uozumi.pdf> (Access: 30th March, 2012)
- Whittington, Geoffrey [2008] Fair Value and the IASB/FASB Conceptual Framework Project: An Alternative View, *Abacas*, Vol. 44, No. 2. Pp. 139-168
- Zeff, S. (1978) The Rise of "Economic Consequences" *The Journal of Accountancy*, pp. 56-63.
- Zeff, S. & Nobe. C (2010) "Has Australia (or Any Other Jurisdiction) 'Adopted' IFRS?" *Australian Accounting Review*, June 2010, Vol. 20, No. 53, Issue 2. Pp.178-184
- 伊藤邦雄 [1996] 『会計制度のダイナミズム』. 岩波書店
- 伊藤邦雄 [2011] 包括利益開示の意義・影響・課題 『企業会計』 Vol.63, No.3, pp.18-28
- 岩井克人・佐藤孝弘 [2011] 『IFRS に異議あり・国際会計基準の品質を問う』 日経プレミアシリーズ 日本経済新聞社
- 薄井彰 [2004] 株式評価における保守的な会計測定の経済的機能について 『金融研究』 3月号 pp.127-159.
- 薄井彰 [2012 近刊] 『会計制度の経済分析』. 中央経済社
- 大日方隆 [2011a] 会計機能から見た会計基準の論点 『企業会計』 Vol. 63, No. 1, pp. 86-92.
- 大日方隆 [2011b] IFRS と公正価値会計 『会計・監査ジャーナル』 No. 673, Aug., pp. 65-71.
- 大日方隆 [2012] 『金融危機と会計規制：公正価値測定の誤謬』 中央経済社
- 越智信仁 [2011] IFRS による見積拡大と経営者、監査人の責任・対応：重要性を増す裁量的判断過程への内部統制 『金融研究』 4月号, pp. 145-170.

加賀谷哲之 [2011] 会計基準の国際的収斂化が日本企業の配当行動に与える影響『企業会計』Vol 63, No. 11, pp. 58-71.

加賀谷哲之 [2011] 日本企業の費用収益対応度の特徴と機能『会計』179 巻 1 号 pp. 68-84

加賀谷哲之 [2012] IFRS 導入が日本企業に与える経済的影響『国際会計研究学界年報 臨時増刊号』pp. 4-21

加賀谷哲之 [2012] 「会計基準の国際的統合化・収斂化が投資活動に与える影響」『一橋ビジネスレビュー』第 60 巻第 1 号, pp.78-96

金子誠一 [2011] IFRS 採用後の日本基準と ASJB のあり方『企業会計』Vol. 63, No. 1, pp. 56-60.

来住慎一 [2008] 国際保険監督規制の最近の動向『生命保険経営』Vol.76, No.4, pp.51-77

岸田雅雄 [2010] 会計基準違反に対する刑事罰と公正会計慣行『早稲田法学』Vol.85, No.4, pp.207-238

金融庁 [2009 Dec] 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年十二月金融庁告示第六十九号）【最終改正 平成二十三年四月六日（金融庁告示第三十七号）】
http://www.fsa.go.jp/common/law/kaiji_info/k_kaikei01.pdf

金融庁 [2011] 自見金融担当大臣談話－IFRS 適用に関する検討について－（平成 23 年 6 月 21 日）
<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>

金融庁 [2011 June 30] 企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における大臣挨拶
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/hatsugen/soukai/20110630/01.pdf

河内山拓磨 [2012] 「分配 規制の機能と課題～ 欧州企業の個別財務諸表を中心に～」ワーキングペーパー. 一橋大学・オックスフォード大学 (UK)

斎藤静樹 [2005] 『討議資料・財務会計の概念フレームワーク』. 中央経済社

斎藤静樹 [Feb., 2009] 『会計基準の研究』. 中央経済社

斎藤静樹 [2011a] 会計基準作りの基準と会計研究『会計』第 179 巻第 1 号 pp. 1-13.

斎藤静樹 [2011b] 会計基準開発の基本思考とコンバージェンスの在り方『金融研究』日本銀行金融研究所 2011 年 8 月 pp. 1-17

佐藤行弘 [2011] 「日本での IFRS に関する取組みの検証と今後の課題」『地銀協月報』2011 年 11 月号, pp.2-19.

島崎憲明 [2011] マールインタビュー： 商社マンの国際経験を活かし、日本の会計制度のグローバル化を率いる『MARR』201 巻 July. Pp. 40-46.

島崎・垣内 [2011] 連載：キーパーソンに聞く (3) IFRS 財団 島崎氏「2012 年中に IFRS にコミットを」IFRS 国際会計基準フォーラム 2011/9/28
<http://www.atmarkit.co.jp/im/fa/special/keyperson/03/02.html> (Access: 30 March, 2012)

島崎憲明・辻山栄子 [2012] 「IFRS を巡る諸課題」と [日本の進むべき道] 『週刊 経営財務』 2012/1/16. No. 3048.

自見庄三郎 [2011] 自見庄三郎のブログ 2011 年 10 月 7 日イギリス訪問 2 日目
<http://ameblo.jp/jimmyoffice/day-20111007.html> (Access: 30, Mar., 2011)

鈴木一水 [2011a] IFRS 導入が与える法人税制への影響 『税経通信』 9 月号 66 巻 11 号

鈴木一水 [2011b] 課税所得計算における資産負債アプローチと収益費用アプローチの交錯『国民経済雑誌』 204 巻 1 号 pp. 41-55

スズキ トモ [2012 近刊] 第 10 章 発展途上国における持続可能な成長のための社会・環境情報開示規制のデザイン：実験研究ノート(Designing Socio-Environmental Disclosure Regulation for Developing Countries' Sustainable Growth – An Experimental Research) 『環境経営イノベーション (第 6 巻)』 國部克彦編 中央経済社

千葉純一 [1998] 『日本近代会計制度 – 企業会計体制の変遷』 中央経済社

辻山栄子 [2011] 会計基準の国際化と会計基準のメタ・ルール 『会計』 179 巻 第 1 号

辻山栄子 [2012] 包括的ビジネス報告モデルに関する批判的検討 『早稲田商学』 第 431 号

徳賀芳弘 [2011] 会計基準における混合会計モデルの検討 日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ No.2011-J-19

永井知美 [2011a] 会計も「開国」すべきか—国際会計基準の最新の動向と日本の対応 (上) 『経営センサー』 5 月号 東レ経営研究所 pp. 17-21.

永井知美 [2011b] 会計も「開国」すべきか—国際会計基準の最新の動向と日本の対応 (下) 『経営センサー』 6 月号 東レ経営研究所 pp. 38-44.

日本銀行金融研究所 徳賀芳弘 (京都大学) 編 [2011] ワークショップ「国際財務報告基準 (IFRS) と企業行動：IFRS アドプションのインパクト」の様相『IMES Discussion Paper Series』 pp. 146.

藤井秀樹 [2011] FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ 『国民経済雑誌』 204 巻 第 1 号 pp. 17-40.

藤沼亜紀 [2011] 視点 IFRS 財団時期戦略レビューと問われる日本の会計戦略 『会計・監査ジャーナル』 No. 671、June、pp. 2-4.

万代勝信 [2011] 規範的・記述的研究の社会貢献 『会計』 179 巻 5 号 pp. 28-38.

山田辰巳 [2011/8/29] IFRS に関する批判について：適切な理解に基づく議論を望む『金融財政事情』 pp. 22-25.

山田・鶯地・関根・吉田 [2011] 座談会 IASB 新・旧理事に訊く、IFRS の今後の展開と日本の役割 ～IFRS の開発、そして世界を舞台に活躍できる会計人育成のために～ 『会計・監査ジャーナル』 Aug., No. 673。

弥永真生 [2010] 「コンバージェンス」の推進で生じる新たな法務リスク『ビジネス法務』 Vol.10, No.1, pp.56-60

弥永真生 [2011] 「コンバージェンス」とアドプション『企業会計』 Vol.63, No. 1. pp. 22-26.

索引 (Index)

- 100 カ国 (120 カ国; IFRS を採用した), 152, 161, 177
 50 人のパワフルな人材, 69
Accounting Organizations and Society journal, 29
 AIG, 134
 Carl S. Shoup, 12
 David Tweedie, 52, 56, 64, 69, 106
 Deirdre McCloskey, 47
 Fair Value Corner, 64
 G20, 129, 152, 176
 Galbraith, 15
 Hans Hoogervorst, 52
 IAIS, 132
 IAS, 3
 IASB, 3, 120, 121
 IASB へのファンディング, 172
 IASC, 14
 IAS 第 41 号 (農業会計), 67, 69
IFRS の第一基本問題, 98, 178
IFRS の第三基本問題, 100, 181
IFRS の第二基本問題, 99, 178
 IFRS の理論的不整合, 65
 IFRS 財団, 56
 Income No. 1, 65, 98
 Interview Coding, 48
 IOSCO, 62
 John Hicks, 65
 John K. Galbraith, 12
 Jürgen Habermas, 47
 M&A, 112, 114, 123
 Picking Problem, 48
 Ray Ball, 29
 Reference to the other good citizens, 152, 155
 ROA, 111
 ROE, 111, 119
 Social Resaerch, 48
Socio-Economic Review, 26
The faster the better?, 96
The more transparent, the better?, 96
 Tick Boxing, 165
 UNIAS プロジェクト, 3, 25, 26, 27, 48, 58, 84, 104, 112
 XBRL, 95, 100, 151
 アイデンティティ保護, 47, 48
 煽り, 146, 166
 アクション・リサーチ, 40
 アクティブ・インタビュー, 38, 39
 悪の手先, 149
 悪夢 (Nightmare) - 1990 年代の企業国際比較分析, 76
 アジア・オセアニア・サテライト・オフィス, 169, 173
 アドプション, 4, 51, 161
 あやふやな状態, 43
 アルゴリズム取引, 42, 46, 83, 95, 142
 アルファ, 44, 80
 アンケート, 31, 38, 42, 43, 104
 意思決定有用性アプローチ, 14
 インタビュー, 38, 43, 104
 インド, 155
 インフォーミングのプロセス, 39
 上野道輔, 12, 16
 失われた 20 年, 96, 127
 営業損益, 66
 エージェンシー理論, 98, 125
 演繹的な会計基準開発, 69, 70
 エンロン事件, 71
 欧州企業史上最大の損失, 111
 大きな失敗をしない方法, 164, 168
 大きなメリット, 159, 164
 太田哲三, 12
 オープン・インタビュー, 39
 オリンピック, 101
 オルターナティブ・メソッド, 38
 カーブ・アウト, 4, 127, 171
 会計 (長期的な経営戦略に資さない), 123
 会計 (非重要なものとしての), 93, 94, 99, 103, 135, 147, 163
 会計外交, 174
 会計士協会, 150
 会計数値と株価のポジティブな関係, 100
 会計法, 16
 外国人投資家, 83
 概念フレームワーク, 51, 62, 63
 開発費, 108, 113, 120
 価格設定, 117
 科学的客観性, 47
 確定決算主義, 135, 142
 仮説検証型, 29

- 韓国, 154
監査報酬, 115
監査リスク, 150
機会主義的行動, 68, 71, 191
基幹産業や会社への十分な配慮, 138
企業会計審議会, 16, 17, 25
企業会計制度対策調査会, 16
企業国際比較分析, 75
帰納的な会計基準開発, 70
給付反対給付均等の原則, 134
強制アドプション, 4, 23
強制アドプションのメリット, 108
金融危機, 128
金融庁, 54, 130, 142, 145, 146, 150, 163, 167
クッションの喪失, 171
国全体での粉飾, 127, 170
国全体のマネジメント, 127, 135, 145, 170
グローバリゼーション, 30, 54, 73, 83
グローバル・スタンダード化, 72, 74
黒沢清, 12, 16
経営管理上のメリット, 106
経験主義的手法, 45
経済安定本部, 16
経済活動に資する会計基準の在り方, 83
経済産業省, 163
経済産業省内で企業財務室, 116
経済社会データシステム, 14
経済の成長を支える金融戦略, 83
契約支援機能, 40
契約補助, 171
ケース・スタディー, 38, 43, 105
原価計算, 116
原価低減, 116
原価低減・改善活動(に資さない会計), 118
原則主義, 81, 92
原則主義的なグローバル会計基準, 61
公正価値会計による資産・負債アプローチ,
61
公正価値会計のパラドックス, 70
公正価値測定に起因する行動学的懸念, 67
公正価値の測定可能性, 70
合成の誤謬, 100
行動(会計)学, 71
高頻度トレーディング, 46
効率的な市場, 46, 49
"合理的"(疑いの念を込めて), 67, 68, 70,
134
国際会計基準審議会, 3
国際機関, 72, 155
国債処理, 171
国際的に展開した事業の管理の効率化, 107
国際派, 14, 160, 165, 176
国民経済計算, 12, 28
個人デイトレーダー, 42
コスト・ベネフィット分析, 37
国会議員, 132, 138, 170
国家戦略, 123
国家戦略本部, 138
ご都合主義的な計算, 71
コミュニケーション, 47, 48, 104, 140, 203
今後の予測が可能な本業の利益, 65
コンサルティング会社, 146
コンセンサス・プロセス, 40
サーベイ, 29, 31, 38, 42, 43, 58
罪刑法定主義の原則, 136
裁量性, 113
重要ポスト・シート確保論, 166, 176
自己資本比率, 131
資産負債アプローチ, 63
静かな革命, 28, 204
「使命感」と「真面目」な態度, 147
システム・ソフトウェア開発会社, 151
持続可能な利益概念, 98
持続的成長, 69, 122, 141, 178
実現主義の原則, 142
質的重要性, 43
資本コスト, 98, 106, 147
資本コストの低減, 105
自見庄三郎, 25
借鑒趨同, 158
斜陽経済のマネジメント, 101
証券監督者機構(IOSCO), 14, 50
証券規制, 40
情報開示のスピード(適切なレベルの), 97
白鳥栄一, 14
シンガポール, 154
信金中央金庫, 132
信用金庫, 130
スタンダード化, 73, 74
ステークホルダー, 41, 57, 69, 74, 149,
166

- ステークホルダー・アイデンティフィケーション, 39
性急で強いフォームでの IFRS アドプション, 4, 58, 139, 162, 170, 175, 179
政治的な手法, 74
政治的なデメリット・リスク, 163
政治的要請, 170
製造業, 116, 122
税務制度を優先, 135
世界統一, 72, 107, 115, 130
積極的な外交, 170
積極的な姿勢 (IFRS を受け入れる), 107
先行適用メリット, 106
全国地方銀行協会, 132
戦略的曖昧さ, 47, 170
洗練された投資家, 81, 118, 119
創造的無知, 101
ソーシャル・ネットワーク・ファンド, 46, 83
ソルベンシーマージン, 132
ダイアレクティック・インタビュー, 38
退職給付債務, 116
代替的研究手法, 38
第二次的なレトリック, 144
短期業績主義, 44, 125
短期売買を志向する投機家, 124
中国, 89, 90, 156, 174
中小企業の会計, 169
中長期的な経営, 142
長期開発, 120
長期雇用の労働者, 118
長期的な経営, 97
長期的な経済成長, 123
長期投資, 95, 137, 141, 181
長期保有でない投資家, 124
長期保有投資家, 83, 101
調和化 (Harmonization), 51
都留重人, 12
デービット (David Tweedie 参照), 167
適正水準を超えたスピード, 179
適切なスピードとか半透明性, 96
適切なレベルでの透明性, 45
テクノロジカル・ディターミネーション, 28, 100
東京合意, 51, 52
東京証券取引所, 125
統計使節団, 12
統計的手法, 29
倒産の危機, 133
投資家・アナリスト, 42, 57, 65, 66, 81, 83
投資家とアナリストの IFRS に対する実務的無関心, 65
投資家のタイプ・クラス, 82
投資家保護, 12
同等性評価, 51, 55, 91, 119, 157
透明性 (適切なレベルの), 97, 101
透明性・比較可能性, 75, 76, 80, 92, 93, 95, 97
透明性が高ければ高いほどいいのか, 96
透明性や比較可能性, 90, 98, 127, 144
透明であればあるほど望ましい (疑問としての), 179
トライアングル体制, 13, 16, 50
取り付け, 131
内部統制, 135, 137, 147
南北問題, 46
日本株, 84, 89, 94
日本公認会計士協会, 55, 121
日本証券アナリスト協会, 56
日本税理士協会, 55
日本の会計基準は完成度の高い優れた基準, 142
任意適用, 103
人間行動上の側面, 45
ノーワーク合意, 50, 62, 109
のれん, 108, 120, 164
バーゼル銀行監督委員会, 128
ハーモナイゼーション (Harmonization), 161
バイ・アンド・ホールド, 125
バイ・アンド・ホールドでない海外投資家, 124, 141
バイアス, 47, 104
ハイパーリアリティ, 100, 181
はぐらかしの話術, 39
発生主義会計, 70
早ければ早いほどいい, 96, 179
パラドックス, 77, 80, 100
バランスシート・マネジメント, 112
反証不能な会計, 71
反道徳的側面, 46
非アドプションによる「デメリットとリスク」, 162

- 非アドプションによるリスクの本質, 163
比較可能性 (表面的な), 77, 78, 79, 81, 91, 93, 95, 97, 115
ビジネス・エシックス, 148
非上場株式の公正価値評価, 119
ピックアップ問題, 48
ビックバン, 51
標準化, 12, 28, 73, 74
表面上効率的な市場, 100
ビルト・イン・スタビライザー, 15
含み益, 97
不合理性や曖昧性, 45
フリーアソシエーション・インタビュー, 39, 105, 107
不良債権, 96
プロシクリカリティ, 129
米国経済使節団, 12
ベータ, 44
包括利益, 66, 98, 108
ボーダフォン社, 111
ホールド・アップ, 168, 171
保険監督者国際機構, 132
保守主義, 97, 101, 114, 120
ボラティリティ, 95
本当の銀行マンの仕事, 131
マクロ経済統制, 40
真面目 (日本人論として), 151, 152, 166
マネジメントアプローチ, 97, 120, 121, 122
マレーシア, 154
民主主義の精神, 162
民主的なデータシステム, 15
メガバンク, 132
メディア, 146
持分プーリング法の禁止, 109
モニタリングボード, 167
モノづくり, 116
物づくり, 24
有形固定資産の再評価モデル, 118
夢 (投資家・アナリストの), 23, 56, 82, 83
ラベリング, 100
利害関係調整機能, 40, 171
リサイクリング, 117
量的重要性, 43
レクシスの原則, 134
レジェンド問題, 50, 84, 85, 94, 165
レジティマシー (合法性・正当性), 93
レトリック, 27, 28, 39, 46, 47, 49, 64, 71, 77, 97, 144, 177, 203
割引キャッシュ・フロー法 (DCF法), 67

引用と連絡先について (Citation and Contact Details)

引用フォーム

Suzuki Tomo (2012) オックスフォード・レポート：日本の経済社会に対する I F R S の影響に関する調査研究 (The Impact of IFRS on Wider Stakeholders of Socio-Economy in Japan) 金融庁提出ポリシー・ディスカッション・ペーパー; 初度提出: 2012年3月30日 (Policy Discussion Paper; Submitted to Financial Services Agency, the Government of Japan; 30th March, 2012; Tokyo.

Please quote as:

Suzuki, Tomo (2012) 'The Impact of IFRS on Wider Stakeholders of Socio-Economy in Japan'. On the request of the State Minister Shozaburo Jimi, Financial Services Agency, the Government of Japan. First submitted: 30th March, 2012 in Tokyo. 217 pages. Professor Tomo Suzuki, Saïd Business School, University of Oxford, OX1 1HP UK..

著者と連絡先:

著者トモ スズキは日本の第二次・第三次公認会計士試験に合格し、東京で大手監査法人にて勤務後、英国に渡り、ロンドン・スクールオブ・エコノミクス (LSE, University of London) にて、社会科学哲学修士号、オックスフォード大学で経営学 (経済学と会計) の博士号を取得。現在オックスフォード大学・サイード・ビジネススクールの常任・終身教授、会計学主任である。連絡先は以下の通り。

For more details, please contact the Principal Researcher:

Professor Tomo Suzuki
Head of Accounting Group
Saïd Business School
University of Oxford
Oxford OX1 1HP, UK.

www.sbs.ox.ac.uk

tomo.suzuki@sbs.ox.ac.uk

